

平成 1 8 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 5 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（18 日間）	4
1. 日程第 3. 平成 1 8 年度市政執行方針（島市長）	4
○教育行政執行方針（藤原教育長）	1 4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について	1 8
○提案理由説明（島市長）	1 8
○質疑（竹中憲之議員）	1 8
○原案可決	1 9
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明（島市長）	1 9
○原案可決	2 0
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○質疑（宮田 久議員）	2 0
○質疑（谷内 司議員）	2 1
○質疑（熊谷吉正議員）	2 3
○原案可決	2 5
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について	2 5
○提案理由説明（島市長）	2 5
○質疑（熊谷吉正議員）	2 5
○原案可決	2 6
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正について	2 7
○提案理由説明（島市長）	2 7

○原案可決	27
1. 休憩宣告	27
1. 再開宣告	27
1. 日程第9. 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算ないし議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算	27
○提案理由説明(島市長)	27
○予算審査特別委員会設置・付託	28
1. 日程第10. 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	28
○提案理由説明(島市長)	28
○報告済	29
1. 日程第11. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	29
○提案理由説明(島市長)	29
○質疑(谷内 司議員)	29
○報告済	30
1. 日程第12. 報告第3号 公害の現況に関する報告について	30
○提案理由説明(島市長)	30
○報告済	31
1. 日程第13. 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について	
報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	
報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について	
報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	31
○提案理由説明(島市長)	31
○報告済	33
1. 休会の決定	33
1. 散会宣告	33

第 2 号（6 月 1 3 日）

1. 議事日程	3 5
1. 本日の会議に付した事件	3 5
1. 出席議員	3 5
1. 欠席議員	3 5
1. 事務局出席職員	3 5
1. 説明員	3 5
1. 開議宣告	3 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 7
1. 日程第 2. 代表質問	3 7
○質問（小野寺一知議員）	3 7
1. 休憩宣告	5 4
1. 再開宣告	5 4
○質問（林 寿和議員）	5 4
1. 休憩宣告	7 3
1. 再開宣告	7 3
○質問（熊谷吉正議員）	7 3
1. 会議時間延長宣告	9 1
1. 散会宣告	9 3

第 3 号（6 月 1 4 日）

1. 議事日程	9 5
1. 本日の会議に付した事件	9 5
1. 出席議員	9 5
1. 欠席議員	9 5
1. 事務局出席職員	9 5
1. 説明員	9 5
1. 開議宣告	9 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 7
1. 日程第 2. 代表質問	9 7
○質問（野本征清議員）	9 7
1. 休憩宣告	1 1 0
1. 再開宣告	1 1 0
○質問（武田利昭議員）	1 1 0
1. 休憩宣告	1 2 1
1. 再開宣告	1 2 1
○一般質問	1 2 1
○質問（高橋伸典議員）	1 2 1
○質問（斉藤 晃議員）	1 3 1
1. 散会宣告	1 4 1

第4号（6月15日）

1. 議事日程	143
1. 本日の会議に付した事件	143
1. 出席議員	143
1. 欠席議員	143
1. 事務局出席職員	143
1. 説明員	143
1. 開議宣告	145
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	145
1. 日程第2. 一般質問	145
○質問（渡辺正尚議員）	145
○質問（東 千春議員）	154
1. 休憩宣告	165
1. 再開宣告	165
○質問（村端利克議員）	165
○質問（佐藤 靖議員）	175
1. 休憩宣告	187
1. 再開宣告	187
○質問（田中好望議員）	187
1. 散会宣告	195

第 5 号（6 月 1 6 日）

1. 議事日程	1 9 7
1. 本日の会議に付した事件	1 9 7
1. 出席議員	1 9 7
1. 欠席議員	1 9 7
1. 事務局出席職員	1 9 7
1. 説明員	1 9 7
1. 開議宣告	1 9 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 9 9
1. 日程第 2. 一般質問	1 9 9
○質問（岩木正文議員）	1 9 9
○質問（谷内 司議員）	2 1 0
1. 休憩宣告	2 2 3
1. 再開宣告	2 2 3
○質問（竹中憲之議員）	2 2 3
○質問（日根野正敏議員）	2 3 1
1. 休憩宣告	2 3 9
1. 再開宣告	2 3 9
○質問（宮田 久議員）	2 3 9
○議事進行発言（小野寺一知議員）	2 4 1
1. 休憩宣告	2 4 1
1. 再開宣告	2 4 1
○議事進行発言（熊谷吉正議員）	2 4 1
1. 休憩宣告	2 4 2
1. 再開宣告	2 4 2
1. 休会の決定	2 4 7
1. 散会宣告	2 4 7

第 6 号（6 月 22 日）

1. 議事日程	2 4 9
1. 本日の会議に付した事件	2 5 0
1. 出席議員	2 5 1
1. 欠席議員	2 5 1
1. 事務局出席職員	2 5 1
1. 説明員	2 5 2
1. 開議宣告	2 5 3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 5 3
1. 日程第 2. 平成 18 年第 1 定付託議案第 6 号 平成 18 年度名寄市一般会計予算な いし平成 18 年第 1 定付託議案第 16 号 平成 18 年度名寄市水道事業 会計予算	2 5 3
○予算審査特別委員長報告（黒井 徹委員長）	2 5 3
○原案可決	2 5 4
1. 日程第 3. 議案第 17 号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につ いて 議案第 18 号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例の一部改正について	2 5 4
○提案理由説明（島市長）	2 5 4
○質疑（斉藤 晃議員）	2 5 4
○質疑（佐藤 勝議員）	2 5 6
○質疑（栗栖賢一議員）	2 5 7
○原案可決	2 5 7
1. 日程第 4. 議案第 19 号 工事請負契約の締結について	2 5 7
○提案理由説明（島市長）	2 5 7
○補足説明（松尾建設水道部長）	2 5 7
○質疑（熊谷吉正議員）	2 5 9
○原案可決	2 6 0
1. 日程第 5. 議案第 20 号 工事請負契約の締結について	2 6 0
○提案理由説明（島市長）	2 6 0
○補足説明（松尾建設水道部長）	2 6 0
○原案可決	2 6 1
1. 日程第 6. 議案第 21 号 工事請負契約の締結について	2 6 1
○提案理由説明（島市長）	2 6 1
○補足説明（松尾建設水道部長）	2 6 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 6 3

○原案可決	264
1. 日程第7. 議案第22号 名寄市農業委員会委員の推薦について	264
○原案可決	264
1. 日程第8. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	264
○提案理由説明（島市長）	264
○適任	264
1. 日程第9. 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書	
意見書案第2号 最低賃金の引き上げを求める意見書	
意見書案第3号 アメリカ産の牛肉輸入再開に関する意見書	
意見書案第4号 耐震構造偽装問題の再発防止を求める意見書	
意見書案第5号 JR三島・貨物会社にかかる支援策に関する意見書	
意見書案第6号 「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書	
意見書案第7号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	
意見書案第8号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書	
意見書案第9号 郵便局の外務事務を統合する計画に反対する意見書	
意見書案第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書	
意見書案第11号 自治体財政の充実・強化を求める意見書	
意見書案第12号 道路整備に関する意見書	
意見書案第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書	
意見書案第14号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書	264
○発言（佐藤 勝議員）	265
1. 休憩宣告	265
1. 再開宣告	265
○原案可決	265
1. 日程第10. 委員の派遣について	265
○派遣決定	265
1. 日程第11. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	265
○継続審査（調査）決定	265
1. 閉会宣告	265
1. 質問文書表	267
1. 議決結果表	276

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成18年6月5日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について
日程第8 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算
議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算
議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第10号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第12号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算
議案第13号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第14号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第15号 平成18年度名寄市病院事業会計予算

議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算

日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について

日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告について

日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告について

日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について

報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について

報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について

報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について

報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針

日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について

日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償

- 等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市総合療育センター
条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認
定審査会の共同設置について
- 日程第8 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報
酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正について
- 日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般
会計予算
議案第7号 平成18年度名寄市国民
健康保険特別会計予算
議案第8号 平成18年度名寄市老人
保健事業特別会計予算
議案第9号 平成18年度名寄市介護
保険特別会計予算
議案第10号 平成18年度名寄市下
水道事業特別会計予算
議案第11号 平成18年度名寄市個
別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第12号 平成18年度名寄市簡
易水道事業特別会計予算
議案第13号 平成18年度名寄市公
設地方卸売市場特別会計予算
議案第14号 平成18年度名寄市食
肉センター事業特別会計予算
議案第15号 平成18年度名寄市病
院事業会計予算
議案第16号 平成18年度名寄市水
道事業会計予算
- 日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般
会計予算繰越明許費の繰越の報告につ
いて
- 日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告
について
- 日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告
について
- 日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経

- 営状況について
- 報告第5号 株式会社名寄振興公社の
経営状況について
- 報告第6号 株式会社ふうれん望湖台
振興公社の経営状況について
- 報告第7号 株式会社ふうれんの経営
状況について
- 報告第8号 名寄市社会福祉事業団の
経営状況について

1. 出席議員（35名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口		真議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井		徹議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤		勝議員
	18番	谷内		司議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村		勝議員
	26番	中野	秀敏	議員

28番	村	端	利	克	議員
29番	川	村	正	彦	議員
30番	福	光	哲	夫	議員
31番	齊	藤		晃	議員
32番	武	田	利	昭	議員
34番	三	宅	幹	夫	議員
35番	小野	寺	一	知	議員
36番	大久保		光	義	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	矩	康
書記		間	所		勝
書記		久	保		敏
書記		佐	藤	葉	子
書記		開	発	恵	美

1. 説明員

市長	島	多	慶	志	君
助役	今	尚		文	君
助役	小	室	勝	治	君
総務部長	石	王	和	行	君
生活福祉部長	山	内		豊	君
経済部長	手間	本		剛	君
建設水道部長	松	尾		薫	君
福祉事務所長	中	西		薫	君
上下水道室長	関	下	富	士	夫
教育長	藤	原		忠	君
教育部長	今			裕	君
市立総合病院事務部長	佐	藤	健	一	君
市立大学局長	中	尾	裕	二	君
監査委員	森	山	良	悦	君

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

35番 小野寺 一 知 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より22日までの18日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より22日までの18日間と決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 これより平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成18年度市政執行方針を行います。
島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成18年第1回名寄市議会定例会の開会に当たり、市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思いをします。

我が国は21世紀を迎えて成熟の時代に入り、人々の価値観が多様化する中、地方自治の形態は国主導による画一的な行政手法から、地方分権による地域・住民が主体となった個性的なまちづくりへと転換してきています。

新たな基礎自治体は、地方分権の受け皿として

の能力が問われるとともに、行政情報を積極的に公開・共有する中から市民と行政の協働による自治を確立し、自己決定・自己責任の原則に立った個性あるまちづくりを進めることが求められています。

しかしながら、少子高齢化の進行や国・地方における危機的財政状況など様々な問題を抱え、基礎自治体を取り巻く情勢は大変厳しいものとなってきています。

こうした中、本年3月27日に風連町と名寄市は、新たな変革の時代に対応するため、互いの自主性と自律性を尊重し、合併の道を選択いたしました。

4月23日の市長選挙におきまして、新名寄市の初代市長の重責を担うことになりましたが、2市町の速やかな一体化に意を配し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、合併協議の中で多くの市民が参画して策定された「新市建設計画」を基本とし、新たなまちづくりのために全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、平成18年度の市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

一点目は、「市民の一体感の形成について」であります。

合併後、2カ月余り経過をいたしました。市民の皆さんには旧市町へのこだわりが残っているのではないかと思います。これまで長年にわたり2つの自治体のもとで行政サービスが行われてきましたので、当然のこととは思いますが、今後できる限り早期に、名寄市民としての融和を図り、3万2千市民の一体感の醸成に努めながら、合併して良かったと言われるようなまちづくりを、積極的に推進してまいります。

二点目は、「新総合計画の策定と協働によるまちづくりについて」であります。

まちづくりの主役は市民であり、市民と行政のパートナーシップのもと、協働によるまちづくり

を進めることが何よりも重要であると考えています。

新市の将来のあるべき姿を描いた、市政運営の柱となる「名寄市総合計画」については、平成19年度スタートを目指し策定してまいります。

総合計画の策定に当たりましては、合併協議会で策定された「新市建設計画」の基本的考え方、事業計画等を踏まえながら、策定審議会をはじめ多くの市民の皆さんに参画をいただき、協働のもとで計画づくりを進めてまいります。

また、合併による行政区域の広域化に対応した地域コミュニティのあり方について、小学校区を単位とした地域自治区について検討し、理解を深めていただくため議論の場を作っております。

さらに、分権社会に対応した新しいまちづくりを進めるため、市民と行政の役割などを明らかにする「自治基本条例」の策定手法を検討してまいります。

三点目は、「まちづくりを支える行財政基盤の確立について」であります。

歳入の減少や行政経費の増大など、財政状況がさらに厳しさを増す一方、行政に対する住民ニーズはますます多様化、複雑化しています。その中で旧市町が取り組んでいた以上に行財政改革を積極的に進め、財源の確保を図っていかねばなりません。

そのため、新たな行財政改革推進計画を早急に作成し、一層の行財政改革に努めてまいります。

また組織・機構については、他の自治体では余り例のない両市町の庁舎を活用する「分庁方式」を採用していますので、「市民の皆さんに不便がないか」「効率的に事務が行われているか」などを常に点検しながら、市民ニーズに的確かつ柔軟にこたえられる行政運営の充実強化に努めてまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成18年度の予算編成について申し上げ

ます。

国の予算は、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ、「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図るべく編成されました。

平成18年度の経済見通しについては、景気の動向が地域や業種によってばらつきが見られるものの、民間需要中心の緩やかな回復を続け、国内総生産の実質成長率は1.9%程度と見込まれています。

地方財政対策については、地方財政計画の規模が83兆1,508億円で、前年度に比べ0.7%のマイナスとなり、5年連続の減額となりましたが、「安定的な財政運営に必要な一般財源総額」は対前年比で204億円伸び、55兆6,334億円となり、前年に引き続き確保されることになりました。

我が国は今、人口増加の時代から人口減少の時代へ、高齢化社会から高齢社会へと移り変わる歴史の転換点に立ち、経済の停滞、社会保障の水準低下、地方自治体の財政基盤の弱体化が危惧されています。

こうした中、名寄市の平成18年度予算は、新・名寄市の誕生に伴い、3カ月間の暫定予算で執行してまいりました。「本予算」案は旧風連町長と旧名寄市長の間で協議が調いました「新市に引き継ぐ予算」案に若干の補正を加え、地域経済及び雇用にも配慮した公共施設の整備、産業基盤・観光資源の整備・拡充、学校教育環境の充実、名寄市立大学の円滑な運営と地域への貢献、より効果的で持続可能な福祉サービスの5本を柱に編成いたしました。

一般会計予算案の規模は184億521万6千円となり、旧市町合算の前年度予算額に比べると2.2%のマイナスになりました。

また、8つの特別会計予算案は109億8,528万7千円、2つの企業会計予算案は87億5,532万6千円となり、全会計の総額では381億4,582万9千円となりました。

国は、歳出を大胆に見直す「小さくて効率的な政府」を進めておりますが、その中で地方に更なる自立を求め、人口・面積を中心に配分する「新型交付税」を平成19年度予算から導入することが検討され、地方の厳しい財政運営に一層拍車がかかるものと思われまます。

合併しても、劇的に財政が豊かになる訳ではなく、住民同士の融合を進め、合併特例債等を活用して、新しいまちづくりを進めるために、合併特例法による財政支援と時間的余裕をいただいたものと考えています。

今後も厳しい財政状況が続く中で、今までの発想での積上型予算編成はすでに不可能であり、子や孫に支えきれない負の遺産が残らないよう、真に必要な施策を厳選することにより、住民福祉の増進に努めてまいります。

次に、行政の運営についてであります。

合併記念式典を7月下旬に開催し、改めて新市の誕生を記念し、行政と市民の皆さんが一体感を持って発展していけるよう取り組んでまいります。

次に、行財政改革の推進について申し上げます。

現在の地方公共団体は、高度・多様化する住民ニーズに適切に対応できる能力を備えた効率的な体制を整備・確立することが求められています。また、国から示された指針においては、行政自らが担う役割を明確化していくことが求められていることから、新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、従来の体制を刷新していくことが必要です。

このようなことから、「新・行財政改革推進計画」を策定してまいります。

次に、市民参加の推進についてであります。

広報広聴については、市民や地域が主体となつてまちづくりを進めるために、広報なよろやホー

ムページなどを通じて、市民が市政を身近に感じるように情報公開の充実を図ってまいります。

また、各種懇談会などで直接意見をお聴きし、市民の声が反映できる市政運営を心がけてまいります。

さらに、施設見学会や出前トークなどを充実し、市民の皆さんが市政への理解と関心を深め、行政情報を共有できるよう努めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

旧風連町の区域に法人格を持った「合併特例区」が設置されており、これまでに特例区長及び協議会委員が選任されましたので、両者の連携のもとで、規約に定められている事務事業の円滑な推進とあわせて、風連地域の振興に努めてまいります。

次に、地域情報化の推進についてであります。

住民情報や税務情報などを総合管理し、住民サービスに直結する業務を支援するシステムとして名寄市総合行政システムが新たに稼働し、各種行政サービスの提供を開始いたしました。

また、名寄市行政情報提供システムを利用した議会中継、不審者情報などの情報提供を、新市ポータルサイトを通じて行っています。

市民が安心してサービスを受けられるよう、情報セキュリティの確保に努めながら、今後も市民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、統計について申し上げます。

多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスは、情報基盤の整備とともに統計諸調査によるところが大きいと考えています。情報通信技術の普及とあわせてデータの提供も大切な役割であり、近年、調査環境が厳しくなってきていますので、調査活動がスムーズに進むようお力添えをお願いいたします。

今年度の指定統計調査は、学校基本調査、工業統計調査、事業所企業統計調査ですが、特に10月1日で行われる事業所企業統計調査では旧名寄市1,350、旧風連町230の事業所・企業が対

象になっています。

調査員がお伺いしての調査となりますが、市民の皆さんに御理解と御協力をお願いするところで

す。

次に、国際・国内交流についてであります。

国際交流については、旧名寄市においてカナダ・リンゼイ市（現カワーサレイク市）、ロシア・ドーリンスク市と姉妹都市・友好都市としての交流を重ねてきたところでありますが、今後も交換学生や市民団体の相互派遣を中心に交流を継続し、友好の絆を深めてまいります。

国内交流については、旧市町がそれぞれ交流してきました東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島（旧藤島町）とは、これまでの経緯を踏まえて、住民相互の交流や特産品の販売活動など、さらなる友好関係を築いてまいります。また東京なよろ会をはじめ札幌・旭川などのふるさと会とも、交流の輪が広がるよう積極的に取り組みを進めてまいります。

さらに、交流拠点施設として国土交通省の補助採択を受け、旧西田邸を改修整備し、歴史的建造物の保存・活用に取り組み、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

「自分の健康は、自分で守る」という健康意識の啓発を図るとともに、各種がん検診や基本健康診査につきましては、対象年齢を40歳から35歳に引き下げ、早期に検診を受けることができる体制を整えたところであります。

また、検診結果を経年的に管理できるシステムの充実を図り、生活習慣病の予防対策にも力を注いでまいります。

本年10月からは、65歳以上の高齢者を対象に、予防医療の観点から「肺炎球菌ワクチン」の接種に際し、一部助成制度を取り入れ、高齢者の健康管理と医療費の抑制に努めてまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

昨年12月、国は医療制度改革大綱を定め、今

後これに基づいた医療制度の柱である保健医療システム、診療報酬制度、医療保険制度などで医療費抑制策が講じられると思われま

す。

このような中、地域の病院・診療所との連携を深め、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進し、道北第3次医療圏の地方センター病院として地域医療の向上を目指してまいります。

さらに、高度・多様化している最近の医療ニーズに対応するため、診療・看護体制の充実に努め、また医療機器の整備・更新、職員の資質を高めるための研修なども行ってまいります。

近年、医師の都市部への偏在に加えて、2年前に新医師臨床研修制度が発足したことにより、自治体病院では医師の派遣が中止されるなど、地域医療を取り巻く環境は大変厳しくなっています。

幸い当院では、現在11名の研修医を受け入れておりますが、今後も一層臨床研修プログラムを充実させ、当院独自の医師確保につながるよう努めてまいります。

自治体病院を取り巻く経営環境は厳しい状況ですが、今後も安心・信頼の医療確保と経営の健全化に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、社会福祉の充実についてであります。

児童福祉について申し上げます。

多様化する保育ニーズ、核家族化による子育て不安など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。これらに対応するため、延長保育や一時保育など、保育サービス内容の充実を図り、また子育て支援センターを中心に子育て支援の充実に努めてきたところで

す。

新市として、保育所等の子育て環境の課題について調査研究を進めるため、専任の担当者を配置したところでありますが、名寄市次世代育成支援行動計画に沿い、厳しい社会情勢の下で、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりの整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

新市の高齢化率は、4月末で25.1%となり、全道の平均19.6%と比べて高く、急速に進行する状況となっております。高齢者が元気に健康的な生活を長い間維持していくためには、介護予防施策の推進が一層重要であり、平成15年度から実施してまいりました「高齢者体力づくり教室」通称「元気会」は、今年度の南地区の開催で旧名寄市の全地区を周回したことになりますが、さらに旧風連町の区域にも拡大し、予防介護の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

平成15年4月から、身体障害者や知的障害者に対するサービスの提供が支援費制度に移行し、利用者本位の考え方が明確にされてきております。しかしながら、精神障害者につきましては、支援費制度の対象外であることから、国は「障害者福祉サービスの一元化を図る」ことを大きな柱とする「障害者自立支援法」を制定し、本年4月に施行したところであります。

「障害者自立支援法」の実施に当たりましては、具体的なサービスの提供方法等を盛り込んだ「障害者福祉計画」を各市町村が定めることとしており、本年度中に名寄市保健医療福祉推進協議会において、障害者等の方々のニーズや意見を反映させた第1期計画の策定を進め、これからの障害者福祉施策推進の基本とする考えであります。

次に、介護保険について申し上げます。

介護保険制度の改正に伴い、これまでの在宅介護支援センターの機能を、充実発展させた地域包括支援センターにつきましては、規模や位置、設置数など多くの解決すべき課題がありますが、平成19年4月の開設に向け、準備を進めております。

本年3月の合併前に、両市町がそれぞれ策定しました第3期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、新市として統一した介護保険料の設定を含め、新たな計画を定める必

要がありますので、両地域からの市民で委員会を組織し、計画の策定を進めてまいります。

次に、安全な市民生活についてであります。

安全な市民生活を確保するために、水害等の災害に備えた名寄市独自の地域防災計画を今年度中に策定いたします。

策定に当たりましては、名寄市防災会議条例に基づき、旧市町及び北海道の地域防災計画を踏まえつつ、防災関係法令の改正等に対応した内容となるよう取り進めます。

また、国民保護法で義務付けられている「名寄市国民保護計画」を策定してまいります。策定に当たりましては、名寄市国民保護協議会において計画案を審議いただくこととなりますが、策定過程において議会や市民の意見等を聴取する機会を設けるなど、市民への情報公開に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

消防施設整備につきましては、名寄消防署に第一線車両として配置されている水槽付消防ポンプ自動車は、老朽化による性能低下が見られるため更新をいたします。

また、風連出張所に配置しております救急自動車に監視モニター（心電図）を装備し、救命率の向上を図り、消防・救急体制の充実に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

市民の人命尊重を第一に交通事故防止に努めてまいりましたが、残念ながら去る5月6日、6月4日と続いて市内において死亡事故が発生しました。今後も悲惨な交通事故が発生しないように関係機関・団体と連携を図り、交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

「安全なまちづくり」を推進するために、関係機関・団体が連携できる環境整備を図ってまいります。

また、「地域の子どもは地域が守っていく」姿

勢が大切でありますので、地域住民に安全確保のための適切な情報提供を行ってまいります。

次に、消費生活について申し上げます。

消費者を取り巻く環境は、年々複雑・多様化し、トラブルも急増してきています。市民が安心して生活できるよう消費者団体と連携を図り、情報提供、消費相談、啓発活動に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化や再資源化に対する市民意識の向上に努め、ごみの分別やりサイクルの徹底を図ってまいります。

再資源化については、最終処分場の延命を図ることからも、紙製容器包装廃棄物を、本年4月1日から全地域で資源として分別収集しております。

ごみの減量化につきましては、生ごみを堆肥として有効活用するため、さらには家庭から生ごみを搬出しない方策として、堆肥化容器（コンポスト）の購入助成制度を継続するとともに、簡単に家庭でも処理ができる段ボールコンポストの普及に努めてまいります。

環境美化運動として、春・夏・秋に清掃週間を設定し、環境衛生推進員を中心に市内清掃の実施、不法投棄やポイ捨ての監視に努めるとともに、広報等で住民周知を図ってまいります。

次に、公営住宅について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度から平成21年度まで木造平屋建て20棟40戸の計画で着手し、これまでに10棟20戸が完成いたしました。平成18年度は3棟6戸を6月に発注し、本年11月に完成の予定です。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成17年度に策定した建替基礎調査に基づいて、基本設計を本年6月に発注いたします。

また、徳田団地の解体工事は平成16年度から実施しており、本年度に6棟24戸を解体し事業完了の予定であります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度は、徳田地区の汚水面整備3ヘクタール

を実施する予定で、これにより、現在の認可区域935ヘクタールのうち89%に当たる828ヘクタールが整備されます。

なお、風連地区につきましては認可区域180.2ヘクタールのうち84%の151.3ヘクタールが整備されております。

また、浸水対策の一環である合流改善事業の滞水池土木工事を計画しております。

下水処理場におきましては、雨水ポンプ場の電気設備である中央監視制御装置と運転操作設備の機器更新を予定しております。

農村部の個別合併浄化槽整備につきましては、これまで名寄地区で198基、風連地区で155基が完成し、本年度は両地区で15基の設置を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

第2期拡張事業では、合併に伴い名寄地区の川西簡易水道と風連地区の簡易水道を上水道区域に統合し、新たに弥生地区を対象とした区域拡張を計画しております。

本年度は、サンピラーパークへの給水が可能となり、名寄日進地区の一部で配水管整備を予定しております。

また維持管理の面では、有収率の向上のため、漏水調査及び配水管整備などを実施してまいります。

次に、道路事業について申し上げます。

国土交通省関連事業は、継続事業で東風連線交付金事業による智烈布橋架換工事ほか3路線を、新規事業で危険樹木伐採にあわせ名寄市立大学の周辺環境整備を図るため、北7丁目道路改良事業ほか3路線を、また単独事業では臨時地方道整備事業債による生活道路整備を西5条仲通ほか1路線で実施してまいります。

防衛施設局関連では、菊山線舗装補修事業ほか1事業を実施してまいります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

同公園は、11月下旬に一部開園が予定されており、カーリング場が併設されるサンピラー交流館やふるさと工房館とその周辺を中心に造成が進められ、屋外の遊具施設等の整備にも着手されます。

市事業は、オートキャンプ場が5カ年計画の最終年度となり、コテージ5棟を完成させ、北海道の一部開園にあわせていきたいと考えております。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

地域生活バス路線については、マイカーの普及などにより、利用者の減少が続く厳しい状況がありますが、市民の交通手段を維持していくため、事業者や関係団体と協議しながら利便性の向上と地域実情に応じた交通体系を確保してまいります。

また、高速自動車道路の整備につきましては、士別・剣淵から名寄までの24キロメートルのうち、多寄町までの12キロメートルが緊急に整備すべき区間となりましたが、名寄までの早期着工に向けて一層の要望活動を展開してまいります。

次に、暮らしやすい冬の創造についてであります。

市と市民がお互いに協力し、一体となって冬に強いまちづくりを進めるため、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を引き継ぎ、冬の利便性・安全確保に向け、新たな利雪・親雪事業に取り組んでまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除排雪につきましては、新市の事業として風連地区、名寄地区それぞれ別方式で実施してまいります。

また、旧名寄市における排雪ダンプ助成事業、市・私道除排雪助成事業については名寄地区で実施し、旧風連町における利雪克雪対策事業については、風連地区の特例区事業として継続してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

本市の農業・農村は合併により、農家戸数935戸、耕地面積1万470ヘクタール、農業生産

額96億6,000万円となり、特にもち米の作付面積2,780ヘクタールは日本一、アスパラガスの栽培面積236ヘクタールは北海道一を誇り、道内でも有数の農業ウエートの高い自治体となりました。このことから農業は名実共に市の基幹産業であり、関連産業との連携を通じて地域経済・社会を支える重要な役割を果たしています。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、農畜産物の生産調整や価格の低迷、農畜産物の輸入拡大、さらにはWTO等国际規律の強化など、かつてない厳しい状況下にあります。

また、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換といわれ、その対応が急務であります。農協はじめ関係機関と連携・協力し、新制度の周知徹底を図り、認定農業者への誘導及び農地の利用集積を推進し、新制度が有効に活用され円滑に移行できるよう準備を進めているところです。

これらを受けて、地域においても農政改革を進めなければならないと考えており、国内外の情勢を的確に捉え、国、道の制度を生かしながら本市農業・農村の持続的発展を図るため、新市の「農業・農村振興計画」を今年度に策定いたします。

6月1日現在の農作物の生育状況ですが、今年は3月・4月の気候が低気圧の通過や寒気の影響を受け、気温が低く、融雪期は平年に比べ8日遅い4月23日となりました。そのため、耕起作業は平年に比べ、田は5日、畑は7日それぞれ遅れて始まりました。農作業の進捗状況ですが、水稻は平年並み、畑は豆類の播種が3日の遅れ、てんさいの移植が8日の遅れとなっております。生育状況は水稻の1日から豆類の4日の遅れで推移しており、秋まき小麦につきましては、雪腐れの発生が少なく越冬状況は良好です。また、アスパラガスにつきましては、平年並みの5月20日から集荷選別作業に入っています。

次に、水田農業構造改革対策について申し上げます。

ます。

米政策改革が3年目を迎えることから「売れる米づくり」の着実な実践と転作作物の本作化による地域振興作物の定着を図り、平成19年からの「新たな需給調整システム」の移行に向け、水田農業推進協議会において「水田農業ビジョン」の見直しを進めます。また、平成19年から風連、名寄それぞれの水田農業推進協議会を1本化するため協議を進めてまいります。

産地づくり推進交付金につきましては、「水田農業ビジョン」に基づき、水田農業の持続的発展を図るため有効活用し、体質の強い担い手農家の育成と振興作物の安定確立を図ってまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度について申し上げます。

新対策2年目を迎えましたが、本市においては本事業の主旨を生かし、名寄地域と風連地域の集落協定を尊重しながら、耕作放棄地を解消するとともに発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動と農業・農村の持つ多面的機能が発揮される有効な取り組みができるよう、集落と連携し事業を推進してまいります。

次に、野菜の振興に関して申し上げます。

本市特産野菜の代表であるアスパラガスは、道内外から大きな評価を得ており、全国有数の産地となっています。これまで農家での根切り、荒選別作業は多大な労力を必要としましたが、農家労働の負担軽減と消費者ニーズにこたえるため、アスパラガスの自動選別施設整備事業をJA道北なよろが事業主体となり進めてまいります。国の「元気な地域づくり交付金」事業を活用するほか、補助残についても市が支援し、消費者ニーズにこたえ有利販売により農家所得の向上と産地確立を図ってまいります。

次に、農業振興センターについては、本年度もアスパラガス大苗の供給事業、土壌診断、試験栽培・展示圃等を継続して実施するほか、新市のエリア、農業形態に対応した機能やあり方について

農業団体等と協議を進めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

酪農につきましては、これまで順調に推移してまいりましたが、生乳の生産調整などで、酪農家も厳しい選択をせまられております。今後は自給飼料を基盤とした良質粗飼料の確保、飼養管理技術の向上、個体改良を推進し、国際化に対応できる経営体の育成と家畜排せつ物の有効利用を図るべく資源循環型の畜産経営を推進してまいります。

公共牧野については、乳牛飼育農家の労働負担の軽減と、粗飼料の確保、生産コストの低減を図るために実施しており、平成18年度は運営上の違いから、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場の2カ所において1市2制度で運営をいたします。名寄市営牧野の運営につきましては、JA道北なよろを指定管理者に指定し、実施してまいります。また母子里地区共同牧場につきましては、市が管理運営を行います。一部JA道北なよろ、酪農振興協議会に委託し実施してまいります。今後も関係団体や酪農家の協力を得て牧場利用の促進を図ってまいります。

なお、名寄市営牧野は5月29日から入牧し、226頭を受け入れており、母子里地区共同牧場については130頭の受精対象牛等の申込みがありますが、融雪の関係から6月10日入牧の予定です。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

国の牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法や牛トレーサビリティ法に基づき、より安全安心な食肉処理場としての衛生管理に配慮した施設整備に努めてまいりました。本年度につきましては、浄化処理施設の危険箇所の改修及び機械施設の更新補修を実施し、施設の安全な作業環境と適正な食肉処理業務を確立し、安全安心な食肉の供給体制確立と畜産農家の経営安定のため、食肉センター運営の円滑化に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

す。

継続中の道営事業につきましては、道営畑地帯総合整備事業で暗渠排水、心土破碎、明渠排水の施工を行い、担い手農家の確保と農地流動化による経営規模の拡大を図り、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の畜産担い手育成総合整備事業では、平成15年度から平成19年度までの5カ年計画で飼料基盤整備及び家畜排泄物処理施設の整備を名寄地区、智恵文地区で事業実施していますが、合併に伴い風連地区の酪農家もこの事業に参加することとなり、畜産経営の合理化と生産性の向上を図るため、草地造成改良、飼料畑整備、サイロ施設等整備を実施してまいります。

道営地域水田農業支援緊急整備事業では、再基盤整備で地域水田農業ビジョンの実現、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興及び地域の主体性を生かした整備を機動的かつ緊急的に行い、安定的な経営体の確立を図るため名寄地区、風連地区を対象に整地工、暗渠排水、農業用排水の整備を実施してまいります。

また、道営経営体育成基盤整備事業では、排水改良等の整備を行い、大型機械の有効利用及び輪作体系の確立を図り、担い手育成、農地の集約化、営農規模の拡大をもって農業経営の安定を目指すために、共和地区、東豊地区、瑞生地区で整地工、暗渠排水、客土の整備を実施する予定です。

道営農道整備特別対策事業では、継続事業である大沢線の路盤改良と舗装工事、ふるさと農道緊急事業では、風連御料12線の路盤改良と舗装工事の早期発注を予定しています。

次に、林業の振興について申し上げます。

近年、環境に対する意識の高まりから、森林の有する多様な公益的機能が見直されつつありますが、依然として厳しい状況が続き森林整備は減少の傾向にあります。

こうした中、森林の持つ多面的機能の高度発揮

と足腰の強い林業・林産業を確立するため森林整備計画を策定し、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、森林整備地域活動支援交付金や21世紀北の森づくり推進事業など、助成制度を生かした民有林造林事業を推進してまいります。

次に、名寄地区森林組合広域合併について申し上げます。

森林組合を取り巻く環境は、木材価格の低迷や生産コストの上昇による採算性の悪化など、大変厳しい状況にあります。

名寄地区森林組合は、広域合併により経営基盤の拡大を図り、積極的に事業を推進し安定的な組織経営を行うため、去る5月11日に風連町、名寄市、美深町、中川町の4森林組合が合併予備契約の調印式を行いました。名称を「上川北部森林組合」と称し、「中核森林組合」の認定を受けている風連町森林組合を本所とし、中川町森林組合と美深町森林組合に支所を置き、森林の持つ公益的機能の充実や一定の事業利益が確保できる組織体制となり得る林業事業体を目指しています。

次に、商工関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向につきましては、全国的な景況感とは異なりまだまだ厳しい状況が続いていると受け止めております。また、全国的にも地域格差が大きいことも内閣府における調査等によって周知のところです。

商工業施策の推進につきましては、商工会議所・商工会との連携が不可欠でありますので、より一層、協議を進めていかなければならないと考えています。大型店対策として、まちづくり三法の改正が国会で審議中ではありますが、施行までに駆け込み申請等が予想されることから、北海道で示されている立地のガイドラインなどの対応策と連動して作業を進めてまいります。

また、TMOにつきましては、名寄地区は商工会議所、風連地区は株式会社ふうれんがその役割を担っており、それぞれ商店街区における近代化事業、道の駅事業等において努力していただい

おりますので、その推進について支援をしております。さらに、物産振興については、地場産品の販路拡大とPRに努め、物産振興協会と観光協会との連携によって一層の推進を図ってまいります。

公設市場においては、卸売業者の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社で販路拡大、経費節減等の経営努力をしておりますが、人口減、少子高齢化、流通の変革等によって、取扱量・取扱高が減少しております。名寄地方の台所として生鮮食料品の安定供給に引き続き努力をしております。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

旧風連町では、長年の懸案でありました「中心市街地活性化の推進」について、国土交通省の第1種市街地再開発事業を導入すべく、商工会・JA道北なよろ・地権者など関係者が風連地区再開発促進期成会を設立し、関係者の合意形成が得られるよう話し合いが進められております。

本事業は、老朽化した木造建築物の密集地及び空き地など、計画地区内の敷地を共同で利用し、高層建築物に建て替え、生活利便施設や交流施設等の公益施設と商店街との一体化に向けた整備、あわせて広場・公園など歩行空間の確保や駐車場などの公共施設整備を一体的に行い、商店街の環境・景観整備を図り、にぎわいのある市街地づくりを目指します。

本事業の実現は、風連地区の中心市街地の衰退を抑制するとともに、新名寄市の南玄関口として風連地区市街地を維持するための事業として、平成22年度完成に向けて取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

自然・文化的観光資源の豊富さを最大限利用した事業推進を、NPO法人観光協会とともに行ってまいります。近年、体験型観光の志向が強まり、アウトドアとともに歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光の希望が多くなってきています。ひまわり畑、健

康の森、スキー場、望湖台自然公園など、そのステージは大きく広がっておりますので、観光協会、指定管理者となる株式会社など、民間活力の効果がより一層発揮できるよう連携を図ってまいります。

ピヤシリスキー場の整備につきましては、リフトのベアリング交換、モーター・減速機のオーバーホール工事を行い、安全で安心して楽しめる施設として整備を行います。また温泉施設、体育センター、ジャンプ台への水供給施設の改修につきましては、使用量の増大に対応するため、取水口からの水量の確保と安定給水能力の向上を目指し、施設の改修を行ってまいります。

道の駅事業につきましては、調査設計委託事業を行い事業運営企画の立案、建築外構工事の基本・実施設計、あわせてマーケティング調査を実施することとしており、今年度の事業としては昨年の民有地取得による建物解体・撤去、立木伐採、敷地造成、トイレの建設を実施いたします。

次に、労働関係について申し上げます。

雇用環境は、より一層深刻さを増しています。

名寄公共職業安定所管内における、今春の高校卒業者の就職率は90.2%で、前年同期と比べ1.3ポイント増加しております。求人数の減少が続く中、各高校では現状理解のなかで、情報をしっかり受け止めていただいているものと判断しております。

しかし、管内での就職状況は昨年に比べ減少しており、道北における厳しい景況が反映しています。これからも就職情報を的確に提供できるよう関係機関団体と連携しながら推進してまいります。

また、季節労働者に対する冬期雇用援護制度につきましては、市内における雇用対策協議会において情報の共有を図るとともに、北海道からの情報も得て、新たな方策についての協議を行ってまいります。

上川北部人材開発センターが10周年を迎え、5月21日に技能フェスティバルが開催されまし

た。これまで自主事業の強化による数多くの講座を開設し、幅広い訓練・研修の場を提供してきましたが、上川北部における職業教育の視点からも、人材育成の拠点施設となるべく努めてまいります。

隔年ごとに実施している労働実態調査につきましては、合併による範囲拡大とともに新たな内容構築を考えており、労働統計の充実に一層努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

去る4月7日に名寄市立大学保健福祉学部144名、市立名寄短期大学児童学科58名の第1期生を迎え、合同の入学式を執り行いました。

また、5月27日には北海道副知事をはじめ多くの来賓の臨席のもとに開学記念式を行い、盛会のうちに終えることができました。

順調なスタートとなりましたが、大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、教育研究水準の向上に努めるとともに、大学と地域の連携を推進してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成18年度の市政執行方針といたします。

○議長（田中之繁議員） 次に、平成18年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。平成18年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、3月27日をもちまして新しい名寄市が誕生いたしました。このような歴史的な年に本市の教育行政をあずかる者として、市民の教育に寄せる信頼と期待に身の引き締まる思いをいたしております。今年は教育行政におきまして

も、個性にあふれ「学び合い、地域文化が花開くまちづくり」を目指して、合併に関する諸課題の解決を図りながら、効果的な行政を推進する礎を築く大切な年であります。

学校教育につきましては、平成14年度の学校週五日制の導入や小・中学校における新しい学習指導要領の実施などでスタートしました第三次教育改革が、その後もとどまることなく推進される中、名寄市におきましても、子どもの健全育成や安全安心の確保などにおいて、現代社会の変化に伴う新たなる対応が必要になるなど教育課題は年々肥大化してまいりました。

今こそ、学校、家庭、地域が連携をさらに深めていく中で、それぞれの役割を認識し、しっかりと補完し合うことが求められております。教育委員会といたしましても今後は、学社融合を推進する中で、教育のさらなる安定を図ってまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、旧風連町と旧名寄市それぞれの地域において100年余の歴史を重ねて培われてきた芸術・文化・スポーツなどの教育風土を尊重する中で、一步一步その融和を図りながら、心の合併を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、国並びに道の施策としましては、まず第一に①義務教育費国庫負担金の見直し②教職員定数の改善③学校評価システムの構築など義務教育の構造改革があげられます。さらに、家庭教育の充実や子どもの安全安心の確保についても、全国的な取り組みが展開されております。

また道では、かつてない財政危機に直面していることから、教育においても大胆な行財政改革の取り組みを進めております。人的、財政的に課題を含んでいるものや組織、運営に関わって市町村教育委員会の判断に委ねられる部分もあることから、今後も国や道の動向を見極めながら、名寄市にとって大切な施策の執行については、しっかりと要請してまいりたいと考えております。

名寄市の教育行政について、今後新たな事業として取り組むものとしたしましては、①新名寄市の教育目標の制定②旧名寄市における小学校区の見直し③学校給食センターの統合などであります。

さらに、引き続き取り組む課題といたしましては①市内高等学校の再編②特別支援教育導入への準備③児童生徒の安全確保④市立木原天文台を媒体とした北大との連携⑤国際理解教育の推進⑥名寄市立大学並びに短期大学との様々な教育活動における連携などであります。

合併を機に教育委員会事務局も機構改革をいたしました。今後とも組織の機能化を図りながら、市民の目線に立った教育行政を推進する中で、名寄市における教育の諸課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策について、その概要を申し上げます。

まず、学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、生命に畏敬の念を持ち他を思いやる心を育てる教育の推進とあわせて、子どもの安全安心の確立を図る中で、「確かな学力」と「豊かな心」を培うよう教育内容の充実に努めるなど、保護者や市民の期待にこたえる学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、適正な教育課程を編成・実施するとともに、児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、その能力や特性、個性の伸長を促す指導の充実に努めてまいります。

特に、読解力を通して総合的な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに、家庭学習の励行と基礎・基本の定着に努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切に作る心とあわせて、公共心、基本的な規範意識などを育成することが、極めて重要となっております。

道徳教育の充実ははじめ、「総合的な学習の時間」における社会体験や名寄の恵まれた自然や優

れた人材など豊かな教育資源を十分に活用した体験学習等を通して教育効果を一層高めることができるよう努力してまいります。

学校評議員制度を導入している9校におきましては、地域・保護者の声を学校経営に反映し、その期待と信頼にこたえるため、これまで以上に学校と家庭・地域及び関係機関との連携強化を図り、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

また、教育相談活動につきましては、新市において新たに設置された教育相談センターとの連携を深めるとともに、名寄中学校など3校に配置している「心の教室相談員」を通して、生徒の悩みや不安を受け止めストレスを和らげるなど、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、特に感染性疾患に対する予防対策や衛生管理の徹底、さらには、シックスクール検査の実施など学校における環境衛生の保持に努めてまいります。

特に、近年、子どもが犠牲者になる痛ましい事件が多発しておりますが、その未然防止に向けて、学校における危機管理マニュアルの見直しと安全マップの更なる充実に努めるとともに安心会議の機能強化を図り、「地域の子どもは地域全体で守る」ことを基本に、地域や保護者・関係機関との連携を一層深めるなど安全対策を充実してまいります。

国際理解教育につきましては、諸外国の生活・文化の理解を深めるため、ALTの活用はもとより外国人との交流を深めるなど地域に根ざした教育活動を推進してまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために校内推進体制の整備と研修の充実に努めるとともに、特別支援連携協議会を設置して関係機関との連携を強めるなど、平成19年度に向けてのスムーズな移行に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、智恵文小学校の屋内体育館屋根塗装工事、豊西小学校の

放送設備を更新するなど安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

また、新市におきましては、小学校11校中7校、中学校5校中1校の校舎・屋内体育館等が建築後30年以上を経過していることから、それぞれ改築・改修を計画的に進めるため新市の総合計画に盛り込むよう検討を進めてまいります。

小学校区の見直しにつきましては、名寄市としての小中学校の適正規模・配置計画の基本的な考え方とあわせて、名寄地区市街地の小学校の在り方等について保護者や広く市民各層の意見を聴く場を設置してその検討を進めてまいります。

新市における小学校社会科副読本の編集につきましては、平成20年度発行に向け、現在名寄市教育研究所に委嘱し、社会科副読本編集委員会を設置する中で作業を進めております。

市内高等学校の再編につきましては、名寄市高校教育検討委員会の答申を受け、職業学科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用する「キャンパス型高校」を道教委に提案いたしました。この提案は高校教育推進検討会議の答申にも反映されましたので大きな前進と受けとめております。

合併に伴い新市の高等学校は4校となりました。現在道教委では、平成20年度以降の高校教育に関する方針づくりを進めており、示された素案においては、1学年3学級以下は原則として、「近隣高校との再編整備による学校規模の適正化」を提示しております。この素案では市内4校のうち3校が再編整備の対象となることから、今後も、関係する多くの方の御意見を聴くなどして、誤りなき判断をしていきたいと考えております。

次に社会教育について申し上げます。

高齢社会が進展する中、人生80年時代に対応した多様な学習機会を整備することが今求められております。特に高齢者が自ら学び生きがいのある心豊かな生活を送れるような学習活動や社会参加の機会を拡充することが大切であり、今後も高

齢者大学や高齢者学級の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、人間形成に必要な自然とのふれあいや仲間との助け合いによる生活体験の機会の充実に図っていくとともにこれからの社会に対応するために、常に学び続ける姿勢を育てていきたいと考えております。

家庭や地域の教育機能の活性化につきましては、家庭の教育力が問われている今日、その再生・向上が課題となっております。現在行っている家庭教育学級の更なる充実に図るため、学習内容の再編や参加者の拡充に努めてまいります。

市民の学習活動の拠点となる社会教育施設や各種公民館におきましては、施設独自の特徴を生かしながら、多様なニーズに対応するとともに、施設間の連絡調整を密にするネットワークを推進してまいります。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターは、母親クラブやほっと21同好会自治会等関係団体の支援を得ながら、親子の共同体験活動や健全な遊びを通して、児童の心身の健康を増進し、情操を豊かにする場としての機能を高めるとともに、誰でも気軽に利用できる地域住民の交流の場としての機能を今後とも充実させてまいります。

本年7月13日、14日には、全国の働く女性の家の関係者が一堂に会し、女性労働者の現状認識を深めるとともに男女共同参画社会の基本理念に沿った望ましい施設運営について考えるため、平成18年度全国働く女性の家連絡協議会名寄会議を開催してまいります。

南児童クラブにつきましては、学童保育施設としての活動内容を充実させるとともに、クラブ利用児童保護者との共通理解を大切にした良好な運営に努めてまいります。特に本年度は高学年向けのカリキュラムの充実に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年センターは、学校、地域及び青少年健全育成関係機関等との連携を一層密にしながら、街

頭指導や非行防止等に係る啓発巡回活動を中心に、健全な青少年を育む環境づくりを推進してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

いじめ不登校等教育に関する相談窓口を一元化し、本年度新たに教育相談センターを設置いたしました。

このセンターの重要な活動のひとつとして位置付けられている、不登校及びその傾向にある児童生徒の社会的な自立や学校復帰に向けての支援の場として開設されている適応指導教室につきましては、その受け入れ体制と運営の充実に努めるとともに、教育相談「ハートダイヤル」及び父母懇談会の運営につきましても、これらの対応窓口の市民への周知徹底を図るなどしながら、未来を担う子ども達の多様な悩みを一刻も早く受け止めてまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

市民が必要とする知識や情報を保障していく施設として、利用者のサービス向上を図るため、図書資料及び環境の整備に努めてまいります。

また、各種行事としましては、新年度より3才未満児と保護者を対象に月2回「ペンギンクラブ」を開催し、赤ちゃんからの読書活動の推進に努めてまいります。

「子どもの読書活動推進計画」の策定につきましては、ワーキンググループ及び検討委員会を立ち上げ、名寄の特性を生かした計画の策定に取り組んでまいります。

平成15年度より進めてまいりました図書資料のデータ化作業を終え、本年12月には電算システムを導入して、貸出・返却業務の迅速な対応、またインターネット等による蔵書検索での貸出状況の把握もできるなど更なるサービスの向上に努めます。

また、風連分館におきましても、電算システムの稼働を目指して今年度より図書資料のデータ作成を行ってまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

今年11月には水星による太陽面通過現象の観望会とインターネットライブ中継を開催いたします。また、昨年ライオンズクラブから寄贈された移動天文台車を最大限利用して、一般及び児童生徒の学習目的の移動観望会を実施するなど天文普及の一層の促進を図ってまいります。

また、昨年12月9日に北大大学院理学研究科と名寄市の相互協定が締結され、最先端の観測・研究の実施、大学院生の観測実習受け入れを行ってまいりましたが、今後も北大と連携した事業展開を一層進めるなど、名寄を全道全国に発信してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

合併に伴い展示施設は、名寄地区の北国博物館が本館、風連地区の歴史民俗資料館が分館となりましたが、それぞれの展示内容の特色を生かすよう創意工夫を重ねてまいります。博物館と文化財の業務は本館に集約して行います。今年度の主な取り組みといたしましては、旧名寄と旧風連の自然と歴史についての相互理解を深める普及事業を計画しております。

また、合併に伴う映像展示の内容の更新にむけて、今後関係者と検討してまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ健全な心身を培い豊かな人間性を育てることを目的として、昨年「食育基本法」が施行されました。名寄市教育委員会も、今年度「食育」をテーマに名寄市立大学・名寄農業高校・市学校給食センターの三者による高大官連携事業として、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいに、広い視野から課題解決に向け相互に協力・支援していくことになりました。

また、築32年を経過し老朽化した風連学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するため、名寄市学校給食センターの一部を改修し、食器・食缶を保管する消毒保管庫を増設するとと

もに劣化の著しいピット内の配管取換工事と屋上防水シートの張替工事を、給食に影響が出ない夏・冬休み期間に実施したいと考えております。

次に、体育、スポーツの振興について申し上げます。

本年度から、名寄地区の体育施設につきましては指定管理者制度を導入いたしました。住民のニーズが多様化し、それに効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウを広く活用することが有効であり、指定管理者には適切な管理とより効果的な運営を期待しているところです。また、風連地区の体育施設につきましては、今年度は直営で管理運営をいたしますが、地域性や利用者の声を聞きながら将来の管理運営について検討してまいりたいと考えております。

既存体育施設の改修整備につきましては、傷みが激しいピヤシリシャンツェミディアムヒルカンテの整備工事を行うとともに、屋内南プールにつきましては建設工事を6月に着工し、11月に竣工の予定となっております。これにより来年の早い時期に新しいプールがオープンできますので、その後に老朽化が激しい西プールの解体を進めてまいります。

スポーツ合宿につきましては、今年も夏・冬を通して受け入れ、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

本年も本市において多くのスポーツ大会が開催されますし、秋にはサンピラーパークにおいてカーリング場のオープンが予定されております。今後とも、生涯スポーツの観点に立ち、財団法人名寄市体育協会や名寄市風連体育協会など関係団体との連携を図りながら、カーリングなども含めた各種スポーツ教室や講習会の開催、ジュニア選手の育成強化、スポーツ競技力の向上を目指し、市民が健康で参加しやすい市民皆スポーツの振興に努めてまいります。

以上、平成18年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に

こたえる教育の推進に、誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市民との協働によるまちづくりの指針となる名寄市総合計画の策定について審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として名寄市総合計画策定審議会を設置しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

1点目は、実は第7条の中で専門部会の設置というのが掲げられておりますけれども、今提案がありましたように総合計画の策定でありますから、今後名寄の重要な中身になってくる審議会だろうというふうに思っていますから、そういう意味では考え方として、この専門部会の数等々についてどのような考え方があるか、まず1点お聞きをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

第7条の専門部会の設置の関係での御質問でござ

ございます。専門部会を置くことができるということになっておりまして、現在考えているのは6部会を予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今6部会ということがありました。そこで、実は3条に、組織というところの3条の中でこの委員の中身について書かれておりますけれども、一つ目に学識経験者、二つ目に市内関係団体の代表、そして三つ目に公募した者ということでなされておりますけれども、この割合についてどのような考え方があるのか。特に6部会ということですから、それぞれ専門部会という中身になると重要な議論が、審議がなされるだろうというふうに思いますので、その割合についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 組織の部分での委員構成の関係での御質問でございますが、委員につきましては100名ということで今予定をさせていただいております、それぞれ学識経験者、市内の関係団体代表者と、さらにまた居住する方の中から公募ということで今予定をしております、具体的に割合につきましては学識経験者が何人、市内団体が何人と今数字を申し上げられる状況で決めるはおりませんけれども、今後詰めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、6部会で100名ということですから、1部会16名ないし17名になりましようか、バランスのとれた人選をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、本件は名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、通勤の範囲について就業の場所から勤務場所への移動等を追加し、等級ごとの障害の程度について総務省令で定めることに基づき字句を障害等級に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第6 議案第3号
名寄市総合療育センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日に障害者自立支援法が施行され、同法附則第25条により児童福祉法の一部が改正されました。本件は、改正により名寄市総合療育センター条例の条文の根拠となる法令が児童福祉法から同支援法へと変更になるため、同条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番(宮田 久議員) これの条例の一部の改正の件につきましては、民生常任委員会で一部説明があったのですけれども、ちょっと聞き漏れがあったとしたならば教えていただきたいのは、ほかの町村でもこの6月議会で提案をされているのか、それとも3月に提案されているのか、この件

についてお伺いします。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) お答えいたします。

率直にいきまして、他の総合療育センターにおきましては3月議会というふう聞いております。名寄市の場合、旧風連町と旧名寄市の議会が2月ということもございましたし、またちょっとつけ加えさせていただきますけれども、厚生省の算定基準の告示が3月29日ということもございました。若干条例整備に時間を費やしたということもございます。

以上であります。

○議長(田中之繁議員) 宮田議員。

○1番(宮田 久議員) 本来であれば、もう少し早い時点で提案するということができなかったという理由は、たまたま国の方の指示ですか、いわゆる料金の基礎となる数字がそこで出てきたから、そのうちおくれたしまったのだという、そういう理解でよろしいですか。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) この条例の改正につきましては、先ほどの提案理由にも説明ございましたけれども、今まで児童福祉法の中で使用料をいただいていたということもございますけれども、今般障害者自立支援法が今年の10月に制定されまして、4月から施行されたということがあります。障害者自立支援法の中で、この児童福祉法の算定基準が削除をされてしまったということでありまして、今回その療育センターの利用料が障害者自立支援法に基づいていただくということになったわけでございます。今般制度の改正は、国の制度改正非常に内容の精査がおこなわれてきているというのが事実でありまして、担当部署の方でもそういったような手続に会議等にも出席しながら、その準備を進めているわけですが、若干3月末での基準改定ということもございまして、整備改正がおくれたということでもあります。よろ

しく願います。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 前回の委員会の説明のときでも、これは本来は3月の末か、または4月の頭に施行するというのであれば、市全体の損失としては、聞くところによるとたまたま条例起こさないから、利用者からいただいているというものが推計すると17万5,000円程度だということです。これは、御答弁は要りませんが、ぜひこの機会にこういう条例だとか規則だとか、そういうものを運用する皆さんの心がけ一つだと思うのです。そういうふうにぜひ真摯にこの話を受けとめていただいて、今後はこういうようなことのないようにひとつ御留意いただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 同じような質問になると思うのですが、このことにつきましては前日の新聞報道にも出ておりましたけれども、3月末にこの国の方針が決まったと。その後2回の臨時会があったにもかかわらず、それに条例の一部改正が提案されないと。それが理由で、その差額の17万何がお金を行政のお金を使ってそれを負担するということは到底考えられないことなのですと私思います。あの新聞を見たときに、我が町の一部町民からそういうことがあっていいのかと、これは職員は事務怠慢でないかという意見が相当私のところに寄せられております。そのことについて、先ほどの市長の執行方針の中にも財政が厳しいので、これからの財政検討、合併したからといっても厳しくやらなければいけない。そのまず初めにこのような負担が出てきたということは、私自身もこれはそうすべきでないと考えますけれども、どうしてそれを行政のお金で補充というのはのですか、その差をお支払いしなければならぬのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 使用料につきましては、総合療育センターの定員は60名ということで、旧風連町から中川までの6カ市町村の在住をしている障害のある幼児の方の療育ということで通所をしていただいております。その中で、今までの児童福祉法に基づいている利用料につきましては、所得に応じてということでありますけれども、1人1回当たりの通所の使用料が平均400円ということでございます。今回の障害者自立支援法の中での算定基準の中でいきますと、1回の通所が5,280円ということでありまして、その1割を通所者が負担をしなければならないということでありまして、1回当たり528円をいただくということでございます。今回4月、5月ということで、現在通所しているのは55名程度でございますけれども、その方々からいただくお金につきましては17万数千円がいただけないということでありまして、その部分につきましては、今まで通所している方々が負担をしなくてもよいということになります。これまで総合療育センターにつきましては、平成15年の措置から支援に変わる前は無料ということでありまして、措置から支援になったときに所得に応じての徴収をしたということでありまして、また、今般は障害者自立支援法の中での1割負担ということでございます。市に対する財政の影響というのがございます。しかしながら、利用者にとっては2カ月あるいは3カ月分の利用料を払わなくてもいいといったような形になります。

以上、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 負担は400円で、百二十何円がどうのということはちょっと聞いておりますけれども、ただこういうことがこれからも出てきたときに、このような対応をしていったときにそれでいいのかなということがまず私は考えられると思うのです。ですから、この責任はだれがとるのかと。市がそのお金を補てんすること

によって、それで責任終わりなのかと。そうではないと思うのです。先ほど言いましたように一町民からは事務怠慢だよという言葉が私のところに寄せられているということは、それなりにしなければならない、どういう形であろうともそれはしなければならないというのが職員の仕事だと思のです。それがおくれたから、それに対しての17万何がしのお金を行政が負担するということがおかしいと思うのです。だから、このことは当てはまるか、当てはまらないかちょっとわからないのですけれども、そういう考えの中から賞罰委員会などもあるのではないですか。私は、そのように考えますけれども、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 経過につきましては、山内部長の方から答弁をさせていただきまして、御指摘のように4月10日の臨時会、5月15日の臨時会でもその条例改正を提案する機会は生じてございました。風連と名寄市との合併によります3月議会が2月22日から始まったということで、情報を的確にとらえ切れずに時期を逸してしまったということについてのおわびを申し上げなければなりませんし、また4月10日、5月15日の臨時会で提案する機会にあったにもかかわらず、当時の判断で今日のこの議会への提案になってしまったということでありますので、私は賞罰委員会の委員長もしてございますので、この件についてどうあるべきか、賞罰委員会での議論も当時の理事者の判断と現状について議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 助役がいなかったから、そうなったという助役の御答弁ですが、そのためには職務執行者もいましたし、そういうものについては国からの政策の中で出てきたことですから、当然我々名寄市なら名寄市の中ではそれはしなければならないことです。助役がいようがい

まいが職務執行者がいたのですから、それに対してはそれはできると思うのです、4月でも5月でも。それをしなかったということです。ということは、これを見ていくとそんなに難しいことはないです、一部改正ですから。全部改正でないですから。一部改正をすればいいことを2カ月間も放置したことによって、それはできなかったと。だから、その差額は行政が持つということに対してどうなのかということなのです。だから、市民あたりにしてみますと、先ほどから何回も申し上げますようにやはり職務怠慢ではないかと、当然しなければならないこととしていないではないかと。それは、行政の金で、我々の税金で払うのおかしいではないかという声が出てくるのだと思のです。だから、そのようなことで、賞罰委員会等もあるときに相談したいということなのですけれども、前回のときの賞罰委員会というのは半年に1回だと。私前交通事故のときに申し上げたときに半年に1回ぐらいだということをお聞きしていますけれども、その見直しをしてほしい、その事件が起きたときに賞罰委員会ってやるべきではないかというふうに申し上げたのですけれども、その辺はどのように検討されたかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 賞罰委員会のあり方につきましてありましたけれども、前段にありましたとおり、当時の理事者の判断と現状とを賞罰委員会で議論していきたいと、こういうふうにお答えさせていただきましたので、おっしゃるとおり職務執行者、当時の理事者の判断はいかなるものであったかと、これも含めて賞罰委員会での議論ということにさせていただきたいと思っています。

また、賞罰委員会につきましては、御指摘のとおりかつては年1回であったものを年2回、今度前回御指摘いただいたとおりでありまして、随時開催をするということに相なりまして、先般も交通事故の関係については賞罰委員会を開催をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今お二人からの指摘は当然な指摘なわけでありまして、今聞いてよくわからないのは、今議会の提案になった理由、原因がよくわからないのですけれども、3月29日、国の官報掲載であると。極めてこれは確かに国の方も怠慢のような気がいたします。自治体がどういう仕事しているかということについてよく理解していないというところでは十分理解ができるのですが、このことについては支援費制度を3年前に導入をされた以降、あるいは今回の法改正、自立支援法に基づく改正になるわけなのですが、事前情報は十分伝達をされているからこそ他の議会の中では、ほかの市町村の議会の中では3月対応が十分可能であったと。合併のいろんな大変な時期については十分考慮は私どもするのですけれども、忘れていたのか、物理的に国の作業が遅くなって、事前情報もとるのも遅くて、臨時議会にも間に合わない、そしてこの定例会になったのかということについてよくわからないのです。そこをしっかりと明確にした上でお答えをいただきたいなと思っております。特に旧名寄市では、3年前に支援費制度導入の時点でも似たようなケースがあったわけでありまして、大変反省材料としてあるわけですね。そこが全く生かされていないということは、違うところに原因があるのかなという感じがいたしますが、事実関係についてもう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 2月22日の第1回定例会というのでしょうか、当時の議会の中で、この議論がなりましたけれども、当時はまだ情報として、法が変わったからそうなるという情報としてありました。ただ、国の基準が非常に出るのが遅いと。しかし、遅くとも情報としては入ってくることとなります、ややこの金額でしょうと。それで、官報掲載おくれますけれども、事前にお伝え

しますと、こういうふうに入ってきますけれども、当市の場合にはそれにも間に合わなかったというのが現状でありますから、他市の場合は3月議会にそれが間に合ったということで、条例改正ができ得たというところでありまして。したがって、4月10日、5月15日の臨時議会にどういうふうになったかということでありまして、それは先ほど谷内議員の質問にお答えしましたとおり、その理事者の判断で延ばしたのか、あるいはおっしゃるとおり職員が気がつかなかったのか、その辺について賞罰委員会の議論の対象になりますと、こういう含みを持って私は答弁をしたつもりでございまして、私は5月16日から執務をいたしまして、この提案についての御相談を受けましたけれども、今述べた事実経過のとおりでございまして、当時の理事者の判断は正確に聞いておりませんけれども、一面ではやはり合併による事務の複雑化といいますか、煩雑さというものがあって、児童福祉法ですか、の方の改正への視野がいついていなかったのではないかと、こういう推察はできますけれども、なおその辺の事実関係の調査については賞罰委員会での議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） まだ今助役の言っていることがよくわからないのですけれども、事実経過についてこれから改めて調査しなければわからないのか、失念をしていたか、作業がふくそうしておくれたのかということぐらいは今直ちにわかることではないのかなと思っております、ふくそうして延びている分については理解はできるのです、合併の諸作業その他含めてあるのですけれども。そこをしっかりとしてもらわないと、特に名寄の場合は過去にも新制度導入の時点では全く同じような事実経過があって、反省点として残っていたわけなのですが、にもかかわらず失念ということだとか、日常の仕事の流れの関係で改めて調査をしなければならぬということについてはちょ

っと理解ができないなと思っているのです。忙しくて忙しくて、この準備がおくれてきたのだということになると、それは議会の方も十分公式、非公式問わず議長がいる、あるいは民生常任委員会、所管の常任委員会があるわけですから、こういう事情でどうしても6月にならざるを得ないということはそれはのみ込むことはできるのです。新聞に出るまでわからないということになると、それは議員の側としてもそれは議会何やっているのよということになるわけでありまして、市長自身も提案をされておりまして、一言もそのことについてのコメントがないというのはいかがなものかなというふうに思うのです。殊さら私このことを大きくするつもりはないのですけれども、事実関係が明確で、忙しかったのなら、それはのみ込めるのです。あるいは、議会に公式、非公式に事前情報として出していただければ別にもめることでも何でもないということでございまして、どうも今の助役の答弁ですとんと答弁になっていないというふうに率直に思っていますので、改めて求めたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後段申し上げましたとおり、合併による事務の煩雑さというのが一因ではないかというふうに私は推測をしておりますけれども、したがってその辺ははっきりと賞罰委員会で明確に下さいということでございまして、その辺は賞罰委員会で当時の理事者の判断もお聞きしながら、煩雑だったから延ばそうかと、あるいはもっと別の理由で6月議会に提案することにしたのかという判断もお聞きしながら、賞罰委員会で判断をして、議論をして、市長に報告をしたいというふうに思っておりますが、私の推測ではかなりの事務の煩雑さがあったというふうに推測をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 私は、罰を与えることを求めているわけではなくて、生活福祉部長と

助役とのコンセンサスの問題、あるいは首長としての提案に当たってなぜこうなったかということ素朴に疑問としてそれは執行者としてもわかることでありまして、結果としてそれは利用者に見れば4、5、6の徴収、利用料の納入がなかったということで行くと、障害者にとってはむしろ朗報かなという感じがするのですけれども、しかしいわゆる役所のプロとしてそれぞれ作業をされていますから、谷内議員のように厳しくやっぱり指摘をされることについても当然かなというふうに思うのですけれども、理由がわかれば別に私どもがとやかく言う、本当に合併があって、そうなのかということ事前情報が出ていれば、あえて私がここで手挙げる必要もないわけでございまして、過去の反省と、あるいは事実関係についてはこれから調査というのはちょっと私はすとんと落ちないのです。忙しかったら忙しいのです、別に、それは。ただ、それはそうすると6月というのは当然遅いわけで、臨時会2回ほどございましたので、代表者会議等、あるいは議長にでも伝達いただければ、なるほどなど、しようがないのだなということになるわけでありまして、一定の期間超法規的な対応に名寄市的にはなっているわけですから、十分その辺について執行者の立場としても改めて答弁を求めて、その後の反省も含めてありますから、お任せをいたしますけれども、ちょっと事実関係について改めて再確認をさせていただきたいなと思っています。特にこの問題は、3年前の支援法制度導入の段階から応能負担からもう応益制度に変わっていかげなものかという認識は私どもも持っておりましたが、法の定めで条例を決めなければならぬという宿命もございまして、利用者の理解を十分得られることを前提に賛成した経緯も過去にはあるのですけれども、利用者とのやりとりの経過については恐らく十分な説明はされているものというふうに聞いておりますけれども、改めてその状況と忙しかったのか、忘れたのか、その辺はしっかりと

きりした上で、しかる委員会もしやるとすればそれはそれで執行者の判断としてお任せをいたしますけれども、もう一回確認をして終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合療育センター条例の改正についていろいろと議員の皆さんから改正の提案も含めて御意見をいただいております。私は、この3月の年度末各種の法律改正に伴って、自治体が条例改正をせねばならぬというような案件について事案があるわけですが、率直に申し上げまして、内部のこうした法律の改正を行った事後の自治体における条例改正等についての情報収集不足だったと率直におわびを申し上げるところでございます。これからこのような市民の皆さんに不信や不安を与えないようにしっかりと条例改正に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また職員には一層その種の情報収集に心がけるよう研さんに努めていただくようにしっかりと指導してまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について、提案の理由を申し上げます。

障害者自立支援法の施行により、サービス利用者は障害程度区分の認定を受けることとなりますが、認定につきましては同法第15条に基づき、各市町村が設置する障害程度区分認定審査会で審査、判定業務をすることとなります。しかしながら、同審査委員は障害者等の保健、または福祉に関する学識経験を有する者と規定されており、近隣町村から同審査会委員の確保が困難との理由で共同設置を要請されていましたが、協議の結果、同審査会につきましては名寄市、下川町、美深町、中川町及び音威子府村による共同設置とし、名寄市が代表市となることになりました。機関の共同設置につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、共同設置をする同審査会につきましては、構成する市町村議会で議決後、北海道へ届け出すことになっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 提案のように3号議案との関連がございますから、法に基づく義務的な審査会の設置でありますので、同意をいたしますが、賛成をいたしますけれども、いわゆる障害者の側に立った審査がされなければならないとい

うふうに思っております、基本的な見解だけお尋ねをしておきますが、公平な審査はもとより支給や適切な判断、透明性などについて、常に障害者側の立場に立った審査が求められることになるわけでありましたが、提案者側として基本的な認識についてだけ1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 障害程度区分の共同審査会の設置につきましては、審査委員の部分が当初精神科の医師だとか、そういった部分で非常に困りといいますか、厳しかったのですけれども、だんだんそれが市町村でもできるような知識人といいますか、そういった方でも審査会の委員になれるといったことが緩和されてきました。それで、それぞれ各自自治体の中でそれができないかといったことで走っていたわけですけれども、介護認定審査会等もございまして、それと同様の審査会を設置できないかといったことで各自自治体の担当者から話がありまして、その中で介護認定審査会と同様の共同設置ということで今回提案をさせていただいたということになります。人数的には介護認定の数よりはかなり人数が制限をされるということで、年に数回程度の審査会で済むのかなというふうに思っております。これも2年あるいは3年に1回の審査ということになりますから、初めの1年、2年につきましては年数回、あとは2年に1回かそのぐらいの審査会のこれからの活動といいますか、なるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 構成市町村の中で審査会の委員の人数が10人以内ということなのですが、介護認定審査会ももちろん専門性が需要で、それぞれ大変御苦勞を願っているところなのですが、特にこの障害者の関係についてはさらにまた専門性が求められる部分があるのではないかと

うふうに考えておまして、いわゆる有識者と言われるような人が管内に十分確保される見通しなのか、あるいは先ほども申し上げましたが、常に審査に当たっては障害者側の立場に立った審査が当然求められるわけでありましたが、そういう見通しについてお伺いをして、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 共同審査につきましては、5市町村の助役会の中で協議をさせていただきまして、先ほど山内部長の方から答弁いたしましたとおり委員の条件がかなり緩和されましたから、各市町村でも実施でき得るだけの条件になってきました。しかし、助役会の中ではこの管内、市町村ばらばらに審査をして、ばらばらの結果が出たのではどうもぐあいが悪いのではないかということで、できるだけ管内の統一的な審査をしていこうと、こういうことで審査委員会を設置をさせていただきましたので、この審査委員会の運営に当たりましては、公平、公正な審査ができますように人選についても心してまいりたいと、協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第5号
名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄地区障害程度区分認定審査会の委員は、地方自治法第252条の9第5項の規定により、本市の非常勤職員として任命されることとなります。本件は、このことにより同委員の報酬額を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算、議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第12号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第13号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第14号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第15号 平成18年度名寄市病院事業会計予算、議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算及び議案第7号から議案第16号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

国は、平成18年度の経済見通しと経済財政運営につきましても、改革の総仕上げのために引き続き歳出改革路線の堅持、強化し、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化及びデフレの克服及び民需主導の持続的経済成長の実現を図ることを基本に、国内総生産の実質成長率が1.9%程度見込まれるとした上で、対前年度比3%マイナスとなる79兆6,860億円の一般会計予算が編成されました。平成18年度の地方財政計画の規模は、5年連続マイナスの83兆1,508億円となりましたが、安定的な財政運営に必要な地方一般財源、地方交付税総額は昨年引き続き確保されることとなりました。

名寄市の平成18年度の予算編成は、人口が減少し、高齢化社会から高齢社会へと移行し、経済の停滞、社会保障の水準低下、市町村の財政基盤

の弱体化が危惧され、国が進める小さくて効率的な政府が地方の厳しい財政運営にさらに拍車がかかる中で、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進、公平性と持続可能な受益と負担、大学の円滑な運営と地域への貢献、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を柱に、新市建設計画掲載事業をできるだけ多く盛り込みました。一般会計の予算規模は184億521万6,000円となり、大学の新校舎整備が終了したことにより、旧市町の対前年度予算額に比べると2.2%のマイナスとなりました。公共施設は、地域経済及び雇用に配慮しながら計画的に整備し、産業振興基盤の整備、観光資源の拡充、学校教育環境の充実を図る事業を実施するほか、新たに北国雪国ふるさと交流館建設事業、地域情報コミュニティ事業、アスパラガス自動選別施設整備事業、道の駅整備事業、小学校パソコン更新事業、名寄市立大学地域ケア実習室等改修事業、風連児童会館整備事業、給食センター整備事業等に取り組むことにいたしました。さらに、肺炎球菌予防接種事業等ソフト事業も立ち上げ、福祉ソフト事業に地域福祉基金の一部を取り崩して事業費確保も行いました。

次に、特別会計について申し上げます。平成18年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は109億8,528万7,000円で、対前年度比1.0%の増となっております。これは、介護保険特別会計の保険事業勘定では施設介護等サービス給付費が減額になったものの、介護病床から医療病床への移行が急速に進んだことにより、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計の保険給付費及び医療諸費が伸びたことによるものであります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計合わせて87億5,532万6,000円で、対前年度比2.0%のマイナスとなっております。これは、病院事業会計で精神科病床の稼働率の減を見込んだことによるものであ

ります。

以上によりまして、平成18年度全会計の予算総額は381億4,582万9,000円となり、対前年度比1.2%のマイナスとなりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について、御報告申し上げます。

本件の道営畑地帯総合整備事業ほか2件は、平成18年3月27日、繰越明許費の設定について専決処分を行い、平成18年第1回臨時会で承認いただいたものであります。

本計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について、御報告申し上げます。

本年3月1日午前10時5分ごろ、名寄市西5条南4丁目の交差点において維持管理センター所管の普通貨物車に名寄市西5条南4丁目、鈴木美恵子氏が所有し、東京都新宿区市谷田町、飯島由美氏が運転する軽乗用車が凍結路面で一時停止できず、庁用車の側面に衝突し、双方の車両が破損したものであります。過失割合は、本市が20%、相手方80%であり、相手方車両の修理代として本市が6万5,293円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） このことについてお伺いしたいと思うのですが、以前の議会の際にも交通事故がありまして、審査をしてください。賞罰委員会をやって、先ほどの助役の答弁の中でそれを審査をしたということで、その結果をまずお聞きしたいのと、この交通事故については

避けても避け切れない状況の中であったのだろうというふうに判断はするのですが、当然この金額については保険を対応したのではないかなという形だと思うのですが、たまたま私わからないのですが、名寄市役所の中で1年間に交通事故というのはどれぐらいの件数があるのか、そしてその保険を使って修理をするなり、示談をしたその件数、それをまずお聞きしたいと思います。

それと、その公用車等についての保険の掛金については全車一括で掛けているのか、1台1台に対してその保険金を掛けているのか。多分10台以上の台数があれば一括で掛けることができると思うのですが、その辺をお聞きしたいのと、この交通事故を起こすことによって保険を利用したときに、当然利用しなければその分は割引になるはずなのです。保険を使うことによって、その掛金が高くなると思うのですが、その辺はどれぐらいの金額が生じているのか、その3点をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

さきの処分の関係でございますけれども、5月19日に賞罰委員会を開催をさせていただきました。前回の専決処分をした部分の3名の処分については処分させていただいております。訓告と嚴重注意ということで、まだ本人には処分の言い渡しをしておりませんが、近々中に日程を調整して、処分をしていきたいと。これは、前回の部分の処分でございます。それと、今回の部分につきましても、先ほど今助役の方からお話をさせていただいたように随時賞罰委員会を開催をして処分をするということでありますので、今回議会終わり次第委員会を開催をして、処分を決定していきたいと、このように思っております。

それと、1年間の事故、何件ぐらいなのかということの御質問でございますが、現在手元に資料持ってきておりません。後ほどお知らせをさせて

いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、車両にかかわる損害賠償の掛金の関係でありますけれども、市有物件共済組合の方に一括してそれぞれ車両台数に掛けています。この詳細につきましても後ほど御報告をさせていただきますというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務部長(石王和行君) 間違えて答弁をさせていただきます。5月19日の部分の事故につきましては、既に処分をいたしております。申しわけございません。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) 資料がないということですが、保険の掛金についても、その差額についても資料後でいただけるということですのでよろしいですね。

それから、その処分方法なのですけれども、その処分をした嚴重注意云々という形の中で今報告がありましたけれども、私自身考えるならば、100・ゼロの交通事故というのは100%こちらの方が悪いということですよ。それに対しての保険金であろうとそれで処理したということに嚴重注意というのはちょっと腑に落ちないのです。やはり今回の事故のように2対8ぐらいの割合ですね、これを見ますと本当に交差点の中で一時停止でもあるにもかかわらずとまらないで、出てきてぶつかったような地図がついておりますけれども、こういうようなことならまだ嚴重注意などでそれはいいのかもというふうに私考えるのですけれども、前回の事故についての処分ですと、たまたま智恵文峠のところで、あの事故一つにしても、あそこははみ出し禁止になっている区域ですよ。そのはみ出し禁止区域になって、峠であるにもかかわらず、交通ルールを守らないでそれをやって事故を起こしたということです。何ぼ時間がどう

あろうとも、交通ルールは大前提に守らなければならないことでしょう。その交通ルールも守らないで追い越しですか、して、ぶつかったのに対して嚴重注意で終わって、それで保険金で処理したということにならないだろうし、やはりその後のもう一つについてもとまっている車に追突をした云々って、要するに100対ゼロという事故を起こしてでも嚴重注意で終わるのかという、その辺をお伺ひしたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 嚴重注意ということでお受け取りいただいたのだと思いますけれども、先ほどお話ししたようにそれ以上に、嚴重注意の上の訓告処分と嚴重注意と。本人には訓告処分と。それで、管理監督にある職員に対しての上司なりに対して嚴重注意ということでの処分をさせていただいております。本人につきましては谷内議員おっしゃるとおり100・ゼロということで、さきに御報告した内容でございますので、それ以上に厳しい訓告処分ということにさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いたします。

報告第2号を終結いたします。

○議長(田中之繁議員) 日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 報告第3号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成17年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関

係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。項目別に見ますと、大気汚染ではダイオキシン調査を中心に実施しておりますが、炭化センターにおきまして法による基準値5ナノグラムのところを6月の調査では0.08ナノグラム及び12月の調査では0.032ナノグラムと大きく下回っております。また、粉じん発生源と言われておりましたスパイクタイヤにつきましては、2月の最高装着率が3%となっており、スタッドレスタイヤが市民生活に定着したものであると思われま

次に、公共用水域の環境保全では、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施しておりますが、一部の項目におきまして河川の環境基準を上回っておりますが、平水時には基準を満たした河川水質を維持しております。今後とも水質保全のために調査を継続し、安全確保に努めてまいります。ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施し、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、人の感覚に直接影響を与えることから苦情もありますが、特定建設作業のように低騒音工法が一般的に取り入れられるなど改良されてきております。また、市民からの苦情につきましては、発生源者に施設整備の改善指導を行い、御理解をいただきました。

公害対策では、今後とも継続した調査を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力してまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧いただきたくお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について、報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上5件の一括報告を行います。

提出者の報告を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第4号から報告第8号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれん及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり59万5,535円の当期純損失となっております。その内容は、事業収益の部で、住宅用地2件の賃貸収益から販売費及び一般管理費を差し引き、67万2,592円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還金利息収入から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引き、7万7,057円の事業外収益となっております。したがって、前期繰越損失金9,977万2,255円に当期純損失を加えました1億3,6万5,760円が当期の繰越欠損金となっております。

今後とも経営努力の中でできる限り借入金の縮減を行い、金利負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第34期の経営内容につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところです。名寄ピヤシリスキー場につきましては、12月及び年末年始の入り込みは順調に推移いたしました。大会の開催及びそれに伴う合宿が少なかったこと、2月及び3月の週末の天候が不順であったことにより、全体としては来場者が減少したシーズンとなりました。リフト輸送人員は51万9,424人で、前年度比92.59%となりました。また、リフト収入では3,656万2,360円で、前年比89.08%の実績となったところです。

なよろ温泉サンプラーにつきましては、利用促進を図るため日帰り入館時間の延長、食事と入浴をセットにしたプラン、サンプラーデーの設定など、1年を通じたイベント等の企画によりまして、総利用者数で8万6,378人、前年比116.35%となりましたが、総売上高は2億170万845円で、前年比97.45%の利用実績となったところです。なよろ健康の森につきましては、当期におきましても市民憩いの森として維持管理に努めてまいりました。パークゴルフ場業務につきましては、健康の森及び名寄公園の利用で延べ4万9,886人、前年比104.99%となり、にぎわいを見せています。

営業の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりですが、当期営業損益は、収益で2億7,856万8,379円、費用で2億8,409万7,820円となり、営業外損益を差し引きますと516万549円が当期税引き前欠損となったところです。

今年度からは、北海道及び本市からの指定管理者として指定されましたので、より一層健全経営を進めるよう努力を促してまいります。

報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第19期の経営内容につきましては、5月26日の株主総会で報告を受けたところです。望湖台センターハウスにつきましては、前

期同様定期ワゴン車による入浴者の送迎、薬湯ぶろのPRなどの効果により、入館者数で2万9,986人、前年比102.8%、入浴客数で7,312人、前年比96.39%、宴会売り上げで408万7,738円、前年比103.0%の実績となったところですが、レストラン売り上げで231万8,965円、前年比73.04%、宿泊者数で1,754人、前年比82.27%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりですが、当期営業損益は総売り上げで2,921万9,703円、前年比111.21%、販売費及び一般管理費で3,759万201円、前年比105.69%となりました。収支の不足分につきましては、本市からの委託料を追加して収入支出の調整を図り、最終的に当期末処分利益ゼロ円で決算を終えたところです。

今年度からは、本市から望湖台自然公園の指定管理者として指定されましたので、健全経営を目指して一層の努力を行うよう促してまいります。

報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第2期の経営内容につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところです。平成17年度は、風連本町地区再開発事業、TMO構想の見直し及び道の駅事業へのかかわり方を検討するなどを重点目標に活動を展開してまいりました。再開発事業につきましては、促進期成会が発足し、地権者合意に向け活動しているところであります。また、TMO構想につきましては、本年1月13日に旧風連町からの認定を受けておりますし、道の駅につきましても関係団体、農業生産グループ等との検討に入っております。

収支の面では2年目ということもあり、本格的な収益事業の展開に至っていないことから、今期も欠損の計上となりました。当面はこうした状況が続くものと思われませんが、まちづくり会社としての役割は大きく、幅広い事業展開に尽力するよう促してまいります。

営業詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりであります。

次に、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告申し上げます。

社会福祉法人は、高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化及び改革に対応できるよう、サービスの専門性の向上及び高い倫理観の保持に努めることが求められております。平成17年度における名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫をし、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう業務の推進に当たってまいりました。それぞれのサービス提供につきましては、利用者の処遇の向上及び充実のため施設整備、健康管理及びマンパワーの養成に努めるとともに、家族及び地域との交流を図るなどして社会福祉の増進に努めてきたところであります。また、居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センターにつきましては、利用者及び家族の福祉増進のため、介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが受けられるよう努めてまいりました。市営シルバーハウジングの入居者に対しましては、地域の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、緊急時の対応など在宅生活の支援に当たってまいりました。

次に、平成17年度の収支状況について申し上げます。一般会計及び市営シルバーハウジング特別会計を合わせ、収入総額5億6,778万6,735円に対し、支出総額は5億5,057万8,016円であり、収支差し引き1,720万8,719円は翌年度に繰り越したところであります。

今後も利用者のさまざまなニーズにこたえるため、施設の機能と特性を生かしながら、地域福祉の増進に一層努力をしてまいります。

以上、5件を一括して御報告させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申

申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で報告第4号外4件の報告を終わりますが、本日の会議終了後、議員協議会で質疑を行いますので、お含みおきを願います。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの7日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの7日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 1時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 小野寺 一 知

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月13日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員

24番	宗片	浩子	議員
25番	野々村	勝	議員
26番	中野	秀敏	議員
28番	村端	利克	議員
29番	川村	正彦	議員
30番	福光	哲夫	議員
31番	斉藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝敏
書記	久保	子美
書記	佐藤	葉子
書記	開発	恵美

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	今	裕	君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 山口 祐 司 議員

36番 大久保 光 義 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成18年度市政執行に当たっての諸課題について外1件を、小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） おはようございます。激励をいただきながら、御指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

市政クラブを代表し、主要課題について質問をさせていただきます。1999年4月からスタートした平成の大合併の推進も2006年3月末をもって旧特例法のもとでの合併も終了し、全国の市町村数は3,232市町村から1,820に減少したのであります。名寄市と風連町も住民と地域の将来に続く住みよさと繁栄を求め、しかも風連にあっては住民投票までしての合併の道を選択したことは大変意義深く、歴史的な決断であったと考えるのであります。国の方針は、小さな政府を掲げ、国から地方への方針のもとで税源移譲や地方交付税の見直し、補助金改革等、地方財政への影響は地方自治体行政の根本的な改革と見直しへと進んでいることは申し上げるまでもありません。3月27日の合併に伴って、新名寄市の市長としてこの厳しい時代に地域と市民のリーダーとしてその経験と先見性を発揮し、誤りのない決断をした島市長に対し、その政治姿勢に心からなる期待と敬

意をあらわすものであります。

さて、名寄市と風連町が3月27日をもって合併したことは申し上げるまでもありません。このことは、市民、町民の多くが将来の地域づくりのために、また住民サービスの維持、子供たちの将来に負担を残さないなど、少子高齢化の進行する社会の中にあって安定した行政を求めたことにはかならないと考えるのであります。行政としても地方分権下での個性的なまちづくり、国、地方の財政状況を考えるとき、最良かつ真の選択であったと評価できるのであります。しかし、合併してすぐにその成果が出てくるものではありません。お互いに将来に向けて多くの努力が必要と考えるのであります。行政として合併初年度の課題とその対応についてどのように考えるかについてお知らせいただきたく思います。また、合併特例債について合併した自治体の大変有利な起債であることを考えるとき、市民の期待は大であります。具体的な考え方があればお知らせいただきたく思います。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもとで市民との信頼関係を保ちながら、新たな行政運営の推進のために各面にわたってその時期、その年代において改革を進めていかなければ高度多様化する住民ニーズに対応できないと考えるのであります。国や道の財政状況を見ると、合併を一つのステップとしてとらえ、将来をも見据えた行財政改革が必要と思うのであります。名寄市として平成14年10月に策定した新たな行財政改革の推進指針のもとで、平成19年度までの計画で改革を進めてきたところではありますが、合併を機として新名寄市としての行財政改革計画が必要と考えるのであります。新名寄市のスタートの年に当たって、具体的な行財政改革と重点課題についてお伺いをいたします。

また、財政改革については、国や道の財政状況は極めて不安な状況にあることは申し上げるまで

もありません。それらに対してどのような改革によって対応を進め、見通しを立てていくのかについてお知らせをいただきたく思います。

次に、18年度予算についてお伺いをいたします。国の地方財政計画は、執行方針で述べられているとおり、前年比0.7%減の8兆3,508億円で決定されました。この0.7%の減額は、国と地方財政の三位一体改革にかんがみ、地方交付税の縮減を進め、地方交付税分として昨年発行した国債発行額4兆3,000億円分を減額、18年度予算編成に当たっては国債の発行額を30兆円に抑えることによる減額であると考え、この方針は今後も変わることがないと思います。また、経済財政諮問会議や地方分権21世紀ビジョン懇談会等では、地方の財源不足を補う地方交付税制度の見直しや地方交付税の配分基準を簡素化して、人口と面積をもとにした新制度を検討するなど、地方交付税にかかわる国と地方の見解や綱引きが激しくなっている今日であります。このような状況の中で、新名寄市の18年度予算が編成されました。執行方針では、新市に引き継ぐ予算案に若干の補正を加え編成したとのことであり、新名寄市が誕生して初年度であります。地域の将来の基盤づくりに向けた足がかりの予算でありますことから、本予算を組むに当たって視点をどこに置いたのかお知らせをいただきたく思います。

また、申し上げましたように国の交付税に対する見解が非常に厳しくなっている現実の中で、名寄市として今後を含め、どのように考えているのか、あわせて合併したことによる交付税の推移はどのように押さえているかについてお伺いをします。

次に、総合計画の策定についてお伺いをいたします。合併協議会で策定した新市建設計画は、2市町の速やかな一体化を促進するためにも地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための策を示されたものであります。先日の議案審議では総合

計画にかかわる条例の一部改正がありましたが、新名寄市となった今、まちづくりの詳細かつ具体的な内容についての総合計画を早期に策定しなければならないと思うのでありますが、具体的なスケジュールについてお知らせいただきたく思います。

また、従来から名寄市、風連町ともに個別の総合計画があり、計画半ばにして合併となったと考えるのでありますが、それら計画途中における未実事業等についての整合性についてどのように考えていただけるのかお知らせいただきたく思います。あわせて新市の総合計画策定に向けた取り組みと重点課題について見解をお伺いするものであります。

次に、道立公園についてお伺いをいたします。近隣の町村を含め、地域の人々が期待してやまない道立公園サンピラーパークがいよいよことしの11月、一部開園の予定であります。国内はもちろん道内でも有数のカーリング場を備えた公園として、地域住民や関係者の熱い期待が伝わってくるのであります。昨年来からサンピラーパーク一部開園に対しては、オープンセレモニーとして公園の誘致時から協力をいただいている方々や地域振興につながるイベントとして企画していきたいとの市長の見解でありましたが、その準備状況についてお知らせをいただきたく思います。

次に、高速道路の整備についてお伺いをいたします。機会あるごとに質問しているこの問題は、地域の産業や医療、観光等、住民にとって欠くことのできない大きな課題としてとらえており、市政クラブの要望として毎年度要請しているところであります。士別剣淵一名寄間は、新直轄方式による抜本的な見直し区間とされておりましたが、本年2月3日、国土交通省は士別市多寄付近までの12キロについて緊急に整備すべき区間として決定されました。私どもは、多少なりとも前進したと考えておりますが、全線の完成にあって初めてその社会基盤としての効果が発揮できるものと

考えるのであります。早期全線の完成に向けての取り組み姿勢や現在の状況についてお知らせいただきたく思います。

次に、サンルダム早期完成に向けてお伺いいたします。サンルダム建設計画は、1993年、天塩川流域の治水と発電、工業用水、農業用水、名寄市の水道用水等の多目的ダムとして計画され、現在は環境アセスメントを行い、現状は道道つけかえ工事中であります。当初2008年完成予定でしたが、いまだに本体着工がされていない状況にあります。新名寄市としても水道の水源を名寄川から取水し、自衛隊や川西地区、そして現在地下水に依存している風連地区の安全な水の安定供給を考えると、新たな水源としてはサンルダムは欠かせないものであると認識するものであります。このようなことから、北海道開発局主催の天塩川流域委員会が十数回にわたって天塩川水系河川整備基本方針に沿って治水対策として協議しているところでありますが、一向に前進しないのであります。昨年11月30日には、建設促進に向けて名寄市内や農家の有志がサンルダムと地域を生かす会を立ち上げ、本体着工に向けての動きなどありました。また、5月18日には下川町でサンルダム早期本体着工町民大会が行われ、550人が参加したとのことであり、既に総事業費の33%に当たる177億円を投入し、周辺整備を進めている状況の中で、早期本体着工に向け、そして早期完成に向けた積極的対応が必要と考えるのでありますが、現状と今後の対応等についてお知らせいただきたく思います。

次に、農業問題についてお伺いいたします。まず、農業振興計画についてであります。名寄市と風連町が合併してモチ米の生産量は1万2,500トンとなり、全国一に躍り出たことは申し上げるまでもありません。言うまでもなく名寄市の農業はモチ米、アスパラ、カボチャのブランド化など、道北青果連や道北そ菜園芸振興会の努力によって、全国的にも北の恵みとしてクリーンイメージでの

評価の高い野菜生産地となっているところでもあります。また、上川管内における新名寄市の農業の位置づけは、水稲はもちろんのことバレイショ、小麦、てん菜、豆類、野菜、乳用牛、養豚等、どれをとっても管内の上位にランクされる位置づけにあることは御承知のとおりであります。農業情勢は、執行方針で述べられているように生産調整、価格の低迷、輸入拡大、WTO問題等厳しい状況が続いていることは言うまでもありません。しかし、名寄市の基幹産業である農業の安定確立に向けての施策については、抜かりなく対応していかなければならないと思うのであります。このようなことから合併協議で作成した新市建設計画をベースにして、関係機関、団体との連携や指導、技術の普及等を図り、地域の特性や安定した魅力ある農業を目指しての農業振興計画を樹立していかなければならないと考えるのであります。策定するに当たって具体的な考え方についてお伺いをいたします。

また、担い手対策については、少子高齢化の時代にあつては全国的な問題となっていることは言うまでもありません。農林水産省の資料によりますと、基幹的農業従事者の年齢構成は2004年で39歳以下、11万人、40歳から64歳が89万人、65歳以上が119万人、計220万人ですが、2015年見通しでは39歳以下、10万人、40歳から64歳、45万人、65歳以上は90万人、計146万人と農業者の高齢化率の上昇はもちろんでありますが、農業従事者も3分の2に減り、74万人減少している予測であります。一方、道内の農家戸数は、農林業センサスによりますと昨年2月1日現在で5年前から比較すると1万戸減少し、5万2,451戸と16.2%も減少したとのことであり、後継者のいない農家の比率が5年前よりも9.9ポイントもふえたのであります。すなわち、後継者のいる農家は24.2%と、5年前の34.3%から大きく減ったのであり、農業従事者の高齢化が進んだことは言うま

でもありません。このことから、高齢化率を考えると大変気になる数字でもあります。

一方、昨年北海道が発表した道内の新規就農者数は728人で、1994年に調査を開始して以降では最も多かったのであります。内訳を見ると、実家が農家で学校の卒業と同時に就農した人が391人、前年比で53人の増になっております。Uターンが266人、13人増、新規参入が71人で9人減であったとの報告でありました。Uターン就農者は、10年間で5倍に急増し、この間34歳以下が237人と9割を占めたとのことであります。これは、農業経営も多様化すると同時に、魅力ある農業に変わりつつある結果であると道農政部の見解でありました。名寄市も担い手対策として各種多面的な取り組みを行い、それなりの成果は上がっているとの報告はさきの議会において受けているところでありますが、新名寄市としてまた新しい農業振興計画を策定するに当たって担い手対策についてどのような考え方でいるのかについてお伺いをいたします。

安全で良質な農産物を低コストで安定的に生産していくために農地の基盤整備は重要な政策と考えますが、北海道の環境基盤緊急確立対策事業、いわゆるパワーアップ事業が17年度で終了し、継続について心配していたところでありますが、道は新たな事業として予算化されました。その内容と新名寄市として継続、あるいは新規事業として予定されている地区と事業規模についてお知らせいただきたく思います。また、新市としての事業推進体制はどのようになっているのかについてもあわせてお伺いをいたします。

次に、名寄市立大学についてお伺いいたします。4月7日、名寄市立大学及び短期大学児童学科の1期生の202名の入学式が行われ、5月27日には開学記念式典を盛会に行われましたことは喜びにたえないところであります。執行方針にも述べられているとおり、大学を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。全国でも4番

目の保健福祉学部で、栄養、看護、社会福祉学科を有する大学としてスタートしたことは、関係者を初めとして市民にとっては将来に希望を与えたのであります。過疎の進む道北のこの地域にあって、名寄市立大学に期待する市民や産業界を含め地域振興の起爆剤になる大きな要素は多々考えられるからであります。設置の段階から大学と地域が一体となった活動が多くの人々の希望であり、また設置の条件にもあったのではないかと思うところでもあります。既に地域や市民との交流や連携に関する活動を行う地域交流センターや学生のために体や精神面の支援を行う保健福祉センターを学内に設置し、地域の要望にこたえるための体制ができたと聞くところであります。既に報道されているように、大学と名寄農高と市教育委員会が連携する中で、食育に関する高大官連携事業の協定がなされ、高校生、大学生、給食利用者が共同して食に関するプログラムの研究を進めるとのことです。まさに地域に密着した事業であることは申し上げるまでもありませんし、開学して間もないこの時期の取り組みに対する熱意は、今後大きく期待するところでもあります。今後大学と地域を結ぶ地域交流センターを初めとして、大学が予定している事業計画等をお知らせいただきたく思います。

また、さきに申し上げましたとおり、大学の環境は生徒の募集を初めとして厳しさを増すことは言うまでもありません。このようなことから、私は名寄大学に入学した生徒に対して希望があれば奨学金制度を創設し、大学の特色として、また全国からの優秀な生徒の確保に結びついていくものと思うのでありますが、見解についてお伺いをします。

次に、豊栄川の改修及び国道40号線陸橋工事の進捗状況についてお伺いをいたします。名寄市の管理河川として維持してきた豊栄川も、上流部の徳田地区において春の融雪時及び異常降雨時等は、たびたび水害の被害に見舞われている状況に

あったことは御承知のとおりであります。現在は道費河川に昇格され、下流域から徐々に拡幅改修され、当初計画では平成20年ごろには水害の危険から回避される予定でありました。また、豊栄川の拡幅に伴い、国道40号線の陸橋については撤去工事が平成17年から行われている状況にあります。この二つの工事は、いずれも交通の要衝にあり、また地域にとっても住民も含め将来的には快適で安心して暮らすことのできるまちづくり事業であると考えております。特に40号線の陸橋の撤去工事については、車はもちろんのこと歩行者、自転車の通行に非常に危険を感じるのとあります。また、周辺の農地、団地への出入りについても同じであります。できるだけ早い完成を望むものでありますが、工期についてお伺いをいたします。豊栄川の改修についても当初予定よりもおこなっているのではないかと思うのであります。先日の報道にありましたように、北海道の17年度決算が7億円程度の赤字になるとのことであり、大変気にしているところでもあります。これらを踏まえて、この二つの事業についての進捗状況等をお知らせいただきたく思います。

また、市道16線沿い東8号から国道40号までの改修計画では、河川は北側に移動する予定であります。現状でも狭い通学路であることを考えるとき、この工事にあわせて拡幅し、子供たちや住民にとって安全、安心の道づくりをすべきと思いますが、見解についてお知らせいただきたく思います。

次に、JPDOの進めるガス発電所の現況と誘致についてお伺いをいたします。1998年に設立されたJPDO、北日本パイプライン開発機構株式会社は、サハリン天然ガスをパイプラインで北海道及び北東北に導入する事業の受け皿会社として設立し、2004年から名寄天然ガス発電所について環境アセスメントの事前調査が行われ、2005年12月に環境影響評価方法書をまとめて経済産業大臣、北海道知事、名寄市長に提出さ

れ、工事縦覧の開始となりました。2006年1月には縦覧結果を取りまとめて、経済産業省に報告され、これに基づいて今回の経済産業省の現地調査となったと聞いているところであります。2011年には供給開始を予定しているようですが、このプロジェクトが実現すれば地域にとっては大きく振興にかかわってくることは申し上げるまでもありません。今回は、環境アセスメントに関する調査ですが、今後着工に向けての動きが出てくる段階では行政に対しての要請等出てくるものと考えます。風連町との合併、大学の4大化、道立公園の誘致など、今後さらに努力すべき課題はあるものの、一定程度めどはついた今、新たな飛躍に向けて対応していくべきと考えます。昨今の状況では企業誘致などを考えられない中で、今回のJPDOの計画は地域にとっては大きな希望となるものであります。行政としても積極的に誘致活動などするべきと思いますが、見解についてお伺いをいたします。

次に、平成18年度教育行政執行方針についてお伺いをいたします。執行方針では、合併といった歴史的な年であることも踏まえ、個性にあふれ、学び合い、地域文化が花開くまちづくりを目指して効果的な行政を進めるとのことです。学校教育では、平成14年度から実施されたゆとり教育を理念に据えた新学習指導要領が実施されたことは執行方針にも述べられているとおりであります。このゆとり教育が実施されてから数年を経過し、その評価については各面において各種の意見や議論、検討がなされているところであります。例を挙げて申し上げますと、2002年度に実施されて1年後の2003年2月には、文部科学省の特集で新しい学習指導要領を導入した小中高校の教育の中で学力低下不安が広がっているとの調査報告がなされたのであります。また、同じく2003年10月には中央教育審議会が2002年度から導入された小中学校の指導要領は学力低下の懸念があるとのことから、歯どめの規定

の緩和を打ち出し、学びのすすめを発表するなど、学力重視の方針転換を余儀なくされたのであります。2004年11月には、文部科学相がOECD、経済協力開発機構の学習到達度調査で日本の子供の学力は高水準を維持しているが、学ぶ意欲に欠けると分析したことを踏まえて、全国学力テストを復活させるなど、ゆとり教育を転換し、子供たちに競争意識を持たせることも必要であると述べるなど、ゆとり教育に対する改革論議や提唱が各界でなされたのであります。

申し上げましたOECD、経済協力開発機構は世界の41カ国が加盟し、パリに本部を置き、義務教育修了段階の15歳の生徒が実生活で直面する課題に知識や技能をどの程度活用できるかについて評価するテストを2年ごとに行っているところでもあります。その結果、日本の高校1年生の読解力はOECD加盟国平均を下回り、前回調査の8位から14位に、数学的応用力も1位から6位とそれぞれ大きく後退したのであります。一方、小学4年生と中学2年生を対象に基礎学力を調べるテストが行われました。IEA、国際教育到達度評価学会の調査で公表されましたが、小学校理科の平均得点もダウンして前回の2位から3位に、中学校では4位から6位に後退するなど、主なアジア各国よりも順位が後退したとの報告でありました。これを受けて、文部科学省は授業内容を改善するための指導資料作成や全国学力テスト実施などの対応を進め、学力の向上を目指すとの見解をまとめたのであります。

今年度の名寄市教育執行方針では、学校教育について確かな学力と掲げ、学力の向上を図ることが述べられたのであります。特に総合的な学力の向上を図るため朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進し、家庭学習の励行と基礎、基本の定着に努めるとのことではありますが、名寄市教育長として2002年から実施されたゆとり教育に対する評価、そして申し上げました学力低下に対する名寄市としての状況とその対応などをお伺いし、

あわせて執行方針で述べられました学力向上への具体的な対応と考え方があればお知らせをいただきたく思います。

また、昨今の子供たちを取り巻く社会環境は、どこにいても危険な状況に変化してきております。次から次へと毎日のように痛ましい事故が多発しております。執行方針に述べられているように、未然防止に向け地域や保護者、関係機関との連携を一層強めるなどの安全策を充実するとの方針であります。最近の事件の発生状況から見ると、全国的に都会、田舎関係なく起きていることを考えるとき決して油断はできないのであります。考えられるすべてについて留意し、子供たちに万が一のないようお願いを申し上げ、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。ただいま小野寺議員から大項目で2項目にわたっての質問をいただきました。2項目めの教育執行方針にかかわる部分については藤原教育長から答弁とさせていただきます。

最初に、平成18年度市政執行に当たっての諸課題について、合併後の市政運営と対応についてのお尋ねがございました。合併初年度の重要課題についてであります。新市の重要課題は一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図ることです。市民の一体感や連帯意識が育つためには新市建設計画を着実に推進するとともに、一体感を醸成する施策並びに総合計画策定や各種計画の一元化などを図る取り組みを進めていかなければならないと考えております。また、それぞれの地域における自然環境や観光施設などを守り育て、市民の共有財産として広くPRすることが重要と考えております。そこで、各種イベントや祭り、文化交流施設などを市広報などによりPRに努めるとともに、施設見学会を通じて市政に対する理解を深めていただき、多くの市民の皆さん、市民団体にも呼びかけて、取り組みを進めていくことに

しております。

次に、合併特例債の考え方についてであります。合併特例債は、合併市町村がまちづくりの推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について発行が認められており、合併年度及びこれに続く10カ年活用することができます。5月に合併特例債に関するヒアリングを既に終えておりますが、公共施設の施設整備等に76億4,000万円、合併振興基金に11億7,000万円、合わせて88億1,000万円と見込んでおります。合併特例債の対象事業は、旧市町村相互間の交流や連携が円滑に進むような公共施設の整備、類似の目的を有する公共施設を統合する事業などとなっております。過疎債と同様に事業費の95%に充当され、元利償還金の70%が普通交付税で措置されますので、適切な公債費管理を前提に、新市建設の貴重な財源として有効活用してまいりたいと考えております。

平成18年度予算における具体的な利用につきましては、1番目に地域情報コミュニティ施設整備事業、エフ・エムなよろの関連でございますが、680万円、北国雪国ふるさと交流館建設事業に6,180万円、まちづくり交付金の道路事業に4,620万円、児童会館整備事業、これに3,110万円、給食センター整備事業等に計画をしております。公共施設整備事業分でおよそ2億円、基金分に5億5,000万円と合わせて7億5,000万円を要望しているところであります。

次に、行財政の改革について具体的な行政改革と主な課題についてお尋ねがございました。国、地方とも未曾有の財政逼迫が進み、構造改革、人口の減少、少子高齢化などにより、地域の財政がさらに縮小されていく中、国から地方へ、官から民への潮流は一層強まり、地方分権下における自己決定、自己責任の行政運営が求められております。こうした状況下で従来どおりの行政手法を続けていけば、本市のような自主財源だけで運営できない自治体においては、極めて危機的な状態に

陥る危険性があることをしっかり認識することが必要であります。重要課題として、一つには地方分権の推進に伴う対応、二つ目には健全財政の対応であります。この認識に立ち、将来に向けた強固な行財政基盤の確立や時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を構築するため、行財政改革推進計画を策定し、取り組んでいかなければならないと考えております。今回策定いたします計画では、総務省より平成17年3月に示されております地方改革の指針に基づき、一つには民間委託等の推進、二つ目には定員管理の適正化、三つ目には給与の適正化、四つには事務事業の再編、整理、統合、廃止、手当の総点検、五つ目には第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果など6項目について実施期間や各年度ごとの数値目標を定め、集中改革プランとして別途策定し、行革の進行管理を図ってまいりたいと考えております。

なお、合併前に旧の両市町で取り組んでおりました行革の未実施分につきましても新市の計画の中に盛り込み、実効性の高い計画を策定してまいります。

次に、財政の改革の関連でございますが、総合計画策定及び短大の4大化計画策定時に中長期の財政計画を立て、行財政改革を進めてまいりました。特に短大の4大化計画時には他市町村に先行する形で行財政改革を進めてまいりましたので、多くの事務事業の見直しをやり尽くした感があると考えております。今後の財政改革のポイントは、1点目は平成19年度から実施予定の新型交付税を初めとする第2期三位一体改革が地方の自立化、交付税削減の方向で進展する状況の中で、2点目は基金に依存する財政運営にも陰りが生ずる中、合併特例債及び過疎債を有効活用しながら、多くの財源を伴う事業が山積することが想定される新市総合計画の財源を担保すること、3点目は学生が全学年そろそろまでの大学の円滑な運営に対する財政支援を継続しながら、さらに市立総合病院の健全化をどう構築できるかで、新たな財源確保の

対策、歳出削減も含めて重要と考えております。中長期的な財政再建を目指す政府の歳出歳入一体改革の協議が大詰めの段階に来ていますが、骨太の方針2006の閣議決定が7月にずれ込む見通しで、今後も情報収集に努め、新市総合計画を初め各種計画と総合調整しながら、財政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の予算について、本予算を組むに当たっての視点をどこに置いたと、このようなお尋ねでございます。本予算は、地域経済及び雇用にも配慮した公共施設の整備、産業基盤、観光資源の整備拡充、学校教育環境の充実、名寄市立大学の円滑な運営と地域への貢献、より効果的で持続可能な福祉サービスの5本の柱をさらに合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進につながる事業費も盛り込み、編成いたしました。一般会計の規模は184億521万6,000円となり、普通建設事業費は22億8,500万円、合併協議の新市建設計画書の財政計画の22億円を若干上回ることになりました。主な事業は、北国雪国ふるさと交流館建設事業、地域情報コミュニティー事業、アスパラガス自動選別施設整備事業、道の駅整備事業、小学校パソコン更新事業、名寄市立大学地域ケア実習室等改修事業で、風連児童会館整備事業は図書館の電算システム化に対応して分館機能を充実させるため、内部改修を行う予定であります。また、給食センター整備事業は次年度に統合を目指し、実施設計と外部改修、屋根防水等を行い、内部改修及び備品整備は補正で対応することにいたしております。肺炎球菌予防接種事業は、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を基本に、住民の健康と命を守る事業として取り組むことにいたしました。これらの事業を通じて、合併に伴う融和を促進して、新しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の関連についてでございます。国は、地方交付税の算定を簡素化し、人口、面積

を基本に配分する新型交付税制度を平成19年度から段階的に導入、3年後に現在の交付税総額の3分の1に当たる5兆円を新型交付税に移行することを検討しているようであります。現時点では具体的な計算方法が明らかになっていないため、削減見込額の試算はできませんが、単純に人口面積だけの配分方法を採用すると、大都市部など人口の多い自治体に交付税が集中し、過疎地域の交付税が減る可能性が高いと言われております。平成13年度の骨太の方針から始まる3年間は、臨時財政対策債で実質財源補てんされ、平成16年度は多くの自治体から予算が組めないとの悲鳴が上がり、平成17、18年度は16年度をベースに安定的な財政運営に必要な一般財源の確保が約束されました。このような経過から推測すると、平成19年度からスタートする第2期三位一体改革は地方に厳しい内容になることが想定されます。今後7月に骨太方針2006が公表される予定になっており、制度改正が地方分権改革の推進につながるよう、今後も地方六団体と連携してまいりたいと考えております。

また、合併に伴う地方交付税による財政支援は、普通交付税は平成18年度から5年間、各年5,162万4,000円で、トータル2億5,812万円、特別交付税は平成18年度から3年間で4億2,000万円、平成18年度は2億1,000万円、平成19年度は1億2,600万円、平成20年度は8,400万円と、このように試算をし、平成18年度分は本予算に計上して予算を編成いたしております。

次に、総合計画の策定についてのお尋ねでございます。総合計画は、地方自治法の規定に基づき、合併後の新しい名寄市の将来像とその実現に必要な施策の方向性を示し、通常基本構想10年、基本計画5年、5年という構成となり、市政の運営を総合的かつ計画的に実現するための基本指針となるものであります。また、総合計画は、市民ニーズに対応する市民のための計画であり、その実

現に当たっては市民を初め地域、企業、各種団体などが一丸となって取り組むことが重要であると考えています。現在名寄市は、新市建設の基本方針や施策を定めたものとして、旧両市町の合併協議会が合併特例法に基づき策定をした新市建設計画があり、全世帯を対象としたアンケート調査やワークショップなどの手法により、住民意見を集約して、合併協議会において数多くの議論を重ねて策定されたものであります。こうした中、新しい総合計画は多くの住民意見をもとに策定された新市建設計画を基本に、市長のまちづくり公約、各界各層の意見、市民の意見を盛り込み、名寄市総合計画策定審議会の答申を受け、市議会の議決を得て、策定をしていきたいと考えているところであります。また、準備期間としては、日程的に大変厳しい状況にありますが、計画の期間は平成19年度を出発年次とし、平成28年度を目標年次とする10カ年計画を予定しております。早急に名寄市総合計画策定基本方針を作成して、議員の皆さんにお示しをさせていただき、作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併前に旧市町ごとに計画し、未実施や継続となっている主要個別事業については、建設計画に伴う実施事業整理表で把握しておりますので、新しい総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

総合計画の策定に当たりましては、今後の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、各地域の現状を踏まえ、より広い見地と成果重視の観点から既存の施策や施設等のあり方を含め、施策の必要性、重要性、優位性について総合計画策定審議会の各部会で審議をいただき、計画を取りまとめていくとともに、それぞれの地域の特色を生かした事業展開をしてまいりたいと考えております。

次に、道立公園サンピラーパークのオープンについてのお尋ねがございました。道立サンピラーパークは、平成14年度本工事に着手して以来、事業費ベースで平成17年度末には60%の進捗

率となっており、さらに平成18年度末では93%になる見込みで、ほとんどの施設ができ上がることとなります。道立施設としては初めてのカーリング場を併設しているサンピラー交流館は、9月末に完成を予定しております、この施設をメインにオープン記念式典を11月11日に行う予定となっております。式典につきましては、平成15年にオープンした函館の道南四季の杜公園を参考に、名寄市長が委員長を務め、上川北部の各自治体の協力を得る実行委員会方式で行い、セレモニーにつきましてはカーリング場を使用して、名寄カーリング協会や姉妹都市のリンゼイ友好委員会と連携を図りながら、カナダのチームとの対戦できる競技会や講習会、また屋内遊技場もできるということで、子供たちを対象にしたイベントなど、多くの市民に参加していただけるような開園式になるよう今後とも北海道と協議を進めていきたいと考えております。

次に、高速道路の整備についてであります。高速道路の士別剣淵一名寄間2.4キロメートルのうち、士別剣淵インターから多寄町までの1.2キロメートルは、議員のおっしゃるとおりことしの2月7日の第2回国土開発幹線自動車道建設会議において新直轄方式で建設着工が決定をいたしました。その内容は、全体事業費の20%を削減をして、1.2キロメートルは新直轄施工区間と国道40号までのアクセス道路が道道のため、北海道のこの施工もあるわけでございます。また、本年度事業は調査測量を予定することでありまして、行政による要望は比布町から名寄までの期成会構成市町村を中心に国土交通省、財務省、管内選出国會議員、北海道開発局等に対して行っておりますが、全線開通なくして高速道路の効果が発揮できないことは明白でありますので、継続をして要望行動を行ってまいります。

当地域の市民団体も毎年フォーラム等各種活動を展開しており、去る6月9日には士別市を会場に関係者、沿線住民も含めて550名余の市民を

集めて開催をされました。このような市民団体による高速道路の必要性を訴える活動は、事業推進に大きな影響を与えるものと考えており、これらの取り組みに当たっております団体の皆さんにも感謝を申し上げるところでございます。今後も引き続き連携をして、早期に本体着工に結びつくように努めてまいりたいと考えております。

次に、サンルダム早期完成に向けてでございます。サンルダムは、洪水調整、水道水や工業用水、農業用水の確保、水力発電及び従前のダムにはなかった渇水時における水量の確保による河川環境の保全を目的とする多目的ダムとして計画をされたものであります。平成9年の河川法改正で、河川整備計画策定に当たって学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映させる手続が導入されました。これを受けて設けられたのが天塩川流域委員会です。委員会は、17名で構成されていますが、当地域に生活感のない一部の委員からダムは不要との意見があり、当初の計画が大きいくおけている状況であります。住民の安全と安定した農産物の生産、清涼な飲料水の確保等を実現するため、ダムの早期建設を望む流域の多くの方が残念に思っているところであります。既に本市を含む流域市町村の議会議決もされており、一刻も早い本体着工を願い、関係機関や国に要望を続けておりますが、高速道路建設促進活動の民間団体のパワーと同様に、新たに設立された会のメンバーは過去に名寄川の被害に幾度となく被災しながらも、農地を守り続けてきた方々でありますので、ダム建設の必要性を訴えるに大きな説得力を持つことと思えます。来月3日には名寄市民会館において名寄市の経済界や農林団体を中心に、サンルダム建設促進市民大会を開催すべく準備をいただいております。盛大に開催されますことの成果を持って国に対する要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業関係についてお尋ねがございました。新名寄市の農業農村は恵まれた自然環境の中で安

全、安心で、品質の高い食料の安定的な生産供給を初め、国土の環境保全、美しい景観の形成など農業の多面的な機能の発揮を通じ、市民の健全な暮らしを支えるとともに幅広い産業と結びつき、地域の基幹産業として重要な役割を果たしております。しかし、担い手の減少や高齢化、食の安全、安心に対する消費者の高まり、さらにはWTO等の農業交渉の進展や国の新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革等、農業情勢は大きな変革期にあります。これまで旧名寄市は第2次名寄市農業農村基本計画、旧風連町はJA風連が策定した風連町地域農業振興計画に基づき、農業農村の振興を図ってまいりました。今日新名寄市としての発足に伴い、情勢の変化や課題に的確に対応し、持続的に発展する新市の創造的な農業農村づくりを目指して、農業農村振興施策の指針となる（仮称）新名寄市農業農村振興計画を新名寄市総合計画策定と並行して平成19年度のスタートを目標に策定してまいりたいと考えております。

次に、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、農業従事者の高齢化、後継者不足は依然として進行しており、本市の持続的発展にとって担い手の育成、確保は最重要課題と考えております。本市としては、農家子弟はもとよりUターンや新規参入者など多様な担い手への就農支援や農村青少年の組織であります4Hクラブ、アグリエイトクラブなどへの活動支援や研修等に引き続き支援をしてまいります。また、農村女性の直売、加工、福祉活動等、能力の発揮できる環境づくりに意を配してまいります。さらには、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者への誘導、農業生産法人化の推進など、総合的な担い手の育成、確保対策を推進してまいります。

次に、北海道は、受益者の負担軽減を目的とした食料環境基盤緊急確立対策事業を平成13年度から平成17年度まで5年間実施してまいりましたが、施策を継続するために持続的農業農村づく

り促進特別対策事業を平成18年度から平成22年度までの5年間実施することといたしております。いわゆる新パワーアップ事業でございます。事業内容といたしましては道営事業が対象で、対象工種及び農家負担につきましては、暗渠排水、区画整理、土層改良が7.5%、用水施設が10%の農家負担となり、本対策の道と市の負担割合は1対1となっております。名寄市の事業内容等取り組みにつきましては、道営経営体育成基盤整備事業2地区、道営地域水田農業支援緊急整備事業2地区、道営畑地帯総合整備事業1地区の5地区が採択となっており、さらに平成19年度新規採択で道営経営体育成基盤整備事業1地区を要望しております。対策期間中6地区の事業内容は、暗渠排水1,382ヘクタール、区画整理120ヘクタール、客土及び土層改良74ヘクタール、用排水路42キロメートルが予定され、総事業費約55億6,000万円が見込まれております。

また、この事業の推進体制についてもお尋ねがございました。平成18年度の土地改良事業の推進体制ですが、名寄市土地改良事業推進協議会と風連町生産基盤整備事業推進協議会の二つの体制で推進しています。旧名寄市の推進体制は、昭和45年から継続され、水田、畑、畜産と異なる事業の推進を行っています。旧風連町の推進体制は、昨年平成17年度から始まりまして、水田地帯を対象とした規模の大きな事業推進を行っています。これらの推進事業、事業量等の相違から、平成18年度合併にはまだ至っておりませんが、平成19年度合併に向け、各協議会で議論するよりも負担団体の名寄市、道北なよろ農業協同組合、てしおがわ土地改良区で合併準備委員会を設置し、素案を作成し、各推進協議会の了承を得て、合併に向けていく手順を各協議に提案をさせていただいている段階であります。先般6月9日に行われた名寄市土地改良事業推進協議会総会におきましても提案をさせていただき、了解をいただいたところであります。さらに、7月開催の風連町生産

基盤整備事業推進協議会の総会にも提案させていただき、了解を得て、合併に向け準備を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、名寄市立大学についてのお尋ねがございました。名寄市立大学の開学に当たりまして、受験者や入学者数などから見ても一定の評価をいただいたと考えております。大学設置認可申請の際に本学の教育研究上の理念、目的の一つとして地域貢献をうたっております。さらに、このことを実現するための方策として、地域交流センターの設立を掲げております。これは、大学の社会に対するマニフェストとも言うべきものでありまして、履行する責任を負うものであります。現在地域交流センターの手がける事業も含めて学内における検討を進めておりますが、関係機関、団体や市民もその構成メンバーとなるものでありまして、今後相談をしながら、早期の立ち上げを目指したいと考えております。また、その間に大学としてできる活動としてのお話がありました。食育に関する高大官連携事業や名寄保健所管内の管理栄養士等との栄養教育に関する共同研究などにも取り組んでおります。今後は、保健、医療、福祉を初めとする地域課題について市民とともに取り組むことで、地域づくりの一翼を担えればと考えております。

次に、奨学金制度についてもお尋ねがございました。短大としては、昭和54年度から奨学資金貸付条例に基づく制度を持っております。しかし、かつての日本育英会、現在は日本学生支援機構と組織が変わっておりますが、こちらの奨学金を活用する学生が多く、償還圧を考えると多額の借入れは厳しいのではないかと考えております。今後学生や保護者の意向を把握するとともに、どのような制度が望ましいのかを検討してまいりたいと考えております。

次に、豊栄川の改修の関連でございます。豊栄川は、平成14年3月、1級河川に昇格後北海道

が事業主体となり、河川改修事業が進められており、平成17年度まで豊栄川遊水池から東8号道路付近までの改修や旭ヶ丘団地の局部改修、深名跨線橋撤去に伴う東9号橋かけかえを行ってまいりました。平成18年、19年度は、東8号道路の箭原橋かけかえ工事を実施する予定で、現在仮道、仮橋の工事に着手するところであります。全体事業計画は、平成15年度から21年度までであります。国や北海道の財政事情などから全体で2年程度のおくれが出ている状況でありますので、できるだけ早い完成に向けて北海道へ要請をしているところであります。

一方、豊栄川改修により着手された深名跨線橋の撤去工事は、付近に居住する市民の皆さんの協力をいただいて順調に工事が進んでおりますが、一部基礎工事の見直しで2カ月半のおくれが出ましたので、今年度中、平成19年2月に想定をされますが、完成できると事業主体の旭川建設部からお聞きをしているところであります。16線道路の拡幅改良につきましては、道路用地、南側住宅団地の状況から大変困難な環境にありますが、通学路でありますので、河川改修後の用地内で安全な道路環境づくりをしてまいりたいと考えております。

次に、JPD Oの進めるガス発電の現況と誘致についてのお尋ねがございました。平成10年、北海道政経文化同友会を母体として北日本パイプライン開発機構株式会社、JPD Oが設立され、サハリン州から豊富で安価な天然ガスをパイプラインにより北海道及び東北地方に供給する事業計画を進めているところであります。計画によりまず、名寄は主要拠点と位置づけられており、天然ガスによる発電所の建設計画が予定されております。JPD Oによれば今まで行われてきた建設予定地周辺の住民説明や経済産業省の現地調査を踏まえ、今後は環境アセスメントなど諸手続を経て、平成20年に発電所建設工事を開始し、平成23年には天然ガスによる発電開始のスケジュール

で進行するとのことであります。この壮大なプロジェクトが実現すると、発電を基盤とした新産業の創出につながることを期待でき、新たな雇用が生まれるなど、名寄市はもとより道北地域の振興に大きく貢献するものと思われまます。名寄市は、商工会議所と情報交換をしながら、JPD Oに対し発電所建設予定地の協議、関係町内会の仲介、地形などの既存資料の提供などをしたところであります。今後環境アセスメントの調査や具体的な実施計画が示された場合、市民に情報公開や市の役割について十分検討してまいります。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。

私から大項目の2、教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、（1）、ゆとり教育に対する評価と（2）、学力低下に対する対応の二つについてまとめてお答え申し上げます。御案内のとおり、平成14年度から実施されました新しい学習指導要領は、これまでの知育偏重教育からの脱皮を図り、過度の受験競争を緩和するとともに、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3本柱から成る生きる力をはぐくむ教育への質的変換を図ることにありました。このことから、総合的な学習の時間や選択学習の導入により創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開する中でみずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めてまいりました。しかし、一方では内容を大きく厳選したために、ただいまの議員のお話のとおり、学力が低下するのではないかと、そのような懸念が大きくクローズアップされたことも事実であります。これらを受けまして、文部科学省では平成15年に学習指導要領のいわゆる歯どめ規定等の見直しを図る中で、学習指導要領に示されている基礎的、基本的な内

容を確実に定着させるとともに、発展的な内容も取り扱えるようにしたことから、平成17年度使用の小学校教科書、平成18年度使用の中学校教科書においては、発展的な内容が盛り込まれ、児童生徒の実態に応じて指導できるようになっております。

名寄市教育委員会といたしましては、OECDによる学力調査結果における読解力の低下や勉強時間の減少傾向などを重視し、より一層の基礎学力の定着に向けて平成16年度から一つには基本的生活習慣の定着、二つには読書活動の充実、三つには家庭学習の習慣化について各学校での継続的な取り組みを求めるとともに、発展的な学習についても児童生徒の実態に応じて積極的に取り扱うよう各学校に指導してまいりました。また、指導方法工夫改善事業や上川管内教育研究推進校などの指定を積極的に受けることなどを通して、学校力の向上に努めてきているところでございます。特に風連中学校では、文科省の学力向上フロンティア事業の指定で大きな成果を上げ、昨年度で終了いたしました。引き続き同体制により学力向上に取り組んでおりますし、名寄中学校、名寄東中学校におきましても今までの生徒指導重視から今年度は学習指導へと転換して、学力の向上を目指しております。また、小学校におきましても平成16、17年度に名寄小学校、風連中央小学校がそれぞれ算数科における学習指導の研究で道教委より実践研究論文の全文掲載等表彰をいただくなど、名寄市における学力の向上に向けての取り組みは全道的に高い評価を受けております。今後とも学校、家庭、地域の連携を通して、子供たちが心身ともに健全で生活し、みずからの学力を向上させ、多様な経験を通して豊かな心を培えるよう各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、安全、安心の環境づくりに向けて、お答え申し上げます。平成13年6月の大阪教育大附属池田小学校殺傷事件から5年目を迎え

ましたが、今回の秋田県藤里町の小1殺害事件に至るまで、各地で連日のように子供たちが被害者になる痛ましい事件が相次いで発生しており、教育関係者はもとより多くの国民に衝撃を与えるとともに深い傷跡を残しております。この池田小事件を契機に、危機管理のあり方が大きく問われたことは記憶に新しいところであります。旧風連町並びに名寄市教育委員会といたしましては、これまでも児童生徒の安全確保を最優先に安全管理、安全指導の徹底に努めてまいりました。名寄地区におきましては、御案内のとおり平成13年末に発足した子ども110番の家を初めとして、地域の大きな御理解と温かい支えのもと、安心会議がまず東小学校区に組織され、その後市街地の全小学校区に組織されて、さらには平成17年度には名寄市安心安全円卓会議を結成し、安心会議相互の連携強化や情報交換等を行っているところであります。各校区における安心会議も発足当初は校下の家庭に黄色いSOSのステッカーを張ることからスタートしましたが、現在ではそれぞれが創意あふれる特色ある取り組みを展開しております。また、風連地区におきましても地域の協力を得ての不審者対策駆け込み訓練や学校安全パトロール、愛のパトロールなど地域の実情に応じ、さまざまな取り組みが進められております。

各学校におきましては、それぞれの実態に即した危機管理マニュアルや安全マップを作成し、ハード面の安全管理とソフト面での安全教育、訓練、指導などさまざまな取り組みを行いながら、教職員個々の指導力の向上に努めております。

名寄市といたしましては、学校間や庁内のネットワーク化を通して事件事故情報の伝達、事後対応についての迅速化を図るとともに、庁用車による街頭パトロールなどを通じて、事件事故の未然防止・抑止と市民の生活安全意識の高揚に努めているところであります。しかしながら、学校や保護者、行政の取り組みのみですべてを網羅することは難しく、何といたっても地域と一体となったさ

さまざまな対策が求められております。地域の子供は地域全体で守ることを合い言葉に、行政、関係機関、学校、地域など市民が一体となって安全対策の推進に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知識員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。幾つかについて要望なり、質問をしておきたいというように思います。

まず、合併後の市政運営、合併初年度でございますので、先ほど市長の答弁でお話ありましたとおり、重要課題は一体性、あるいは均衡ある発展等々、すべての面で一元化を目指すことがやっぱり重要だというように言われております。私もそのとおりだというように考えまして、早急にそれら一体感の持てる施策、あるいは行動というものをやっていかなければならないだろうというように考えております。あわせてそれらが市民に十分に理解いただけるような策となるように心からこれはお願いしておきたいというように思います。

また、合併特例債の関係なのですが、これについてはほかの方の質問もございますので、簡単に要望しておきますけれども、ぜひこの合併した市町村にだけ与えられる有利な起債であるという認識のもとで、この合併特例債を有効に活用していくということが大切だというように私は思います。新市建設計画でいろいろと議論があった課題もあるわけですが、将来的にこの地域の発展に結びつく大きな取り組みに対しては、積極的にそれら合併特例債というものを活用していくべきだというように私思いますので、ぜひそれらを御検討されて、対応を図っていただきたいというように思います。

それから、総合計画ですが、お話ありましたとおり総合計画はその自治体の将来を決める大きな指針でありまして、それら市民の十分な認識とい

いますか、協議あるいは意見拝聴の中で決めていくという、そういうことが重要なのでございますが、非常に期間が短いわけです。今までの経緯でいいますと、約2年をかけて総合計画をつくってきたのですが、その期間が短いがために上滑りしていくようなことになると大変危険なことになるのではないかというようにも考えております。たまたま合併協議会では新市建設計画というものができていますので、それらを勘案すると大体1年ぐらいでできるのかなというように単純な考え方もできるわけですがけれども、しかしながらそれらあるから手を抜くということではなくして、初心に戻って建設計画を披瀝しながら、やはり市民の意見を聞いて、審議会の中で十分な議論をしていただいて、まとめていただきたいというように思います。総合計画ですから、今から2年かけると本当に2年おくれるのではないかということさえも心配されるわけですし、そういうことを考えるとぜひ期間は短いですが、抜かりのない対応を図って進めていただきたいというように思います。

それから、サンルダムの問題なのですが、市長からもお話ございましたけれども、反対派の行動というのが私には非常に不可解に思えてならないわけですし、先日も報道で国土交通大臣に対して反対市民の要望を持って、署名ですね、署名を持って反対表明をしてきたというような話でございましたし、あるいはまた天塩川の流域委員会の中でも議論が非常に的を射ないといいますが、結論が出ない意見が非常に出ていているというような話でございまして、それらの反対する人たちの意見、あるいはその反対行動をとる人たちは、この流域に住んでいない人たちが中心だということが私どもにとっては非常に不可解というよりも問題があるのではないのかというように思うのです。そういう災害が起きたときに被害をこうむるのは、この流域にいる人たちが大半なのですと。農家の人たちを初めとして、この地域の人たちが被害を

こうむるわけですし、それらが置き去りにされて、そして何々団体、何々団体といういろんな団体がございますけれども、そういう人たちは札幌だとか旭川とか、天塩川流域にいない人たちが大見えを切って反対しているという現実、これはやはりこの地域の我々にとっても見直さなければならぬし、反省しなければならぬ一つの大きな視点だろうというように考えております。ぜひこちら辺の現実を踏まえて、これからの取り組みに強く当たっていただきたいというように思うところがありますが、いま一歩賛成派の行動が不足していた部分もあるかというように思います。我々としても、賛成派の行動には十分にこれからまた反省しながら取り組んでいかなければならぬだろうというように思いますが、これらについても意見を求めてもちょっと難しいかもしれませんので、これは要望させていただきます。

それから、教育行政なのですが、たまたま今教育長のお話で、ゆとり教育に対するいろんな見解、あるいは現状を説明されましたけれども、安心したのはこの地域が学習にかかわって全道レベルでもそう落ちた状況にはないと。逆に高いレベルで推移しているということをお伺いしたわけですし、それを聞いて安心したのですが、しかし私は安心はしてられないのではないのかというようにも思うわけです。たまたま執行方針の中にも述べられておりますとおり、学力向上のために朝読書をさらに進め、そして家庭に協力を求めるというような話でもございましたけれども、そこに述べられているのです。しかし、それで果たして学力の低下を防ぐことができるのか、そして向上を求めることができるのかということを考えたときには私心配なのです。なぜ心配かといいますと、以前と比較いたしますと現在は競争意識が全然ないわけですね。子供たちみんなが公平、それはいいことなのです、公平というのは。しかし、いい意味で競争意識というのをどこかに持たせないといかぬというように私は思うのです。そういう努力を教

育委員会としてどこでそういう形をあらわすのか、そういう取り組みを進めていただきたいと思うのですけれども、例えば以前は運動会なんかでも、全部がそうではないです。運動会なんかでも徒競走をやって、そして1位になった、2位になったって子供たちが喜んだり、残念がったり、来年はよし、やるぞということをやったりしているのですけれども、たまたまあるところの運動会では順位のあれはやめたというようなことも聞いておまして、そういうことは子供たちに励みをなくしてしまうという、そういう現実が私はあるというように思うのです。だから、そういうところからぜひ私は競争意識を、いい意味での競争意識を持たす努力は教育委員会としてすべきだというように思うのですけれども、こちら辺についての見解、教育長、あればお伺いをしておきたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） それでは、ただいま学力についてのお尋ねがございました。御案内のとおり教育の原点というのは、一つは子供たちを伸び伸び健やかに育てることであり、一つは知、徳、体、最近はその食が加わってまいりましたが、知、徳、体のバランスをしっかりとると、こういうことと、そして新しい教育の流れとしてはゆとりと充実をセットにして考える。ゆとりだけを考えるのではなく、また充実だけを考えるのではなく、このバランスをしっかりと考えていくと、こういうことでございまして、今考えられている学力というのはかつて例えば東大、四当五落なんて言った時代がございました。4時間しか寝なければ合格して、5時間寝た者は合格しないとか、こんな言葉が流れる時代もあったわけですが、今はそういう知識の量とあわせて興味関心だとか意欲だとか、それからもう一つは課題なんかを解決したり、物をつくり出したりする、そういう能力まで総合的に考え、これを今確かな学力と、こう言っているのですが、こういうこと求め

られているところなのでございます。そういう中で、子供たちが切磋琢磨することも生きていくためには必要でないかと、こういう今お話でございました。これはお話のとおりでございます。ナンバーワンよりオンリーワンという言葉が随分歌の中ではやりました。しかし、これもただ表面的にとらえると大きな問題があるわけでありまして。私は、やはり子供が成長していく中ではナンバーワンを競い合う、そういうプロセスも大切だと思っているのであります。ただ、私たちに大切なのはその評価のあり方でありまして。ナンバーワンにならなければ本当にだめなのかということでありまして。ですから、その子供たちが持っている能力をしっかり生かし切ったときには、本当に5をあげたい。それから、5の力持っているのに1か2しか出していない子は、比べてみたら5であっても、そういう子はやっぱり2か3でないかと、こういう評価の考え方をしっかりと持っていくことが大切であると、こう考えているのであります。私たち日本の社会ではこの考え方、いわゆる絶対評価的な考え方というのはなかなかまだまだなじみが薄いところがございます。どうしても他と比較して物事を考えてしまうという、そういうところを一つには改善していかなければならないと、こう思っているところでありまして。ただ、オンリーワンも大切であります。やっぱり自分の力をしっかりと出すオンリーワンであってほしい、こういうことを私は名寄市の各学校関係者にかねがねお話をしているところなのでございます。

しかし、そうはいうもののやはりいわゆる知識の量というのも大切な要素でございます。そういうことから、一つには発展的な学習についても校長会等を通して生徒の実態に応じてしっかりと取り扱うよう指導してございます。それから、少人数指導、チームティーチングなども充実するように努めているところでございます。例を挙げますと、教員の加員配置、定数がございます。各学校には。しかし、名寄市は平成18年、実に15名

の教員の加配をいただいております。こういう中で、それぞれの学校が少しでもゆとりを持って、子供たちにしっかりと学習に励めるように努めているところであります。それと、もう一つは、教員の研修、授業をどうやって効果的に子供たちにわかるように教えていくか、こういうことは日常当然のこととして取り組まさせていただいておりますので、そういうのとあわせて先ほど議員がお話しになりました家庭の協力とか読書とか、こういうものも相まぜてしっかりとした子供の力をつけてまいりたい、こんなふうに考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併後の市政運営について何点か御意見も含めて再質問をいただきました。合併後の初年度における重要課題についての御意見もありました。私は、6月6日に全国市長会があった際に風連町が長く交流を深めておりました杉並区と新名寄市が従前の交流を引き継ぐ形で交流の協定に立ち会い、締結をいたしました。杉並区の皆さんもそうした新名寄市に対する交流もまた期待をされているということでありまして、このような事案を含めて、やはり当面はイベント等を通じていろいろな交流の輪を広げていくことが一日も早く一体感をつくることにつながるのではないかと、このように思っております。6月17、18日に白樺まつりが風連町の会場で開催をされますが、私どももぜひ多くの市民に出席していただき、交流を深めることがこうしたことにつながるものと、このように期待をしているところでございます。

特例債の関連についてもお尋ねがございました。先ほど答弁を申し上げましたけれども、特例債の総枠が75億円ということでございます。基金の方も11億円あるわけでございますが、基金はもともとはやはりこの果実を生かしてまちづくりに寄与するというのがねらいでございます。しかし、最近の金利情勢からすると、基金の果実というも

のが余り多く期待できないということでもあります。しかし、運用の中では5年間は果実運用と。それ以降については、具体的な事業充当もオーケーということでもあります。10年間のスパンの中でこのような有利な財源、有利な起債についてはしっかりと事業に充当していく、そのためにも総合計画の策定というものをスピードを上げてやりたいと、このように思っているところであります。

サンルダムに関連では、5月10日から11日にかけて、この地域では40ミリの雨が降りました。しかし、この40ミリでもう床下浸水、あるいは下流の中川町では高水敷まで水がついたと、こういう実態でございます。私ども名寄川の堤防は、1日間の雨の降る量100ミリ程度までだったらもつのではないかと、そのように思っておりますけれども、やはり情勢は必ずしも過去のデータだけでは読み込めないというような状況があると、そのように思っております。今までも地元の農業者を含めて大変名寄川の流域の生活者が心配をする多くの意見をいただいております、今流域委員会の集中した議論が展開されているのですが、その中で特に気を使っているのは北留萌漁業協同組合がこのダムをつくることによって被害が出るのではないかと、このことについての議論を進めているというふうに情報として伺っております。私どもも魚のことも大事でありますけれども、流域の農業をどう守っていくのかというのが非常に重要だと、このように上流の意見としてしっかりと情報発信をしながら、本体着工に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） ありがとうございます。

教育長、先ほどのお話でございましたけれども、私は、わかるのですけれども、果たして学力の向上、何回も言いますけれども、学力の向上を目指すために、書いてありますね、ここにも。総合的

な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに家庭学習の励行と基礎、基本の定着に努めるという。果たしてということだけで学力の低下を防ぐことができ、さらに向上させることができるのかという、その心配があるものですから、私何回も言っているのですが、ぜひこら辺は教育委員会の中でも協議した中で、よりよき方法というものを選択して、決して子供たちの学力低下に結びついていかない、そして学ぶ意欲を持つような対応を図っていただきたいというようにお願いを申し上げておきたいと思っております。

それと、もう一つは、以前やっておりました学力テストというものを今名寄市の教育委員会として今後やる気があるのかなのか、そこら辺をお伺いして、終わりたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどもお答え申し上げましたが、学力の向上といいたまいますか、しっかりと学力をつけさせるということには、一つには学校のいろんな取り組みが大切だということで先ほどお答えを申し上げました。それと、もう一つ、特に行政執行方針に載せたその大きな要因としましては、OECDは先ほど小野寺議員の御指摘もありましたとおり、例えば数学とか理科では随分順位が下がったと。しかし、私はその結果の中ではむしろ学校外での時間の過ごし方が国際的に見てどうかということに注目したところでございます。例えば中学校では平均して日本は1時間程度勉強にかかると。世界の平均は1.7時間であると。しかも、道教委でさらにこの後調査をいたしました。そういう中で、家庭学習について調査した中では、小学生で30分以下ですと答えたのが実に43%ある。中学校ですら35%が1日に30分以下なわけでありまして、家庭で何らかの形で勉強をしたという形を残すのは。これは、まさに勤勉だった日本人のイメージが非常に損なわれる、そんなことに危機感を覚えた。

そして、さらにこの調査の中では教師に対する質問の中で、例えば中学校に宿題を出していますかと、こんな質問の中で、国語では全国が73.7%なのに道内ではわずか27%であったと、こういう実態が出ております。そのようなことから、これはもう学校だけの問題ではないということで、地域挙げて子供たちがどうやって学習に取り組むか、こういうことを考えていかなければならない、そんな熱い思いから、こういう行政執行方針を立てさせていただいたということで御理解をいただければ、学校はもちろん今議員の御指摘のあったとおり学力の向上に向けてこれからもしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、もう一つは、学力テストの件についての御質問がございました。学力テストにつきましては、それぞれ名寄市内で小学校、中学校とも、通常標準テストと申しておりますが、これを実施してございます。そして、それぞれ我が子が那邊にあるかあたりを把握できるようになってございます。これにつきましては、これからも引き続き各小中学校で続けてまいりたいと、こんなふうに考えております。また、文部科学省では全国学力テストを一斉に実施する。これは、小学校6年生と中学校3年生だったでしょうか、これを対象に実施するという今計画を立てておりますが、これについては最終的にどうなるかその経過などもまた見守ってまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で小野寺一知議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島市長の市政推進について外4件を、林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 凜風会を代表いたしまして、島市長並びに藤原教育長に質問いたします。

本年3月27日、国の合併特例法に基づき、名寄市と風連町が対等の立場で合併し、新名寄市が誕生いたしました。あれから既に2カ月半が過ぎ、人口約3万2,000人となった新市民も合併したという現実をそれぞれの職場や立場で実感していることと思います。この間4月23日の市長選挙におきまして、初代の市長に島氏が就任されました。島市長は、平成8年11月から今回の合併に至るまで旧名寄市の市長として尽力されており、また隣町である旧風連町の実情も十分承知されていることから、職員時代も含めてその豊富な行政経験を生かした新市の市政推進に大いに期待するところであります。

5月15日の臨時会におきまして市政執行の所信表明が行われ、この中で島市長はこれからの時代に市民から求められる行政運営と合併時に策定した新市建設計画の着実な実行のためには大胆な行財政改革の必要性を説き、職員と一丸となって全力を尽くすと述べられました。6月5日開会の第1回定例会で、平成18年度市政執行方針及び藤原教育長から教育執行方針がそれぞれ示されたわけですが、私たち市民はこの新しい名寄市がさらに発展し、合併してよかったと思えるようなより住みよいまちになることを心から願っております。そこで、所信表明及び今回の理事者側の執行方針の中から大きく5項目について質問いたします。

初めに、島市長の市政推進について4点お伺いいたします。1点目に、市長は、市政執行の基本的な考えとして、最初に市民の一体感の形成について述べられました。もとの名寄市民と風連町民の融和を図り、市民の一体感の醸成に努めるため、具体的にどのような方策を考えておられるのかお聞きいたします。また、私は市長みずからが先になって住民の中に入り込み、対話をすることが大変重要なことと思います。特に風連地区の住民に

は一体感という意味では大切な要素であります。そのため市長が職員とともに各地域に出向き、直接市民と対話をするいわゆるまちづくり懇談会などを今後早い時期に行うべきと考えます。そのような考えや予定があるのかどうかお聞きいたします。

2点目は、市民との協働により平成19年度スタートを目指し、名寄市総合計画の策定に取り組みられるわけですが、そのための策定審議会を設置し、6部会で計100名の委員を委嘱する考えが示されましたが、その策定スケジュールについてお聞きいたします。

3点目に、分権社会に対応した新しいまちづくりを進めるため、市民と行政の役割などを明らかにする自治基本条例の策定手法を検討されるわけですが、文字どおり市民のための基本的な憲法、法律とも言えるこの条例の策定についてその進め方、考え方、制定を目指す目標年次についてお伺いいたします。

4点目に、行財政改革の取り組みについてお伺いいたします。国の危機的な財政難と三位一体改革による交付税や補助金の削減等により合併後も財政状況の厳しさに変わりはなく、これまで以上に大胆な行財政改革に努められる決意であります。市役所庁舎内だけの検討ではなく、市民、有識者などの諮問機関的なものは考えているのかお聞きいたします。また、一般会計及び各会計予算で大きなウエートを占める人件費の削減も大きな課題ですが、市長は選挙時にみずからの報酬を20%カットするという公約を示しましたが、市長の報酬だけ削減すればそれで済むというものではもちろんありません。他の特別職や職員給与については、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、2項目めの基幹産業である農業の振興について4点お聞きいたします。1点目に、市長も執行方針で述べられているとおり、新市の農業は合併によりその面積規模、生産額からして名実と

もに市の基幹産業であり、地域経済、地域社会を支える重要な産業と認識されております。名寄盆地に囲まれた平たんで広大、緑豊かな農地と環境は、子や孫を通じ、いつまでも守り育てていかなければなりません。国の農業政策も見直され、平成19年度からは品目横断的経営安定対策の導入など大きな転換期を迎えようとしております。そこで、市長は、新名寄市の農業の将来についてどのような展望を描いているのかお伺いいたします。

2点目に、農家の高齢化や後継者不足がこの名寄市の農業、農村にも大きな影響を及ぼしていると感じるわけですが、行政として次代を担う若い後継者を積極的に育て、支援していくべきと考えますが、どのような対策を講じられるのかお伺いいたします。

3点目に、風連町にある農業振興センターの今後の運営についてお聞きいたします。合併により本年からは当然利用者もふえるでしょうし、名寄市という広いエリアでの運営となりますので、今後どのような運営方針を持っているのかお聞きいたします。

4点目に、近年農村ではその景観づくりに取り組む農家がふえてきており、水田のあぜにシバザクラなどの花を植えたり、畑にはひまわりなどの景観作物、また農場周辺の環境美化、農家の看板設置など、それらの取り組みは農村のイメージアップとなり、広がりを見せつつあります。今後このような美しい農村景観づくりにも大いに力を入れるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。また、その反面一方では農地の売却、離農により、廃屋となった住宅や納屋などの傷んだ建物が点在し、景観を損なう光景があるのも事実であります。現在は、廃屋を解体、処分するにも相当の費用がかかると聞いております。近年の農産物価格の下落など、農家経済は年々厳しいものがあり、このような廃屋を整理したくてもそこまで予算が回らないのが現状であります。このような解体希望者に対し、何らかの有効な支援策を期

待するものですが、考えをお聞かせ願います。

3項目めのごみのないきれいな名寄市を、これについても4点お聞きいたします。ごみの処理につきましては、これまで名寄地域と風連地域とでは異なる面もあり、合併協議の中でもその取り扱いが協議されてきました。一般廃棄物最終処分場への搬入は、双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区の処分場を家庭用ごみ、名寄地区の処分場を事業所用ごみの搬入場所として使用されておりますが、4月、5月と経過し、風連の処分場には目立って搬入量がふえ、町民の中からこれではあつという間に満杯になってしまうのではという心配の声が上がっています。そこで、1点目に、双方の処分場の現状についてお聞きいたします。

2点目に、処分場に持ち込まれるごみの中には、まだまだ分別リサイクルできるものが多数含まれているのも事実であります。5月30日に行った民生常任委員会の現地調査の際にもそのことを実感したわけですが、限りある資源を大切に、処分場の延命のためにも分別のさらなる徹底を推進すべきと考えますが、お答え願います。

3点目に、ごみの収集につきましては、名寄地区と風連地区とではその方法が違うわけですが、現状で不都合はないのか、当面はこのままの収集方法で進めるのかお聞きいたします。

4点目に、年々ごみに対する住民の意識やマナーも向上し、分別収集やリサイクル量もふえてきていると感じていますが、残念なことにまだまだ空き地や人目のつかないところ、道路側溝やのり面にゴミ類のポイ捨てや不法投棄が後を絶たないのも事実であります。今後も行政として常に手を緩めることなく、きれいなまちづくりのための取り組みを進めるべきと考えますが、お答え願います。

次に、4項目めの風連地区の懸案であるいわゆる3大事業についてお尋ねいたします。まず、本町地区で計画されている中心市街地再開発事業の

現在の状況についてお聞かせ願います。市長は、この事業を新名寄市の南玄関口として、また風連地区の中心市街地を維持するための事業として平成22年度完成に向けて取り組むと述べられ、意欲を見せております。この事業が本決まりになれば、行政としても国保診療所の整備や保健センター設置などの構想もあり、地域住民にとっても期待するところがあるわけですが、なかなかしっかりした中身がこれまで見えてきていないのが現状であります。行政のかかわり方が弱いのではないかと、地権者の一部にはコンサルタントに対する不信感がある、そういう話も聞かえてきましたが、これらの点はどうか、現在の状況とあわせてお知らせ願います。

次に、道の駅の進展状況とオープン時期についてお聞きいたします。道の駅事業につきましては、昨年正式に事業着手となり、駐車場の整備が進められました。今年度は、トイレの建設等が予定され、着々と進んでいる様子ですが、剣淵町にも道の駅が今年度中にオープン予定と言われております。今後このような近隣の施設とも競合することが予想され、現在構想を練っている農産物や特産品などの販売施設の運営など、採算面について心配されるところであります。庁舎内部はもとより道の駅整備検討会議でこれらの点を十分協議していただいで進めていくべきと考えますが、現在の進展状況とあわせてお聞きいたします。また、オープン時期はいつを予定されているのかお聞きいたします。

3点目に、風連中学校の改築についてお尋ねいたします。現在の風連中学校は、昭和39年に建設され、昭和60年に大規模改修が行われておりますが、その後老朽化が進み、全面改築を望む関係者や町民の声が大きくなり、それを受けて平成10年度に耐力度調査を実施しております。その結果、危険校舎として認定され、教育委員会では全面改築に向けてその準備を進めていきましたが、当時の町財政の厳しさから一転改築を断念、先送り

された経過があります。合併協議の中では、風連町としての最優先課題として提案し、その方向で確認されております。新市における改築の見通しについてお聞かせ願います。

最後に、5番目の項目として、新市の教育行政について藤原教育長に2点お伺いいたします。1点目に、食育の取り組みについてお伺いいたします。昨年の食育基本法の施行に伴い、名寄市教育委員会も今年度から食育をテーマに名寄市立大学、名寄農業高校、市学校給食センターの3者による高大官連携事業として、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいに、広い視野から課題解決に向け、相互に協力、支援していくとのことですが、具体的な作業計画をお聞かせ願います。また、食育に取り組む上での課題とはどのようなことかお聞きいたします。

2点目に、道立風連高等学校の将来についてお聞きいたします。少子化の進行で道北地方の高校は一部を除いてどこも入学生徒の減少に悩んでいるのが実情です。風連高校もこの春21名が入学し、3学年合わせて65名の生徒が元気に通学、学んでおります。一人でも多くの生徒が入学を希望するよう関係機関が連携して取り組んではいますが、有効な解決策とまではいかず、毎年受験生の確保に苦勞しています。風連地区の住民としては、何とか地元の高校を残したいと強く願っております。また、合併協議の中でも島市長が市立での存続も考えられる、そういうふうには話されたことも町民にとっては期待感を持っているところがあります。合併後の新市には高校が4校となったわけですが、教育長は風連高校の将来についてどう考えておられるのかお聞きいたします。

以上、大きく5項目について質問いたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 林議員から大きな項目5項目の御質問をいただきました。4項目めの（3）、風連中学校の改築についてと5項目めについては藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

ます。

初めに、私の市政推進についてから順次お答えを申し上げます。本年3月27日に新名寄市が誕生いたしましたから早いものでもう2カ月半が経過しようとしております。合併は、まさしく制度の異なる二つの自治体が一緒になることでありますので、いろいろな問題が当然のことながら生じるわけですが、まずは順調な船出ができたと考えております。今必要なことは、慎重に当面の課題を一つずつ対処していくことが新しい市の基礎づくりになると思ひ、各種審議会や会議等に出席をさせていただいて、対応に努めているところであります。午前中の小野寺議員の質問にもお答えをいたしました。旧風連と旧名寄の約束事をしっかり行うことが重要でありますし、また総合計画を初め各種計画の一元化、市民憲章や市の花、木などの制定、合併記念式典の開催、またお尋ねにありましたまちづくり懇談会の開催など、できるだけ早く新しい名寄市になるようということで、一体感を醸成するいろいろな取り組みを進めていかなければならないと考えております。

先日も健康づくりの一環としてチャレンジデー、雨に遭いましたけれども、多くの市民の皆さんが交流を深めていただいたと思っております。こういうイベントを通じての一体感ということは大切なことと思っておりますし、また6月27日から毎週火曜日の午後と木曜日の午前中の2回、風連庁舎で私は執務することとし、職員や風連地区の市民の皆さんとの対話、交流を深めたいと考えております。今後ともいろいろな方法を通じまして、早く一体感が得られるように努力をしてみたいと考えております。

次に、総合計画の策定スケジュールについてのお尋ねがございました。新市における総合計画は、将来を展望した中で町の将来ビジョンとその基本戦略を示すものでありまして、その実現に向けましては行政はもとより市民、地域、各種団体などが一丸となって取り組むことが重要であると思

ております。そのために、策定の段階からより多くの市民の皆さんに参加をしていただくとともに市民の視点を大切にして、目標を共有しながら、検討を進めていくことが大切であり、市民参加による総合計画となるよう努めていくべきと、このように考えております。合併協議会で策定されました新市建設計画は、合併後10年間の長期視野に立ったまちづくりの方向が示されており、その内容を十分に尊重しつつ、より具体的かつ発展的に市政を推進するための新市の総合計画として平成18年度中の策定を目指してまいります。目標の期間は、平成19年度から平成28年度とする10年間で予定しております。具体的なスケジュールや策定方針につきましては、現在作業を進めておりますが、こうした方向が決まり次第お示しをさせていただきます。よりよい名寄市のまちづくりに向けて、全庁的に一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、自治基本条例の策定の件につきましてお答えを申し上げます。地方分権社会において市民と協働のまちづくりを進めるには、行政への住民参加の方法や行政運営の基本的な方針を定めていくことが大切であると思っております。このため新市では合併を契機として新しいまちづくりを進めるに当たり、市民と行政の役割を明らかにし、市民全体によるまちづくりを推進することを目的とした自治基本条例、仮称でございますが、策定をしてまいりたいと考えております。策定の方法において、市民が条例に関心を持ってもらうことが重要なポイントであります。そのため自治基本条例とは何なのか、なぜ必要なのか、あるいは本当に必要なのかを含めて、市民が条例づくりに参加していく過程を大切にし、さまざまな形で必要な情報を発信し、参加しやすい多くの場をつくりながら、策定に取り組みたいと考えております。時間を十分いただきたいと思っております。

自治基本条例には限定されたモデルはありません

が、市民参画や情報の共有を基本的な柱として、市民が主役となるまちづくりをどのように実現していくかイメージのある名寄らしさの条例の制定を目指してまいりたいと考えております。

次に、行財政計画の取り組みについてお答えをさせていただきます。現在の地方自治体を取り巻く環境は、地方経済の低迷、構造改革、少子高齢化や地方分権への対応など果たす役割はますます重要になってきております。また、市税や地方交付税の減収や国からの補助金の削減など、厳しい財政状況の中で多様化する市民ニーズやさまざまな行政課題に的確に対応していくためには、市民満足度の高いサービスを提供し続けることができる機動性の高い組織へと転換を図らなければなりません。このようなことから、早期に行財政改革推進計画を策定してまいりますが、策定に当たっては幅広く市民から提言をいただくため、あわせて作業を進めます新市の総合計画策定審議会6部会の代表者の方々等も含めた行革検討委員を依頼し、意見を求めてまいりたいと、このように考えております。

次に、行財政の改革の中で市長の報酬カットに關してお答えをさせていただきます。従来から危機的な財政状況を乗り切るために、市民の皆さんに受益と負担という形で御協力をお願いし、特別職を含め職員には給与削減を初めとする合理化という形で、文字どおり全市民を挙げてその打開に向けて取り組んでまいりました。新市におきましてもその基本は変わらず、厳しい財政運営を強いられる新市におきましてもいかに行政コストを削減するかが市政運営に当たっての大きな課題と考えております。とりわけ職員給与につきましては、昨年の人事院勧告で従来の俸給表を根本的に改革する大規模な給与制度の改革が勧告をされております。その導入とあわせて協議し、職員の理解を求めながら進めてまいりたいと考えております。

昨日報酬審議会を招集をして、私の選挙時における公約の取り扱いについて説明を申し上げ、審

議をいただいております。答申をいただく中で、本会期末に条例の提案をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、基幹産業である農業の振興について、1番目の新名寄市の農業の将来展望についてお答えをさせていただきます。本市の農業は、合併により道内でも農業ウエートの高い町となりました。議員の発言のように、平成17年3月に新たに見直し策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、平成19年度から品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、米政策の見直しによる米政策改革推進対策と、国の新しい農業政策が入ってまいります。これらの政策は、これまで全農家を対象にし、品目ごとの価格に講じてきた対策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後農政を根本から見直すものであります。これらの情勢を背景に、これからの名寄農業、農村の目指す視点は7項目考えているわけでございますが、1項目めは消費者重視と国際化の視点に立ち、時代の変化に対応できること、2点目は環境に優しい農業の展開と消費者の信頼にこたえる生産、販売、3点目は名寄市農業の特性を生かした国内外の産地間競争に打ち勝つ農業へ、4点目はつくられたものを売るから売れるものをつくる農業へ、5点目は高品質な農作物を供給するいわゆる名寄ブランドの確立、6点目は農業を主業とする意欲ある農業者の育成、確保、7点目は農業、農村の持つ多面的機能の発揮による農村生活環境の保全でございます。平成18年度に策定をする（仮称）新名寄市農業農村振興計画で十分議論し、新名寄市の農業が豊かさや活力ある農業、農村を築いていく指針といたしたいと考えております。

次に、次代を担う若い後継者の育成についてお答えをさせていただきます。農家戸数や農業労働力の減少、農業者の高齢化が進行する中で地域農業を支えるすぐれた担い手を育成、確保することは、緊急かつ重要な課題であります。農家子弟は

もとよりUターンや新規参入者など、多様な担い手の育成、確保のため、新規就農者等に関する条例や北海道農業担い手育成センターの各種支援措置による就農支援を行ってまいります。また、農村青年等の組織でありますJA青年部、4Hクラブ、アグリエイトクラブなどへの活動支援や研修等に引き続き支援をしてまいります。さらには、農村女性の直売、加工、簿記、福祉活動等のグループが10グループ現在組織されておりますが、能力の発揮できる環境づくりや、さらに女性の目的グループが新たに組織され、農村活性化に貢献する活動ができるようバックアップしてまいります。

次に、農業振興センターの今後の運営についてお尋ねがございました。農業技術の研さんと農業情報等を提供する拠点施設として平成2年に設置されておりますが、地域農業の振興発展を図るため、生産者みずから科学的に分析された圃場の特徴を理解し、高収益作物の導入による農業技術の開発研究並びに実用化に向けた展示圃での実証を通じ、普及に向けて営農指導活動をしているところでございます。主な事業としては、営農相談、情報提供、実証試験展示事業、土壌分析事業、組織培養事業、アスパラ苗等供給事業等を行っております。今後については、平成18年度中に振興センターの機能、運営経費の負担、職員配置を含め、旧名寄を含めた活動エリアの拡大の中でこれまでの実績、評価等を検証し、JA道北なよろ農協や新しい運営委員会等の中で協議検討をして、新名寄市農業農村の拠点施設として足腰の強い地域農業の確立に貢献できるセンター機能の充実強化に取り組んでまいります。

次に、美しい農村景観づくりについてお答えを申し上げます。近年農業農村は、潤いと安らぎの場として市民の関心を集めています。多面的機能の発揮に向けては、議員言われるように農村景観の保全に向けて各種の取り組みを進めてきたところであります。また、平成12年度から導入した

中山間地域等直接支払い制度の活用により、多面的機能の増進活動ということで各集落においても景観作物の作付、花壇の設置、用排水農道の草刈り等環境整備、廃タイヤ、廃プラ処理、農家看板の設置等の取り組みがされてまいりました。御質問の廃屋の撤去処理については、産業廃棄物としての処理経費がかさむこと、不在地主は権利関係が難しいこと、農業者以外との不均衡などから支援は難しいと、このように考えております。ただ、現在実施中の中山間地域等直接支払い制度交付金の活用については研究の余地があると、このように考えておりました、単位集落の中での話し合い、合意形成ができるような取り組みを可能であれば協議をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、ごみのないきれいな名寄市をということで、一般廃棄物最終処分場の現状についてお尋ねがございました。合併協議の中で、最終処分場へ持ち込まれるごみの処理料金の違い、処分場開設の時間及び曜日の調整が難航した経緯がありました。風連、名寄両地区の地域特性を生かした解決策として出されたのが現在の方策であります。名寄処分場は、日曜及び年末年始以外、朝8時45分から夕刻4時30分までの開設をしてございます。事業系のごみを市の許可業者が収集するため最大限の開設が必要と、このように考えておりますし、風連処分場におきましては月火木金、第2土曜、第4日曜と、このような開設の運用をしているわけですが、家庭系のごみ、一般家庭に合わせた開設日となっているところでございます。処理料金の設定につきましては、一般家庭からの排出を考えると100キロまで200円、それ以上、加算をすると、こういうことでございます。搬入量20キロまでは名寄、風連に差があるわけですが、トータルとして量が多くなると風連の受け入れが安いという、こういう料金の調整等も残しているところでございます。

なお、本年の4月、5月の一般搬入ごみの量に

つきましては、名寄の処分場668トン、前年が841トンということでありましたから、20.6%の減ということになっておりますが、風連は151トンということで、前年52トンということでしたので、率にして290%と、このような状況下でございます。今後推計いたしますと、風連処分場はあと五、六年でこの処分場が満杯になるのではないかと、このように想定をしているところでございます。

これらの実績の中で、搬入されるごみの中に資源ごみがないのかと、こういうお尋ねがございました。循環型社会を構築する上で、資源の再生利用は重要な役割を持つものと認識をしておりますし、最終処分場の延命を図るためにも分別の徹底は必要不可欠と考えております。そのため広報等による市民周知や最終処分場での展開検査を実施するとともに、資源の集団回収事業を推進してまいります。

また、平成17年度のリサイクル率は、名寄地区、18.18%、風連地区、28.64%となっております。本年度名寄地区では、紙製容器包装廃棄物の分別収集を開始いたしましたので、平成18年度のリサイクル率は約20%向上が見込まれます。旧名寄市のごみ処理基本計画の最終目標リサイクル率、平成22年、24%に向けて、さらに努力をしております。さらに、名寄地区では毎年転入転出等で約7%程度の世帯の移動が実績としてございます。こうした転入者に対する転入時に窓口における説明等で分別収集等の徹底を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

ごみ収集の方法について、地区の違いが指摘ございました。名寄地区では、炭化ごみ、埋め立てごみ、資源ごみともに市街地は個別収集方式、郊外部においては原則ステーション方式で収集しております。風連地区では、炭化ごみ、埋め立てごみ、一部資源ごみはステーション方式での収集、他の資源ごみについてはリサイクルステーション

への直接搬入方式となっております。収集方式については、個別収集、ステーション方式のどちらを採用するか、他の自治体の例を見ましても意見の分かれるところでありまして、決定的な根拠はないと、このように思っております。今回の合併協議の中で、収集方法は急激な変化を求めるよりも長年にわたりなれ親しんだ方式での収集で行い、当面は推移を見守りたいと考えているところであります。

次に、不法投棄等についての意識啓蒙の取り組みについてお尋ねがございました。不法投棄やポイ捨ては、どこの自治体でも対応に苦慮しているのが実態でございます。名寄市においても町内会より推薦していただいている環境衛生推進員を初め、市民の皆さんから通報等により廃棄されたものを処理している現状にあります。特に悪質なものにつきましては、警察に協力を求め、排出者の発見に努めているところでございます。

マナー向上、意識啓蒙の取り組みにつきましては、法や条例の遵守を市民に周知するほか、環境衛生推進員協議会が実施しております春、夏、秋の清掃週間等で全市一斉清掃を呼びかけ、きれいなまちづくりを進めているところでございます。さらに、市民の皆さんや各種団体の協力を得ながら、道路、公園、空き地等のごみはボランティア袋を有効に活用していただき、市内の環境美化、環境保全に御尽力をいただいているところでございます。

次に、風連地区の3大事業についてのお尋ねがございました。1点目の市街地再開発事業についてでございます。再開発事業は、大まかに言って地元地権者の再開発への機運の盛り上がりを受け、基本計画の作成に始まり、再開発事業の都市計画の決定、組合の設立、権利返還、工事と進み、新しい建物の完成を見て終了するものであり、基本計画、都市計画決定は終了しております。組合設立の準備に向け、合意形成を目的として再開発促進期成会を発足させ、地権者全員の合意が得られ

よう個々に面談し、意向について話し合いを行っているところであります。

本事業は、再開発事業を行う団体が事業主体となり、本地区の場合は期成会がその任を担うこととなります。基本的には期成会が個々の地権者に理解を得ることとなりますが、期成会内に事業に対する精通者がいないことから、補助事業を活用して合意形成のコンサルタント業務を期成会からの要望により市の委託業務として合意形成を図っております。一般的に補助事業は、市が事業主体となって進めるものとなっておりますが、本事業にあつては民間が事業主体であること、個人の資産に対して国の補償基準等により資産評価を行うなど、これまで経験したことのない事業であることから、一部の地権者で事業の理解を得るに至っていない方も見受けられます。しかしながら、現時点では全員が事業に参加していただけるものとし、事務を進めていることから、引き続き誤解のないよう理解していただけるよう努力をしております。

なお、新市になりましてから御案内のように3月27日には担当参事、そして6月12日、昨日でございますが、参事付の担当主幹の発令をさせていただき、私どももこの事業の推進に十分バックアップを含めて体制強化を図ったところでございます。

次に、道の駅の進展状況とオープン時期についてお答えを申し上げます。旧風連町では、生産者等の関係者で構成する道の駅整備検討委員会で道の駅全体イメージなどを検討してまいりました。また、合併前ではありましたが、本年2月下旬に旧風連、旧名寄市を含めた直販生産者、商工会議所など関係機関による道の駅整備運営検討会議を新たに組織し、施設の配置、運営の方法、特産品、農産物などの販売体制の構築など、今後の方向性について協議いたしております。また、3月開催の検討会議では施設整備と農産、特産品販売の協議を2部門に分けて専門的に審議し、具体的なプ

ランを作成するよう御意見をいただいておりますので、農繁期終了後に再開し、具現化するよう計画をいたしております。

オープンの時期につきましては、既に北海道開発局が整備している簡易駐車帯が舗装1層敷設を残しており、本年度市施工のトイレ建設工事は調査設計中ではありますが、来年3月完成見込みでありますので、トイレ、駐車場あわせて4月オープンを予定しております。また、物産、特産品、農産物の販売、ドライバーの休憩、情報案内サービス、レストラン施設等については、庁内の経済部、建設水道部による検討委員会を設置し、内部協議を進めており、また生産者等組織の検討会議など、関係機関と並行してしっかりとした協議を積み重ね、皆さんに利用され、人に優しく愛される施設、さらには近隣の道の駅とも協調しながら、経営的にも安定した施設づくりを考えており、オープン時期を19年11月を目指して取り組んでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私から大項目4の（3）、風連中学校の改築についてと大項目の5、新市の教育行政について御答弁申し上げます。

まず初めに、風連中学校の改築につきましては、合併協議の中でもいろいろと議論され、またただいまお話がございましたように平成17年12月22日には旧風連町教育委員会に対し風連町学校校舎建設等検討委員会からの検討結果が答申され、風連中学校の改築に関する具体的な提言がなされております。

この答申、提言の骨子は、風連地区の小中学校を念頭に置いた小中連携教育の推進も視野に入れながら、風連中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計からスタートさせ、平成20年度、21年度で改築工事を行うこととなっておりますが、これに伴う課題も幾つかあるわけでございます。その一つは、国の三位一体改革に基づく義務

教育費国庫負担制度の改正に伴い、義務教育諸学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が変更され、学校施設の耐震化事業の推進を重点とする安心、安全な学校づくり交付金制度が新たに創設されました。このことによりまして、本年度からは学校改築改修事業を含め、耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないことになったところでございます。この計画の策定に関する概要説明が去る5月2日に北海道教育委員会で行われ、今月になってから細目に関する通知が来たばかりでございます。これから当市の計画作成作業を新たにスタートしなければならない状況にあります。また、この計画を作成するに当たりましては、昭和56年以前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実施が求められておりまして、名寄市におきましては日進小中学校を1校と数えますと15校中11校が校舎、または体育館など何らかの形で該当することとなります。2点目には、新市の教育委員会のスタートが去る5月16日ということであり、答申にある小中連携教育なども考慮しながらの校舎建設に向けてのさまざまな検討などはこれからという状況でございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を早急にクリアすることに鋭意努力しながら、合併協議の経緯も踏まえ、今後策定される新市総合計画に風連中学校などの改築事業にかかわる計画を盛り込むよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、大項目の5、新市の教育行政について、（1）、食育の取り組みについてお答え申し上げます。ただいま林議員からお話ございましたように、食育をテーマに人的交流を進め、地域活性化を目指すため、名寄市立大学、名寄農業高校、名寄市学校給食センター、3者が連携する中で食に対する理解を深め、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいとして、本年4月28日、高大官連携事業の調印をしたところであります。内容

につきましては、大学教授陣による名寄農業高校生を対象とした講義及び実験実習、農業高校の農場を利用した大学生の生産現場での実習、また大学教授及び学生と学校給食センター栄養職員とが共同して、農業高校生の育てる農作物を利用した給食の献立や学校給食だよりの作成などが考えられております。なお、初年度である今年は、ミニトマト、チーズの生産物を食材として使用することを予定しております。

期待される成果といたしましては、名寄農業高校生はみずからの生産物が目的に応じて調理され、人の健康に役立つまでの営みを知ることで、食に関してより広い視点を持つことができること、二つには大学生は大学で学んだ栄養学の知識や技術を高校生に伝えることで、専門家としての技能を身につけることと給食献立、給食だよりを活用した食育学習の実践が図られること、三つには学校給食センターを利用する児童生徒は地域で育てられた農産物が給食のために生産、調理され、人の健康に役立つことを理解すること、さらには生産者、献立作成者、調理者の密接な連携に基づく給食から食が提供される仕組みと食の安全性について関係者の理解が一層深まることなどが挙げられます。初めての試みでありますので、試行錯誤はあろうかと思いますが、確かな成果を上げるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

食育は、現代社会における学校教育の中で知、徳、体、知育、徳育、体育に次いで4本目の柱として取り組むべき課題であります。名寄市教育委員会といたしましても、朝食をとることや早寝早起きの実践など生活リズムの確立、また学校栄養職員の栄養教諭への移行の促進、各学校において子供が食について計画的に学ぶことのできる指導計画の策定、生産者団体等との連携の中で地産地消の促進を図り、学校給食を生きた教材とすること、郷土料理や伝統的な食文化の継承などに今後も努めてまいります。

次に、(2)、風連高等学校の将来についてお答えを申し上げます。北海道教育委員会では、これまで平成12年度に策定いたしました公立高等学校配置の基本指針と見通しに基づき、高校の適正配置を進めてまいりました。その指針に基づき、平成17年度には名寄光凌高校の普通科が募集停止になったところであります。御案内のとおり上川北学区、和寒から中川まででございますが、とりわけ新名寄市以北中川町までの旧上川第5学区は今後中学校卒業生数の激減が続きまして、3年後の平成21年には旧第5学区全体で310名と推定されております。御案内のとおり、現在は旧上川第5学区には高校が8校あり、14間口、定員560名となっているわけでございますが、平成21年には数だけで申し上げますと4間口の高校が2校あれば、名寄以北中川までの全部の生徒が入学してもまだ欠員が生じるという、こういう時代を迎えるわけでございます。このことを受けまして、旧名寄市におきましては名寄市内高校の再編は不可避との認識のもと、平成15年に名寄市高等学校将来像検討協議会、翌16年には名寄市高校教育検討委員会を設置して、市内高校のあり方について広く検討していただき、その答申をもとに道教委に対し名寄市の考えを積極的に発信してまいりました。この検討の過程で、通学可能な近隣の高校も含めた将来のあり方を検討すべきではないかとの意見もございましたが、非常にデリケートな問題でもございますし、自治体の置かれた立場の違いもあるわけでございます。市内高校に限定しての検討となった、そんな経緯がございます。また、旧風連町におきましては、旧上川第5学区の5町村連名で高校存続について道教委に陳情活動を行い、存続への理解を求めてきた、そのような経緯などもございます。

今回合併という大きな変化の中で、風連高校のあり方については学校の所在する風連地区の方々を初め、多くの市民や関係者の意見を聞くとともに、議員各位の意見も参考に、できるだけ早く教

育委員会としての誤りのない判断をしまいたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） ただいま5項目の質問にそれぞれお答えをいただいたわけですが、ここで再質問をさせていただきます。

まず、1点目の島市長の市政推進についてですが、市民の一体感の形成について、この具体的な行動として名寄地区、風連地区でそれぞれ行われるこれからのイベント等に大いに市民も交流して、参加してもらおうと、こういう発言でしたけれども、今度の日曜日に風連地区で白樺まつり、それも開かれて、そのチラシ等にも西條デパートの前から送迎バスが出るとか、そういうような配慮もしていただいているわけですが、これから夏場は日曜日と言えば何かかにかのイベント等が、特に8月のお祭りに向けてあるわけですから、大いに積極的にあるバス等を利用し、もっと同じチラシの中でもそういうものを大きく紙面を割いてこれからもPRをしていただきたいと思います。

また、風連庁舎に週2回市長が勤務されて、そこで風連地区の市民とも対話をする時間を設けるということで、これも大変いいことなのですが、私が言いたいのはやはりまちづくり懇談会、ここ市長の口からやるやらない、考えているのか明言されなかったと思いますので、ここはもう一度改めてお聞きしたいと思いますけれども、風連地区のこれまでのまち懇の実情を申しますと、7月ごろと11月の末から12月にかけての年2回、町長と、それと特別職、また課長クラスの人10人ぐらいで、7月の時点では新年度の事業計画を中心に、ことしはこういう予算が通って、主にこういう事業をしますよというような、そういう説明と、また住民からその質疑を受けると。11月の末から12月には新年度に向けた要望等を地域から主に聞くと。それと、その年の実績等、そ

れら年2回行ってきたわけなので、人口の少ない町だからできたのかもしれませんが、そういうことが特に風連の地域では島市長にはぜひ出ていただいて、していただきたいと。合併に至るまでの経過を見ましても、やはり住民投票までして合併にこぎつけました。それまでは、非常に賛成だ、反対だとかいろいろあったわけなのですが、いざ投票が終わって合併が決まると、その後は本当に何事もなかったかのように静かに、そして淡々と3月27日を迎えて、きょうの日になっております。名寄の市民の方は、新市になって島市長になられても、それは今までの市長さんと同じ顔ですから、さほど変わったというイメージはないかと思えますけれども、やはり風連町民にとってはぜひこの機会に島市長さんと地域単位の話し合い、そういうものを強く求めたいと思いますので、再度ここについてはお答えを願いたいと思います。

それと、総合計画の策定スケジュールにつきましては今聞かされたわけなのですが、やはり5日のときの策定審議会の設置、100人の委員の方、これから事務方の予定では12月の議会に総合計画の素案を提案したいということですから、非常にこれからでも月数も少ないわけで、その中で六つの部会を精力的に開催するとしましても、なかなか100人の方も忙しい方ばかりだと思えますので、そこをしっかりと考えて、実のある審議会にしていきたいと思えますし、それぞれ何回程度の開催を予定されているのかお聞きしたいと思います。

また、その総合計画の中にやはりこれまでの合併協議での約束事をしっかりと守るということを実行するというを基本に、この点をやはり総合計画の中でもしっかりと策定審議会にも提示し、また明記していくべきかと思えますので、お答えを願います。

次、自治基本条例の策定手法につきましては、これは今市長の方から説明あったように総合計画

のようにもとになる新市の建設計画とか、そういうものはありません。初めて新市で策定していく条例ですから、他の市やそういうところには先進的にもう制定されているところもありますので、それは当然参考にもするでしょうし、それらも含めて協議されるわけですが、これは私も時期は聞いたのですけれども、時期につきましては市長の言われるとおりにじっくりと構えて、名寄らしい特色のある、そして市民に理解され、本当に市民がわかりやすい内容といたしますか、言葉遣いにしても、そういうものでしっかりと、仮称ですけれども、自治基本条例、これもできればもう少し砕けたといたしますか、わかりやすい言葉の条例の名前の方が私はいいかなと思いますので、それらも十分審議していただきたいと思います。この点については答弁は要りません。

次、行財政改革の取り組みにつきましては、今ちょっと初めてで、聞き漏らしたといたしますか、不確実なので、確認しますけれども、諮問機関的なものを考えているのかという問いに双方の、風連は風連でこれまで財政の健全化の検討委員会、名寄も当然あったかと思えます。それらの方に意見を聞くと、そういうような言われ方だったのかなと思えますけれども、ここについては改めてお聞きいたします。

それと、市長の人件費の削減の中で、市長が20%削減を公約したわけなのですけれども、きのう報酬等の審議会があったということで、その結論はまだ出ていないかもしれませんが、そこに市長の考える数値と審議の答申との開き、ここが違っていた場合にここは市長はどうするのか、そこについてお答えを願いたいと思います。

また、職員の人件費等については、これは道職員がことしから基本給にまで踏み込んだカットもされておりまして、これは特別職だけでなくやはり職員の皆さんも、ここはたとえ合併したからといっても財政がよくなる、好転するわけでないというのをはっきりしていますので、収入が減ると

いうことはこれ当然大変なことですが、ここはある程度理解をして、市長とともに一緒になって新市を維持していくといたしますか、そのために努力をしていただきたいと思えます。

それと、もう一点、財政改革の中で、やはり限られた予算の中で過疎債ですとか合併特例債、これを有効に使わなければいけない。先ほどの小野寺議員の質問のときも今基金も含めて87億円でしたか、が予定されていると言いましたけれども、合併協議の中ではもう少しの額だったかなというような記憶もしているわけなのですけれども、そういう合併協議をしているときの財政推計のその数値と今示された数値、この数値が確定のものなのか。今後10年間使用しているうちにこれも変わる可能性があるのかどうか、ここについてお答えを願いたいと思います。

次、基幹産業である農業の振興ということで、これにつきましては名寄市の農業、本当に水稲だけでなく畑作、酪農、あらゆるものが盛んに行われているわけなのですけれども、ここでは1点、水稲に限って再質問させていただきますけれども、水稲、モチ米が二千数百ヘクタールのモチを作付して、国内でも大きなウエートを占めているわけなのですけれども、一方ウルチについても風連地区にはことしで約400ヘクタールぐらい作付がありまして、今後もこれぐらいの数字はずっと作付されるのでないかなと思います。モチも価格が下がって大変ですが、ウルチの方がなお非常に価格の下落が激しい。最近価格の割には味がおいしいということで、幾分持ち直しはしておりますけれども、それでも厳しい状況には変わりありません。それで、風連でも安心、安全ということで、クリーンなお米づくりで一生懸命道の補助を受けて精米所をつくったり、それぞれ努力しているわけなのですけれども、ここでウルチの売り込み、できれば地産地消ということで、これからこの近間、新市民にも少しでも多くの風連産米を食べていただくような取り組みをぜひ市と、

またもう既に早く合併されている農協とともに、それと生産者とともに力合わせて売り込みをしていくべきでないかなと思います。400ヘクタールに仮に豊作で反当8俵のお米がとれたとしても3万2,000俵ぐらいの俵数かなと思います。しっかりとこの名寄を含め、水田作付のしていない北の方、近間の方で大いに売り込めば、このぐらいの俵数何とかできるかもしれない、さばけるかもしれない。それは、東京の方に送らなくても流通経費の削減ということで手取りの方に反映してくるのでないかなと思いますし、また市長もことしのお正月の新年交礼会、風連の福祉センターで行った交礼会のとき来ていただいて、たしか風連産米、ウルチ米について大いに売り込んでいきたいというような話をされていたと思いますので、ここについて市長の、お正月からこれまで何か新たなウルチの売り込みについて取り組みをされてきたか、今後どういう考えを持っているか、これについてもお答えを願いたいと思います。

次、次代を担う若い後継者の育成について、これは農業政策については合併協議の中から風連の農業政策と名寄市の農業政策を比べてみますと、やはり名寄の方がそういう面では充実しているなと、そういう認識は私たち風連の議員も感じてはいたわけなのですが、今これからの取り組み、これまで行ってきた取り組みを継続して、充実していきたいということなので、これにつきましては期待をしているわけですし、最近は一ターンのですか、一度学校を卒業して就職して、それから何年かたって地元、親元に帰ってきて農家をし出したというケースが風連でも結構目立つようになってきたといえますか、なかなか新規参入、農業以外の方が入ってくるというのは風連にはないわけで、これは資金の面とか用地の面、技術の面で難しい問題がいろいろあるかなと思います。名寄の職員の方に話を聞きましたら、名寄では智恵文地区を中心に何件かそういう新規参入もあるとは聞いておりますけれども、やはり基本は後継者、

農家の後継者の方をしっかりと育てていくバックアップを市としてしていただきたい。

そこで、1点、やはり後継者が一生懸命農業を進めていくためにはよき伴侶、こういうものが不可欠かなと思いますので、なかなかこの花嫁対策というのは風連でも農協とかタイアップしてこれまでも進めてきましたけれども、努力の割には効果に結びつかないような面もありますけれども、新市においてこういう農業後継者の花嫁対策、これについてはどのように考えているのか、これからどう取り組もうとしているのか、ここで1点お伺いをいたします。

次に、農業振興センターの今後の運営ということで、これもこれから協議をして、運営協議会ですか、そういうもので協議をしていくということですが、ここ数年はやはり振興センターの中のウエートはアスパラの大苗の供給、これが非常に盛んに行われておりまして、農家の方も積極的に利用して、増収につながっているのかなと感じております。また、合併前の名寄市につきましても、やはりアスパラの振興ということでいろいろな取り組みをされ、またことしについても市長は農協に対してアスパラの自動選別ですか、その施設に対し国の事業を使い、また補助残に対しても市が支援していくというふうに非常に農業者、特にアスパラを作付している人にはいい取り組みをしていただいているわけなのですが、この振興センター、大苗をつくって商売するのがこれが目的ではありませんので、今後先ほど藤原教育長が言われたような食育の子供たちから、農業者だけでなく一般市民も見集えるような、そういうような幅広い施設にしていくような取り組みもしていただきたいと思っておりますし、また若者が常に、2階には研修室もありますので、そういうところに来ていろいろな勉強会もできるような、そういうことで取り組んでいただきたいと思いますので、この点についてもお答えを願いたいと思っております。

次、美しい農村景観づくりについてということで、ここで私は特に農家の廃屋、これについては旧風連町では平成13年から平成16年の3年間で、国の緊急地域雇用創出特別対策という緊急対策で農家の廃屋30戸を解体した実績があります。そのときに申し込んでも解体できなかった人もいたぐらい非常に応募が多かったわけなのですけれども、そのときに一定の整理はされていますけれども、毎年毎年離農者も当然出てきておりますし、一年一年建物も人が住まなくなれば傷んでもおりますし、やはり廃屋のままにしておきますと治安の問題、また冬場等キツネ等がすんで衛生面にも非常によくない、そういう問題もありますので、なかなか私も市の単費でこれを個人の所有物を処分するというのは非常にこれは無理があるかなと理解をしております。また、中山間地域の事業につきましても、これも風連の中山間地域の推進協議会の方でも話題になったことがあるのですけれども、これも集落の、限られた金額ですから、なかなか全員の合意をいただくまでにはいかなかったという実際もあります。できればやはり行政のたくさんある情報の中から、風連が行ったような国なり、道なりの何かこういう廃屋を解体、処分できるような、そういうことがうまく乗っかるような、そういう事業を私は強く期待したいと思いますので、ここは行政の方でぜひ検討をしていただきたいと思いますので、この点についてもお答えを願います。

次、3番目のごみのないきれいな名寄市ということで、これは風連の処分場が満杯になって、あと五、六年で使えなくなると、こういう心配をしたわけですが、当然今まで5,000人の人口規模のごみ処理をプラス2万7,000人の名寄の市民の方が持ってくればこれはふえるのは当たり前前のことで、それは十分理解をしていますけれども、一応あそこは15年スパンということで15年たてば、あそこは2期計画で、あと15年スパンでもう一つ処分場を隣につくるたしか計画が

あったかと思しますので、それら等早く埋まってしまえば次のところとの計画はどういうふうになっていくのか、その点について再度お聞きしたいと思えます。

あと、ごみの分別のさらなる徹底とか市民に対するきれいなまちづくりへの取り組みについては、これはもうこれからも休むことなく、あるいは市民の皆さんの意識の向上が第一ですから、継続して啓蒙活動等を取り組んでいただきたいと思えますし、特に家庭でお父さん、お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃん、子供がいれば特にそういう大人の背中を見て、子供はまねをしますもので、大人がしっかりとした取り組みをしていけば自然と子供たちもきちんとした分別なりに取り組んでいくようになっていくのではないかなと思えます。

収集の風連地区と名寄地区との違いについては、これは当面そのまま今の状況でいって余り問題はないような答えでございましたので、これについてはどちらがコストが高つくか、こういう問題もあるかもしれませんが、コストの問題プラスどっちが住民サービスに、より喜ばれるのかというようなことについては、これはいろんな自治体でそれぞれの取り組みをされておりますので、これから十分時間をかけて、できれば将来的には統一していく方がこれは一つのまちとしての取り組みとしてはいいのではないかなと思っておりますので、今後も十分検討していただきたいと思えます。これは答弁は要りません。

次、4番目の風連地区の3大事業についてということで、まず中心市街地の再開発事業、きょうの新聞にも先ほど島市長が言われましたように職員を1人増員して、取り組みに力を入れていく、そういう姿勢を見せていただいたわけなのですけれども、先ほど言われましたように地権者全員の合意が得られるようにということで期待をしているのですけれども、なかなか私の聞くところではまだそういう状況にはなっていないのが現実のようですし、もしここで一人でもはっきり反対、

最後まで反対した人が出た場合に、それでもこの事業を進めていくのか。合併前の旧風連の説明では、3分の2でしたか、3分の2ぐらいの合意があってもできるような、何かそんな説明もいただいたような気もするのですけれども、それら等もう一度確認したいと思います。一人でも反対者がいたときにそれをどうするのか、それでも進めていくのか。私は、当然できれば全員の参画のもとでしっかりとした青写真を描いて、そして行政は行政の役割、ここは行政が持つということで協議をして、そして全員がよし、これならできると、そういうようなものができて、スタートをしていただきたいと、これを強く願っておりますので、その点についてお答えを願います。

次、道の駅につきましては、これは来年の秋オープンということで進めていってまいりますので、また私が先ほど言った懸念したことについても今後検討会議等で十分審議をして、利用者に喜ばれる施設となるよう強く願っております。これも答弁は要りません。

次、風連中学校の改築ですけれども、これ今教育長の説明によりますと耐震診断ですか、これをしないことには今後学校を建てるための補助金、これの対象にならないということでしたので、これは15校中11校がこういう耐震診断の実施をする必要があるということになるわけですから、風連中学校の場合は平成10年に耐力度調査を行っておりますので、この点については耐震診断の必要があるのかないのか。耐力度調査の中にその耐震診断が含まれていれば、これはもう風連中学校は文字どおりなくて、どんどんこれからも進めていくことになるわけなのですけれども、その確認が1点ということで、その全部の診断をきちっと終わらなければ新たな学校改築等に進まないのかどうか。もしそうであれば、これは早急に予算を盛って、耐震診断の実施というものを行うべきだということを私は強く要求したいと思いますので、教育長の見解を述べていただきたいと思います。

いますので、お願いいたします。

次、最後に5番目の食育の取り組みですけれども、これは食の問題というのは、私も農業者で米を初めいろんな農産物を生産しておりますから、大いに関心のあるところでありますし、やはり国もこういうものを基本法をつくったということは、いかに日本の今の食生活が乱れてきているといいますか、心配になってきているあらわれでないかなと私は思います。先日もテレビでもやっていたように、子供たちの朝食をとらないとか、偏った食事のとり方、そういうものもクローズアップされておりました。ぜひこういう食育を進めて、子供たちを含めてみんなしっかりとした食というものを生産から消費まで一貫した取り組みをしていただきたいと思います。

ここで、食育基本法をどう進めていくかの具体策を示す食育推進基本計画ですか、こういうものが国の方でも示されたといいますか、一つの農業体験ですとか朝御飯をとるとか給食の地場産活用、食事のバランスガイドとか食育を推進するためのボランティア、これらについての数値目標を実際国が掲げて、これから各自治体に進めるような話を聞いておりますけれども、この名寄市としてそういう具体策を示す食育推進基本計画について、そういう計画を持っているのかどうか、これについてお答えを願います。

風連高等学校の将来については、今本当に私もこれからの少子化、卒業生が少なくなるということで、すべての学校を残すということは至難のわざなのかなと思いますけれども、やはり新市になって、名寄高校は4クラスきちとあって、入学者も試験で我慢してもらおうような生徒も何人も出るような状況ですし、光凌高校と名寄農業高校については2校でキャンパス型ですか、そういうものも道に提案して、ある程度いい感触を得ているような話ですけれども、そこにやはり風連高校についてもぜひこれから新市で真剣に議論をして、どうあるべきか考えていただきたいと思います。

で、その点についても、先ほど本当に市長は私が言ったように市立でも残すような発言もされたわけですから、十分検討をしていただきたいと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、それぞれお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問で何点かお尋ねがございました。市民との一体感の形成で、まちづくり懇談会等、旧風連町での実態等もお聞かせをいただきました。毎年7月と年末時に新年度の予算を含めての懇談会を実施しているというお話でございました。この取り扱いにつきましては、内部協議も実は若干させていただいておりますが、まだ具体的に時間的な配置等まで固まっておりません。旧名寄市の状況を申し上げますと、町内会連合会が一般的にまちづくり懇談会というのを企画して実施しております、市内を3年で一巡すると、こういうことで例年11月に実施してございます。また、行政が課題を持った場合には行政側がそれぞれの地区に日程等を配置してお集まりをいただいて、懇談会をやっているケースがございます。平成18年度について申し上げますと、総合計画の策定というのがございますので、このような日程と独自のまちづくり懇談会とどのように調整できるか内部協議をさせていただきたいと、このようにお答えをさせていただきます。

総合計画の策定のスケジュール、100名の委員の皆さんの作業時間が非常に窮屈な中でという指摘もありましたけれども、私ども旧名寄市にありましては第3次、第4次の総合計画を住民の皆さんの参加のもとにつくるということで、熱心にいろいろな角度で参画を求めて作業を進めた経緯がございます。前段のお答えでも申し上げましたけれども、合併協議等でも新市がやらねばならない事業名等は個別にリストアップされている状況がございます。問題は、10年間の総合計画の期間の中で、財政計画も含めてどこまでその事業の

中で選択できるかと、あるいは形を変えてでも整備を図れるかと、こういうことが総合計画の策定委員の皆さんにも、また市民の皆さんにも情報公開をして議論をいただける部分と、このように思っておりますので、総合計画の部会ごとの回数等につきましては私どもの方でリードするよりは部会の自主性ということでございますが、過去の例で申し上げますと三、四回、場合によってはもっと多い回数を部会で議論をいただいて、総合調整を図ると、このような経過を持っているということをお答えをさせていただきます。

次に、行財政の改革絡みにつきましては、どうしても職員が手づくりでやって、すべて市民の目線にこたえた内容になるのかという御指摘であろうと、こんなふうに思っています。このことについては、先ほども申し上げましたけれども、平成18年度について申し上げますと総合計画を策定をするという中では市内の各界の皆さんによる総合計画の策定の委員が組織されるわけですから、そのメンバーの中でこうした行財政の改革も含めて議論をしていただくような委員の委嘱を考えているということでございまして、これらについてはまだ検討の余地を残してございますが、基本的にそのようにお答えをさせていただきます。

それから、特別職の報酬、職員の給与等についてお尋ねがございました。先ほども申し上げておりますけれども、職員の給与については平成17年に人事院勧告が出まして、国の公務員の給与については地方を一定の水準にして、それ以上、都市部等で生活し、あるいは民間企業の高いところについてはかさ上げをすると、こういうような全国一律という方式でない勧告をしているわけでございます。地方自治体においては、地方の実態に合った企業に改革をすべきと、こういうことでございまして、既に北海道にあっては18年、19年という2年間の限定ではありますけれども、大変厳しい給与の改革を進めております。私ども同じ北海道に住む地方公務員として、こうした状況

等もしっかりと判断していかねばならぬと、こんなふうに思って、この定例会が終わって、9月に条例化を目指して関係する組合等との話も深めてまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

特別職の報酬審議会では、昨日私から20%の報酬の削減についての考え方も含めて述べさせていただきました。報酬審議会の委員の皆さんにもこのことは今までの決めてきているルールとしては例外ということになりますけれども、しっかりと受けとめていただけたのではないかと、このように思っております。

次に、特例債の関係でお話がありました。合併協議の際にデータとしておおよその額が計算をされております。こういう説明をしてきた経過がございます。今回昨年の国勢調査人口等も含めて新しい数値に基づく合併特例債の総枠と、こういう数値がヒアリングの中で確定をされたということでございまして、今回予算等の説明の中でさせていただいております合併特例債の総枠についてはこの10年間の総体の額というふうに押さえておりまして、変更はふえることもないと、こういうふうに御認識をいただければと思っております。

それから、水稻の特に風連地区の農業者が特別栽培米等でウルチ米の取り組みをさせていただいておりまして、私はいち早く学校給食センターに使わせていただいております。このことにつきましても庁議等で議論をしておりますが、特別養護老人ホームであるとか病院であるとか、現在取引をしている業者の方がいらっしゃいますから、それらの関係ももちろん調整が必要なわけでありますけれども、地元で生産をされたお米が地元で消費をされるという、林議員御指摘のとおり流通経費も含めて実質農業者の収入に還元できるのではないかとこのように思っております。3万2,000俵というのは、今1人当たりの年間消費量は60キロ切っているかもしれませんが、全市民の

消費量が地元の栽培米で調達できるという相関関係にあるのかなと、こんなふうに押さえておきまして、これからも出来秋に向けて消費者等、あるいは取り扱い店等の関係機関の協議等を進めていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、農業後継者対策の関係でお尋ねがありました。旧名寄市では、花嫁対策ということで農業後継者対策協議会という機関会議を開設をして、農協と行政とで折半するような形で財源捻出をして、いろいろな出会いの機会というのをつくっております。御案内の向きもあるかと思いますが、名寄単独ではなくて美深町と連携をして、共同事業でこのような出会いの場を設定をしております。何年かの実績の中では関西方面の女性の方と縁ができて、結婚をしてというようなケースがございまして、過日この協議会も開催をさせていただきまして、ことしもその事業を取り組んでいこうと。風連の農業後継者の皆さんにも呼びかけをして、ぜひこうした事業を通じてそのような対策に資したいと、このように考えているところでございます。

次に、農業振興センターは、旧名寄市では2年ほど前からこの類似する振興センターを計画をしておりました。国の補助事業にもおおよそ該当するところまでいっていったわけですが、一方で合併協議が始まりまして、風連町の振興センターの実績等をお伺いしますと、重複した投資ということをしなくて現在の運営されております農業振興センターをしっかりと整備することで二つの農業振興センターを持たない方向、こういう方向づけをして今日に至っております。関係者の皆さん方のしっかりとした協議をする中で、充実強化を図りたいと、こんなふうに考えているところであります。

それから、農業地帯の廃屋と申しましうか、住宅等の取り壊し等について、風連町の緊急雇用対策事業としての事業取り組みということでは大

変英知を絞った事業展開でなかったかと、こんなふうにも思っております。私ども農村地帯にもありますが、町中にもそういう家屋が散見されるわけでございますが、非常に苦慮しているところがございます。これからも特に危険性の高い建物について、市民の皆さんや、あるいは周辺に被害を及ぼさないような事案ということを考えながら、こうした制度の情報収集と申しませうか、御指摘にありますようにこうしたものを取り壊すことを含めた事業のメニュー等がこれから出てこないかどうかと、こういうことも含めてしっかりと情報収集に当たっていきたいと思っておりますし、また緊急性の高いものについては議会と相談をさせていただいて対処していくと、こういうことも必要でないかと考えているところでございます。

ごみの埋め立て処分場の管理につきましては、二つの処分場を持つことになったわけですが、合併協議の中で家庭ごみと事業系と分けて運用するということでは偏りをしているのではないかと御指摘があらうかもしれません。しかし、トータルで考えるとどちらかが先に満杯になると、そういう状況が当然想定をされるわけでありますから、次の第2次拡張計画と申しませうか、旧名寄市の埋め立て処分場につきましても今は2期目ということで、およそ10年のスパンを想定をして工事を取り組んで拡大をしてきていると、こういうことがございます。当然満杯が予測をされると2次の拡張事業と、こういうことはしっかりと総合計画等で位置づけて、取り組まねばならぬと、こんなふうにも考えているところでございます。

次の駅前中心街再開事業でございますが、私ども十分にこの合意形成に向けての協議経過についてはまだ承知をしておりませんが、一部関係者の中で、総体のプランが十分に承知できないということも含めてかもしれませんが、合意形成に至っていないという情報は承っております。問題は、やはり核になる部分で合意ができないという強い要望があれば事業は進められないなど、そんなふ

うにも思っておりますが、場合によっては全体計画のエリアから外しても支障がないような部分での地権者の方の主張であれば、そこを除いて計画をつくるということも手法としてはあるのではないかと、こんなふうにも考えているところでございます。当面は、御指摘のように地権者の皆さん方にこの事業の理解十分にいただく中での合意形成に努めてまいりたいと、こんなふうにも考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育関係にかかりまして3点再質問がございました。まず、1点目は、風連中学校の改築に伴う一つは風連中学校は既に平成10年に耐力度調査をしているが、これは耐震診断の対象になるかどうかという御質問でございましたが、耐力度調査はそれより上のというか、レベルの高い調査でございますので、当然必要ございませんということでございます。

それから、もう一つは、耐震診断をしなければ今後の新築、改築の計画に補助金が出ないという、そういう答弁の中で、では耐震診断の取り扱いをどうするかという御質問だったかなと思います。このことにつきましては、例えば耐震診断を正規に行うとすれば、例を申し上げますと庁内で見積もりをとった中では南小学校の耐震診断をするのに約840万円ぐらいかかるというような数字も出ているのでございます。しかし、こういうことで何校もするとなれば大変なことでございますので、これらについても例えば簡易診断などの方策があるかないか、そういうことも含めて今後検討していかねばならないということも考えているのであります。もう一つは、旧名寄市における校区の見直しなども抱えてはいるわけですが、ただいま林議員のお話のように、そういうことも視野に入れながらも早急にこの耐震診断を行う方向で取り組んでまいりたいと、こんなふうにも考えていますので、御理解をいただきたいと、こう思っております。

それから、食育の取り組みにつきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、新たな柱に加わるほど今重要視されていると、こういう大きな問題でございまして、学校教育としましては名寄市としては今年度中に栄養教諭を育成するという方向で今進んでおります。栄養教諭が育成されれば、その後は各学校における食の教育にも専門的な見地から取り組むことができるのではないかと。現在は、各学校における養護教諭の先生とか、それから給食担当の先生方が主として行っているわけですが、その上といたしまして、上に立つ中でしっかりと全校の食育にかかわる計画的な指導が行われていくのではないかなと、こういうことを期待しているところであります。

それと、もう一つは、この取り組みはただ単に学校教育だけのものではないという、そういうお話もございまして、そのとおりでございます。食育基本法が昨年制定されて、これに伴い一つには名寄市では経済部などと連携しながら、やはり横断的な組織をつくっていく必要があると。例えば食に関する指導委員会、こういうようなものを市挙げてつくりながら、やはり地域として子供たちの食に対するいろんな指導を高めていく、こういうことが必要かなと考えておりますので、今後検討させていただきたいと、こう思っているところであります。

それから、3点目は、風連高校の将来像について再度御質問がございました。今生徒数が激減していく中、これから5年、10年、15年と、この先を見据えた名寄市の、もっと大きくいきますと上川北学区の高校というのはどうあるべきなのかということは私たちにとって大変重要な問題でございまして、そういうこともございまして、これをただ単に存廃といたしまして、残すかつぶすかという議論ではなくて、やはりもう少しいろんな角度から議論していく必要があるのではないかと、こう思っているところでございます。御案内のとおり、士別市内においては、士別高校と士別

商業高校が平成19年度から統廃合されて1校になると、こういう方向が決まったようでございますが、そういう中で名寄市ではどういう方法がいいのか選択肢がいろいろあるわけございまして、キャンパス型の構想の中に入り込めるのか、あるいは風連高校は普通科でございまして、名寄高校のような普通科の中でキャンパス型があり得るのか、あるいは単独で存続させるような、そういう道はあり得るのかとか、それから悲しいことではありますが、統廃合の対象になってしまう、こういう道になるのか、そういうようなことも含めて、時間は余りないわけでございますが、どういう選択肢があるのかこれからまた皆様といろいろ議論をしてみたいと、こういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 今それぞれまでに答弁をいただいたわけですが、いずれにしてもことは合併の初年度ということで、いろいろな事務事業の調整がまだ残っておりますし、いろんな審議会ですとか、総合計画にしても農業農村の振興計画にしても、そういう作業がたくさんあるかと思っておりますけれども、基本はやはり名寄市と風連町が合併協議をしているときに合意した事柄をこれをしっかり守っていくということを前提に、大いに議論をしながら進めていっていただきたいというのが私の強い願いですので、ここをしっかりと認識して、これからの行政推進に取り組んでいただきたいと思います。

それと最後に、やはり一番先に言ったできれば何とか時間をとってまちづくり懇談会、これを実施して、市民の地域の人に島市長の顔を見せていただき、そして直接対話をして、住民の小さな希望なり、意見等も拾い上げて、そして新市のまちづくりに少しでも反映していただくことを強く望んで、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で林寿和議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の政治姿勢について外4件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 指名をいただきましたので、市民連合会派を代表いたしまして、通告順に従い、順次質問を申し上げたいと思います。

2000年の地方分権一括法制定以来はや6年、当時は長期にわたった中央集権時代の呪縛から解放され、まさに地方分権時代の幕あけに対する期待感と歴史の転換期を意識をいたしました。しかし、国、地方合わせて約1,000兆円にも上る債務の責任は問われぬままのおもしはとてつもなく大きく、今や政権末期の小泉政権の規制緩和、市場万能主義、弱肉強食の政治により格差社会の拡大、都市と地方の格差、医療や福祉、年金等の将来不安や負担増、自殺者の急増、そして学校教育や子供社会にまで影を落とす事件が多発している現状にあり、終盤国会、教育基本法の改正や国民投票、共謀罪などこれらの提案と相まって、非常にきな臭い動きとして連動して気にかかっているところでございます。

さて、名寄と風連の合併については、既に生活圏を共有している条件がありながらも、政府によるあめとむちによる合併推進策、そして交付税削減と今後予想される新型交付税という財政圧力を受けながらのやむにやまれぬ選択として決断した側面が大きいものでありました。今後本当に合併してよかったのかどうかの判断は、真の住民自治に向かう不断の努力にかかっていると思います。どんなに厳しくても、主権者である市民の目線で市政のかじ取りをどんな政策でだれが行うのか、市民の関心事でもあったと同時に、単に二つのまちが一つになる延長線でもありませんし、今まで

の恩返しでもなく、まさに新生自治体が誕生した最初の選挙であり、今一人一人が新名寄市に思いを込め選択する大義名分はもちろん意義のある選挙であったわけで、立候補されたお二人には敬意を表するものでございます。

以下、具体的に御質問申し上げますが、島市長の政治姿勢について、市長選に臨んだ政策的公約についてであります。島市長が選挙中市民に約束をした主な政策的公約について答弁を求めたいと思います。

市政推進の基本スタンスについてであります。選挙の結果3万2,000人の首長としての手腕を期待されるわけですが、その姿勢として公平性、公正性、透明性、情報公開、説明責任についての基本姿勢を明らかにされたいと思います。

平和憲法の理想や基本理念を市政にどう生かすかではありますが、新市の中での平和憲法の理想や基本理念を生かすための基本的姿勢について答弁を求めたいと思います。

二つ目に、06年度市政執行方針の基本的な考えについてであります。新市建設計画と新市総合計画についてまとめて御質問することを御了解いただきたいと思います。市長は、今後の市政運営に当たって、合併協議における建設計画を踏まえながら総合計画を策定をすることを表明しておりますが、旧自治体の財政枠の考え方について、均等あるまちの発展、ともに寂れないまちづくりのため、これからも必要か否か、あるいは旧自治体を超えるトータルプランの必要性についてどう考えておられるのかお答えをいただきたいと思います。新たな自治体をつくるという気概とリーダーシップを発揮するのは、建設計画は財源裏づけまではしていませんから、新たな事業施策等発生時の位置づけについてお答えをいただきたいと思います。

去る6月5日に制定をされました総合計画策定審議会条例に基づき動き出すわけではありますが、07年度スタートを目指しているようですが、そ

の策定手法、時期、市民参画のあり方について、特に既に各議員から出されているとおり、期間的な問題について危惧をするものもございますので、改めてお尋ねを申し上げたいと思います。

合併後の行革と組織機構の課題についてであります。行革と言えば国も地方も結局のところ職員や人件費の削減と出先職場の統廃合、地方や市民の負担増、弱者へのしわ寄せばかりが横行している現状にあります。その反面分権と自治が強調されるわけではありますが、今後策定される新行財政改革推進計画の理念についてお聞きをしたいと思いますが、どのように策定をされようかとされているのかお尋ねを申し上げます。

市役所の運営で一番権限と責任があり、重要な機構は市長を先頭とする特別職、そして部長以上が対象の庁議、いわゆる経営会議の今後の機能化、活性化についてお答えをいただきたいと思います。

さきの臨時会で市長は私の質疑に対し、職員倫理規程の策定の考え方を出示されていましたが、いつどのように具体化するのか。さらには、市が現在補助、委託、出資等をしている関係団体や法人等への市役所OBの人材活用の現状とその選考に当たってのかかわり方についてお尋ねを申し上げたいと思います。

大きな三つ目になりますが、06年度予算編成について。06年度予算案と今後の交付税の動向についてであります。既に質問にも出されているわけではありますが、改めて予算編成に当たって留意をされたことや合併効果を意識をしました政策予算の盛りつけについてどうであったのかお答えをいただきたいと思います。さらには、今後の交付税の動向、特に05、06年度は地方と国の約束もあり、交付税の財源担保がされたわけではありますが、07年度以降の見通しと、あるいは積み上げ型の編成方式はもう限界であるという提案でございますから、新たなる編成の手法についてお聞かせをいただきたいと思います。

合併特例債の基本的活用策について。特例債の

対象となる新市建設計画の主な施策事業について明らかにされたいと思いますし、特に旧名寄市、旧風連町の予算規模を前提にした案分の今後の考え方について明らかにされたいと思います。

今後の主要課題についてであります。自治基本条例及び地域自治区の基本的な考えについて。合併の有無にかかわらず、これまでの行政主導や決まったことのみ知らせる旧来型政治から転換を図る時代にまさに入っております。新名寄市における市民との情報共有、説明責任の能動性についての現状認識、さらには今後の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。基本条例の関係においては、ニセコ町を初め先進的な自治体の例が既にあるわけではありますが、改めて自治基本条例の位置づけとその制定目的を首長の立場としての見解を求めたいと思います。地域自治区については、小学校区単位地域自治区の検討が始まるとあるわけではありますが、その果たす役割、基本的位置づけについても改めて見識を聞きたいと思います。

今後の福祉行政について。交付税削減の影響により、旧名寄市では高齢者を初めとする福祉行政サービスが切り捨てられてきたり、説明責任が果たされない、約束をほごにするなど、行政に対する不信と批判を耳にしております。今後の福祉行政のあり方についての基本的見解をお尋ねを申し上げたいと思います。

中心街活性化及び風連の駅前再開発事業について。風連地区の3大事業が想定される中で、大きな事業でもあります市街地再開発事業は、旧風連町の財政体力で可能な範囲であるのかどうか。あるいは、後年度の維持管理や人口動態も含めた上での運営の見通しについてお伺いをしたいと思います。この計画について市長は既に完成年次、平成で言えば22年とたしかおっしゃったような気がいたしますが、完成年次を明示しているわけではありますが、合併協議や市長選挙での約束事があったのかどうかお尋ねを申し上げたいと思います。名寄の中心街活性化事業、TMOなどその検討経

過や遅延原因、あるいは風連に対置した事業規模としたらどのぐらいの規模が名寄地区、風連地区ともに発展をする事業規模になるのか、そのバランス感覚も含めてお尋ねを申し上げたいと思います。

国の医療制度改革と市立病院等の課題についてであります。医師確保問題や精神科等の現状を踏まえながら、今後の市立病院等の課題やその対応についてお尋ねを申し上げます。さらには、現在今国会でもう決まるだろうという、残念ながら決まるだろうという医療制度改革、さらには今回の診療報酬改定等が公立病院等にどのような影響が出ていくのか明らかにされたいと思います。かねてから求めておりました市立病院の中長期計画の策定に向けた取り組み経過、あるいは再建計画が必要なのかも含めてお知らせをいただきたいと思ひます。

今後の普通建設事業と財政計画の位置づけについてであります。市内でもここ数年で公共事業工事の削減、不況等の影響で建設会社が倒産、吸収合併、異分野等への新規参入など、大きな変化が出ております。最近の現状について事業者や雇用状況の推移も含めてお知らせをいただきたいと思ひます。市内経済と雇用確保に影響のある必要な公共投資事業の予算確保についてでございますが、さらに特例債活用事業などについてお答えをいただきたいと思ひます。合併による旧自治体枠の指名実績について今後の考えをお聞かせをいただきたいと思ひますが、さらに既に見直しております指名業者等のランクづけ、あるいは指名選択にかかわる客観性についてお知らせをいただきたいと思ひます。

季節労働者の冬期援護制度と雇用政策についてであります。制度の改善、延長問題、大変厳しい大きな転換点にあると思ひます。まずは、さらなる運動継続を求めておきたいところではあります。執行方針にもある道との関係も含めて新たな方策についての協議を行うことと言われてお

りますが、具体的な内容や名寄市の雇用対策協議会の果たす役割についてお聞きをしたいと思います。

基幹産業の農業の振興についてであります。執行方針にもあるとおり、新名寄市の農業は合併により日本一のモチ米の作付、北海道一のアスパラ栽培等、基幹産業農業のウエートが高まってきたわけではあります。国の食料自給率の先送り等についての見解と新市における農畜産物生産性の向上に対する基本的な考えをお答えをいただきたいと思ひます。新たな食料・農業・農村基本計画に基づく07年度からの品目横断的経営安定対策では、行政の果たす役割と結果的に認定から外れる農業者への対応についてお答えをいただきたいと思ひます。さらには、前段申し上げた関係とあわせて、新市における交付金の削減影響についての見直しをお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

人口定住対策について。合併はしたものの、合併当時の推計では15年後には5,000人を超える人口が減る推計となっております。ここ数年の誘致企業の撤退等もあり、今までの旧名寄市での定住対策、人口対策というのは観光や各種大会、交流人口の拡大に力点を置いてきましたが、その継続性には理解を示すものの、改めて定住対策のアピールも必要ではないかと考えます。転出を防ぐための対策施策、あるいは市外からの転入促進の対策施策等いろいろ考えられるわけですが、現状考えられている担当セクションの位置づけや取り組みの現状についてお知らせをいただきたいと思ひます。

住民基本台帳の個人情報保護について。かねてから指摘をされておりました住民基本台帳の閲覧制度について、原則公開を改め、公益性等に限定公開に変更する改正基本台帳法の改正がさきの衆議院本会議で可決をされました。遅くとも年内実施の予定と聞いておりますが、名寄市についての現状の対応と実績、最近の閲覧傾向の状況、

そして法改正による条例整備の対応についてお答えをいただきたいと思います。

大きな項目最後になりますが、教育行政執行方針について。教育基本法を生かす教育行政の現状はありますが、今国会では戦後初めて学校現場で愛国心が評価の対象として内心に踏み込むようなおそれのあるような怖い改正案が提案され、審議が始まり、時代錯誤としか言いようがございません。きな臭さを感じます。改正の動きに対する認識と見解について、教育基本法を生かす教育行政の不断の努力についてお伺いをいたします。

学力二極化進行の現状についてではありますが、有識者でつくる日本の教育を考える10人委員会、委員長、佐和立命館大学教授らの義務教育アンケートによりますと、子供の学力について勉強ができる子とできない子の二極化が進んでいると感じている人が60%を超え、そのうち70%近くは所得格差が原因と考えていることがわかりましたという報道に接しました。名寄の現状について答弁を求めたいと思います。

教育予算確保の現状と教職員の勤務実態についてではありますが、教育予算確保のために市長部局との調整の現状について、さらには学校教育、社会教育の現場の声との乖離についての認識をどの程度お持ちかお知らせをいただきたいと思います。さらには、教職員の時間外労働の現状についてお知らせをいただきたいと思います。

教育相談センターの位置づけと課題についてではありますが、本年度からは教育相談センターが設置をされ、その役割が期待をされるわけですが、その設置根拠規定をどこに求めておられるのか、あるいは相談体制充実に向けた対応についてお尋ねを申し上げます。

特別支援教育の充実体制について。07年度完全実施のため、旧名寄市はモデル指定を受けながら、先進的な準備の取り組みをされてきたと思いますが、合併以降新市における現状と課題や対応についての答弁を求めたいと思います。

最後になります。高校の学校規模の適正化素案と新名寄市の対応についてであります。既に道教委などからキャンパス型高校についての考え方も出ているわけですが、新名寄市における生徒や保護者のこれに対する理解の程度についてお知らせをいただきたいと思います。今後の道教委の動きいかんによっては、風連高校を含め3校は厳しい対応に迫られる状況にあるわけですが、島市長は合併協議の中で風連高校の市立の可能性を言及していますが、教育長の見解を改めてここでお尋ねを申し上げ、この場における質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 熊谷議員からは5項目にわたる御質問をいただきました。教育行政執行方針についての5項目めは教育長からの答弁とさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてのお尋ねがございました。市長選挙に臨んだ政策的公約についてのお尋ねでございしますが、このたびの市長選挙はまさに風連町との合併によって起きた選挙でございします。この合併協議にかけた合併協議会の委員の皆さんや、あるいは住民の皆さん方のこの約束事をしっかり守ることが新生名寄市の市長の仕事であると、このような認識のもとに市民の皆さんに選挙の期間中この新市建設計画を具体的に具現化するための総合計画の策定、財源の裏づけ等についてお話をさせていただきました。いま一つは、ことしの4月に幸いにも名寄市立大学の開学ができたわけですが、いわゆる完成年度、大学生が4年生までそろそろ4年間、この期間の大学運営は非常に先行投資の意味も含めて財源がかかるということでありまして、この大学の運営基盤をしっかりと確立をしたいと、このように申し上げて選挙市民の皆さんにお約束をさせていただきました。選挙の告示以降の公約については、これに一つ加えて市長報酬を20%返上すると、こういう公約を市民の皆さんに訴えさせていただ

たところであります。

次に、市政推進の基本的なスタンスについてのお尋ねがありました。公平性、公正性、透明性、情報公開、説明責任についてという基本姿勢についてはお尋ねのとおりであります。小泉内閣の掲げる聖域なき構造改革により、国のさまざまな制度改革によって地方自治体も大きな影響を受けているわけですが、行政運営に当たりましては市民の福祉向上を目的に取り組んでまいりました。限られた財源の中で、市民のニーズにこたえるためには事業の必要性、有効性、公平性による施策の選択を行っていかなければならないこととあわせて、市民の理解を得ることが大切と考えております。これまでも増した市民参加と情報公開に努めてまいります。

次に、平和憲法の理想や基本理念を市政にどう生かすかというお尋ねでございます。御案内のとおり戦後制定されました日本国憲法、58年を経過をしているわけでございますが、社会や国際情勢が大きく変化していく中で、今日の現状に対処できる憲法はどうあるべきかの議論が国会ではそれぞれの政党段階で熱心に議論をされているというふうに受けとめております。これらのことを受けて、憲法改定をするためには法律による国民投票等に関する規則を定める必要があると考えられており、今国会で成立させたいとの政府の方針ですが、会期延長等の絡みで非常に状況は不透明でございます。継続審議されると報道もされているところでございます。憲法の理想や理念は、国民議論の高まりを受けて改定されることが望ましく、国民にとって不利益があってはならないと思っております。改定賛否の論点の一つであります自衛隊活動をめぐる問題は国の責務であり、駐屯地を抱える本市といたしましては災害救助、まちづくり活動などの分野で協力協調しながら、行政運営を行っているわけでございます。あわせて戦没者追悼式や市民平和音楽大行進などの行事を継続して、市民と平和の大切さの共有に努めてまいり

たいと思っております。

次に、06年度の市政の執行方針について、新市建設計画、新総合計画の策定についてお答えをさせていただきます。新市の総合計画につきましても、今後の市政運営を総合的かつ計画的に進めるための方向性を示すものであり、市勢の発展と市民福祉の向上のための各種施策を実施するに当たり、基本となる重要な計画でありますので、なるべく早期に策定をする必要があると考え、平成18年度中に策定してまいりたいと考えております。総合計画の策定に当たりましては、合併協議会が策定をした新市建設計画の基本的な考え方、事業計画等を踏まえながら、多くの市民が計画づくりに参加できるよう配慮するとともに、市民の皆さんにわかりやすい内容となるよう工夫をしてまいりたいと考えております。当然ながら議員の皆さんの御意見をいただき、市民一体となった計画をつくり上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。また、財政状況につきましても合併協議の中では財政シミュレーションも出した中での合併協議ということでございました。これらも見据えた計画にしてまいりたいと考えております。

新市建設計画につきましても、これを尊重することは当然であります。今後の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、市全体の見地から施策の必要性、重要性、優先等について十分検討し、選択と集中を図る必要があると考えております。いずれにいたしましても、地域の現状を踏まえ、それぞれの特色を生かした総合計画としてまいりたいと考えております。

次に、合併後の行政改革と組織機構の課題についてのお尋ねでございます。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもと、職員は自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市民の目線に立った行政運営を心がけるとともに、計画策定に当たっては仕事の進め方や制度システムを抜本的に見直し、効率化を図り、地方分権下

で住民の満足度を高めるため、行政と住民の役割分担による協働の視点と健全財政の確立が重要であります。行財政改革推進計画の策定に当たっては、職制を問わず各部課職員により素案づくりのグループを立ち上げ、職場内での意見集約を図るなど、総合的な素案づくりを進めてまいります。また、総合計画策定審議会6部会の代表者などによる推進計画検討委員会を組織し、行革全般にわたり意見、提言をいただくなど、市民への説明にたえ得る計画を策定してまいります。今回の行財政改革推進計画は、本年度中に実施計画である集中改革プランもあわせて策定し、早期に実施してまいります。

次に、合併後の行政改革等組織機構の中で、機能性、活性化等についてのお話がありました。総合的な行政サービスの展開のために意思決定協議並びに情報交換及び調整機能を有する機関が必要であるということから、現在庁議、部長次長合同会議等を設置しております。庁議は毎週1回、部長次長会議は月1回、それぞれ名寄庁舎で開催をし、政策の意思決定や課題の共有化等調整を行っているところであります。また、分庁方式に対応し、私は週2回風連庁舎で執務をし、情報交換や市民との対話も含めての効率的な行政運営を図ることとしております。

次に、職員の倫理規程の策定についてお尋ねがございました。去る5月15日の臨時会で熊谷議員から御指摘をいただきまして、早速平成18年5月23日、名寄市訓令第68号として制定をさせていただきました。その内容につきましては、旧風連町で有していた町職員の倫理規程あるいは他の自治体の制定している規程等を基本にして、第1条、目的、第2条、職員の基本的な心構え、第3条、関係業者との接触に関する規制の構成で策定し、先日来の庁議、部長次長会議、課長会議等を通じて職員に周知徹底を図っております。庁内だけで策定するのかというような御意見もございましたが、上位法を受けての内部規程として庁内

で策定をいたしました。改めて申し上げるまでもなく、私も職員には国家公務員倫理法や地方公務員法第33条、第34条などが準用されます。今回の名寄市職員倫理規程とあわせてしっかりと認識し、業務に当たっていく所存であります。

次に、市のOBの人材活用の関連についてお尋ねがありました。現在市が補助、委託、出資等をしている関係団体、法人等について、株式会社名寄振興公社1名、人材開発センター1名、名寄市社会福祉協議会1名、高齢者事業センター1名でございます。選考に当たりましては、助役、部長、人事担当課長と退職者の能力等も含めて選考させていただいておりますし、また本人の意向の聞き取り等も含めて聞き取り調査をする中での選考ということでございます。

次に、06年度予算案と今後の地方交付税の動向についてお尋ねがございました。予算編成は、市政執行方針での5本の柱のほか、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的で事務事業の一元化の促進につながる事業も盛り込みました。特に給食センター整備事業を含め、合併特例債を要望している5本の事業は、このような観点からの検討も加え、さらに肺炎球菌予防接種事業は高齢化が急速に進み、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を基本に本予算に計上いたしました。特例法による財政支援については、合併に伴い臨時的に増加する経費に対応するため地方交付税が措置されますが、本予算は市長及び農業委員選挙執行経費、軽自動車税の一元化、電算化関連維持管理経費ほかさまざまな事務事業の財源対策も含めて普通交付税で5,000万円、特別交付税で2億円を計上いたしました。合併していなければ財源不足が拡大し、基金により依存し、より厳しい財政運営になったのではないかと考えております。国は、平成19年度から新型交付税の制度導入を予定しておりますが、平成13年度以降の骨太方針の経過を見れば削減の方針が明らかで、地方分権に寄与する内容になるよう地方六団体と連携を強

化し、市独自の財源確保の対策も各種計画と調整をして講じてまいりたいと考えております。歳入の確保が不透明な財政状況の中で、数年前から積み上げ型予算編成は不可能になっており、これまでも時の経過に伴う事務事業の見直しを進めてまいりましたが、事業評価システムをより活用した予算編成を考えております。

特例債の旧名寄市、旧風連町の予算規模を前提にした案分の考え方についてのお尋ねがございました。平成18年度予算における合併特例債を要望している事業は5事業で、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進のほか、国、道との協議が進み、実施時期に緊急性の高いものなど検討も加えて予算計上いたしました。合併特例債の旧市町の予算規模による案分については、合併協議会の議論の中で一方の自治体に偏った特例債の活用を懸念される意見もありましたので、予算規模で仮に案分した場合の数値を示させていただきます。実際の活用については、新市建設計画に搭載された事業の中から適債事業に充当されることから、旧市町ごとに枠を定めることはありません。合併特例債を活用する場合、起債の適債事業であれば柔軟に対応可能と従来言われておりましたが、5月のヒアリングでは1件ごとに合併に必要な事業の審査が厳しく行われております。言いかえると、合併対象事業の目的が合併に寄与するものであればさまざまな事業に充当することも可能と、このように考えており、財源確保に知恵と工夫を凝らして、今後は新市総合計画の策定協議等を踏まえて、予算に反映してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例、地域自治区の考え方等についてお答えをさせていただきます。行政が主体となってサービスを提供する時代は終わりつつあります。その一方で地域が主役になって、この地域のことはこの地域で決定する機運も活発化しつつあります。新名寄市を築いていくため、住民自治に関する基本原則を大切にし、行政への市民参

加を保障し、主役が市民であることや行政への参加の仕組みを規定し、市民全体によるまちづくり推進をすることを目的に自治基本条例（仮称）の制定に向けて、市民とともに議論する場を設けてまいります。

また、新名寄市においては、地域主権の自治推進を図るため、旧風連地区では特例区、旧名寄区域では小学校単位を基本とした地域自治区の導入に向けて検討してまいります。旧名寄区域の地域自治区では、地域でできることは地域にの視点に立ち、地域と行政との新しい役割分担を求めてまいりたいと考えております。今後は、住民の身近なところは住民みずから活動できる体制づくりや具体的な課題を整理するため、単位町内会や町内会連合会と意見を交換してまいりたい、このように思います。

次に、今後の福祉行政についてお答えを申し上げます。旧名寄市の財政状況につきましては、逐次財政計画を修正する中で議員各位には機会をとらえ、説明に努めてきたところであります。厳しい財政状況の中で各事業に対する予算配分を一律削減するのではなく、一つ一つの事業について事務事業評価などを考慮し、検証した上で盛りつけを余儀なくされたところであります。この中で敬老会補助金やインフルエンザワクチンの予防接種補助、高齢者交通費助成事業など、主として名寄市の単独事業につきましてはその額や対象者の見直しを図ってまいりました。事業の継続性ももちろん重要であります。限られた財源の中でどこにポイントを当てて施策を行っていくのかということも重要なことと考えております。この間の事業の見直しにつきましては、広報や合併住民説明会用資料、またこのたびの選挙における私の主張の中にも市民に訴えてまいりました。一定の説明責任は果たしているものと考えております。

新市のスタートに当たり、事務事業調整で話し合われたものを土台として事務事業を行ってまいることになりますが、障害者自立支援法の施行な

ど福祉行政を取り巻く環境が大きく変化をしておりますので、本年策定することになります障害福祉計画など各種の保健福祉計画に基づき、国の制度改正にも注目しながら、地方分権時代を担う名寄市としての福祉行政を推進してまいります。

次に、中心市街地活性化、駅前再開発事業についてのお尋ねにお答えを申し上げます。名寄市の中心市街地活性化基本計画、TMO構想は平成12年に決定し、これまで関係者の努力と協力を得て推進してまいりました。具体的には5年以内の短期に着手する8事業、中長期に対応する6事業に分けて実施してきておりますが、そのような中事業内容の見直しに迫られており、昨年からの見直し作業に取りかかる手はずをとっているところでございます。しかし、昨年からの見直し作業の中で、今回今国会の審議の中でまちづくり3法の改正がございます。新規事業の着手には新たな協議会を立ち上げて議論を行うこととなり、当初の基本計画と同様な手順により再構築していかなければならないところからです。このことから、現状の計画部分について本構想に沿った事業展開を行い、新規については他の推進メニューにより事業実施していくこととし、関係団体、機関と協議検討を進めているところでございます。また、名寄駅前の再開発事業の対置につきましては、それぞれの商店街規模、構成に大きく違いがあることから、その比較は難しいところでございます。しかしながら、名寄の駅前を中心とした活性化事業につきましては、旧名寄市の第4次総合計画後期計画にあります複合交流施設整備、北洋銀行旧名寄支店跡地活用事業など再点検を図り、商店街、関係団体と一体的に進めていくことがにぎわいのある商店街に結びつくものと考えております。

風連地区で計画をされている再開発事業、道の駅整備事業、風連中学校改築事業等の関連では、旧風連町の財政状況については合併協議が進む中で旧風連町での論議を重ねてきた経過があります。

風連町単独の場合の財政推計や風連町自立の場合の行財政運営、さらには大規模事業を視野に入れた風連町の財政状況推計などを検討しており、検討結果として人口減や地方財政の取り巻く状況を考慮するとき厳しい財政運営を認識し、さらなる行政経費の削減や受益者負担の見直し、または基金の充当をもって対応していくことの方角を町民ともども認識をいただいているところでございます。

事業完了後の地域交流センター、広場、公共駐車場等の公共公益施設の管理運営は、指定管理者に業務委託をする考えでおります。運営の見通しについて収支計画では収入を市からの管理運営委託料、会議室等使用料、商業テナント区画貸し出し等を見込み、支出は施設の一般管理費、維持費、借り入れ返済金等の見込みで一定程度の収支が見込めると推計をしております。

合併協議や選挙では完成年度の取り決めはありません。この事業は、国の都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金を適用するものであります。交付要綱で市が作成する都市再生整備計画に基づき、国が交付する交付金を交付する期間はおおむね3ないし5年とされていることから、2006年度事業を開始し、最長5年後の2010年完成としたものであります。

次に、国の医療制度改革と市立病院等の課題についてお答えを申し上げます。市立病院の課題についてでございますが、従来の専門医療に偏った医師の育成方法を改め、新人の医師に幅広い診療知識の習得を促す目的で臨床研修制度が発足して既に2年が経過いたしました。しかしながら、この制度により道内3大学では医局に医師がいないことを理由に自治体病院から派遣医師の打ち切りや引き揚げが行われており、その数はこの2年間で道内106の自治体病院のうち26病院にも及んでおります。当院においても16年度に循環器内科、17年度に精神科で医師の派遣打ち切りが行われ、地域医療及び病院運営に大きな打撃を受

けたところであります。今後地方センター病院として、安心、信頼の病院として地域医療を担っていくためには医師の確保が最重要課題となっております。医師の都市部への偏在と医局離れを食いとめるためには、国の抜本的な対策を期待するところですが、同時に当院で研修に励んでいる研修医が研修終了後も引き続いて勤務していただけるよう、市独自の医師確保対策を検討してまいりたいと思っています。

平成14年度から病院の単年度赤字決算が続いており、前年度も約4億円の赤字が見込まれております。今後不良債務を発生させないためには、抜本的な対策を講じることが必要でございます。費用では材料費、経費の縮小を図り、入院収益では在院日数を減らして単価アップを図る、また外来においても収益増を図り、健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、政府の医療制度改革の関連でのお尋ねがございました。改革でうたわれている項目の主たるものは、現役並みの所得者にかかわる高齢者の患者負担の見直し、食費、住居費負担の見直し、高額医療費の自己負担限度額の引き上げ等でありますが、当院を含めた公立病院等への影響では本年10月実施の高齢者の3割負担について未納者や受診控えなどの増加が予想されます。また、本年4月の診療報酬改定による影響は、現在正確な数値を検証中ではありますが、薬価と検査料の引き下げによる収入減の影響があります。また、入院基本料の引き下げによる影響も少なくないと見ております。当院4月から5月にかけての病床稼働率等が良好な数値で推移していることと各診療部署ごとの現場の努力等により、現在のところマイナス要素を最小限に食いとめている形となっております。今後とも安心、信頼、良質な医療の提供に努め、患者の確保を図ってまいり所存であります。

次に、市立総合病院の中長期の計画策定に向けた取り組みについてお尋ねをいただきました。現

在平成13年度から平成19年度までの7カ年を計画期間とした病院事業長期計画に基づいて運営を行っていますが、これからの日本の医療政策を推測すると、医療費抑制がより強く打ち出されることは避けられないと見ております。すなわち、病床数の削減、在院日数の短縮、包括医療の導入促進、地方における医師不足と過疎化及び高齢化、さらには診療報酬のマイナス改定など、自治体病院を運営していくのは大変厳しい環境になっております。しかしながら、当院が公共性と企業としての経済性を保ちながら、住民の福祉と健康の増進を図っていくためには、当院の基本理念のもとにビジョンを描いて、現状把握と予測を行い、長期計画を立てて、常に体質改善を図っていくことが基本でありますので、不透明、不確定な部分も多くありますが、今後は予測可能な部分をもとに中長期計画の策定を進めてまいります。

次に、今後の普通建設事業の財政計画についてのお尋ねがございました。建設関連の倒産件数は、ここ5年間で12件、吸収統合は1件で、解雇等に伴う雇用にも影響が出ており、建設労働者数は事業所統計等の公表値から推計すると、倒産以外に事業縮小などの要因も複合的に絡んで2ないし3割程度減少しているものと考えております。また、その一方、岩盤浴場の経営、FM放送事業の開始など異分野へ進出する企業もあり、新規雇用の創出に結びついております。平成18年度本予算における普通建設事業費は、新市建設計画書の財政計画の22億円を若干上回る22億8,500万円となりました。これは、大学の校舎整備事業が前年度にほぼ終了したこと、新市の総合計画策定を今年度に予定していること、さらに道の駅整備事業の事業内容の充実のため事業期間を1年延長し、19年度に2億1,300万円ほど送り込んだこと等によるものであります。今後の普通建設事業費及び特例債活用予定事業は、新市の総合計画策定の中で検討させていただきこととし、今年度の普通建設事業費につきましては給食センター

及び風連児童会館の整備事業は9月に内部改修等の追加補正を予定しており、普通交付税の本算定の結果を見て、1億円を超える補正予算を検討してまいりたいと考えております。

指名ランクづけについては、土木部門と建築部門で経営事項評定点と過去3カ年の平均技術評価点の合計により3ランクに区分し、格付を行っており、指名委員会の委員構成も建設水道部のみに偏ることなく、経済部、総務部からも選任をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、季節労働者の冬期援護制度と雇用対策についてお答えを申し上げます。季節労働者冬期援護制度は、平成18年度で終了となります。これに対して北海道は、ことし2月、北海道季節労働者雇用対策協議会で本道における今後の季節労働者対策のあり方について第1次報告として取りまとめを行ったところであります。報告の概要は、現下の季節労働者の現状とこれまでの施策を検証し、引き続き国、道、市町村、民間の連携の重要性と今後充実強化が望まれる対策として、工事の平準化や円滑な労働移動等の推進、建設事業主等の取り組みの促進などとなっております。既に北海道季節労働者雇用対策協議会では、本年3月にこれらの事項に基づく制度の充実を国に要請を行っており、北海道市長会並びに関係団体も相次いで要望活動を展開しております。当市におきましてもこれらの動きと連動した運動を通して、地域の季節労働者の雇用の安定を図っていく必要があると考えており、今後名寄市雇用問題対策協議会の中で役割や組織の充実、活動などについて議論してまいりたいと考えております。

また、雇用については、時の景気に大きく左右されると言われておりますが、長引く景気の低迷は雇用に深刻な影響を与えています。しかし、地域経済をしっかり支えております経営者、事業主の皆さんが日ごろの経営にかけるたゆまない努力に目を向けるとき、あらゆる機関に諮り、わずかな情報も聞き漏らさない献身的な活動と血のにじ

む努力や身を挺した企業存続等生き残りをかけた活動、さらには経営改革に商工会議所、商工会と一体となって取り組まれていることに対して改めて敬意を表する次第であります。何としまこれら一連の努力に行政としてもしっかりとした支えをしていかなければならないと思っております。

次に、基幹産業農業の振興についてお答え申し上げます。我が国の食料自給率は、昭和40年度の73%をピークに平成10年度には40%まで低下し、その後は横ばいで推移をしております。昨年3月に決定された新たな食料・農業・農村基本計画において将来的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指し、実現の可能性を考慮して、平成22年度に45%とする目標が設定されているところでございます。自給率の向上については、消費、生産の両面にわたる取り組みが重要であります。消費面では食生活指針の理解と実践の促進等により、脂質摂取過多の改善等、適正な栄養バランスの実現、食べ残しの抑制など食生活を見詰め直し、地域に合った地産地消や食育の推進に向けた運動が必要と考えております。また、生産面では生産者と食品加工業者が一体となって消費者の求める安全、安心で高品質の農畜産物を低コストで安定的に供給していくことや優良農地の保全、担い手の確保、技術の開発、普及等の推進が必要と考えております。農業は、国民の食料を生み出す大事な産業であり、基幹産業農業のまちとして日本の農業を守り、発展させるためにも食料自給率の目標を50%以上にすべきと考えております。新市の農畜産物の生産性向上につきましては、恵まれた大地に水稲、畑作、野菜、畜産が経営されており、消費者ニーズや需要動向に即した農畜産物の安定生産を基本に、安全、安心及び高品質生産を基本に生産振興を図ってまいります。

経営所得安定対策大綱に基づく品目横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換として水田農業と北海道の大規模畑作を対象に平成19年度から導

入されます。これまでの全農家から担い手中心の生産体制につくりかえる農業構造改革とWTO貿易ルールに対応するものであります。交付対象農家を担い手に限定し、全生産者を対象としてきた従来の助成の仕方を変える農政転換と言われております。現在農協と連携し、対象農家の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。行政としては、制度の周知徹底、認定農業者への誘導を図っているところであります。

新制度の対象外になる農業者につきましても、集落営農組織の立ち上げの方法がありますが、これまでの集落説明会や農協との協議の中ではハードルが高く、難しいとされております。農地流動化による規模拡大、農業受委託による面積拡大、農業所得による特認要件の活用等を農業関係機関、団体と検討し、認定農家として極力対象になるよう指導してまいりたいと思っております。

また、これらの交付金の推移についてはまだ正確な情報には接しておりません。その中で、やはり全体的には減となるのではないかと、このように推測をしているところであります。

次に、定住対策等についてのお尋ねがございました。団塊の世代の大量退職は、2007年問題とも言われ、東京圏では120万から150万の退職が見込まれています。高齢化や人口減に悩む地方自治体では、この団塊の世代をターゲットにあの手この手の移住促進事業に取り組んでいるのが現状です。北海道移住促進協議会の北の大地移住促進ホームページで道内各市町村の移住定住情報を紹介していますが、名寄市も移住定住情報を作成し、リンクをさせていただき、新規就農を含め情報の発信をふやしているところであります。また、名寄にゆかりのある方々に各都市の名寄会やfメールでの名寄のよさもアピールしているところでございます。また、定住対策として大学の4年制化も実現をしたわけではありますが、これらを含めて対策をしっかりと総合計画の中でも議論をしていきたいと考えているところであります。

次に、住民基本台帳の個人情報について申し上げます。現行の住民基本台帳法第11条では、何人でも市町村長に対し当該市町村が備える住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別、住所の閲覧の請求をすることができることは御案内のとおりでございます。平成15年に公布された個人情報保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、基本的な個人情報の取り扱い、制限等について定められ、これらの趣旨は当然住民基本台帳法の解釈にも生かされるべきと認識しております。しかし、多くの市町村は現行の法律での対応に苦慮し、法改正の必要性を全国連合戸籍事務協議会を通して国に要請し、今日に至っております。住民基本台帳の閲覧制度を制限するなどの住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されるまでの間、引き続き閲覧請求事由の厳格な審査や請求者本人確認の徹底を図りながら対応してまいります。

対応している件数等について若干申し上げますと、平成16年度は11件の2,064件、17年度は13件の2,673件でございます。閲覧の傾向としては例年と変わらないマーケティングの調査を目的とした申請が多いと、このように受けとめております。

法改正による条例整備への対応について、第164回通常国会の平成18年3月7日に住民基本台帳法の一部を改正する法律案が上程され、現在も審議中でございます。その改正案は、何人でも閲覧を請求できるという現行制度を廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築しようとするものであります。改正法律案の概要については、公益性が高いと認められる以外は禁止ということでございます。法改正を待って、現行の住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱の見直しを進めながら、適時的確に判断してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私から大項目の5、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、（1）、教育基本法を生かす教育行政の現状についてであります。御案内のとおり文部科学省は平成13年11月26日に新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について中央教育審議会に諮問し、平成15年3月20日にその答申がなされました。その中で見直しを図る必要があるとしたものは、一つには国民から信頼される学校教育の確立であり、特に個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化、男女共同参画など、社会の変化への対応についての観点の重視であります。また、二つには、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携協力、そして三つ目には公共心、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成、そして四つには生涯学習社会の実現などについてであります。これらを踏まえて、文部科学省は改正案を策定し、今国会に提出いたしました。現在衆議院特別委員会で審議がなされていることは御案内のとおりであります。教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念は尊重することが確認されているところであります。

名寄市教育委員会といたしましては、教育の中立、個人の尊厳、人格の完成などの理念は憲法の精神ののっとりした普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていく必要があると考えていることから、今後の議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、（2）、学力二極化進行の現状はについてお答え申し上げます。ただいまの熊谷議員のお話のとおり、佐和隆光立命館大学教授を委員長として有識者でつくる日本の教育を考える10人委員会が行った義務教育アンケートによりますと、インターネットによる回答者1万184人の63%が学力の二極化が進んでいるとし、そのうち6

6%の人が原因を塾や予備校などの費用が出せるかどうかの家庭の所得格差が影響するとしております。しかしながら、学力の二極化には学校外教育費における所得格差が指摘されているとの指摘に立っての設問でございまして、やや狭い意味での意識調査と思われることから、結果をそのまま全面的に受け入れるにはやや疑問は残るかなと、このように考えているところであります。

また、ここで取り上げている学力という言葉のとらえ方は、例えば進学等の入試にかかわるような知的学力のみを想定していると考えられます。現在学校教育が求めている確かな学力とは、知識、技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決していく、そのような資質や能力を指しているわけでありまして、現行の学習指導要領ではこれらの総合的な力、いわば人間力の育成を目指しているところであります。名寄市教育委員会といたしましては、この確かな学力の育成に向けまして、総合的な学習の時間や選択学習の充実を図るなど、子供たちがみずから考え、みずから解決する力を身につけていけるよう努めているところであります。

また、午前中の小野寺議員の答弁でも触れましたが、基礎学力の定着に向け、平成16年度からは基本的な生活習慣の定着、読書活動の充実、家庭学習の習慣化について各学校での継続的な取り組みを求めるとともに、発展的な学習についても児童生徒の実態に応じて積極的に取り扱うよう各学校に指導してまいりました。また、個に応じた指導の充実、特色ある教育活動の展開などを通して学校力の向上にも努めているところでございます。今後とも学校、家庭、地域の連携を深めて、知、徳、体のバランスのとれた教育を展開することで豊かな人間性をはぐくみ、子供たちの全人格的な形成が図られるよう各施策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、（3）、教育予算確保の状況と教職員の

勤務実態についてお答え申し上げます。教育予算の確保にかかわる学校要望事項等につきましては、年間を通しての学校施設調査などを加えて、予算編成時には各小中学校に対するヒアリングを実施し、何よりも教育水準の維持向上と児童生徒の安全確保にかかわるものを第一に、その必要性、重要性、優先度や学校間の公平性などについて十分検討して予算編成に当たっております。また、総合計画掲載事業などにつきましては、ローリング等を通じて市長部局との協議を重ねております。数年来全市的に経常経費の縮減が求められる中にありましても、学校予算につきましては一定の水準を確保してきたものと考えております。査定結果につきましては、限られた厳しい財政状況のもと各学校における一定の理解は得ているものと考えているところであります。今後とも教育予算の確保に最大限努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、教職員の時間外労働の実態について申し上げます。教職員の時間外勤務につきましては、国立及び公立の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する特別措置法の規定に基づき、その職務と勤務の特殊性により教育調整額を支給する制度を設け、御案内のとおり実習指導、修学旅行的行事、教職員会議、非常災害のいわゆる限定4項目以外は超過勤務制度を適用しないこととなっております。時間外業務の実態につきましては、北海道教育委員会が平成16年度に発表した調査では、小学校では1カ月平均11.4時間、中学校では33.8時間となっており、その内容は学習指導に関する業務に加え、部活動指導、生徒会指導、校内外で行われる研修会、研究会や家庭訪問など、非常に多岐の分野にわたっております。こうした実態を踏まえ、北海道教育委員会では平成17年3月に長時間の時間外業務等が職員の健康や福祉に与える影響等を考慮するとともに、職務と家庭生活の調和を図り、豊かでゆとりのある生活を実現していくために時間外業務等に関する留意事項と縮

減を図りながら、教職員の心身の健康維持を図ることを目的に時間外勤務、業務の縮減に向けての指針を定めました。名寄市教育委員会といたしましてもこの指針に基づき実効ある具体的な取り組みを行い、時間外業務等の一層の縮減に努めるよう学校長に対し指導をしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、(4)、教育相談センターの位置づけと課題はについてであります。御案内のとおり名寄市におきましては従来児童生徒にかかわるさまざまな相談事について、教育全般、就学などは学務課、いじめ、不登校などは青少年センター、また療育や虐待などについては保健福祉部でそれぞれ相談窓口を設けて対応してまいりました。しかし、相談に訪れる市民がどこに相談に行けばいいのかと戸惑う場合も多いわけございまして、また社会環境の変化も受け、相談内容も多様化、複雑化してきており、より幅広い専門的な知識を有する相談対応が求められるようになったことから、合併を機に教育委員会内で学校教育課と青少年センターでの教育相談窓口を一元化し、主として児童生徒の非社会的な要因にかかわる幅広い相談窓口として対応するために教育相談センターを設置いたしました。従来は青少年センター業務の中に位置づけられておりましたハートダイヤル、適応指導教室、父母懇談会等の教育相談、支援に関する業務につきまして教育相談センターの業務として位置づけていくものであります。これによりまして市民の教育に関する相談に対し、組織的、継続的に迅速に対応が可能となり、学校のみならず関係機関、地域社会全体でのバックアップ体制が強化され、総合的な相談機能の充実が図られるものと期待しているところであります。今回一元化を図ることのできなかつた福祉事務所、社会福祉課相談窓口との一元化につきましても実現の方向を探ってまいりたいと、このように考えております。

この相談センターは、まだ開設の緒についたば

かりでありまして、このセンターをその目的に沿ってより効果的に遂行していくためには多くの課題がございます。今後とも他機関等の支援を得ながら、センターの充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、(5)、特別支援教育の充実についてお答えを申し上げます。平成17年度に実施いたしました旧名寄市における特別支援教育体制推進事業につきましては、一つには市内全校における校内委員会の設置、二つにはコーディネーターの指名、三つには専門家チームの設置、さらに3月には医師や関係行政機関、対象児童生徒の保護者などから成る特別支援連携協議会を設置して、地域全体で支える体制構築に努めてまいりました。事業の成果につきましては、全校に校内委員会を設置し、コーディネーターを指名できたこと、コーディネーター連絡会議や研修会を開催できたこと、専門家チームや特別支援連携協議会を設置できたことなど一定の推進体制が整備されたこと、そしてもう一つは小中高はもとより幼稚園、保育所を加えた校種間の接続や関係機関相互の連携を通して、地域の支援ネットワークづくりに向けた足がかりができたことなどが挙げられるところであります。これらの成果を踏まえまして、今年度は新しい名寄市として継続的な取り組みを進めております。

今後の課題といたしましては、一つには本市において専門的知識を有する人材に限られているために、専門家チームや連携協議会メンバーの人材確保がなかなか難しいこと、加えて学校現場におきましても特別支援教育を支援する人材がまだ不足していることなどが挙げられます。今後とも各種研修会などに参加するとともに、その成果を校内研修会等を通じて全教職員が共有し、市内全学校、関係機関が一体となった取り組みを進めていかなければならないと考えております。さらに、人事異動に際しましては、養護の免許を有する教員、または特殊教育諸学校の専門的知識、経験を

有する教員の確保にも引き続き努力してまいりたいと、このように考えております。さらに、上川教育局には4月から特別支援教育担当の指導主事が配置されました。そのことから、適切な指導援助を仰ぎながら、昨年度の事業成果と課題を踏まえ、引き続き特別支援教育の充実に努めるなど、平成19年度からの本格実施に向け、スムーズな移行に努めてまいりたいと考えております。

次に、(6)、高校の学校規模の適正化素案と新名寄市の対応はについてお答えを申し上げます。道教委では、平成20年度以降の高校教育を進めるために、新たな高校教育に関する指針の素案を示しました。この素案によりますと、中学校卒業生数の急激な減少に伴い、高校の小規模校化が進展する中、活力ある教育活動を展開する観点から1学年4から8学級を適正規模とし、1学年3学級以下の高校は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図ると、このようにされております。旧名寄市では、御案内のとおりこのような諸問題に対応するため、平成15年に名寄市高等学校将来像検討協議会、翌16年には名寄市高校教育検討委員会を設置し、市内高校のあり方について検討し、その答申をもとに道教委に対し職業高校のキャンパス化などについて情報を発信してまいりました。今回示された素案には、ただいまの熊谷議員のお話にございましたが、職業学科は学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討するとありますので、名寄市からの提案は大きく反映されたものと、このように受けとめております。キャンパス型高校につきましては、高校教育検討委員会の答申を受けた後、名寄光凌高校、名寄農業高校の教職員、同窓会、PTAなどの学校関係者には説明し、理解を求めています。生徒や保護者に対する直接の説明会等は開催しておりません。今回の道教委の素案によりますと、配置計画は平成20年度以降を対象としていることから、計画が示された段階で生徒や保護者にも具体的な

学習内容等について説明できるよう準備してまいりたいと、このように考えております。

また、道立で存続できなくなった場合の風連高校の市立化の可能性についてでございますが、私といたしましては中学校卒業生数の激減が続くこと、大きな財政負担が伴うことなどから、市民の合意形成は難しいのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 項目がたくさんありましたので、前の方だんだん薄れてきておりますので、先に教育行政について。

率直に、今教育長の答弁を聞かせていただいて、非常に姿勢として弱いなという感じを印象として持っておりまして、教育予算確保の現状と教職員の勤務実態、ここで言えば確かに私も調整額本俸4%について法に基づきながら、時間外超過勤務のお金はこれに尽きるのですが、この現状についてはもう数十年たっておられる状況の中で、かつての時代と今の時代が本当に違う状況の中における認識としては非常に薄いなど。道が通達を出されておりまして、しっかり家庭や仕事と両立しながら、できるだけ時間外労働を抑制をしなさいということが出ているのですけれども、名寄市の教育委員会の対応として形式的に学校現場に、校長、教頭に指示を出す、指導を出すということだけでいいのかどうか。やっぱり学校現場の中では子供たちと接する時間が非常に少なくなってきているという、やりたいことはたくさんあるけれども、どうしてもいろいろ間接的な仕事に追われているという状況なども聞きますし、十分現場に入って、そのことについての改善策をみずから入って、もちろん校長、教頭を無視するわけにはいきませんから、一体となってやっぱり現場の声をしっかり聞くことが改善につながっていくのではないかというふうに思っておりまして、対応が非常にこの点でも形式的だなという感じがしまし

た。

あるいは、特別支援教育の関係についてもそれぞれ指導主事の配置なども含めて上川教育局の中であつたりして、名寄は先行的なことではいろいろ準備をされていますが、なかなか先ほどの関係もありますけれども、通常業務の中、仕事の中でも現場レベルで大変な状況があるのに、なおかつ支援教育への時間をとらなければならない、あるいは気持ちをそがなければならぬというやっぱり不安や悩みもあることも現実なわけです。ですから、こちら辺についての教育長としての積極姿勢がやっぱり欠けているなという感じがいたしまして、もちろん年がら年じゅう教育長が現場に行く必要はないでしょうけれども、十分その辺の悩み、課題、現実をとらまえる努力に少し欠けているような気がいたしまして、改めて積極的な対応についての答弁を求めておきたいというように思います。

教育相談センターの関係の設置根拠の規定については答弁漏れになっておりますので、指摘しておきたいと思いますが、風連の市立高校の問題については率直に否定をされておりまして、私も大変難しい問題ではあるのかなと。ただ、財政的には先般財政課長にも聞きましたが、改めてハード的な施設の準備が必要なければ、財政的な関係については名寄恵陵高校の経験なども含めてそう変わらないのかなという感じがしていますが、あくまでも基点、考える判断というのは風連地区、あるいはこの地域、北学区全体の生徒さん、あるいは保護者のニーズに十分配慮をしながら、最終的な対応も求めておかなければならぬと思いますが、若干市長と教育長の認識も、時間がたっていますから変わったのかもしれませんが、整合性がないなという感じをしております。

頭の方に戻りますけれども、市長の政治姿勢の関係について、特に市政推進の基本スタンスについては素直に受けとめて、その中立性、公平性等、特に私は率直に職員全体の中にもトータル的にや

っぱり説明責任がまだまだ欠けている部分の職員がいるなという感じがしておりまして、ぜひそういう基本スタンス、市民との対応など、あるいは市民の目線という位置で十分公平性、公正性、透明性、説明責任などについての姿勢を受けとめますけれども、しっかり現実の形として実行していただきたいなというふうに考えております。

ただ、これは失礼な言い方になるかもしれませんが、市民の声として、選挙のときにも現在も含めて、これは個性いろいろございますから、島市長の首長としてのリーダーシップのとり方、意思の伝達なども含めてやっぱり若干伝わってこないものがあるなという指摘は今現在ございまして、特に気になる点は市政運営や施策決定のこれからの過程において、市内の有力者等の影響を受けやすいのではないかという心配も一部ございまして、そのことについて改めてお聞きをしておきたいと、このように考えております。

新市建設計画、総合計画の関係で、前段お二人の議員からも指摘があった部分で、やっぱりどうしても12月議会に提案をするというのは非常に期間的には正味短過ぎると思っております。長くやればいいというものでもないのかもしれませんが、できるだけ早く新たな総合計画を立ち上げてスタートをしたいという意思については伝わってきますけれども、合併過程の中で行いました協議で決定をしました建設計画についての中身も風連地区では住民投票をやり、本当に悩み多き中でそれぞれ多くの方が決断をされてきた努力の足跡は見えるわけなのですが、アンケートも名寄でもやっていますが、風連が22%、名寄が16%ぐらいで、平均17%、人数にして2,315世帯、これは決して多い数字ではなくて、私なんかも含めて地域で住んでいて感じるのは、風連の元町民の皆さんからすると名寄市民の方がのほほんとしてるなという感じが率直に、この数からだけではありませんけれども、懇談会の参加状況なんかを見ても、名寄市は名寄市で変わらないという感じ

の印象を非常に、無礼な感じにはなるのかもしれませんが、印象としてはずっと持っておりまして、建設計画を決めましたけれども、本当に全市民的なものになっているのかということで行くと、一定の資料やデータもそれぞれ各家庭に行き渡っていますけれども、実際にはやっぱりしっかり浸透していないというのが現状なのかなという感じがしまして、建設計画をベースにするのですが、その建設計画についても改めて読み返すような状況が市民的な運動の中にやっぱりあっていいのかなという感じがしまして、市民参画という言葉は躍るけれども、非常にこの期間の中では厳しいものがあるような気がいたします。策定委員にどのような方がなるかわかりませんが、3次、4次のもとの名寄市の経験でいくとかなり固定をされた意識の高い人たちが指名をされながら、努力をいただいている足跡はありますけれども、新市として改めて100名の策定委員についてはかなり衣がえをしながら、多くの市民を巻き込む努力がお願いする段階ではあっていいのかなという感じがしております。そうすると、本当に時間が足りないなという感じがしておりまして、多少おくれたからといって19年の予算提案ができないということでもありませんし、19年も20年も数字はつながっているわけでありまして、いつから正式にスタートをするかという理屈の話だけでありますので、あらかじめ出口を、目標を持って12月でやることについてはいいですが、非常に物理的に不可能な場合、消化不良の場合については改めてその時点では立ちどまっていただくことも市長の考え方を聞いておきたいと思っております。

行革絡みの関係で二、三お尋ねをしているのですが、市長や特別職の権限、責任というのは非常に大きなものがございまして、その雰囲気を見ながら、部課長以上行政執行されるのでしょうか、現状旧名寄の状況を私の認識ではいわゆる経営会議、庁議、この中で情報の共有は十分されているのでしょうかけれども、お互いに部課を超えて、し

っかりそのことについて意見交換をするという現実があるのかどうかです。ないとすれば本当に人の部のこと、課のことでもやっぱり言い合えるような、名寄市全市民的に見てこれが本当に機能しているのかどうか、活性化をさせる工夫が私は必要のような気がいたしまして、改めてトップリーダーとしてのリーダーシップを求めたいと思っております。特に考え方あればお聞かせをいただきますが、OBの活用の問題、今言葉悪く言えば天下りという言葉、しかし有効な人材を活用することについての抵抗感は私は率直に言ってございませんけれども、それにしても民間も含めていろいろな人材がいるような気がいたしまして、あらかじめ公募もない、あるいは何らかのアクションもない中で、だれかさんはあっち行った、こっち行ったという状況というのはいかがなものかなというふうに思っています、それぞれ今配置をされている人たちについては、少なくとも個人の希望というよりも市が直接、特に特別職の皆さんがかかわっての選択があったのではないかと思います、これらのルールについて私どもどのように受けとめていったらいいのか改めてお聞かせをいただきたいと思えます。ましてや市のOBですから、政治活動にかかわって、何かしらそういう人たちにもいろいろな政治活動にかかわれみたいな、あるいは何の立場でおまえやっているのだというようなことが巷間聞かれる部分がございます、現職あるいは途中におけるその影響力のすごさを率直に実感をしておりまして、そういうOBに対する対応やかかわり方について改めてお聞きをしておきたいと思えます。

予算編成については、予算委員会がございますので、飛ばしたいと思えますが、自治基本条例の関係で、細かなことのやりとりはいたしません、市長の今の答弁ですと、これから基本条例というのは何なのかと名前も含めて市民にさらに問いかけながらというようなことでしたが、もう少しやっぱり基本的な骨格の意思についてお聞

かせをいただきたいのですが、まちづくり懇談会の段階で旧名寄では自治区の構想案なんかも資料として出されておりましたが、トータルとしてやっぱり市役所の側からすればNPOだとか、あるいは町内会だとか、委託だとか外注だとかという感じでいくと、どうしても受けとめ方としては市役所が上位で、市民が受けとめ方の感覚というのは、安上がりにいろんなことをやってもらうという手法のためにこの自治区構想だとか基本条例がそれに連動するものではないという認識は今さら言うまでもないのかもしれませんが、せめて一つ市長には、現憲法は国家が私どもを、国が私どもを縛るという性格のものでなくて、少なくとも中央政府のものをしっかり憲法のとおりやっているのかどうかという、そういう縛りかける憲法の性格なわけなのですが、少なくとも自治体の憲法というふうに言われている中ではある面市長、執行者、あるいは私ども議員、議会もそうなのでしようけれども、かなりやっぱり市民に責任を負う、責務を負うということで行くと、そういう自治基本条例みたいな、あるいは自治体運営条例というのか、まちによってはまちづくり条例というふうに言っているのか、さまざまでございますけれども、そのしんのところの押さえ方ぐらい市長からも言及をいただければなと思っております。具体的にどういうものにしていくかについては、さらに建設計画、あるいは総合計画、あるいは並行しながら、行革の論議なども含めて並行されていくのではないかと思います、一定の節目みたいのはぜひお知らせを、目標年次みたいのをお知らせをいただければ幸いです。

福祉行政について、この間私も一番不審に思ったのは、もとの原因は国の交付税の削減が最初にきていますから、何が何でも継続的にあれもこれもずっと永久にやれというふうには私は思っておりません。ただ、一番大切なところでいうと、やっぱり所得の低い層、弱い層、高齢者、少子化問題など、そういう重点的に予算配置をしていくと

いう基本的な構えについて1点ぜひ受けとめてもらわなければならないと思います。あるいは、多少余裕のある人たちにはこのぐらいは我慢してくれという説明責任をしっかりと果たしながら対応することについては、それはやぶさかではございませんけれども、そういうめり張りをつけた上で温かい福祉市政をこれからもしっかりと継続してもらわなければならないのではないかとこのように考えておきまして、そういう考え方について、特にインフルエンザの問題の引き下げの問題や排雪ダンプの問題や高齢者の交通補助の問題などいろいろ矢継ぎ早に続いたものですから、非常にそういう面では不信が高まってきたときがございました。ただ、今回提案の中に、新たな予算の中では肺炎球菌の問題などについて新たな積み上げなどもして、評価のできるものもございますけれども、福祉行政の基本的な考えについて改めてお尋ねをおきたいというふうに考えます。

中心街問題については、旧名寄の担当課長レベルのお話ですと、当然最初は風連のことですから、風連の皆さん、商工会や地域の皆さんが住んでいる方も皆さん含めて相当前から練り上げながら、煮詰まってきた計画ですから、大切にしなければならぬということは十分わかりますが、旧名寄の方からすると非常に24億円という数字だけが目にいきますので、端的に言いますと名寄の中心街やる事業費あるのかと、そういう心配をする声も聞きます、はっきり言って。そういう面でのバランス感覚として、現行の中心街、名寄の中心街を中心にする活性化施策について、当然商工会議所がもっともっと積極的に、TMOなどが積極的に具体策を出していただくことが先行的な仕事だというふうに思いますが、それぞれ悩み多い課題もあるやに聞いておきまして、ある面ではしっかりと名寄、風連の中心街活性化再開発の関係についてはバランスをしっかりとっていくということについて改めてお聞かせをいただきたいというふうに考えておきまして、そういう意味合いで質問

もしているものですから、ぜひ。そして、特に先ほど午前中の小野寺議員の中の答弁漏れがあったような気がいたします。私もお答えを聞きかけたのですが、旧名寄市の第4総の後年度、18年、19年が残ったのですけれども、それらの積み残しの大きな課題幾つかございますけれども、それらについての取り組み方についての基本的な見解だけは改めて聞いておきたいというふうに思います。

市立病院の関係については、同僚議員の佐藤議員からまた一般質問で課題として予定をしておりますから、これ以上入りませんが、非常に医療制度改革大変な物議を醸すような形が今週恐らく決まってしまうのかなというふうに考えておきまして、残念ですけれども、それに対応する市立病院の中長期の計画策定をするということを言明されておりましたから、可能な範囲の情報という前提は私も受けとめることができますから、しっかりと市民の立場で名寄市立病院の将来について不安のないように対応をお願いしておきたいと思えます。

建設事業の関係については、ことは22億円ということで、20億円前後のベースというのは旧名寄の予算の百四十数億円ぐらいの中では大體動かない数字、大学がここ二、三年ございましたけれども、風連も積み上げた中では少な目なのかなということが印象として持っていて、国や道の仕事の関係もございしますが、市の独自事業についても関心が高いわけございまして、財政シミュレーションの動態がこれから変わらないという、今のところ変わらないという推定の場合に、180億円あるいは170億円ぐらいまでずっといきますけれども、一定のシェアを普通建設事業として、名寄市でやる公共工事でむだなものは、私も本当に切実なものばかりだというふうに考えていますが、そういう意味合いでいくとライフラインの整備なども含めてまだまだ要望が強いのかなと考えておきまして、一定のシェアを、予算全体

の中でのシェアをどう確保するのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

もうあと18分しかないので、一応ここで2回目は終わります、2回目は。

○議長（田中之繁議員） あらかじめここで会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 最初に、教育に関する再質問がございましたので、私の方からお答えを申し上げます。

まず最初に、教育相談センターにつきましてその根拠法はというお話でございました。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づきまして、指導上の諸問題に関する指導、助言等を行うために名寄市教育相談センターを設置するという事で、平成18年3月27日、名寄市の条例第215号として設けたものでございます。答弁漏れということでございまして、おわび申し上げたいと、このように考えております。

さて、教職員の勤務実態等について今いろいろとお話がございました。今の熊谷議員のお話のとおり、先生方今本当に大変忙しい状況にあるわけでございまして、その根っこにあるのはやはり地域や保護者のニーズの多様化でないかなと。それから、複雑化、こういうことで生徒にとりか、それから生徒にかかわるさまざまな事例に関して取り組むことに本当に時間がとられているという実態があろうかと思えます。それから、もう一つは、やはり第3次教育改革がどんどん進んでいく中で教育課題が肥大化してきているというようなことがその根底にはあるかと思うのでありますが、さりとて超過勤務の時間が幾ら多くてもいいという話ではございません。そんなことから、名寄市教育委員会としては毎年時間外勤務、業務の縮減等に向けての通知を各学校に出しているところであ

ります。通知を出せばいいというお話ではないのかもしれませんが、その中で特に校務分掌などを均等化することとか、あるいは諸会議などを効率化することなども含めておりますし、もう一つは少年団活動とか部活動とか、こういう問題もあるのでございます。御案内のとおりクラブ活動は新しい学習指導要領では教育課程から外れました。そういう中で義務化されなくなったわけですが、やっぱり教育活動の中でこの部活動などは大切なものだということから、先生方熱心に指導されていると。そういうことなどで、できるだけ複数の担当教諭を配置する中で、一定の特定の先生に過重負担にならないよう、これは常々私たちがからもお話ししているところでございます。しかし、本当に熱心に指導される先生方も何人もおりまして、この熱心な御指導には感謝申し上げるところでございます。そういう意味では疲労回復等にも十分配慮した、そういう学校運営をまた改めてしっかりと指示してまいりたいものだと、こう考えているところであります。

それから、特別支援教育につきましては、教員の負担感、それからある意味では不安感もあるのかなと、こう思ったりしているところであります。道教委としては、今年度特別支援教育導入に当たってのガイドラインを出したところであり、大分それで19年度からの様子は見えてきたのかなと、こう思いますが、やはりこの辺を各学校でしっかりとまた共通理解を図っていく必要があること、それからもう一つは緩やかな導入を目指していること、いきなり19年度どんとなると、これは先生方も大変でございます。もちろん私たちも大変でございますので、そういう意味では緩やかな導入、現在ある特殊学級などとタイアップしながら、緩やかにできる範囲から導入をしていくことも大切だと、名寄市教育委員会としてはそう考えているのであります。それから、これは名寄市教育委員会ではなかなか解決できませんが、定数の改善等についても今後も引き続き要請してまいりたい、

あるいは名寄市教育委員会としても努力していきたい。今年度1人この特別支援教育にかかわる加員配置をいただいたところでございます。そんなことで今後進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、4点目の風連高校にかかわりましての再質問でございます。市立高校についての見解で、教育長の見解はということでございますので、私の考えを述べさせていただいたわけですが、例えば近間では音威子府高校とか、それから剣淵高校などはそれぞれ町立、村立の高校として経営しております。あそこは大変特色がございまして、そしてほとんど定員満度の生徒が入ってまいります。それでもお聞きしたところによればそれぞれの町、村の持ち出しは少なくとも5,000万円からそれ以上は必要だという、そんなお話がございました。そういうことから、生徒数が激減していくこれから5年先、10年先を考えたときにどうなのか。生徒数が少なく、なおかつそういう財政が大変厳しい折ということから、私の判断を申し上げさせていただいたところでございます。もちろんこれについては今後先ほどの答弁のように地域の声、あるいは名寄市民全体の声などを聞きながら、その選択肢を検討していかなければならない問題だと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。新市建設計画から総合計画策定へ移行する中での懸念も含めてのお話がありましたけれども、私は新市建設計画、真剣に策定委員の皆さんや、あるいはワークショップも含めて、事務局も含めて取り組んでいただいたと、このように思っております。しかし、市民の参加が指摘ありましたように例えばアンケート調査でこうだったということは否定はできないわけですが、これから進めます総合計画の策定については、そう

したことも踏まえていろいろな市民参加を求める機会をつくっていきたくと、こんなふうに思っています。ただ、計画の議会に諮る構想等の時間につきましては、12月にとらわれないで、時間の目幅を持ってしっかりとというようなお話がございました。このことをしっかりと受けとめさせていただいて、18年度中という努力目標をさせていただくと、このようにお答えを申し上げさせていただきます。

それから、市のそれぞれの機関会議の中で、場合によっては経営会議等のようなことになっていないのではないかと、他の部署についてやりとりがあるのかというような指摘がありました。もう3回続いているわけですが、事務事業の点検ということでワークショップから含めて部長、課長職でこの評価の作業を進めております。この中ではまさに担当の違う皆さんがやった仕事について採点をするわけでございまして、あの事業は非常に市民から喜ばれているとか、もう役割を終えたのでないかと、こういう議論をしているわけでございまして、指摘がありましたけれども、私はこの種の会議等を通じて他の部署の仕事についてもしっかりとした内部協議が進んでいると、このように思っております。

市の職員の退職者の再任用等については、現在法的には60歳定年退職2年間希望すれば再任用という仕組みがありまして、私どもはシステムは作りましたけれども、実際にそうした受け皿がすべての希望をかなえる状況にはなっておりません。ですから、民間で活躍をしていただく等の手法でやっているわけでございまして、指摘のように厳密な選考試験等をやって配置を決めているわけではありません。あくまでも民間団体等での要望も含めて調整を図っているということでありますので、御理解をいただければと、こんなふうに思っております。長年市の職員としていろいろな経験を積んだそのことがそれぞれの仕事の場でしっかりと活躍していただいていると、このように

思っております。

それから、自治基本条例の関係では特に地方自治法の中で自治体の運営がされているわけですが、中央集権下における地方自治というのはまさに形式的なものも含めて市民の皆さんが我がまちをつくるという気迫というものはやはり若干弱かったのではないかと、こんなふうに思っております。平成12年に地方分権一括法が施行されて以来いろんな取り組みがあるわけですが、私はこうした我がまちは我々がつくっていくというまさに地方主権の立場でこの自治基本条例の制定に対する市民に対する説明等もしっかりとしていきたいと、こんなふうに思っております。

福祉行政について、行政が手を差し伸べる市民というのは、御指摘のとおりいわゆる弱者であろうと、こんなふうに思っておりますが、しかし高齢者が弱者というふうに私は思っておりません。高齢者も元気な方ももちろんいらっしゃいますし、所得の多い方もいるわけですから、そういう高齢者に冷たい市政というふうに私は相当指摘をされましたけれども、市民の皆さんはしっかりと評価をしていただいたと、こんなふうに思っております。

中心市街地の方の関係では、もう合併をしますと風連地区の中心市街地のウエートが市のどのウエートに対比するのかということ余り考えておりません。市内の中で今バランスのある、しかも緊急性の高い、今の時期にやらねばならない事業は何かと、こういう見地で議論、検討をしているわけでございまして、このことについてはもちろん合併協議会のときの議論経過もありますから、そのこともしっかりととらえながら、その次の総合計画の中ではしっかりとしたものをとっていかねばならぬなど、こんなふうに思っているところでございます。

新しい総合計画の中で全体的な建設事業等のシミュレーション、シェアを含めてしっかりとせよということでもあります。行政の運営については、

財源が調達できるから単年度でばっと盛りつけて、翌年度はもうありませんというようなことにはなりません。一面的には計画経済を行政は担っていかねばならないと、こういう宿命にもあるわけでありまして、このことについては少なくともそうしたことをバランスをしっかりと総合計画の中で示して、合併協議会の中でおおよそ普通建設事業に充当できる財源というのは20億円と、その前後を目安にして今回も説明等もさせていただいておりますし、これからも大きな状況の変化が行財政制度で出てまいりますとこの計画というのは変更を余儀なくされるわけではありますが、しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 3回目の質問を予定しておりましたけれども、予算委員会もございすから、終わりたいと思います。昨年少し時間が長くなったので、5分ほど先に終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 山 口 祐 司

署名議員 大久保 光 義

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月14日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員
24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小野寺 一 知 議員
36番 大久保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総 務 部 長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富 士 夫 君

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市立総合病院 長	佐 藤 健	一 君
市立大 学 長	中 尾 裕	二 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 岩木正文 議員

30番 福光哲夫 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

心地よいまちづくりについて外7件を、野本征清議員。

○16番（野本征清議員） おはようございました。私は、風連クラブを代表いたしまして、8件にわたりまして市長並びに教育長の見解を問うものでございます。

まず、1点目の心地よいまちづくりについてでございますけれども、快適なまちづくりについて、みんなが健康で明るい生活が楽しめるようお互いが支援、助け合うことは大切なことでございます。そこで、市長の基本理念の一つとして掲げております心地よいまちづくりの具体的な政策展開についてまず御見解をお伺いするものでございます。御承知のとおり、一例で申し上げますが、管内の美瑛町を初め赤井川村等々でフランスの例に倣った日本版とも言える日本で美しい村づくりが昨年発足をして1年が経過しているのは皆さんも御案内のとおりだと思いますけれども、そこで今月の去る9日、市長の定例記者懇談会で都市データパックの住みよさランキングで当名寄市は常に道内上位にランクされていることは、私はとてもすばらしい成果の一つだと考えるところでございます。そこで、今後市民総ぐるみでどう住環境整備等自然を生かしながらのこういったよい成果を継続的

に持ち続けるかについての市長の見解をまずお尋ねを申し上げます。

2点目についてでございますが、介護予防と高齢者福祉についてでございます。基本的に温かい福祉社会の実現は、みんなで支え合う、このことによって築かれるものと思っております。今回の介護保険制度の改正で、介護度の低い人に対し予防に重点を置いたサービス提供などが制度化されたところでございます。そこで、第3期介護保険事業計画での基本理念をどうとらえて、地域支援事業など高齢者福祉施策を図ってまいるのか見解をお尋ねをいたします。

次、3点目の行財政改革についてでありますけれども、限られた財源で多様な市民要望にこたえていくことは極めて難しい一面があると考えますが、新市における推進計画は本年度策定年次、明年より5カ年で実施に当たるとしてありますけれども、今回の策定に当たりどんな点に主眼を置いて策定に当たられるのか考え方をお尋ねを申し上げます。

改革プランの項目は多岐にわたると思いますが、事務事業の再編をどのように進め、全体的なスリム化を図ろうとされるのか、また市民から見て満足はいかないまでも市民の皆さんが納得できる行政改革でなければなりません。各事業の執行に当たりまして、直営事業の縮減、またかなり既に成果を上げております民間委託とのこの二つのバランスを今後どう取り入れ、新生名寄市が健全な自治体として生き抜いていくのか、大変な難題ではありますけれども、市長の御見解をお伺いするものでございます。

また、定数管理の適正化に関連いたしまして、今後課題として既に先鞭的に全国の他自治体にあっては導入を始めております人事評価についてでありますけれども、職員の能力と実績がセットになってこの人事評価の手だてが組まれているようでございます。職員の資質向上は当然でありますし、ここで部として課単位でのチーム力、結束力

を高めることも大変重要なことと考えるものでございます。それをもとに、それを原動力にして3万2,000市民がやはり暮らしやすい、心の通うまちづくりを強く望んでいるものと思うところでございます。

次に、財政計画の関係でございますが、執行方針でも従来の積み上げ型予算編成は不可能と市長も述べておられますけれども、これからの財政計画の樹立に当たりましては、従来型の予算重視、計画主義の考え方から決算並びに1年間の成果を重要視する考え方に立っている自治体もあるようですけれども、この辺の考え方もぜひお聞かせをいただきたいと思っております。また、新市の建設計画を着実に実行するとの決意が述べられておりますけれども、御案内のとおり今国では、地方分権21世紀ビジョン懇談会の最終答申でも見られるように、人口と面積をもとに配分する新型交付税の導入の方針が既に示されているところであります。加えて10年後をめどにした再生型破綻法制の導入、また地方債発行の完全自由化など、地方財政をめぐる諸情勢は極めて厳しい状況にあります。こういった状況を踏まえて着実な事業推進をどう図っていくのか、どう取り進められようとするのか、御見解をお伺いをしたいと思います。

もう一点、関連でございますけれども、去る2日の日に道が示されました道の市町村合併推進審議会での合併構想について、現時点で市長としてどのような感想に立っておられるかお伺いをするものでございます。

4点目、風連市街地区の再開発事業についてお尋ねをいたします。まちの顔となるべきまち並み形成と市街地の活性化を目指し、この事業は2004年の現況調査、2005年には都市計画も含め再開発事業計画など策定がなされております。本年度につきましては、権利調整などもまとめ上げて、予定では年度末には調査費を国に要求する段階に来ているようでありまして、市長がおっしゃるように平成22年度の完成に向けて鋭

意推進に当たるとのことでありましてけれども、それぞれの段階での課題を含めて、現在の進捗状況につき御見解をお伺いするものでございます。

現在事業促進期成会にあっても、この秋には再開準備会への移行も含めて鋭意努力をいただいているところでございますけれども、関係地権者の合意形成の現状、これはどのような状況にあるのか、この辺もあわせて御答弁をいただきたいと思っております。

また、この秋、9月ごろには基本構想を取りまとめることとありますけれども、この事業推進の理解を得るためにはやはり市民の皆さんに広く情報公開を積極的に進めなければならないと思っております。当然地域の皆さん、商工業者の皆さん、経済団体等々の方々の意見も踏まえて合意形成を今後どう取り計らっていくのかもあわせて御所見をお伺いするものでございます。

また、まとめとして、本事業の実現に当たっては今私が申し上げましたとおり数々の課題があると考えますが、それら解決策も含め、採択を図り、平成22年度完成に向けてどうこの遠大事業に取り組んでまいるかをお伺いをいたしたいと思います。

次、5番目の風連地区の振興についてであります。市民と行政の協働で向こう5カ年風連地区にあっては合併特例区として規約で定められておりますいろんな事業が予算化をされまして、執行されると思っておりますけれども、地区住民の意向が広く行政に反映されるためにも規約事業の枠組みにこだわらず、既に組織をされました協議会の審議なども含め、均衡のとれた振興策が図られ、それを市としてどう担保していくのか見解をお尋ねするものでございます。

次に、国際パイプライン事業についてお尋ねをいたしますが、本事業の構想につきましては既に民間サイドで30年ほど前に立ち上げられたものと聞いておりますけれども、昨年3月、札幌におきまして推進会議が開催されたようでありますし、

市内曙地区で既に環境アセスメント予備調査が実施され、ことしの5月の月上旬に経済産業省による現地視察が行われたと聞いておりますが、この現状についてお伺いをいたします。また、過日市内の各ポイントとなる場所を調査をされ、地区の方々との質疑応答もあったとの報道もございましたが、把握している範囲で結構でございますが、その内容はどんなものなのか、また現時点で市としてどのような対応をなさっていくのかお伺いをいたします。

次に、教育長に2点にわたって御質問をさせていただきますが、児童生徒の安全対策についてお伺いをいたします。児童生徒の安全対策につきましては、学校、家庭、地域が一体となり、取り組んでおりますし、教育委員会におきましても危機管理マニュアル等の見直しにつきましても執行方針の中で述べられているところでありますけれども、今後より安全な対策をどのように講じられるのか、教育長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

学校現場におきましては、既に不審者情報も含めいろんな対策が講じられ、その対応に当たっておられます。例えば風連地区の小学校におきましても、また各学校におきましても新たな事業として登下校時の安全確保のための一斉集団下校の実施等々、またPTA安全ボランティアの皆さんによる朝のあいさつ運動など、それぞれ学校現場で懸命な努力がなされていると思っておりますけれども、それらも踏まえ、今後教育委員会としてどのような対応をなさっていくのか、考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

次、最後の8点目の高校教育の指針についてでございますけれども、2008年以降の公立高等学校再配置のあり方につきましては、4月の下旬、道教委の公聴会が地元で開催をされまして、既にその基準が示され、既に報道がされているところでございます。市内4校のうち3校が再編対象になっていると聞いておりますけれども、とりわけ

風連高校にありましては地区内唯一の高等学校として長きにわたって住民を挙げてその存続に向け支援を続けてきたところでございます。今後教育委員会としてどのような対応をなされるのか、見解をお伺いをするところでございます。

ちなみに、現在風連高校にありましては、六十数名の在校生が小規模校ならではの特色づくりに向け、教職員、生徒が一丸となって取り組んでおられるのは皆さんも御案内のとおりだと思います。ことしの春の出口確保成果につきましても大変良好な実績を残しているところであります。さきの総務文教常任委員会におきましても光凌、名農の地域キャンパス化の検討案が示されたところであります。その中に風連高校もジョイント的に同じキャンパス化の枠に組み入れての議論がなされるのは当然だと思いますが、この辺の妥当性の是非について教育長の考え方を問うものでございます。

以上8点について、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。野本議員から8項目にわたる質問をいただきました。7項目め、8項目めにつきましては、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

1項目めから順次お答えを申し上げます。心地よいまちづくりについて、具体的な政策展開についてのお尋ねがございました。本市には自然環境を生かしたステージとして、ふうれん望湖台自然公園やなよろ健康の森、70万本を誇る智恵文ひまわり畑、雪質日本一の名寄ピヤシリスキー場、厳冬期の自然現象、サンピラーなどがあり、これらの情報の多くはマスメディアにより発信されておりますが、交流都市の杉並区や藤島町、東京なよろ会などふるさと会の参加者の口コミによってそのすばらしい環境を広めていただいていると思っております。一方、心地よいまちづくり、景観づくりは、市民による長い地域活動として形づく

られたものでございます。瑞生のシバザクラ、社会奉仕団体による公園の清掃や継続した植樹の寄贈、地域での取り組みでは南町ほかによる国道40号花壇づくり、小学校区では名寄東小学校のラベンダーの育成、前市立短期大学、松岡学長を初め大学関係者と地域住民の連携によります農業施設を美術館へなど、数え上げれば多くございます。若手職員によってこれらを紹介した冊子も作成されております。住民の力と職員の力で、心地よいまちづくりの輪が広がるよう後押しをしまいたいと思っております。

東洋経済新報社が毎年発行しております都市の住みよさランキング、ことしで14回目になります。毎年5月のこの時期に公表されるわけですが、これらの順位は安心度、利便度、快適度、富裕度、住環境、この五つの観点から総合評価をするものでございまして、ことしは全国780市のうち176位、全道では第4位となりました。合併に伴い、対象の都市がふえているわけですが、その中で上位にランクできたと、このように受けとめております。私たちの先輩が営々と築き上げてきた都市基盤と人材が有効にその全体機能を発揮していることがこのような評価につながっていると、このように考えております。

次に、介護予防と高齢者福祉について。第3期計画の基本理念の中には介護予防の重点化に対応して、要介護状態になるおそれの高い高齢者の方々に対し介護予防の取り組みを行うとともに、環境の整備や活動の支援を実施することなどにより高齢者が生き生きと活動できる地域づくり、まちづくりの実現を図る意味を含めております。この介護予防に関する事業、地域支援事業といいますが、事業の内容としては市内すべての65歳以上の高齢者に対する事業、一般高齢者施策というふうに呼んでおります、と要介護状態になるおそれの高い高齢者に対する事業、これを特定高齢者施策と呼んでおりますが、ございます。まず、一般高齢者施策としては、健康づくり体操教室を初め、

生活支援のためのショートステイ、ヘルパー事業などがあり、次の特定高齢者施策としてはこれまでの転倒予防教室、元気会への参加や通所が困難な方に対しては訪問保健指導や配食サービスなどの介護予防事業を実施しております。このほかに包括的支援事業として介護予防や権利擁護などの総合的管理を営む事業も実施していきます。いずれもこれらの事業の推進につきましては、平成19年度から地域包括支援センターという組織が中心となって関係機関とともに行っていきませんが、今後の高齢化社会を見据えていく面においてはスタッフの拡充が必要と考えております。今後本来の介護予防や健康づくりは、みずからの体のことでございますので、ボランティアの育成も含めて全市民的な健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域支援事業等の高齢者福祉施策についてのお尋ねがございました。合併に伴い、高齢化率が約25%とまさに4人に1人が高齢者の環境になりました。当市の高齢福祉政策は、これまでの福祉政策に加えて、新たに介護予防事業を実施しなければならなくなりました。前段御説明いたしました地域支援事業の実施につきましては、平成18年度は名寄、風連地区双方の第3期介護保険事業計画内で実行していきませんが、平成19年度からは両計画を一つの事業計画に統合して、地域包括支援センターが中心となって行っていくこととなります。同センターの構成員は、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の資格者が義務づけられており、推進する各種事業は対象者に応じてセンター職員が必要になってきます。とりわけ保健師員数につきましては絶対数が少ない中でさらに各種保健業務が重なっている状況から、今後の保健行政のあり方や役割を見直す必要があると考えております。

また、市民の方々には制度改正で現状の介護サービスが低下するのではないかと不安があらうかと思いますが、当市担当のスタッフにつきまし

ては、日ごろの介護研修やサービス調整会議等で資質の向上を図っておりますので、担当のケアマネジャーや支援センターなどと十分御相談されて、その人に適したケアプランのもとで適切なサービスを受けていただくことにより、安心して暮らせるまちづくりになるのではないかと考えております。

今回の制度改正の目的の一つには、介護保険財政の縮小から介護予防と介護サービスの適正利用が挙げられます。例えば従来の家事代行型の訪問介護については、その人の生活機能の維持向上から提供方法や提供期間の見直しを図り、軽度者への自立支援を一層進めようとするものです。つまり訪問介護における生活支援の所要時間がより効率的に短縮され、また要介護者と要支援者との区分をし、それぞれに応じた単位報酬が定められております。このことから、例えばある事業所においては報酬単位の高い利用者のみを求める傾向が予想され、単位の低い訪問介護の利用者は事業所から敬遠されるのではないかとといった不安があるのではないかと予想されます。行政としてもこのような事態にならないよう指導していきますが、幸い当市内には訪問介護や予防訪問介護サービスを提供する事業所として、公益性を重視した社会福祉法人名寄社会福祉協議会が存在していますので、このような御心配はないのではないかと考えております。また、ケアマネジャーを初め福祉担当スタッフの資質の向上につきましても改正制度の熟知も含めて機会あるごとに研さんに励んでおりますので、介護保険制度の原点である利用者本位のサービスの選択にサポートしていくよう努めてまいります。

次に、行財政改革についてのお尋ねがございました。推進計画の主眼はということでお尋ねがございました。本市を取り巻く財政環境は、地域経済の景気低迷や国の構造改革により極めて厳しい状況になってきております。このような状況のもと、市民の行政に対するニーズは多様化、高度化し、

きめ細かな行政サービスの提供が求められております。また、地方分権が一層進展し、地方自治体は新たな段階に入りました。本市は、このような社会構造の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行財政の体質を強化し、市民福祉の向上や活力ある地域社会を構築していかなければならないと考えております。そのためには行政改革の基本である経費の削減や行政運営の効率化を図り、従来型の改革推進に加えて、行政改革の数値目標を定め、徹底した進行管理に努めていかなければならないと考えております。今回策定をいたします新名寄市行政改革推進計画では、地方分権下の自主自立の行政運営、二つには健全財政の確立を重点に市民主体の簡素で効率的な行政運営を基本的な視点として取り組んでまいりたいと考えております。

民間活力の運用についてもお尋ねがございました。それぞれの事務事業を行う上で、経費の節減や市民サービスの向上が図られるものについて、民間や指定管理者へ委託を現在実施しておりますが、指定管理者への委託ではスポーツ施設や産業振興施設など23施設、管理業務の委託ではスポーツ施設や基盤施設などの清掃、警備など26業務の委託状況になっております。また、今後の民間活用についても行政の責任において行うべきものの、民間が行った方が効率的なものなど、その役割分担を明らかにして、積極的に推進してまいります。

次に、職員の定数管理、意識改革についてのお尋ねがございました。職員の定数管理につきましては、業務の内容や量を的確に把握し、適材適所への職員配置や配置転換を行い、極力増員を抑制し、職員数の適正化に努めなければならないと考えております。また、適正な定員管理を一層推進するには職種や部門にとらわれることなく、徹底した事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化など積極的に進めなければならないと考えております。また、職員の意識改革については、行政を取

り巻く環境が一層厳しくなる中で、多様化する市民ニーズにこたえていくためには部署を超えた情報共有や組織として機能できる体制を構築し、さらに職員一人一人や市民の目線から行政サービスの質、コスト、スピードを見直し、満足度の高い行政サービスを提供できるよう意識改革を図らなければならないと考えております。今後は、実効性の高い職員研修などを充実させ、資質の向上に努めてまいります。

次に、財政の関連についてお尋ねがございました。骨太の方針2003において、事前の目標設定と事後の厳格な評価の実施により、税金がどのような成果を上げたかについて国民に説明責任を果たす予算編成のプロセスを構築するなど、成果を重視した行政マネジメントの本格的な導入が進められているところであります。旧名寄市においても平成12年度にバランスシートを作成し、平成15年度から事務事業評価を取り入れ、職員にコスト意識の高揚を図ってまいりました。平成17年度には外部評価も導入し、平成18年度予算から電算システムによる事業別予算編成を行い、成果主義予算に向けて、緩やかな歩みではありますが、検討を進めてまいりました。都道府県、大都市に導入例がありますが、早期に本市に導入が可能かどうか今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

竹中総務大臣の私的懇談会、地方分権21世紀ビジョン懇談会は、税源移譲による国と地方の税配分の見直しや地方交付税改革など10年後に実現を目指す分権像を中間報告として取りまとめました。新型交付税や再生型破綻法制、地方債の自由化、新発債に対する償還財源保障制度の廃止など、小規模自治体の財政を直撃する内容となっております。地方六団体も新地方分権構想検討委員会を設置し、国と地方の協議の場の法定化、地方交付税を地方共有税にの対案を作成しております。過日全国市長会がございまして、この全国市長会の中で大会決議を4項目行っております。項目だ

け触れさせていただきますが、地方分権改革の推進に関する決議、地方財政危機突破に関する決議、医師の確保対策に関する決議、都市の活性化に関する決議、このように21世紀ビジョン懇談会等に出されている内容を検証する中で、全国市長会としてはしっかりとこうした方針を定めて、国に対して6月7日には要請行動を行っているわけがございまして、私どもそれぞれの地方から選出の国会議員等に対するこの決議を要請行動として取り組むことを決定をして、取り組んでいるところでございます。

次に、北海道が示しました合併推進構想についての考え方についてお答えを申し上げます。旧合併特例法における北海道の合併は、157市町村が合併協議に参加し、21地域、53市町村が合併し、市町村の数は212から180へと推移し、25%程度の合併率という現状であります。地方分権下における基礎自治体は、今自己決定、自己責任に基づいた地域づくりを積極的に進め、自立性の高い行政主体となることが望まれており、そのためには基礎自治体の能力をさらに充実強化することが必要であり、市町村の合併もその一つの手段であると考えております。北海道が示しております合併推進構想につきましては、本市としては道の判断にゆだねる考えは持っておりますが、今回の風連町との合併による住民サービス等の調整に3ないし5年の期間が必要であり、この間において新設による同種の合併については非常に困難性があると考えております。

また、クラスター分析による市町村の結びつきについては、過去に任意ではございましたけれども、合併協議を行った経緯もあり、今後一定の時間が必要ではないかと、このようにも考えるところでございます。

次に、風連市街地再開発事業についてのお尋ねがございました。旧風連町では長年の懸案でありました中心市街地活性化の推進を国土交通省の市街地再開発事業を導入するべく取り組んできてお

り、合併協議の中で市街地を寂れさせない思いを受け、新市の事業として取り組むことを合併協議の中で進めてまいりました。風連地区の市街地整備は、新市の南玄関口と、このように位置づけをし、合併後の新生名寄市を地域の均衡ある発展のもと中核都市として確固たるものにしていきたいと考えているところでございます。地権者との話し合いは、期成会が個々に対応をいただいているところでございますが、まだ全員の合意が得られていないと、このように承知をしております。全員の合意が基本でありますので、賛同を得られるよう努力をしてまいりたいと考えております。

基本構想の取りまとめにつきましては、平成18年5月に風連地区再開発事業促進期成会の総会が開催され、平成18年度活動計画で平成18年度に事業採択となる場合のスケジュールと別記して9月に基本構想取りまとめをする計画をしております。この基本構想とは再開発ビルの間取り平面図で、今地権者と話を進めておりますので、事業に参加する地権者が確定をすれば権利変換等で取得する場所、床面積等を聞き取り調整をしながら、構想図が取りまとめられることとなります。商工業者との話し合いにつきましては、中心市街地の活性化は市街地の整備事業と商業等の活性化事業を一体的に進めていく事業で、後者のソフト事業はまちづくり組織、TMOが主体となって推進するもので、中心市街地活性化基本計画、風連町TMO構想及び風連町商業活性化推進計画を策定するに当たり、商工業団体代表者との話し合いを進めているところでございます。

住民に対する事業の周知については、期成会で各地権者の要望を取りまとめている段階であり、一般の市民に対して施設はこうなるなどという具体的に公表できる状況に現時点では至っておりません。しかし、旧風連町の総合計画において課題となっている公共公益施設の建設を本事業において実現を図ることを目指していることから、適切な時期に市民の皆さんに公表できるよう準備を進

めさせていただきます。

課題につきましては、全地権者のもとで風連本町地区のリニューアル整備を目指していることから、全地権者の合意のもとに事業を進めることに全力を挙げているところであり、事業の着手が後年度にずれ込むことで地権者の資産評価が減少することになり、地権者全体に影響が生ずることなどから、速やかに事業着手に移行することが重要であると、このように考えております。

次に、均衡のとれた振興策ということで、風連特区の関連でのお尋ねがございました。風連地区の振興については、合併協議に基づいて旧風連町に市町村の合併特例に関する法律第5条の8第1項及び第5条の10第1項の規定に基づき、合併の日から5年間合併特例区が設置されております。その目的は、合併によって住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとという住民の不安を取り除くこと、また合併による急激な変化を避け、風連ならではの事業を特例区で実施しながら、新市の一体化を円滑に進めることにあります。規約で定められた事業につきましては、特例区の区長が予算措置を含めた事業内容を特例区協議会に諮って同意を得なければならないことになっております。したがって、しかるべき手続を経た上でなければ特例区の事業を任意に追加したりすることができませんが、規約にある特例区事業についてはその内容や執行、運営方法等について特例区協議会で協議されることになっております。風連地区の振興に資する地区住民の皆さんの発想や意見、特例区協議会の協議内容につきましては、当然ながら特例区の運営や市政に反映されるべきものと思っております。その手だてにつきましては、区長権限の執行によるものや私ども市長への意見具申等を通じて行えるものと考えております。

次に、昨日の小野寺議員にも答弁をいたしておりますが、国際パイプライン事業についてお答えを申し上げます。北日本パイプライン開発機構株式会社、JPDOというふうな略称呼んでおりま

すが、ではサハリン州から天然ガスをパイプラインにより北海道及び東北地方に供給する事業計画を進めております。名寄市の関係につきましても、第1期事業として稚内から名寄市に至るパイプラインの建設と市内曙地区に天然ガスによる発電所の建設計画が予定されております。名寄市に対しての動きでは、建設予定地周辺の住民説明終了後、平成17年12月に名寄天然ガス発電所環境影響評価方法書のヒアリングが経済産業省において完了し、公告、縦覧を終えたところであります。北海道からも環境影響評価方法書に対する意見を求められ、名寄市は必要に応じて適切な環境保全対策を講じていただきたいと回答をしているところでございます。ことしの5月に入り、経済産業省電力安全課と環境審査顧問会総勢10名が現地に入り、発電所予定地を中心に半径5キロメートル内で大気環境や沿道大気についてポイント調査が行われました。市に対応要請はありませんでしたが、現地での事業に関する印象、所見では問題なく終了したと伺っております。現在は、発電所立地予定地周辺における生物調査を行っており、今後国の審議会に諮られ、しかるべき諸手続を経て、着工へ向けて準備に入るのではないかと考えられます。

名寄市としても今後は環境アセスメントの調査の動向に関心を持ちながら、具体的な動きを注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、大項目の7と8について御答弁申し上げます。

まず初めに、児童生徒の安全対策の現状と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。児童生徒の安全対策への取り組みにつきましても、昨日の小野寺議員の御質問にもお答えしたところではありますが、ただいまお話がございましたとおり、通学路、特に下校時における事件、事故が大

きな問題となっている昨今の状況を踏まえ、これらに対する対策の強化が求められております。お尋ねのありました名寄地区では、地域町内会などと連携した安心会議を中心にさまざまな取り組みを進めているところであります。

幾つか例を挙げますと、名寄東小学校の東小安心会議では、ゼッケンを着用し、犬の運動や散歩時にワンワンパトロールやウオークパトロールを、豊西小学校安心会議では地域ふれあいさわやかデーを設定して、下校時に自宅前で気をつけてとかこんにちなどはなどと呼びかける地域一斉声かけ運動を実施しております。また、名寄南小学校の南小安心会議では、放課後に子供たちと町内会老人クラブ、婦人部との交流会を実施して、顔や名前を覚えることにより、校外でも児童と地域の方々と共に楽しく声をかけられるようになる取り組みを進めておりますし、さらに同じ校区のある町内会では今月からスタッフジャンパーと腕章を着用して、主に下校時の安全パトロールを実施することとなりました。また、東小安心会議と西小安心会議では青色回転灯つきの防犯パトロール車を導入し、登下校時の巡回を行うなど、地域での取り組みは一層広がりを見せております。一方、風連中央小学校ではPTAによる下校時のパトロールを実施しており、現在地域と一体となった安心会議の設立に向けて学校と協議を進めております。

こうした安心会議の動きに加えて、ガソリンスタンドや理容組合、新聞販売店等による業界、団体別の110番の家やパトロール隊が組織されるなど、住民ボランティア組織が大きな広がりを見せてつあります。名寄市といたしましては、今後ともこれらの市民の方々の取り組みに対し積極的な支援を行うとともに、安心会議の一層の機能強化と活性化を図ることにより、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の子供は地域全体で守る、このことを基本に、単に行政や学校のみならず保護者や地域関係機関が一体となってき

まざまな対策を講じていかなければなりません。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも全市一体となった安全対策を推進し、児童生徒の安全確保の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、風連高校存続のための対応についてお答え申し上げます。昨日の熊谷議員にもお答え申し上げましたが、北海道教育委員会では昨年12月の高校教育推進検討会議の答申に基づきまして、平成20年度以降の高校教育に関する指針づくりを今進めております。示されました素案によりまして、1学年3学級以下は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化が提示されており、市内4校のうち3校がただいまお話ししましたように再編整備の対象となっております。旧名寄市内の高等学校の再編につきましては、御案内のとおり名寄市高等学校教育検討委員会の答申を受けて、職業科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用するキャンパス型高校を道教委に提案してまいりました。この提案は、高校教育推進検討会議の答申にも反映されておりまして、職業学科は各学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討することとなっております。大きな前進と考えているところであります。ただいまお話しのございました風連高校は普通科でございます。普通科高校においてもこの産業キャンパス型高校への検討が対象となり得るのかどうかは不明な点もことから、今後研究してまいりたいと、こんなふうと考えているところであります。

いずれにいたしましても、合併という大きな変化がありましたので、風連高校のあり方については多くの市民や学校など関係者の意見を広く聞くとともに、議員各位の意見も参考に教育委員会としてできるだけ早い時期に誤りのない判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、何点かにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でありますけれども、心地よいまちづくりについてであります。大変長きにわたって住環境整備の中でいい成績をとということで喜ばしい限りなのですが、加えてたまたま先月でしたか、名寄市立大学のNHKの放映がございまして、大分長時間、自衛隊と大学の30分ほどの番組がありまして、たまたま私それを見ておりましたら、キャンパスの中でどこから名寄のこの大学を受けられましたかというNHKの記者の質問に、あなたはなぜこの道北の地の名寄の大学を選ばれたかと、そういった質問に、すかさず私はこの雪質日本一のまちを本州で高校時代に知ったので、大学はぜひとも道北の名寄、雪質日本一の大学で学びたいという話がありまして、私も合併後すぐでのこういった話、先ほど市長の答弁にありましたように長年にわたって行政と民間が培ってきた、名寄市が取り組んできた、わずかな一学生の小さな答えでありますけれども、非常に小さな成果として私は感銘を受けた一人でございます。こういったこともこれから非常に厳しい財政状況下の中なかなか多くの市民要望でハード事業、加えてソフト事業もくまなく取り組むということは非常に至難な状況下の中でこういった名寄は恵まれた高等学校、また医療、大学も含めたこういう福祉教育の場として、さらにこういったソフト面、心のまちとしてのイメージアップを図るべきと考えますが、この辺も再度市長の御見解をお伺いするものでございます。

次に、介護予防と高齢者福祉について再度お尋ねをいたしますけれども、先ほど市長の方からもこれからの介護保険に当たっては、あくまでも利用者本位の姿勢で臨むということですが、答弁いただいたように高齢者の皆さん方が生き生きと明るく生活をできて、地域づくりのため行政努力をいただいているのはよくわかるのですけれ

ども、今回の新しい介護予防制度を推進する中で、例えば先ほども市長の答弁で触れられましたが、在宅介護などの利用限度額の関係で、ややもすると気配りなどが損なわれるようなことはないと思いますけれども、次年度から地域の包括支援センターの組織化に当たって早速準備態勢が整えられると思いますけれども、この辺の配慮についてのお考えもちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これら高齢者福祉事業の推進につきましては、それぞれ現場の方々は非常に熱心に社会福祉協議会の現場の方々も含めてこの推進に当たっていただいておりますけれども、関係スタッフのちょっとした思いやりがこういった事業推進の大切なウエートを担うものと私は考えているものでございます。現状の介護サービスの低下防止と質の向上を目指す面からも、答弁の中にもありましたように保健指導体制全体の見直しはもちろんのこと、これら人材の養成、また研修体制も含めてサポート体制の充実を強く望むところでございますが、この辺の関連について再度市長の御見解をお伺いするものでございます。

次に、行政改革の関連で1点だけお尋ねをいたしますが、私先ほど事務評価も含めた人事評価の関係でお尋ねをいたしましたけれども、残念ながらちょっと御答弁が漏れておりましたので、再度お尋ねをいたしますが、事務評価につきましては旧名寄市時代から非常に積極的に取り組んだということで十分理解をするところでございますけれども、人事評価、これも非常に難しい一面があることは十分承知でございます。でも、これは時代の趨勢とともに自治体が行政改革の中でどうしても避けては通れない一面、また市民の目線からもやはり原動力となる職員自身の意識改革を強く望まれている昨今でございますから、職員の意識が市民の目線に常に向いているような体制づくりに向けて、この人事評価制度の検討をすべきと私は考えているところなのですが、あくまでも市民サ

イドの視点をしっかり置く市政づくりのために、内部評価にも入りますけれども、職員自身のこういった内部努力も遠からず各自治体に取り組んでいかなければならない必須要件と考えておりますので、この辺の御所見もぜひお伺いをするところでございます。

次に、風連地区の振興について、合併特例区の関係でございますが、合併特例法による三つのパターンの中から旧風連町におきましてはこの合併特例区の手法を選んだわけでございますが、一般行政にかかわる事業にありましては、当然のことながら新市の建設計画と時折の市民のニーズに沿って、時としてはそれぞれ専門委員会の議、いろんな議会の議を経て見直しをされることがあると思います。特例区にありましては、これはスタートしたばかりですから、まだこれからいろんな課題が出てこようと思っておりますけれども、がんじがらめにならないような、そんな形で今後にあっても時としては規約の変更、先ほども触れていただきましたけれども、そういったものも視野に入れての住民要望を踏まえて課題解決に臨む考え方をお持ちかどうか、再度この点についてもお聞かせをいただきたい。

関連でございますが、現在22事業ですか、その中に定住促進規則による支援措置が講じられております。これは、旧風連町から継続してあった事業で、それぞれ地域の活性化に大きく寄与した事業でありますけれども、この事業は御承知のとおり18年度末をもって効力を失う事業でございます。こういった事業は、この制度そのものの継続も含めて地区の定住対策につき協議会の意見も当然お聞きをしながら再構築をして、振興策を図っていくべきと私は考えるのですけれども、市長の御見解についてお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、教育長に再度2点ほど再質問させていただきますが、小中学校の安全対策につきましては、今後の対応も含めて御答弁をいただきまし

た。しかし、繰り返して恐縮でございますけれども、昨今テレビ、新聞等で、マスコミで連日のように報道されておりますとおり日本列島各地で、まさかこんなところだと、凶悪な犯罪が多発し、幼い命が連日のように奪われている状況下でございます。こういった北海道のまさしく安全な我が市でこんなことはあろうはずもございませんけれども、しかし油断はできないようないろんな背景でございますので、ただいま教育長から各学校の安全対策はるる述べられましたけれども、加えて教育委員会としても死角箇所の点検、それから子供を一人にさせないなど、さらにきめ細かい対策を現場の各学校との連携のもとに講ずべきと考えますけれども、教育長の御所見を改めてお伺いをいたしたいと思えます。

最後になりますが、高等教育の指針で風連高校の問題につきまして、非常に現状の在籍数の状況、それから先ほど御答弁がありましたように今後卒業予定の小中学生の在籍状況からして多くを望めるような状況にはございませんけれども、先ほど風連高校についてもお父さん、お母さんの意見を聞くという御答弁がありましたけれども、そういった状況を踏まえて、お父さん、お母さん、それぞれ地域の皆さん方の要望をこれはもうタイムリミットの関係もありますからできるだけ早く、風連地区には高校振興協議会、特例区の事業にも協議会がございますし、そういった方々との連携を密にして、早くかかる要望を聞き取っていただいて、教育長が言われるように誤りなき対応を、また誤りのない判断を強く望むものでございますので、御見解をお伺いをしたいと。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問をいただきました。何点かについて私の方からお答えを申し上げ、教育関係については教育長からの答弁とさせていただきます。

心地よいまちづくりについて、名寄の情報発信

も含めて今までの取り組んでいることが大学の入学者にもそのような受けとめ方をさせていただいているということにつきましては、私どもも本当に大変うれしいことでございます。ことし1月にNHKの旭川放送局に伺いまして、新市がスタートする、何らかのNHKとして新名寄市の情報発信に知恵をかしてほしいと、こういう要請をしておりました。大学が開学をしたので、ぜひ大学の動きを中心に報道の時間をとりたいと、こういうお話を伺っておりまして、このことが一定の時間帯で放映をされたものと、こんなふうを受けとめておりまして、これからもこうした住みよさを情報発信続けてまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。

介護予防制度の改正では、やはり国は高齢者が増加する中でいかに元気なお年寄りをこの仕組みとして確立をするかということがねらいでございます。私どもも元気会という高齢者が取り組む体操を中心にした動きでございますが、そのような取り組みを一層広げる中で、できるだけヘルパーさんやそのような施設にお世話にならないような高齢者をというふうに考えております。しかし、どうしても後期高齢者になりますと介護のお世話ということがついて回るわけでございまして、これらの対応についてはケアマネジャーさんですか、あるいはヘルパーさん、言葉一つとってもやはり高齢者にとってはいろいろな受けとめ方に差が出てくるのではないかと。それだけに御提言がありましたように職員の担当する皆さんに対する研修等充実を図って、心のケアと申しましょうか、そういうことも含めて取り組んでいかねばならないと、このように考えております。

次に、職員の人事考課等についてのお話がございました。質問の中で聞き漏らしていた面がありまして、ここで改めて御答弁をさせていただきます。国は、平成17年度、昨年的人事院勧告で人事考課について具体的な指標を含めて提案がございました。勤務の評価を5段階のランクに分けて、

昇給に直結をさせる運用をするべきだと、こういうこととございます。私どもも現在勤勉手当についてはそのような運用をする仕組みになっておりますが、昇給については事故等があつて処分等が伴った場合については当然この昇給が一定の期間延びると、こういうようなことがあるわけとございますが、こうした勤務の評価を導入するということについてはこれからの課題だと、こんなふうにしております。国は、もう既に管理職等に対する評価についてはマニュアルができて、動いておりますので、私どももこのことをしっかり研究しながら、導入について検討してまいりたいと、こんなふうと考えているところでございます。

風連地区の振興について、現在規約で特例区の事業ということを決めてございますが、状況の変化ではこれからも当然御指摘のようにいろんな御意見が特例区の協議会の中から出てくるのではないかと。決して特例区の事業限定というふうには考えておりませんが、しかしこれから全体の名寄市の振興に大いにつながるような事案については、特例区の中の規約を改正するというのではなくて、新名寄市の政策としてしっかりと位置づけするということが重要ではないかと。参考までに申し上げますと、規約の変更などにつきましては協議会の了解といたしますか、そして議会の議決を得て、知事に対する申請という手続が伴っておりまして、こうしたことを踏まえて対処してまいりたいと、こんなふうと考えているところでございます。

また、特例区の事業の中での定住対策で、家賃等の助成を含めて旧風連町さんが取り組んでおりました成果につきましては、非常にすばらしい成果を得ているというふうに承知をしております。きのうの熊谷議員も定住の関係でのお尋ねがございまして、私はこれからの新名寄市として定住対策を含めてそのような施策の拡大が適当なのかどうかと、こういう検討をしていかねばならないと思っておりますが、当面は特例区協議会の事業と

いうふうに一応固定をしておりますので、特例区協議会の委員の皆さんの意見を聞きながら、対処していかねばならぬと。合併協議では一定の協議経過もあるというふうに承知をしておりますが、そうした考えでこの定住の促進の制度についての取り扱いをしてまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育関係について2点にわたって再質問がございました。まず、1点目の子供の安心、安全の確保についてでございます。ただいまお話のございましたように、各地で子供が被害者となる痛ましい事件が多発している、こういうこととございまして、この種の犯罪が名寄市においても起きないという、そういう保証はないわけとございまして、常に私たちも起きる可能性がある、こういう危機意識を持ってその対策を講じているところでございます。

特に学校教育におきましても、一つには下校時における子供の安心をどう守るか。先ほど一つ例がございましたが、例えば集団下校、これも事件が起きてはいないわけとございますが、集団下校訓練といたしましてそれぞれの学校が集団下校をする中で仲間同士支え合い、そして見詰め合う、こういう訓練を続けているところでございます。ただ、これにつきましても一つには限界がある。結局集団下校で行く中でも最後は子供は一人になって家へ帰る、そういう瞬間がこのたびの秋田県の例のように起こり得るわけとございます。こういうところをどうクリアしていくか。これはもう学校ではある意味では手の及ばない部分も出てくるということになる。そういうことなども含めて、やはり危機管理マニュアルを各学校でそれぞれしっかりと見直しを図っているところであります。毎年見直しを図りながら、新しい危機管理マニュアルを作成してきているところであります。安全マップも同様とございます。そんなことで、それぞれそのとき、そのときの情勢の変化に応じた安全マップを作成して、子供たちや保護者に周知を

図っているところでございます。

もう一つは、やはり子供たちの一つは危険を予知する能力を育成していくことも大切ではないかと、こう思うのであります。特に今の時代というわけではございませんが、やはり子供たちは非常に守られてきている。それだけにみずから危険を素早く察知して、そしてその危険から素早く逃れる、こういう能力がやはりやや低下してきているのではないかと、こういうことも学校からのいろんな営みから私たちも報告を受けているところであります。したがって、子供たちがみずから危険を察知するとか、あるいはみずから危険からの確に逃れる、こういうことを少しでも伸ばしていく、こういうことも必要であるということで、日ごろの学校教育の中でそういうことは常々意識しながら、教育活動を行っている。例えば自然体験学習なども、これは危険を予知する大変貴重な体験になり得るわけでありまして。そういう中から子供がみずからこういうことをしたら危ないなとか、こういうことを察知していく、そういうことをできるだけ重視していっているわけでございます。それとあわせて、集団による訓練も実施しております。不審者が学校に侵入した場合どういう対応をするか、子供たちも交えて訓練をしております。こういう営みもしっかりとこれからまた位置づけてまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、3点目は、やはり横断的な取り組みでございます。上部機関でいけば上川教育局などのさまざまな組織の中にしっかりと位置づけていくこととか、あるいは名寄警察署とか、あるいは名寄防犯協会など、こういう方たちともスクラムを組んで、どうやって子供たちを守っていくか。これは、ただ連携をするということではなくて、この組織がどういうふうに関能化していくのでしょうか、有機的に働いていくのか、ここが大きなポイントだと考えております。こんなことについても今後さらに研究していきたいと、こん

なふうを考えております。

教育委員会としましては、ただいまの野本議員の御意見を肝に銘じまして、きめ細かな子供の安全、安心に取り組んでまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。

次、2点目は、風連高校につきまして再度御質問がございました。先ほどの質問の中にも触れられておりましたが、風連高校とし3月の卒業生は26名でございます。しかし、過去10年ほどと比べてみまして、このわずか26名の中で小樽商科大学、あるいは旭川教育大学、あるいは釧路公立大学、それぞれ1名ずつ、名寄市立大学には2名の合格者、北海学園にも4名と、こういうふうに変遷過去に前例のないと言ったら失礼でしょうか、過去数年間例のなかった国公立合格者が出ています。こういう中で、進路の決定率も100%であると、こういうことから本当に地域の小規模校としてしっかり頑張っているというお話はごもっともかなということでお聞かせいただいたところであります。

また、再質問の中で再度キャンパス化についての考え方についてどうなのだという、そういうお話もございました。道教委の指針によりますと、産業キャンパス化はあくまでも職業高校の枠内で行うと、こういう一つの縛りがあるわけでございまして、この辺がどういうふうになるのかはやはりこれから少し時間をいただきたいと、こう思っているところでございます。

いずれにしても、風連高校につきましては、新しい名寄市としての議論形成がまだなされておられません。そういうことで、私今までも幾つか風連高校について御答弁させていただきましたが、これはあくまでも客観的な情勢に基づいたそういうお答えでございます。昨日の林議員や熊谷議員にもお答えいたしましたとおり、これから先の取り組みとしてはやはり風連地区の方々、風連高校振興協議会なども含めました風連地区の方々の御意見とか、あるいは全市民的な御意見を聞く場な

ども設ける必要があるのではないかと、こう思っているところであります。こういう取り組みを早急に進める中で、教育委員会としての考え方をまとめて、道教委に発信するように努めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） 各分野にわたって非常に丁寧な御答弁をいただきました。今後とも市政運営に当たりましては、公平性、透明性を基軸に、市民の目線に立って諸事業がつつがなく執行されることに強く御期待を申し上げまして、風連クラブの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で野本征清議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政の長期展望外3件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） 通告した順に質問申し上げますが、さきの議員の質問と重複している点が多々あるわけでございますが、よろしく願います。

行財政の長期展望について。風連町との合併で新生なる名寄市を迎えました。市長にも厳しい財政状態を十分に甘受しつつ、市民生活が安心できるよう全力を傾注しているものと期待するものがあります。財政難の市政にはどうしても知恵と工夫によって市独自の政策を生み出す時代に入ったと思われまふ。市長にはますます磨きをかけられるということを願うものでありますが、やはり市政には長期的展望で政策が必要であり、そのためには財源の確保の見通しが必要条件でありますので、かかる意味合いにおきましてこれから質問をさせていただきます。

合併特例債。先般の議会で市長所信表明には地方自治体は大きな転換期であり、地方分権よっての担い手として自立できる行財政基盤の強化と自己責任、自己決定ができる地域主権のまちづくりが必要と訴えております。今年の合併を機会として、地方分権の時代にふさわしい市の行政能力の向上、行政規模に応じた効率性が求められる中で、同時に不必要なこれまでの慣例なものは英断をもって切り捨て、必要なサービスを供給する新たな創造と変革の都市経営が期待されております。合併して新市としてスタートしてメリットも多々ありますが、デメリットもあると思います。合併には財政上のあめが魅力で、合併特例債の発行により対象事業のおおむね95%が充当され、さらには元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるわけでありますが、合併して10年間は合併特例債で地方税の保障もあると思います。しかし、合併特例債は特別に借金ができるということであり、借りた金は返済していかなければなりません。名寄市は、合併特例債は10年で76億円が借金できるとして、1年に7億6,000万円程度であると考えますが、今後の市政において本格的な人口減少が続き、自主財源が減少していく中で財政水準を維持しながら、合併特例債の該当する事業の5年、10年後をしっかりと見据えて、事業の厳正な順位の決定を図ることが最も大事なことでないかと思ひます。市長の所信表明においても、自立できる行財政基盤の強化をとありますが、財政の将来展望をどのように押さえているのかお伺いいたします。

次に、市長の報酬削減。行財政改革を積極的に進め、財政確保を図るために職員の給与の見直し、職員数の適正化、事務事業の見直し、民間活力の導入を図る、そしてみずから市長は報酬削減を進める所信が述べられました。市長の報酬削減は、選挙の公約として表明されたことであり、異論の余地はありませんが、私は財源確保のために職員とともに苦勞を分かち合っただき、市職員に

はまちづくりの意欲と情熱を持たせ、豊かな感性のもとに市民ニーズをキャッチできる能力をどう持たせるか、経営者の視点から慎重に対応することが必要でないかと思うのであります。市職員の給与を削減した場合、市職員は生活の不安に駆り立てられ、働く情熱と意欲がなくなり、全体に元気がなくなるのではないかという面もあるのではないかと思います。この点について市長のお考えを賜りたいと思うのであります。

次に、事務事業の評価の今後について。地方分権一括法が平成12年に施行され、6年を迎え、自己決定、自己責任の原理に立った自治運営が一層求められる中で、市の事務事業の点検、評価をし、行政の改革に取り組んで、政策形成能力の向上で職員意識の改善を実施していると存じますが、そこで評価実施事業は15年に82事業、16年度に124事業、17年度には35事業が求められ、平成17年に外部評価を導入しましたが、新年度においては今後の事務事業評価、政策や施策の評価のあり方などをどのように考えているのかお伺いいたします。また、15年から17年の3年間の評価結果、事業の規模、内容の変更などの見直しが必要とされます。C評価は、15年から17年度までの3年間の評価した事務事業の再評価も必要だと考えますが、御見解のほどをお願いいたします。

次に、名寄市立病院の現状と課題。名寄市立病院は、大きく事業収益が減収であります。市長を初め医師団や看護師さんや関係者は、経営の健全化を目指し、努力していると思っておりますが、質問させていただきます。

医科大学の医師派遣の中止の影響について。昨年1月に旭川医大が道立紋別病院など道央、道北の五つの公立病院の循環器や泌尿器科などの常勤医の派遣を中止しました。また、札幌医大でも室蘭日鋼記念病院に派遣していましたが、内科、消化器科の常勤医師の引き揚げが進められました。名寄市立病院でも北大医学部や他の大学との連携

がなされていると思っておりますが、旭川医大や札幌医大のような医師派遣中止の問題が起きるのではないかと、そういう懸念されますが、今後の見通しをお伝えください。また、臨床研修医制度で新人医師は一般病院で2年間卒後研修のために派遣できるとされておりますが、大学病院で医師不足で、大学病院で医師確保を進めるため医師派遣の中止を進めていますが、名寄市立病院ではこのような問題で支障がないのか、これらに対してどのような対応をしているのかお伺いしたいと思うのであります。

次に、常勤医師の確保について。北海道各地の公立病院の医師、常勤医者は全体的に不足しているようであります。その原因は、地方より札幌周辺の公立病院や給料の高い民間病院に医師が流れる傾向があります。名寄市立病院のように循環器内科や精神科の専門医の足りない病院、あるいはまた小児科、産科、麻酔科などの専門医が不足している病院も今後ますます多くなると思います。全道的にも道民の病気を守る使命は医師にあります。病院にあるのです。地方の病院には専門医や常勤医師のいない病院もだんだん多くなる傾向がありますが、これは大きな政治問題であると、私はそう思うのであります。大学医学部にも責任がありますが、中央政治にも道政にもこの問題の解決を進めるよう市長は厚労省や各関係機関に要望すべきだと思います。これらの問題をどうお考えになっているか御見解を賜りたいと思うのであります。

病院の経営の健全化対策。名寄市立病院の収支において、16年の決算での赤字額は約4億円、17年度の決算見込みとしては約4億円程度の赤字と聞きますが、18年度の予算編成における増収対策や経費節減などの病院経営方針をお伺いしたいと思うのであります。

次は、風連地区の事業の予算編成について。2006年骨太の方針で、地方交付税の法定率の引き下げ、あるいはまた新交付税の議論が活発化し

ております。新市の中期財政計画は、5年で立案するのでしょうか。旧風連町は合併新市政の土台づくりに専念されてきたといいますが、いよいよ懸案の事業の実現に具体的に取り組むことになりました。事業費としては、市街地再開発事業からJA道北なよろの建設、道の駅建設、水道管の布設事業、風連中学校の改築など大規模事業計画が総合計画として実施されようとしていますが、総体的にどのくらいの事業資金を見積もっているのか、またそれぞれの事業規模では総合計画でローリングされ、事業の精査していると思いますが、こうした点についてお伺いをいたしたいと思うのであります。

次に、風連中学校の改築構想について。風連中学校改築の基本的構想もまとめ、校舎改築の基本設計も今年じゅうに始まり、実施計画を19年度に行い、20年度から工事着工、21年度完成を目標とするスケジュールを予定しているようではありますが、当然学校の検討委員会では将来的な教育のあり方などを含めて検討したのではないかと思います。今後の児童生徒の減少傾向も強く、時代背景をしっかりと見据えて、10年後、20年後の生徒数も考慮して学校の改築を進めるべきだと思うのであります。また、風連高校の統廃合もあわせて問題も起きると思いますが、これらについての御見解を賜りたいと思うのであります。

次に、道の駅の整備事業について。道の駅整備事業についてお伺いします。道の駅整備事業は、全体として3億2,895万5,000円で、本年度は6,920万円、来年度は2億1,700万円をかけて整備されるようであります。18年度の過疎対策事業起債計画書によれば、全体事業で国庫支出金1億640万円、起債で2億190万円が導入されると伺っておりますが、中央政界の財政的に逼迫した情勢にあって、国土交通省の都市地域局まちづくり推進課だけの財政的補助導入が図ら

れているといいますが、他に支援メニューがないかどうかお伺いします。また、今後本市において財政的には非常に苦しい状況が続くと認識するものですが、起債等の償還計画の見直しなどについてお聞かせ願いたいと思うのであります。

以上をもってこの場からの質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 武田議員から大きく4項目にわたる御質問をいただきました。4項目めの中の風連中学校の改築構想については、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。以下順次お答えを申し上げます。

行財政の長期展望について、合併特例債についてお尋ねがございました。昨日の小野寺議員にも同種の質問をいただいております。答弁をさせていただきます。合併特例債は議員御指摘のとおり交付税措置のある有利な起債でございますが、借金には変わりなく、適切な公債費管理が財政運営上重要であります。合併特例債は、合併後10年間活用することができますので、事業を厳選して新市の総合計画と連動させ、毎年の予算に反映させていきたいと考えております。合併特例債は、公共施設の整備事業等に76億4,000万円、合併振興基金に11億7,000万円と見込んでおり、総体の金額等についてはきのうの答弁で申し上げたとおりでございます。

この合併振興基金についても若干触れてみたいと思いますが、当初合併振興基金は一たん積み立てた後、基金を取り崩して合併に寄与するソフト事業等に充てることができるというふうに考えておりましたが、合併後5年間程度は取り崩せず、利子運用益で事業費を賄わなければならないということが5月のヒアリングで判明をいたしました。非常時の財源調整に活用することもできると想定していただいただけに新たな財源対策が必要になり、基金の運用方法にも検討を加え、できるだけ多くの財源を確保するべく金融機関と協議を進めてまい

りたいと考えております。財政の将来展望については、平成13年度の骨太の方針公表以来、地方の財政は都市と地方の財源格差の拡大、歳入確保の不透明感が払拭されないままの状況が続き、さらに骨太の方針2006で地方交付税の削減見通しが想定され、中長期の見通しが立たない現況でございます。しかし、住民に一番身近な自治体として、合併支援策等を有効活用して新たな財源確保を行い、新名寄市のまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、市長の報酬削減についても言及がございました。現在職員の給与につきましては、去年の人事院勧告でその構造を改革する俸給水準の引き下げ、地域手当、広域手当の新設など、給与制度そのものを改革する大きな変更が勧告されております。これは、全国一律の俸給表を民間賃金の比較で一番低い北海道を基本にした俸給表に変更し、各地域での民間との差は地域手当を新設し、補完しようとするいわゆる地域給と言われるものでありまして、この新たな俸給表を導入することにより全体で約5%の給与の引き下げとなります。ただ、現在は合併により二つの違った自治体職員の給与体系を一本化するための調整期間中でもありますので、この大きな制度改正をどの時点で導入するのかということで内部で協議中でございます。私は、できるだけ早い時期に協議をし、議会の議決をいただきたいと、このように考えているところでございます。

職員の士気の低下の御心配もいただきましたが、民間の給与の動向等もあるわけでございまして、去年の人事院勧告ではそうした民間の動静も踏まえた勧告だったと、このように認識を持っております。これから関係する市の職員の労働組合とも十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、市長の報酬の関係で、昨日特別報酬審議会を開いたのは御答弁をさせていただきました。これらにつきましては、会期の終了前の日程の中

にぜひ御審議をいただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、事務事業評価の今後の取り扱いについてお尋ねがございました。旧名寄市では、成果重視の行政運営、市民への説明責任の充実、マネジメントサイクルの確立、職員の意識改革などを図ることを目的に、平成15年度から平成17年度までの3カ年において事務事業評価システムを導入し、平成15年度は総合計画の実施計画掲載事業の82事業、平成16年度は補助金を含めた主要事業124事業、平成17年度は前2カ年で評価しなかった事業35事業、3カ年で合計241事業の事務事業評価を実施いたしました。また、平成17年度は内部評価を実施した35事業のうち、2次評価の結果が事業の規模及び内容の見直しが必要であるというA、B、CのC評価の4事業について総合計画等推進市民委員会の委員の皆さんにより、市民の視点から客観的な評価検証と助言や御提案をいただくことを目的に、外部評価を実施いたしました。事務事業評価システムの導入に当たっては、毎年度係長職の職員によるワーキンググループを設置し、事務事業評価表の作成や改良、各担当課が行った第1次評価をもとにした意見交換を行い、その結果を事務事業評価検討会議に報告するなど、職員の意識改革や市民に対する説明責任の充実に効果があったものと認識しております。また、評価結果については、各担当部課における業務改善や次年度以降の予算編成、総合計画の進行管理等に活用いたしております。

合併準備における旧両市町の事務事業の一元化では、新市において事務事業評価システムの見直しと検討を行うこととしており、効果的で効率的な行政サービスの提供、行政の透明性の確保、市民への説明責任の遂行、職員の意識改革などを主な目的として、第1次評価、第2次評価による2段階の内部評価の実施や市民による外部評価の導入など、評価結果が施策や政策との関連性の検証及び評価に結びつくよう、新市にふさわしい行政

評価システムの開発と確立を目指してまいります。

旧市評価の取り扱い等についてのお尋ねがございましたが、旧名寄市では平成15年度から17年度の3カ年で合計241事業を対象とした事務事業評価を実施したところですが、第2次評価の結果による内訳は、計画どおり事業を進めることが適当というA評価が79事業、事業の進め方に改善が必要というB評価が141事業、事業の規模及び内容の見直しが必要であるというC評価が17事業、事業の抜本的見直し、廃止、縮小というD評価が4事業となっております。これらの評価結果とその活用がどのように事務事業の改善等に結びついたのかというマネジメントサイクルの検証については課題として残っており、新市の事務事業評価において検討してまいります。また、2次評価の結果が事業の規模及び内容の見直しが必要であるというC評価の事業の再評価については、マネジメントサイクルの検証により各事務事業の再検証が可能となったものと考えております。特に平成17年度のC評価の事業について、総合計画等推進市民委員会の委員の皆さんにより外部評価を実施し、市民の視点からの客観的な評価検証により、各事務事業に対して適切な評価と助言及び提案をいただきました。各事務事業担当課ではこれらの評価をしっかりと受けとめ、評価結果に沿った事務事業の改善を図ってまいります。

次に、市立総合病院の現状と課題についてお答えを申し上げます。道内の大学病院からの医師の派遣が相次いで打ち切られている状況にあります。医師の都市部への偏在及び開業志向に加えて、2年前から始まりました卒後臨床研修が大学病院の医師不足を引き起こし、私ども地方の自治体病院に大きな影響を与えているところであります。一昨年の循環器内科医師の全員の引き揚げ、そして昨年7月からは精神科の固定医師の減員など、大学病院からの医師の派遣中止は地域医療や病院運営にとって極めて大きな問題になっているところであります。幸い循環器内科医師につきまして

は、完全に充足されたわけではありませんが、関係各位の御協力をいただき、昨年からは緊急の事態は対処できる体制になったところでございます。しかしながら、精神科医療につきましては、ことし1月から病棟を縮小しての入院診療を現在も余儀なくされているところでございます。数年前に市立土別病院が病棟を廃止して以来、当院が上川北部地域唯一の精神科入院施設となっておりますが、道北地域の精神科医療の存続に向けて、全力を挙げて問題解決に当たらなければならないと、このように考え、行動しているところでございます。

次に、常勤医師の確保についてお答えを申し上げます。平成4年の病院の改築後、道内の医科大学等の支援、御協力により、比較的順調に医師の充実確保が図られてまいりました。そして、そのことが地域センター病院から地方センター病院と地域における受け皿としての整備にもつながったところであります。しかし、今全国の自治体病院には医師の不足といった逆風が吹き荒れ、当院においても精神科医師の確保が喫緊の重要課題となっております。しかしながら、これまでの例を見ても明らかなように、医師の確保は一自治体で解決することは極めて困難なことから、今後国、道に地域医療を守る観点から医師の確保対策の確立を要請してまいります。

午前の御答弁でも申し上げましたけれども、6月7日、全国市長会の決議の1項目に医師の確保対策に関する決議がございまして、その内容については産科、小児科等の診療について医師確保のため特段の措置を講じるとともに、内科、外科を含め医師の地域における偏在や専門科ごとの隔たりを解消するため効果的な方策を講じること、二つ目には地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため医学部入学定員における地域枠を拡大するなど具体的な方策を講じること、三つ目には新医師臨床研修制度の導入による影響や問題点を検証し、制度の改善を図ることと、このよ

うな決議をして、関係機関に要請行動を早速行っているところでございます。私どもも機会あるごとにこれらの決議を実現するべく要請行動を続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立総合病院の経営健全化対策についてでございます。平成16年、17年の両年度は、循環器内科及び精神科医師の不在等で収支の均衡が図られず、大幅な赤字を計上したところですが、平成18年度予算に当たりましては、精神科医師確保の課題も残しておりますが、これまで以上に収入の増加と経費の抑制に努めて編成を行ったところであります。医療収益の増収策といたしましては、入院、外来における診療の質のアップを図ることがあわせて安心、信頼の医療につながることから、この点について診療部の各医師に一層の協力を要請しているところでございます。また、経費の節減のうち特に人件費につきましては、精神科病棟の統合に伴い、看護師を一般病棟に配置したことで新規採用者数が例年に比べて少なくなり、人件費率の減少につながるものと思っております。また、一般的な経費や診療材料費等につきましても、対前年度10%減を目標に節減や業務改善を図ってまいります。

次に、風連地区の予算編成と道の駅整備についてお答えを申し上げます。地方交付税につきましては、国は新型交付税移行を検討しておりまして、現時点では具体的な計算方法は明らかになっておりませんが、削減方向で見直されることが予想されます。関係団体と連携して、制度改正が地方分権改革の推進につながるよう行動してまいります。

中期財政計画につきましては、これまで総合計画策定、短大4大化計画策定時において計画を立てて行財政計画を推進してまいりました。特に今回は総合計画の策定期に入っていることから、合併協議の際に議論してまいりました新市建設計画が基本となり、総合計画策定と同時に協議を進めてまいります。風連地区において予定されている大規模事業については、市街地再開発事業、道の

駅建設事業、風連中学校校舎建築などが挙げられておりますが、それぞれ大切な事業と認識しており、現在各部署において議論をしているところで、市民の一体性をねらった均衡ある発展の推進を行え得るものとしてしっかりと協議をしていかなければならないと考えております。また、新市における総体事業費につきましても、総合計画策定において多くの市民の意見を聞き、作業を進めることとなりますので、十分精査をしてまいります。

いずれにいたしましても、市政運営の基本となる総合計画策定の論議が早期にできるよう努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、道の駅整備事業について。道の駅事業は、北海道開発局によって整備された国道40号線簡易駐車場の隣接地に新設する事業であります。地域活性化の拠点施設として位置づけられ、国道通過者及び地域住民に役立つ施設としてあらゆる世代、人に配慮するユニバーサルデザインの施設を目指して建設しようとするものであります。そのため清潔で24時間利用できるトイレ、電話の設置、ドライバーがくつろげる休憩施設の充実、地域情報・観光サービスの提供、安全・安心・新鮮な農畜産物、特産品の販売などが必要不可欠になっております。

本施設の補助メニューについては、国土交通省のまちづくり交付金事業、補助率40%でございます、で対応しようと考えております。そのほかメニューとしては、農林水産省補助もあると伺っておりますが、部分的な補助となっており、全体をくくる補助としては国土交通省の補助が最適であるというふうに認識を持って取り組んでおります。起債は、過疎債を予定しております。充当率95%、3年据え置きを含め12年償還ということで、政府資金等の予定をしているところでございます。償還計画の見通しについてでございますが、中期財政計画などを見据え、今後の事業においても厳しい目で対応してまいりたいと考えております。また、過疎債につきましては、普通交付

税に元利償還金の70%が算入されるということ
でございまして、これらを含めて全体事業に対す
る一般財源の負担については20%と、このよう
に推計をしているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目4の
(1)、風連中学校の改築構想についてお答えを
申し上げます。

風連中学校の改築計画につきましては、ただいま
武田議員からお話がございましたように、平成
17年12月22日に旧風連町教育委員会に対し、
風連町学校校舎建設等検討委員会から風連町学校
校舎建築等についての検討結果が答申され、風連
中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計
からスタートさせ、平成20年度、21年度で改
築工事を行うことと風連地区の小中学校を念頭に
置いた小中連携教育の推進が提言されております。
しかし、昨日の林議員にもお答え申し上げました
とおり、義務教育諸学校施設整備に対する国の負
担金補助金制度が変更になり、学校施設の耐震化
事業の推進を重点とする安心・安全な学校づくり
交付金制度が新たに創設されたことにより、本年
度からは学校改築改修事業を含め耐震化事業を柱
とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の
財政支援措置を受けられないこととなりました。
また、この計画作成の前提として、昭和56年以
前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実
施が求められているため、その対応をまず考えな
ければならないという状況にございまして、現状
では本年度からの事業着手は困難であると考えて
おります。

次に、児童生徒数の減少傾向につきましては、
国立社会保障・人口問題研究所による新しい名寄
市、旧名寄市と旧風連町を合算した将来人口推計
では、ゼロ歳から14歳までの人口について、平
成18年の4,059人が毎年1.5%から2%ずつ
減少し、平成32年には3,026人になると、こ

のように推計するなど、全国的な少子化社会の進
行の中で当地域の児童生徒数も減少傾向が続く
のは避けられないものと、このように考えており
ます。あわせて新名寄市におきましては、小学校1
1校、風連、日進中学校を含めると中学校5校、
合わせて16校のうち8校の校舎、または体育館
が建築後30年を経過しており、それぞれ改築改
修を計画しなければなりません。小中学校の改築
事業に当たりましては、将来の児童生徒数の減少
傾向を念頭に置きながら、まずは時代に応じた学
級、学年編成の適正な規模や地域状況等を勘案し
た学校の適正配置の基本的な考え方、指針を明確
にし、統廃合も含め、全市的な計画を立ててい
かなければならないものと考えております。

また、風連高校につきましては、道教委が平成
20年度以降の高校教育を進めるために新たな高
校教育に関する指針の素案を示しましたが、この
素案によりますと活力ある教育活動を展開する観
点から、御案内のとおり1学年4から8学級を適
正規模とし、3学級以下の高校は原則として近隣
高校との再編整備による学校規模の適正化を図
ることとされております。素案どおりに実施され
ますと、上川北学区、特に旧上川第5学区の今後
の中学校卒業生数の激減とあわせまして、市内4
校のうち3校が再編整備の対象となっていること
から、統廃合問題は避けて通れないものと、この
ように認識しております。名寄市教育委員会とい
しましては、今後10年後、20年後を見通した
視点で学校再編問題を考えていかなければなら
ないものと、このように考えておりますので、御理
解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） 合併特例債について、
これ第2の質問しようかなと思ったけれども、き
のうのいろいろな議員の質問で事業内容とか予算
編成、これらについては執行者の説明である一定
の理解ができたので、これは省略させていただき

ますが、特に合併特例債の内容は合併特例債76億4,000万円、振興基金11億7,000万円、合わせて総額88億1,000万円ですが、これもさきの議員の質問で理解されました。

そこで、私のこれは要望として、名寄市において旧名寄市で実施してきた起債額は1年に10億円ずつあったわけで、これらは臨時財政対策債とか減税補填債などを除いて10年で約100億円の起債総額を目標にすると新市においてもあわせて実施すべきでないかと、そういう考え方持っています。つまり有利な起債といえども借金でありながら、骨太の方針、これ2006年7月に公表されてからすぐにしっかりとした財政計画を策定して、あわせて新総合計画との整合性を図り、実効性のある新市のまちづくりを進めていただきたいと思うのでありますが、そして合併により有利な起債を活用して、将来合併してもよかったなと思えるような起債の活用を求めておきたいと思うのでありますが、かかる意味で名寄市とか風連とか小さな気持ちでなく、地域的なエゴにならず、新名寄市をトータルの地域活性化を図るために有効に活用すること、これは要望します。

それから、これは意見ですが、やはり現在道北や名寄市はこのままだと衰退していきます。それは、道北地域全体が過疎化にあえいでいます。名寄市は、道北拠点都市としてしっかりとした役割を果たす責任があります。その責任は、地域産業の発展とか、雇用の創出を進めることが一番私は大事でないかと思えます。そうした視点に立って、将来の大局をしっかりと見据えて、道北をしょって立つ信念を持って努力されるよう市長に特に意見として申し上げるものです。これは意見です。

それから次に、市長報酬の減額した場合、17年4月1日から86万2,000円の2割減の場合月17万2,400円、年間258万6,000円で、報酬は68万9,600円となると思いますが、これまでの報酬が高かったのかどうなのか、こちら辺についてまずお伺いしたいと思います。

それから、この市長の報酬の減額ですか、これはともすると助役より報酬が低くなるのではないかとこのように私は思うのですが、トップとしてどういふぐあいにこれを考えるか、こちら辺についてお伺いしたいと思います。

次には、自治体三役の報酬減が全国各地で相次いでいます、北海道でも。同規模の市と市長を比較して、名寄市はどういう状態になっているのかお伺いしたいと思います。

それから、今回の職員の給料に格差があったと、いろいろこれは聞いております。それで、中堅職員、採用後特に20年でどのぐらいの賃金の格差があったのか、こちら辺についてまずお伺いしたいと思いますのであります。

それから、市立病院ですが、市には東病院、吉田病院の移譲、風連は市立病院の分院としての経営されていますが、大変厳しい状態であります。それぞれの経営形態等の見直しは検討していると思いますが、介護保険が導入され、相次ぐ薬価報酬の見直しなど、医療費の抑制などにより病院経営はますます難しい状態となっておりますが、名寄市病院は地方センター病院としての職員数は18年度で339人により、この地方の住民の医療の確保をしていますが、病院事業費に対する人件費は57%と高いわけです。これらの抜本改革の見直しについて、病院経営のキーポイントとなるのではないかと思うのですが、この点についてお伺いをいたしたいと思いますのであります。

また、医療界は多種多様な資格集団であり、能力主義の賃金の導入などをどう考えているかお伺いしたいと思います。あわせて医療請求部門、その他の民間委託はどのような方向に進んでいるのか、これもお伺いしたいと思います。

それから、道の駅についてです。道の駅の整備については、今後多くの議論を行いながら進めたいと思いますが、営業開始に当たって道の駅運営組織ができていのかどうかお伺いします。また、年間の総売り上げ、あるいはまた収益などについて

てもどのように見込んでいるのかお伺いしたいと思うのであります。風連にはJA道北なよろの販売店と道の駅販売店の大規模な販売店が整備されますが、この二つの販売店によって風連商店街の販売が吸収され、長く続いてきたしにせの小売店などが衰退して、商店街として機能できなくなる部分もあるのではないかと、こうした懸念も私はあるわけですが、これに対してどのような見解があるかお伺いをいたしたいと思うのであります。まず、この辺について。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。一部職員の給与の水準、あるいは特別職の全道的な比較等については総務部長から答弁をさせていただきます。

新市建設計画の合併特例債の活用についてお話や言及がございました。これから総合計画を策定をするわけですが、新市建設計画で予定をしましたシミュレーションの中では年間の普通建設事業の事業費は20億円から二十二、三億円という想定をしているわけですが、このうちこの合併特例債をもって財源として7億円ないし8億円充当できるというふうに理解をいただければよろしいのかと思いますが、しかし必ずしも毎年度同じ金額の積算ということにならないことも出てくるわけですが、前後にある程度大型事業が入りますと調整ということが出てくるわけですが、そうしたこともしっかりと調整をしながら、この有利な起債を枠を残すことのないようにしっかりと運用してまいりたいと、このように考えております。

次に、病院の経営にかかわってのお話がありました。病院の経営については、何としても医療スタッフがそろわなければ病院の機能が動かないというのは御指摘のとおりでございます。しかも、この診療報酬というのは国の制度で変更されるわけですが、本来地方公営企業の場合ですと自治体の方針に基づいて議会で料金等の改定が

できる仕組みでございますが、残念ながら医療については国の診療報酬の改定に連動して対応せざるを得ないと。一部市民の皆さんから独自の料金設定をするべきでないかという意見等がございしますが、しかしこの受診をする名寄市民や、あるいは周辺の住民の皆さんのことを考えると、そう簡単にそうした方法の導入ができるのかどうかということは非常に配慮の要るところでないかと、このように思っております。

現在の人件費のウエートにつきましては、御指摘のとおり高い水準でございますが、これらを分析をいたしますとやはり全体の機能を100%発揮できるだけの稼働をしていないということでもありますから、この状況、昨年、一昨年の状況が一応底というふうに見ておまして、18年度以降こうした状況の中での中長期計画を策定をしていきたいと。その中ではいろいろな考えられることをすべて取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。今までの健全化を進める中でいろんな取り組みをしておりますが、一部民間委託等についてもまだし切っていない部分がございます。保険の請求事務等の分野がそういうところがございますけれども、これにつきましても昨年1年間かけて先進都市等の視察等もしており、また内部の検討会議も進めているところでございます。できるだけ早い時期に方向を出して、職員の配置がえという課題もあるわけですが、一気に全面というわけにはいきませんが、19年度から部分的にでもこうした民間に対する業務委託ということを取り組んでいければと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、道の駅の関連についての再質問をいただきました。道の駅の運営組織につきましては、前の議員の方にも御答弁をしているところでございますが、現在直販生産者、JA道北なよろ、商工会議所、商工会、物産振興協会、観光協会などで組織された道の駅運営検討会議、さらには市の庁舎内で組織した道の駅庁内検討委員会で道の駅の

あるべき姿を協議中のごさいますて、皆さんが利用しやすい運営方法、方式を模索しながら、また管理運営母体に当たっては指定管理者制度を視界に入れるとともに今後十分協議を重ね、誤りのない運営に当たっていきたくて考えております。こうした収益については、もちろん最初からその収益が完全に見込めるのかということについては未確定要素が強いわけでごさいますて、私はこの検討会議の中でもしっかりと利益を計上できる、最初からそういうような熟度の高い運営を構築していただきたいと、このようにお願いをしているところでごさいます。

また、道の駅と風連中心市街地との競合の関係も出てくるのではないかと、このように思っておりますが、中心市街地の事業の議論の中では、やはりこれからの高齢社会の中でコンパクトシティと申しましょうか、その中心地で一定の高齢者の健康管理も含めた診療施設ですとか、あるいはJ Aのストアだとか、そういうものを取り込むことによって非常に利用度が高くなる施設と、こういうふうにごさいますて、道の駅の車社会における利用度の高い施設と、それから中心市街地については近隣も含めての風連地区の住民の皆さんの利用をいただく場所と、こういうすみ分けをしっかりとすることで、双方が元気の出る事業展開ができるようにと、このように期待をしているところでごさいます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方から市長報酬額について再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、現行報酬の月額についての道内都市とのランクづけについてお答えをさせていただきます。現行月額報酬では全道34市中25位でごさいます。これは、助役、教育長も同じランクでごさいます。なお、年収におきましては全道34市中34位、これは市長、助役、教育長も同じでごさいます。この件につきましては、期末手当相当分を

さきに1.45月削減をしていることと一般職の人事院勧告が5年にわたってマイナス勧告を受けて、特別職の皆さんもそれに連動する形で2%削減をしていると、そんな状況の中で全道34位というようなランクになってごさいます。なお、34市にありましては、20市が現在特別職の削減をしているという厳しい状況にもなってごさいます。

もう一点の市長が20%報酬を削減した場合、助役との逆転現象が出るのではないかと、こういうふうな御質問だったと思います。市長20%削減をいたしまして、助役が削減がなくというふうな状況の中では約6,000円が逆転すると、そんなような額になります。

もう一点、合併に伴って一般職の旧風連町と名寄市の給与についてかなり大きく格差があったというふうなことで、どのような新市における給与表をつくったのかというふうなことでのお問い合わせかというふうにごさいますていただきました。一般職では、旧風連町と名寄市で確かに年齢によって額の違いがありました。若い20代から40代までについては、若干名寄市が高いラインでごさいました。40から55ぐらいまでは、むしろ風連町の職員の方がやや高目になるというふうなことがごさいました。いずれも給与表は8級制を導入しておりましたから、新市におきまして8級制を基本として、新市としての一本の給与表をつくったということでごさいます。ラインは作りまされたけれども、それぞれ高い部分と安い部分が当然出てまいります。それらにつきましては、地方公務員法の中で現給保障という法の中での制度でごさいますから、それはそれでごさいますて、どのラインに到達するまでということ、高い人は一定期間足踏みをしていただくというふうな形で、新ラインよりもずっと低い人については短縮措置をかますというふうな、短縮と延伸措置をかませて調整をしていくというふうなことで新給与ラインと新給与表をつくらさせていただきます。おおむね旧両市町における職員の生涯賃金

がどのぐらいかと、高卒、短大、大卒と、一つのそれも勘案する中で合併によってお手盛りにならないということも十分配慮をさせていただいて、ラインをつくらせていただきまして、おおむね3ないし5年程度の中では新ラインに基準としていくのかなというふうに思っております、20年先には大きく差がつくかどうかということのないようなラインの中で短縮延伸措置をとるというふうな新市における給与表とラインをつくらせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○3番（武田利昭議員） 今度は教育長、風連中学校の改築の件で、スケジュールとしては21年完成計画、新聞に書いてあった。私の脳裏にはどうしても風連高校との編成問題が脳裏離れません。高校の適正配置で、道教委は2008年には上川北部で5校の高等学校が再編に該当すると新聞で報道されております。その中には風連高校も含まれております。また、名寄市に普通高校が二つあるということが将来的にもこれはいろいろ問題があると思っております。風連高校は、これ私の考えですが、新築してそんなに古くはないと思うのであります。そういう意味で、風連高校の編成を機会に中学校校舎の変更を求めることも考慮に値すべきだと思うのであります。

それから、もう一つは、やはり風連の赤ちゃんが生まれる出生率というか、非常にここ二、三年どんどん減ってきていると思っております。これは、平成5年か、20人ぐらいしか赤ちゃんは生まれていない。もちろん名寄からもどこかからもいっていますが。そういうことで、将来やっぱり非常に心配しているのです。また、国勢調査では5年間で500人の人口が減っている。やはりこうしたことも十分考慮して、学校問題の再編に当たるべきだと、中学校も高校も、そういうぐあいに私は考えますが、どうですか。これについて教育長お願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今風連中学校と風連高校との絡みについてのお話ありがとうございました。私は、高校にはそれぞれ果たすべき役割があると、こんなことをもともと考えているのでございます。例えば近間の高校でいきますと、名寄高校の果たすべき役割は何なのか。やはりこれは進学したいという子供たちの意向を受けながら、例えば医学部とか、そういうところまでしっかりその子供の希望、親の願いをかなえるということもございまして、あるいは光陵高校でいきますと地域のニーズに応じてエンジニアを育てるとか、あるいはホームヘルパーの2級の資格を取らせるとか、こういうことも高校の役割である。そして、名寄農業高校では北海道の基幹産業である農業の後継者をしっかり育てる、あるいは農業というものをしっかりと理解させる、そういう教育がやはり求められていく。そして、風連高校であれば、小規模校の中で子供一人一人に視点を当てたそういう教育が今まででも営まれてきました。中学校時代ほとんど学校に行けなかった子供が風連高校行って、一日も欠席せずに卒業していったと、こういう事例も聞いております。午前中は、進学の面でちょっとタングスリップもいたしまして失礼いたしましたが、進学の面でも今大きな実績を上げていると、そういう思いを伝えたかったところでございます。そういうそれぞれの使命をやはり子供に視点を当てて考えていく必要があると、こう思うところでございます。そういう中で、果たして名寄市内の高校はこれからどういう使命を果たしていかなければならないか。しっかりと子供を見詰めていかなければならないと、こう考えているところでございます。

ただいま風連中学校の卒業生等の数にもちょっと触れておられましたが、例えばこの調査によりますと、風連中学校は平成17年は51名の卒業者がございましたが、平成18年は56名、そして来年度の入学者は38名というようなことで、

次が63名、そしてまた21年には39名、その後は40名ぐらいずつで地元風連中学校の卒業生は推移してまいります。したがって、19年度の風連高校への入学者については、地元だけで考えますとかなりシビアな部分はあるのかなと、こう思っているところであります。

また、風連高校は昭和62年11月に全改築工事が終了しております。築19年が経過しているわけではございますが、大切に使われてきたからでしょうか、築年数よりはずっと新しい、そんな印象を与えてくださいます。ただいま武田議員からはその施設の有効活用についてのお話でしたが、これはもし近い将来高校の再編整備が進展した場合ということで、その有効活用の一つの考え方として貴重な御提言をいただいたということで受けとめてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

食育推進計画制定について外3件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして順次御質問をしております。また、議長のお許しをいただきましたので、クールビズに伴い、上着を脱いで御質問をさせていただきますので、御了承いただきたいというふうに思います。

大きい項目その1、食育推進計画制定についてお尋ねいたします。日本の食料自給率は、カロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切さと生命のとうとさということを教育していくというこ

とが重要なことであると考えます。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事をほとんど一緒にすることのない孤食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮されております。食育教育の基本は、家庭にあることはもちろんであります。その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になってくると思われまます。また、このことは、我が名寄市の基幹産業である農業の将来と未来の日本にとって大変重要な問題であると考えます。国民が食に関する知識と食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送ることを目指し、昨年6月に食育基本法が成立したことを踏まえ、毎年6月を食育月間として重点的、効果的に食育運動を展開し、国民への浸透を図り、毎月19日を食育の日とし、継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指すとともに、具体的数値の目標を設け、2006年度から2010年度まで5カ年で目標値の達成を目指すということであります。

具体的には一つに食育に関する関心を持っている人の割合を現在の70%から90%以上に引き上げる、二つに朝食を欠食する人の割合について小学生の4%をゼロ%まで減らす、成人については20代男性の欠食30%から15%以下に、30歳代男性は欠食23%から15%以下に欠食率を下げるというものであります。三つに、学校給食における地場産品を使用する割合を21%から30%以上に食材数ベースを引き上げることとあります。四つに、食材バランスガイドを参考に食生活を送る人の割合を60%以上にする。五つに、内臓脂肪症候群を認知している人の割合を80%以上にする。六つに、食育の推進にかかわるボランティア、現状値より20%以上の増加を目指す。七つに、教育ファームに取り組む自治体の割合を60%以上とする。八つに、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている人の割合を60%以上とする。九つに、推進計画を作成、実施する都道府県や市町村の割合を都道府県は1

00%、市町村50%以上とする。市町村は、50%以上が推進計画を作成、実施する目標値を示されていましたが、広島県尾道小学校元校長が朝食を欠食する生徒と朝食を御飯で食べた子供の勉強能力の数値に差が出たと言われておりました。本市小中高等学校の朝食の欠食の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

食材を通して地域の自然や文化、産業などに関する理解を深め、生産にかかわる人たちの努力や食への感謝の念を子供たちにはぐくんでもらうため、学校給食で地場産品を使用する割合を全国平均で2004年、21%、全国平均30%まで食材数ベースを引き上げるといことありますが、本市給食センターにおける地場産品の使用割合の理事者の御見解をお願いいたします。

子供たちが稲の根つけを行い、児童らは成長する稲を教材に観測活動や調べ学習に取り組み、収穫し、調理して味わうということにより喜びを体験すること、また食べ物を大切に作る気持ちや食べ物に感謝する心をはぐくむことができる教育ファームの取り組みの状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

児童生徒だけでなく、教職員や保護者らに対してシンポジウムやイベント、参考資料の作成、配布などを通じ、食育の普及啓発活動を行い、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関と学識経験者の協力を得て、児童生徒の食生活が健康や意欲を与える指導プロジェクトを進めるために各学校に栄養教諭の配置を考えているようですが、名寄市として理事者の御見解をお願いいたします。

近年生活習慣病の増加や食の安全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむため、食育を総合的かつ計画的に国民運動として推進すると言われておられます。教育行政執行方針にも食育をテーマにし、高大官連携事業として生産者から消費者まで、食育の幅広い推進をねらい云々と言われておりましたが、本市の食育基本法への取

り組みについて理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目の2番目、職員アイデアで経費削減をについてお伺いいたします。日本は、今8,000兆円に及ぶ借金を抱え、政府も国家公務員の削減、事務事業の見直し、公務員宿舍の売却等を行い、北海道職員も職員給与の10%を削減し、国民への負担だけでなく改革を少しずつ進めております。また、北海道や本州も近年財政運営は非常に厳しい状況に置かれておられます。理事者以下職員の責任のある立場にある方々は、日々苦心されているものと思われます。しかし、その立場にある者だけが工夫したとしても解決されるものではありません。全職員からアイデアを募集して、少しでも改善につなげることにについてはいかがお考えでしょうか。これは、市町村の話ではないのですが、北海道十勝支庁が平成16年度から実施している職員提案制度で選ばれたアイデアを全員で実行し、経費削減に努力しているそうです。その事例を紹介いたします。一つは、公用自転車の利用であります。車とえば自動車ありますが、庁舎から半径2キロ程度の範囲は、環境にも優しい公用自転車を利用しております。次に、二つ目には、複数回利用できる支庁独自の封筒製作です。大型封筒に3カ所、普通封筒に2カ所あて名書きを設け、紙質を変更し、従来のカラー刷りから1色刷りとしたそうです。三つ目には、職員が出張、外勤する際に、可能な限り関係機関に郵便物を持参して節約を図るそうです。これにより削減される金額はごくわずかではあるかもしれませんが、少ない額でも集めると巨額になります。昨年より原油高騰によりガソリン、軽油は1.4倍の価格になっておりますし、二酸化炭素排出の抑制のためにも公用自転車の利用の理事者の御見解をお願いいたします。

また、私も書類、会議の連絡、給与明細等、職員等の連絡などは二、三回封筒を使ってもよいと思われますが、複数回封筒利用の理事者の御見解

をお願いいたします。

郵便物の関係機関への書類配達とともに、このような少ない額の削減と思う職員もおられると思いますが、封筒や切手も市民からの税金という思いになれば、職員はいろいろなアイデアが出るはずです。そのような意味で職員からのアイデアの経費削減の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目の3番目、働く場の確保について御質問いたします。日本の雇用の状況は回復したとテレビ等で報道はされておりますが、関東、大企業、IT機器関係、大手銀行ぐらいで、北海道や道北は極めて厳しい状況にあることは言うまでもありません。名寄ハローワークの数字でも如実に出ておりますが、新規求人数は前年比15.9%マイナス、新規求職者は前年同期比8.7%マイナス、月間有効求人数は1,443人で、前年比よりも13.6%増加し、45歳以上の求職者は630人と全体の43.7%まで膨れ上がっております。前年度比0.3%離職者がふえております。名寄地方の景気に対する見解と支援についての理事者の御見解をお願いいたします。

現実私の周辺でも建設関係や関係企業に従事しておられる方々の中にも仕事がまだなくて会社から呼ばれていないという方もおられます。建設業、建築関係が動かないために、その関係の従事する方々にもこのままでは会社自体が大変だという声も聞かれております。建設労働者の現状と今後の見通しについての理事者の御見解をお願いいたします。

景気をよくするのは国の問題ではありますが、その地域で住民生活を守る行政のてこ入れも必要ではないかと思われまます。建設労働者の現状と今後の見通しについて理事者の御見解をお願いいたします。

景気が悪ければ雇用は生まれません。しかし、会社も仕事をとらなければ雇用したくても雇用できないのが現状と思われまます。昨年は、市発注工

事、上半期で発注率も高かったのですが、本年は市、道、国の発注も大変におくれております。また、発注件数も減っているそうです。そのような意味からも建設事業の名寄市の早期発注の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の4番目、学童保育施設の利用状況と充実についてであります。子供が放課後を楽しく過ごせる居場所づくりを進め、防犯面に加え少子化対策として親が安心して働ける環境が大変重要なことと思います。名寄市にある南児童クラブ、コロポックル、どろんこはうすも現在満員状態で入れないという親からの声もありますが、3学童保育施設の利用状況について理事者の御見解をお願いいたします。

これは、去年の話ですけれども、やめてしまったのですが、東小学校からコロポックルが満員のためどろんこはうすまで通ったが、当時東地域で不審者が出たため、学童保育をやめたという親の声、また南小学校より南児童クラブが満員のためどろんこはうすに通ったが、やめてしまった親がという声が聞かれました。6月7日、テレビで日本一子育て支援で出生率最高の1.35、北九州市の子育て支援事業の話がテレビで放送しておりました。公立保育所ではなく、民間の委託幼稚園なのですが、公立と同じ金額で夜間12時まで子供を見ていただける、それでいて預ける金額が同じということでありました。北九州からも補助は出ていると思いますが、その中で親がこういうふうに話しておりました。私は仕事をしているので、ここに預けていれば安心ですと。もしこの幼稚園がなくなれば、私が仕事をやめなければなりませんという話をされておりました。本市も北海道4番目に住みやすい、また子供が安心して暮らせるためにも他校より遠距離から通う児童への配慮の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

一番よいのは昔のように各学校に学童保育があればよいのですが、少子化に伴い人数も少なくなりました。そのために学童保育的待機施設、子ど

もプランの配置の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

以上、この場での御質問をさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大項目1の（1）から（4）と大項目4についてお答えいたします。大項目1の（5）と大項目3の（1）、（2）につきましては経済部長、大項目の2は総務部長、大項目3の（3）は建設部長がお答えいたします。

最初に、食育推進計画制定についての小中高等学校の朝食の欠食状況についてお答えいたします。食育基本法に基づき設置されました国の食育推進会議におきまして、ことしの3月31日、食育推進計画が決定されまして、具体的に食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけた上、子供たちに対する食育を重視し、学校における食育の推進のための具体的取り組みを挙げております。その一つといたしまして、先ほど議員からお話ありましたけれども、平成12年に小学校5年生を対象とした調査でほとんど朝食を食べないと回答した子供が4%となっている割合を平成22年度までに零%とすることを目指すとしております。平成16年度に北海道PTA連合会が道内の小中学生1万人を対象として実施した調査では、小学生の25人に1人、中学生の14人に1人が朝食をほとんどとらずに登校しており、これに朝食を食べないことがあるとの回答を加えますと小学生の22%、中学生では26%とほぼ4人に1人が朝食を抜く日のあることがわかりました。食べない理由のトップといたしまして、小学生の41%、中学生の52%が時間がないを挙げておまして、次に食欲がないが小学生で40%、中学生で37%、また太りたくない、用意していない、そういうような答えもございました。

当市においては、児童生徒の食生活などの実態調査はしておりませんが、平成16年4月に名寄

青年会議所青少年未来委員会が市内小学校5年生、6年生を対象に行った親と子のコミュニケーションのアンケート調査では、毎日御飯を食べているが86.2%、時々食べるが9.9%、ほとんど食べないが3.9%となっており、また親と一緒に食事をしている児童は53.7%、一人で食べているが46.3%という調査結果が出ております。高校生の朝食につきましては、上川管内北部高校養護教諭研究協議会の平成14年度の実態調査によりますと、朝食を食べない生徒が11.2%おりました。夜型生活の影響から朝食がとれない、あるいはとらないなど、食生活の乱れが影響しているように思われます。北海道PTA連合会も調査結果の分析で、朝食をとらない子や給食を残す子の方が食事をきちんととる子より疲れたり、いらいらとする子の割合が高いと、そのような指摘をしております。早寝早起きの実践で生活リズムを向上させるとともに、基本的な生活習慣を身につけることが大切かと考えております。

次に、学校給食における地場産品の使用割合についてお答えいたします。食育推進基本計画でも学校給食における地場産物を使用する割合を高めることが求められております。名寄市学校給食センターでは食材の調達安全性の確保を最優先とし、生産者の顔が見え、流通経路が短い地場産品の活用を献立づくりに積極的に生かしております。毎月1回その月誕生日の児童生徒を祝福する地元産はくちょうモチ米を使用しての赤飯給食の実施、また5月、6月には朝どりピヤシリイチゴの配ぜん、6月には良質なグリーンアスパラを使ったメニュー、7月、8月にはミニトマト、メロンのデザート、また農作物が出そろう10月以降にはトウモロコシやカボチャを使いましたシチュー、芋の肉じゃがなどを献立に取り入れております。主食のお米は、風連産減農薬特別栽培米を30トン年間契約で購入し、使用しております。地元産野菜の平成17年度実績は、ジャガイモで約5.3トン、大根で1.5トン、ニンジン1.9トン、タマネ

ギ2トン、キャベツ1.7トン、ナガネギ0.2トンなどであり、またカボチャ、スイートコーンは地場企業が確保したものを冷凍食品やペーストにして確保し、随時使用するなど、地元産品の使用割合は量の比率で主食のお米を加えますと約61%は地元産でございます。道内産が約21%、残り約18%が本州産となっております。また、ラーメン、うどん、豆腐、かまぼこ、もやしなどは原材料を道内産に限定し、地元業者に確保していただいております。

また、風連学校給食センターでも献立に季節感を盛り込み、しゅんの味を味わってもらい、児童生徒たちに地域の特産物に関心を持ってもらうことを目的として、地区内生産農家物の直接購入で地場産品を活用しての献立作成に努めております。特別メニューとして、はくちょうモチ米を使ったおはぎ、道内産小麦粉を使ってのクリスマスケーキ、スキー授業に伴うおにぎり給食、卒業をお祝いする赤飯と紅白まんじゅうなど、日本の食文化、習慣を大切に考え、献立に取り入れております。お米は、名寄給食センターと同様減農薬特別栽培米を年間5トン購入しております。地元産野菜の平成17年度実績は、ジャガイモ約1.1トン、大根0.2トン、ニンジン0.3トン、タマネギ0.7トン、キャベツ0.4トン、ナガネギ0.2トン、白菜0.2トンなど、食材として地元産物を約48%使っております。ラーメン、うどん、豆腐、もやしなどは原材料を道内産に限定して納入していただいております。

次に、本年の教育ファームの取り組み状況についてお答えいたします。名寄市における教育ファームの取り組み状況についてですが、各小中学校では総合的な学習の時間などにおきまして、多様な形態での農業体験学習を実施しております。特徴的な事例といたしまして、名寄東小学校と風連中央小学校では名寄農業高校との連携のもと乳製品加工や園芸などを行っております。風連日進小学校と下多寄小学校では、学校田を活用して稲作

栽培に取り組んでおりまして、また名寄南小学校と名寄西小学校では農家の方の協力をいただいて、田植えや稲刈り体験を行っております。智恵文小学校では、高齢者学級の方の指導、協力のもと野菜の栽培を行い、調理実習に活用しております。さらに、名寄東中学校では健康の森の市民農園を借りまして野菜の栽培と販売体験を行っており、智恵文中学校では学校農園でカボチャの栽培を行い、交通安全啓発運動においてドライバーに配布するなど、それぞれが特色ある学習活動を展開しております。また、収穫祭などを通じて作物を調理加工し、みずから味わうことでつくり育てることの喜びを体感するとともに、生産者の苦労なども学んでおります。

農業には土づくりから収穫に至るプロセス、育てるという行為は他の生産活動とは異なる多面的な要素があると考えております。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも農業の持つ教育力を重視していくという視点から、情報提供やスクールバスの配車などを通じて支援に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、栄養教諭の配置の考えについてお答えいたします。食育推進基本計画では、学校における食育を推進するために栄養教諭の早期の配置、そして栄養教諭を中心に各学校において食に関する指導に係る全体計画を策定することなどを掲げております。平成18年4月1日現在での道内における栄養教諭の任用者は24人となっております。内訳は、小学校で10人、中学校で5人、道立特殊学校で9人の発令となっており、いずれも発令されているところは単独調理場を有する学校での任用となっております。

北海道教育委員会では、栄養教諭の導入に当たっては市町村教育委員会や学校の意向を踏まえまして、条件整備が整った市町村から順次配置をしていく方針を示しております。現在名寄市の学校給食センターでは3名の学校栄養職員が配置されておりますが、そのうち2名の職員がこし栄養

教諭免許状取得に必要な単位を修得するための免許法認定講習の受講を希望しております。栄養教諭への移行の際は、近隣の給食受配校へ配置され、学校籍に移行となります。学校給食センターは兼務発令となりますので、学校給食センターでの職務従事時間が減少することとなりますので、制度の実施に当たりましては調理員に対する指導、また食材の検収、衛生管理指導を含めまして支障の出ないような勤務形態を学校、給食センターの実態に応じまして検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、大項目4の学童保育施設の利用状況と充実についての(1)、3学童保育施設の利用状況についてお答えいたします。名寄地区の3学童保育施設の利用状況についてであります。平成17年度につきましては直営の南児童クラブは定員50名のところ一月平均在籍者数が47名、委託運営のコロポックルは定員40名のところ平均在籍者数が51名、どろんこはうすは定員25名のところ23名の一月平均在籍者数となっております。平成18年度につきましては、6月1日現在、南児童クラブは定員50名のところ現在在籍50名、コロポックルは定員40名のところ現在在籍54名、どろんこはうすは定員25名のところ26名の在籍となっております。コロポックルにつきましては、在籍者数からこれ以上の受け入れは難しいとの報告を受けておりますが、南児童クラブ、どろんこはうすにつきましては、ほぼ定員どおりの在籍であります。南児童クラブについては5名前後、どろんこはうすについては3名前後の受け入れが可能との報告がありますので、名寄地区の学童保育施設は需要にこたえている、そのように判断しております。

次に、他校、遠距離から通う児童への配慮についてでございます。子供が学童保育施設から家に帰るときは、保護者に迎えに来てもらうようにしております。学童保育施設に来るときですが、南児童クラブは学校内の施設であるため特に問題は

ございませんが、他の施設につきましては学校と少し離れているため、学校での指導とあわせ、施設としてもできるだけ集団で来るように、そのように言って聞かせておまして、それが実行されております。また、不審者情報が入ったときなどは自家用車などによる迎えも行っております。

御指摘のありました入所を希望する施設が満員のため、遠くの施設に通わざるを得なくなり、退所した二つのケースでございますが、1件は保護者の仕事の時間の都合がつくようになったので、退所との報告を受けております。他の1件は、少年野球チームに入ったので、退所したいとの報告を受けておりますが、今後もしっかりと事実関係を把握するように努めたいと思います。

なお、この二つのケースも含めまして、近くに施設がありながら、遠くの施設に通わざるを得なくなった場合には施設間で車の送迎を行っております。子供の安全には十分配慮した運営を行っております。

次に、各学校に学童保育的待機施設の子どもプラン配置の考えはについてお答えいたします。近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後などにおける児童生徒の安全な活動の場の提供や多様な活動の実施を目的といたしまして、文部科学省が所管する地域子ども教室推進事業と厚生労働省の所管する放課後児童健全育成事業がございます。御質問の子どもプランは、文部科学省と厚生労働省が協議の上、この二つの事業を平成19年度から一体的、あるいは連携して実施しようとする事業との情報を得ております。名寄市におきましては、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を実施しておまして、文部科学省の地域子ども教室推進事業につきましては、学童保育施設が需要に十分こたえていると判断いたしておまして、実施していません。当面は、現在設置されております学童保育施設を維持し、充実させることが適切と考えますが、放課後子どもプランの基本的な方向といたしまして、このプランはできる

限り小学校内で実施することとする、当面児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとすると、このようにうたわれておりますので、将来的にはこのような方向で検討をしなければならぬと思われまます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私から大きい項目1番目の（5）番目でございますが、本市の食育基本法への取り組みについてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、昨年6月10日に食育基本法が制定され、7月15日に施行されました。これは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには何よりも食が重要であり、食育に関する基本理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定める食育基本法が制定されたものであり、今後各地で食育の取り組みが推進されるものと考えております。

近年食生活において栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食生活の乱れが心身の健康にさまざまな影響が懸念され、食に対する関心が高まっております。このような中で、子供たちを初め市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、命をはぐくむ食べ物とそれを生産する農業や地域の食文化について理解を深めるとともに、安全、安心な食を選択する力を習得し、健康的な食生活を進めていくことが重要と認識しております。当市は、安全、安心な農産物などの生産現場が身近にあります。消費者と生産者の顔が見えるつき合いができるなど、食育を推進するには適した地域と考えており、これまで産業まつり、健康まつり、さらにはふれあい福祉まつり、風連でのふるさとまつりなどなどのイベントのほか、大学でのフォーラム、農業体験などの取り組みがなされております。今後北海道の食育推進行動計画や今年2月に発足

した農林水産省名寄統計情報センターの北部食育情報連絡会と連携をするとともに、教育委員会、生活福祉部、経済部の連携と名寄大学の指導、協力をいただきながら、食育推進計画の策定及び取り組みに向けて協議をしてみたいというふうに考えております。

次に、大きい項目の3番目の（1）でございますが、名寄地方の景気に対する見解と支援について申し上げます。さきに財務省が発表した1月から3月期の法人企業統計では、好調な企業業績が雇用、賃金に波及し、労働への分配率も3年9カ月ぶりに上昇と報じられました。これに対して日銀札幌支店では下方修正に転じ、持ち直し緩やかとの景気判断が示されたところであります。一方、旭川財務事務所による5月の道北管内の経済情勢報告では、管内は引き続き厳しい状況にあるが、持ち直しの動きも見られるという評価がなされております。このように景気の状況は地域格差があり、名寄地方では依然として厳しい状況から脱し切れていない状況にあるというふうに判断をしております。

また、名寄公共職業安定所が取りまとめております雇用保険受給者数の推移は、前年同月比では増加の傾向にあり、今年4月の名寄職安管内の求人動向につきましては、新規求人数で212人、前年同月比で7.8%の減となっており、運輸業、金融、保険業などで若干の増加はあったものの、多くの産業において減少でありました。一方、市内高校、短大の平成18年3月の新規学卒者の就職状況は、高校で全生徒341人中就職が79人、うち地元就職につけた方につきましては38人、短大は卒業生201人中就職は164名、うち地元は19名という状況であります。平成17年度における雇用の事例といたしましては、建設業ソフトランディング、コミュニティーFM局てっしの開設によって放送機器技術担当部門の担当2名、パーソナリティー4名、それからもう一つ、山土を活用した稲作及び畑作に適した育苗用培土の製

造で1名それぞれ新規の雇用がありました。

こうした状況は、地域の企業活動や雇用によって大変厳しい状況にあると認識しておりますので、今後とも名寄公共職業安定所、名寄商工会議所、風連商工会など関係機関、団体との連携を図りながら、国や道の中小企業支援制度の積極的活用も含めて中小企業振興の雇用と安定に努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、(2)番目でございますが、建設労働者の現状と今後の見通しについて申し上げます。ことし4月期における名寄公共職業安定所管内の産業別求人状況によると、建設業では前年同期と比較して18.2%の減、製造業では23.5%の減、飲食宿泊業では45.8%の減となっており、運輸業では80.0%の増、金融保険業でも42.9%の増、医療福祉で28.6%の増となっておりまして、時期的なものや業種によって違いが出ている状況にあります。しかし、総体的には7.8%の減となっており、17年度と16年度の年度集計比較におきましても、建設業では5.8%増となっているものの、全体の景況感からしても依然として大変厳しい内容と受けとめております。さらに、管内における全業種の就職充足率では、平成14年度64.2%、15年度では60.7%、16年度では66.1%、17年度では76.0%と推移してきておりますけれども、そのうち常用となりますと38%、33.5%、43.9%、37.8%となっておりまして、この部分から見る限りでは非常用という雇用形態の変化をうかがい知ることができるというふうに考えております。

また、昨年度の北海道の調査では、建設業者が新分野に進出し、多角化を図っている状況は2割にとどまっていることがわかりました。北海道の分析では他社の様子を見守っている段階としておりますけれども、これらのことからまだまだ厳しい状況が続くものと思われまます。

また、会社の新基本法とも言える会社法が施行され、今後企業社会のあり方にも変化が考えられ

ます。これらの各種の事業展開に対し、関係機関、団体と連携をとりながら、企業の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

次、(3)、建設事業の早期発注の考えについて申し上げます。旧名寄市では建設工事の発注率を上半期で80%を目標に行っていました、新市においても地域経済への影響を考慮いたしまして、これらを継続させていきたいと考えております。本年度は、新市の誕生で4月から6月までが暫定予算となり、61件ほど組み入れ、入札執行に若干のおくれはありますが、ほぼ予定どおり進んでいるにもかかわらず、全道、全市的な不況感から、市内の建設業への波及効果が薄い状況であると思われまます。本予算で計上しております建設事業につきましても、本会議での議決後早期に発注できるよう建設業者への説明会準備や積算作業を同時に進めていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長、端的に。

○総務部長(石王和行君) 私の方から大きい項目の2点目、職員アイデアで経費節減についての1点目の公用自転車の利用についてお答えをさせていただきます。

現在名寄庁舎、風連庁舎にそれぞれ4台配備をしております、御質問にございましたように自転車は環境に優しく、また市街地においては機動性に富み、職員も積極的に活用をしているところでございます。今後とも周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の封筒の複数回利用についてでございますけれども、議員御指摘のとおりでございます、封筒の複数回利用につきましては職員間の事務連絡等ですとか、市に送付をされてきている封筒の再利用、これらに心がけているところであります、分庁方式に伴う両庁舎間の文書の移動についてもそれらを利用をしているところでございまして、なお一層周知徹底を図っていききたいと、この

ように考えております。

また、給料袋ですとか連絡等に使用する封筒につきましてですけれども、一部ではございますけれども、回収し、再利用しているだとか、給料につきましての封筒につきましては、封筒は要らないという職員もおられまして、明細書だけをお配りすると、こんな事例もございます。封筒の紙質ですとか形態につきましても、それらについてなお一層再利用していきたいというふうに思っておりますし、カラー刷り等につきましても経費の節減ということで、資料等の見やすさ等が求められるものは除きまして、一般的に1色にするなどの経費節減に努めていきたいと、このように思っております。

なお、新市におきます封筒は多色刷り、郵便番号を入れますと3色でありますけれども、これにつきましてはイメージを出すということの用度担当の担当職員のこれもアイデアでありまして、多色刷りになっておりますけれども、クラフト紙と従前のものと経費は変わっていないと、再生紙を使っているということでの経費節減に努めていることも御理解をいただきたいと思っております。

次に、郵便物の持参でございますが、これにつきましても職員が出張するだとか外勤をするときにはできる限り可能な書類を持参するようにしております。しかし、書類には個人情報の配慮をしなければならないと。これらに努めながら、できるものについては持参をしながら配付に努めているところであります。

職員のアイデアにつきましてのいろいろな取り組みということでの御質問でございますが、4点ほど例を挙げますと、コピーにつきましてのファクスの受信についてはコピー紙の裏面を利用する、プリンターの再利用紙をセットするにも端末にそれを使うだとか、議案書につきましても議案番号1号から連番をつけるだとか、そういうふうな形で議員にも御協力いただく中で経費節減に簡易製本ということで努めている部分もございます。ま

た、電灯の細かな消灯、トイレの節水等にも努めているところがございますけれども、市役所全体で取り組む小さなものでも大きな効果が出るということでございまして、職員のアイデア募集につきましてはグループウェア等に伴っての提案制度も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 大変御丁寧なお答えありがとうございます。時間がもうなくなりましたので、早目にやりたいと思っております。

まず、先ほどの学童保育の件ですけれども、まだ入れるというお話ありましたけれども、私は全学童回りまして状況を把握して、今回質問させていただきましたので、その当時は満員で入れないということでは言われたものですから、この質問をさせていただきました。先ほどのお話では、南児童クラブが5人のどろんこはうす3名入れるということで御確認できましたので、またこれ他校の部分なのですけれども、再度質問してしまうと長くなるので、要望だけをずっと言いたいと思いません。他校からの生徒の移送なのですけれども、私が聞いた人はちょうど東小学校にいて、コロポックルがだめで、どろんこはうすに行かなければならないという状況で行ったのですけれども、その当時不審者が出て、親が困って、またコロポックルも生徒ともちょっと何かあったみたいでやめてしまったという状況なのです。あと、現在もやっぱり豊西小から南小に1名の方が来ております。そして、南小からどろんこはうすにも来ているのですけれども、どろんこはうすさんは南小の方は途中まで来ていただいて、どろんこはうすの方が迎えに行って、100円いただいているそうなのです。豊西小から南小に行っている方は、お父さんが仕事を途中でやめて連れてきていただいているという状況です。

この学童保育というのは、やはり親が仕事をしていたら家に帰るのも大変だ、そしてこの学童保育

で子供の世話をしてほしいというのが学童保育だ
と思うのです。その場所に子供を連れてきてから
学童保育が始まるのではなくて、そこまでの対処
を私はしてほしいというふうに。南小からどろん
こはうすに行く場合には、スクールバスがあるの
だけども、少しちょっと乗せてあげて行くだと
か、学校の先生に頼むだとか、南小からコロポッ
クルに行くときはそうするだとか、東小と名小の
場合は全体で移動されているみたいな話をされた
ので、安心なのですけれども、やはりそういう入
れない場合、1人か2人の移動になるために、や
っぱり名寄市でも不審者が出るという状況の中で
教育委員会、また学童保育としてはうちまで来て
くださいというのですけれども、親としてはやっ
ぱり心配なわけなのです。市民の方もそういうこ
とを考えるとやっぱり行政にどうにかしてほしい
という心はあると思います。だから、ぜひこの遠
距離の部分は検討していただきたいというふう
に思います。

子どもプランも民間がありますので、どんど
ん小学校に子どもプランをつくれと私は言
いません。民間の経営も大変ですから、できれば
先ほど言ったように民間も潤っていけるためにも
先ほどの遠距離の部分は輸送体制を何とか確立し
てほしいというのが私の要望でありまして、それ
をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

働く場の確保は、本当に今厳しい状況でありま
す。ぜひ本予算終わりましたら早期発注のお願い
いたします。

職員のアイデアで経費削減なのですけれども、
今も若干部署部署によってやられておられます。
今回私に議会が始まってから届いた封筒です。連
絡の封筒が、給料明細は入っていませんけれども、
いろんな。後ろテープで張れば次使えるのです。
ホチキスでも使えると思います。のりづけされる
と、こういうふうに破かなければならないので、
困るのですけれども、こういう部分しっかりと、
二、三回使える、きっとこれだと印刷にかけて1

枚20円から30円ではないかと思うのですけれ
ども、これで印刷で10円ぐらいではないですか。
それぐらいやっぱり経費としてはすると思います。
私一人にこんなにこの少ない日にちで文書が来て、
私は封筒に入れなくていいと思う。あの箱に入れ
ていただいてもいいなというふうに思いますし、
給料も毎月これで来るのですけれども、小学校の
ように給食費の支払いみたいに12月までしてい
ただいて、ホチキスでとめてあそこに入れていた
だいて、ホチキス外して、私判こ押しして戻します
ので、ずっとこれを12回やっていただいてもこ
こにいる皆さんは私は怒らないと思うのです。そ
れだけやっぱり市民に水道料が高いだとか、下水
道料金がほかよりも高いだとか、市民税が高いと
言われている割には私たちがこんなことをやって
いて本当にいいのかというふうに私は思うのです。
こちら辺をしっかりとやっぱり行政と議員みずから
やっていかない限り、市民に説明できないという
ふうに私は思いますので、しっかりよろしくお願
いします。給与は、本当に私はそれでいいです。
袋に入れなくてもいいと思います。

あと、食育の問題でありますけれども、あと2
分しかないです。要望だけ言います。こういうふ
うにやっているところがあるのです。福井の小浜
市で、この食育基本法に先駆けて食育中心の授業
だとか、いろんなそういう小浜市の施行した食の
まちづくり条例というのをつくって、教育機関を
通じた食の重要性の普及だとか、作法の継承、食
の健康に関する研究、地産地消の奨励、農水省へ
の活性化ということで、条例に基づいて03年1
1月から幼稚園児を対象にキッズキッチンという
のを始めました。食材の知識や食事のマナー、命
の大切さを教える一方、幼児用に開発した包丁を
使ってみずから料理をつくらせて、食べさせ、食
材を地元でとれたものを提供していると。そのこ
とによって、この幼稚園児は食事を残さなくなっ
た。また、小学校でも味の素とモスバーガーで授
業を行って、小学校の生徒に食事をつくらせて、

そして観測させて、その調理を安全、安心の野菜類を自分で調理して食べたところ苦手な食事を食べるようになったということなのです。だから、できればそのような形で名寄も進めていただきたいし、給食センターもこの小浜市では給食センターその地元の食材を80%使っている。先ほど企業によってだめだと林議員の質問でありましたけれども、済みません、もう少し、ありましたけれども、その業者にJAから風連のモチ米を買わせて入れてもいいと思うのです。その業者がきっと道内産で買っていると思うのです。野菜だってそうだと思います。名寄産のものをその業者に買わせて納入すれば、この小浜市のように給食センター80%の食材を地産地消できると思うのです。この名寄、風連の景気がよくなると思いますので、ぜひその対処をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

次に、新市長の所信表明について外4件を、斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） それでは、通告してあります第1点目の新市長の所信表明についてから質問をいたします。

島新市長は、5月15日に臨時議会での所信表明、そして6月5日に市政執行方針を示されたわけであります。私は、常々自治体の役割は地方自治法の本旨に基づき、住民の暮らしを守る大きな使命があると考えているわけであります。今国の進める構造改革の名のもと、国民には相次ぐ医療制度の改正、そして負担増、年金の削減、あるいは定率減税の廃止へなどなど負担増があるわけあります。さらに、自治体へは交付税削減を一層進める三位一体改革など、先の見えない政治への大きな不安の声があるわけであります。それだけに自治体が住民自治の立場に立った行政運営が求められていると考えておまして、その立場での市政運営を市長に強く求めるところであります。

市長は、地方自治体は地方分権の中で自己決定、自己責任の原則に立ったまちづくりを進める、このように繰り返し表明をされております。しかし、そもそも市民はだれもが自己責任で生きているのであります。また、当然税金や公共料金を納めております。それらは、私たちが狭い個人的利益のみでなく、保健、医療や福祉、教育の豊かな実現、環境問題解決などなど、個人一人一人の幸福につながるこれが現代社会での自己責任のとり方と考えるわけであります。ですから、国の構造改革で国民の負担増、地方への交付税削減の根本問題を避けて、ただ住民の努力に責任を転嫁する考えというふうには言わざるを得ないわけではありますが、いかがでありますでしょうか。

新市の新しいまちづくりを進めるために自治基本条例を策定すると表明されました。地方自治法による住民自治は、民主主義の徹底によって進められてこそ住民のものになると思うわけであります。その自治体の柱となる自治基本条例の制定には徹底して市民に情報を提供して協議し合う民主的取り組みが必要でありますし、そのためには一定の時間もかける必要があると考えるわけでありますけれども、見解を伺いたいと思います。

またさらに、平和な国づくりはだれもが求めているものであるだけに、まちのシンボルとしての都市宣言として名寄市では平和都市宣言を、また旧風連町では非核平和宣言の町を宣言しているわけありますけれども、それぞれこれらを生かした平和都市宣言を行うべきと考えるわけありますけれども、お答えをいただきたいと思います。

この平和に関して、今千歳に米軍の訓練移転計画があります。これは、米軍基地再編計画が大もとにありまして、その計画における日本の負担が試算とはいえ何と3兆円と報道され、特にアメリカの領土、グアム移転に7,000億円、一体どこの国の政府だと国民の怒りが高まるのは当然でないでしょうか。力の時代でなく、平和外交こそが21世紀の国際関係ではないでしょうか。財政大

変と言いながら、多額の負担に応じる政府のこの方針に市長はどのように考えられるか見解を伺いたいと思うわけであります。

2点目の合併効果と施策についてお尋ねをいたします。合併により財政が直ちに好転しないと、これも繰り返し表明されておりますけれども、果たしてそうでしょうか。既に昨日来の答弁の中で、幾つかの指標が示されてまいりました。まず、交付税、振興基金などなどあわせて具体的にお知らせをいただきたい。また、名寄市は、17年予算で財政が厳しいとの理由から、それぞれインフルエンザ助成、敬老会補助金、排雪ダンプ助成、あんま、はり、マッサージ、さらにバスなど交通費助成を削減してきたわけでありますけれども、今合併をし、住んでよかったと言われるまちづくりを目指す島市長として、合併効果の具体化としてこれらの施策を復活を図っていく、こういうお考えがないか。そして、その後に状況に応じて住民と協議を行って進めていく、こういうことが必要でないかと考えるわけでありますけれども、見解を伺いたいと思うわけであります。

3点目の大学運営でありますけれども、医療、福祉、教育のまちづくりの連携についてであります。新名寄市のまちづくりの柱として、安心して暮らせる医療、福祉、教育のまちづくりに大学が積極的にかかわる。そしてまた、市民協働、協力の取り組みを進めることを私は求めたいと考えるものであります。4月の開学では、皆さんの努力で入学者も確保されました。今後大学が大きく発展するには、学生が学びたい特色ある大学が求められるだけに、学長を初め教職員の奮闘を心から期待をするわけであります。また、同時に私たちも特色ある大学に協働の立場からの支援にかかわり、その活動があわせてまちづくりに反映される、その道が住んでいてよかったと言われるまちづくりへと願うものであります。具体的にどのように考えておられるか見解を伺いたいと思うわけであります。

4点目ではありますが、農業の安定経営の基本についてお尋ねをいたします。私たち郷土の文字どおり基幹産業として、農業振興はまちづくりのもう一つの大きな柱であります。その農業振興の取り組みを求めるものであります。特に今21世紀が世界的に食料不足が叫ばれている中、農家の皆さん方は文字どおり日本民族の生存を担う誇りある仕事をしているわけであります。特に日本農業の担い手は、家族型農家経営が主流を占めておまして、本州、そして各地での小規模農業を可能にしてきたわけであります。しかし、この農政が改正を加えられ、特に今回政府は戦後農政を根本から見直すと品目横断的経営安定対策を提案してきたわけであります。従来のように全農家を対象にした農政ではなくて、一部の大規模経営だけに限定して、多くの農家を切り捨てていくものと言わざるを得ないわけであります。これでは食料自給率はさらに下がってしまうわけであります。また、農家経営を支えてきた高齢者はどうしろというのでしょうか。そこで、お尋ねするわけでありますけれども、名寄での対象農家は、また集落営農の見通し、さらに認定農家になれない小規模農家の対応についてお答えをいただきたいと思えます。

次に、各農業の整備事業があるわけでありますけれども、大枠で事業費、農家負担額がどのようになるのか、そしてそれが経営向上にどのように役立つのかお知らせをいただきたいと思うわけであります。

5点目、教育行政についてであります。まず、今国会で審議が始まりました教育基本法改正についてであります。今なぜ改正なのか。国民合意が十分とれておりません。しかし、現状の子供をめぐる問題がこの教育基本法に原因があるかのようなすりかえもあるわけでありますけれども、私は逆に教育基本法の理念に立った教育こそ今求められていると考えております。伺いますが、名寄の多くの教育課題がこの改正で解決され则认为

られるのか、この際ですから、見解を求めたいと思うわけでありませぬ。

次に、高校再編と市内4高校の展望についてであります。道教委発表の高校再編、3学級以下は統廃合するという方針は、余りにもひどいものであります。この地域での小規模校の存在を否定することであり、みずから認めていた高校経営を否定するという暴論であり、道教委は有識者の検討会議での答申によるから、こういう方針だと言っておりますけれども、実は根本は道の財政危機からきますコンパクト道庁の方針に基づいたものと言わなければなりません。次の世代を担う子供たちが安心して学べる地域の高校の役割が大変大切であり、既にお隣の下川、美深町、大きく反対運動の声を上げているのは当然であります。名寄が風連との合併により、4校のうち3校がその対象となるわけでありませぬから、市教委の取り組み、答申などもありますけれども、改めて4高校をどのようにするのか検討が必要と思うわけでありませぬ。

私は、まず名農について訴えたいわけでありませぬけれども、以前から私は強調してまいりました。上川5学区あるいは上川学区でなく、全道的学区という視点にこの名農を位置づける必要がある、このことを強調してまいりました。特に名農は、農業後継者教育の育成の場であり、後継者が数多く卒業しております。さらに、このたび名寄大学との新しく高大官の取り組み、そしてまちづくりからも存続は絶対に必要であると考えられるわけでありませぬ。特に名農は、40頭からの生きた牛を飼っております、さらに生き物を飼っております。それをお世話する多くの実習助手の方もいるわけでありませぬ。さらに、小規模経営にもプラスになるような施設設備や新しい整備も進められておまして、まさに全道的見地からも存続を求めていく大義があると私は考えるわけでありませぬ。この点についての見解を求められるわけでありませぬ。

さらに、風連高校についても、既に答弁があり

ましたように、住民の要望をしっかりと受けとめた論議を進める。また、光凌高校との連携の可能性もあわせて検討が必要と考えるわけでありませぬ。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 斉藤議員から5項目にわたる御質問をいただきました。2項目めは総務部長、3項目めは大学事務局長、4項目めは経済部長、5項目めは教育長からそれぞれの答弁となります。

私は、1点目の新市長の所信表明についてお答えを申し上げます。平成13年、2001年、小泉内閣が取り組みを始めました骨太方針、いわゆる行政改革を含めての三位一体改革につきましても、地方の自主的、主体的な行財政運営を可能とさせることを基本とし、さらなる地方分権とあわせて安定的な財政運営に必要な財源の確保がなされなければなりません。しかしながら、税源移譲を前提とした国庫補助負担金改革を柱とするその中身は、交付金や補助率引き下げなどを含むものであり、地方の意向を十分に反映したものとは言えず、地方分権の実現を目指した三位一体改革の本旨からもほど遠いものと言わざるを得ないと、このように認識しております。自治体は、こうした社会経済状況の中にあっても絶えず市民本位を基本とした市民福祉の向上のため、市民の期待にこたえた着実な市政の進展を図り、その責任を果たしていかなければならないわけでありませぬ。しかも、情報IT化の推進、少子高齢化対策、環境問題、防災対策を含めた安全、安心なまちづくりの対策など重要な課題が山積しております。今後とも国の動向を注視しつつ、真の地方分権の推進と地方財政の実態に見合う税源移譲を当面国と地方の配分5対5と、このようなことを柱に全国市長会等を通じてその運動を進めてまいりたいと考えています。

次に、地方分権の進展により地域の特徴を生か

した地域に合ったまちづくりということで、仕組みとしてはそのようなことが着々とできてきているわけでございます。新市では合併を契機とした新しいまちづくりを進めるに当たり、市民が主役となって、新名寄市を築いていくために基本的なルールを定める自治基本条例（仮称）を策定していこうと、このように考えているところでございます。策定に当たりましては、まず市民が参加し、検討していく過程が大変大切だと考えております。そのためにはワークショップの実施、講演会、フォーラムを開催するなど、さまざまな形で情報を市民の皆さんに発信し、なぜ自治基本条例が必要なのか共通の認識に立つことから始めていきたいと考えております。また、市民参加の委員会を立ち上げての策定を考えておりますが、策定過程を随時公開し、委員以外の市民の皆さんからも意見をいただき、フィードバックする仕組みからも情報の共有を進め、多くの市民の英知を結集した条例策定の取り組みを目指したいと考えております。

次に、平和に関連して旧名寄市、旧風連町の平和都市宣言、非核平和都市宣言等の取り組みがございましたけれども、新市におきましてもこれらの多くの宣言があるわけございまして抜いを早急に取り組んでいかねばならないと、このように考えております。御案内のとおり旧名寄市では6本の都市宣言、旧風連町も6本の町の宣言をしているわけございまして、これらの宣言につきましては市民参加を基本にした宣言の制定、それぞれ風連地区、名寄地区の市民代表による起草委員会等を設置し、議論を始めてまいろうと、このように考えております。なお、宣言に際しましては、広く市民の意向を反映させる手段として、市民の各層からの代表による委員会はもちろんですが、広報紙やインターネットを使っての経過報告や今回市の鳥、木、花の制定でも実施しておりますはがき、メール、ファクスなどにより広く意見を求めるパブリックコメントの手法を取り入れて、市民参加を基本に取り組んでまいります予定でございま

す。

次に、在日米軍の関連についてお尋ねがございました。発言のとおり、日本側が負担すべき経費の見積もり、新聞等の情報でおおよそ3兆円になるのではないかと、このように報道をされているところでございます。在日米軍の再編に関しては、抑止力の維持と沖縄を含む地元の負担を軽減するとの視点から兵力構成の見直しがされたもので、今後地元の理解と協力を得るための協議がされていくものと認識をしております。戦後の日本の経済的な発展については、工業立国としての原材料の輸入や原油等安定的な輸入のために、今経済力がこのように伸びた中では国際平和に対する貢献というのが求められていると、このように認識をしております。もとより国民に平和と安全をもたらす安全保障体制の確保は全国的課題であり、公平と公正の見地から政府の対応が図られていると、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今回理事者の答弁者が多いようですが、限られた時間でありまして、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の5、教育行政について御答弁申し上げます。

まず初めに、（1）、多くの教育課題が教育基本法改正で解決されるのかについてお答えを申し上げます。教育基本法は、御案内のとおり憲法と同じ年、昭和22年に施行されて以来60年近くにわたり一度も改正されていないことから、現代の社会に必ずしも十分対応し切れていない面もあるのではないかと、このような懸念から、平成12年3月に内閣総理大臣のもとに設置された教育改革国民会議の最終報告では教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法についても考える必要があると、このような指摘があったところであります。これを受けまして、文部科学省は中央教育審議会に諮問し、その答申がなされております。これらを踏まえて、文部科学省は

改正案を策定し、今国会に提出いたしました。現在衆議院特別委員会で審議なされていることは御案内のとおりであります。

教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念を尊重することなどが確認されているところであります。私といたしましては、個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などの理念は憲法の精神にのっとった普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていく必要があることから、今後の議論の推移を見守ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、(2)、高校再編と市内4高校の展望についてであります。北海道教育委員会では平成20年度以降の高校教育を進めるために新たな指針づくりについての素案を示したところであります。御案内のとおり旧名寄市内では、高校の再編は不可避との認識のもとに市内高校のあり方について検討し、その答申をもとに道教委に総合型高校の創設を発信してまいりました。今回示された素案によりますと、職業学科は学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討するとありますので、名寄市からの提案は大きく反映されたものと受けとめているところであります。

今後新たな指針に基づき、職業学科の再編整備が提示された場合は、お話にありましたように名寄農業高校が果たしてきた役割をしっかりと認識して、道教委に対し学校の保有する施設設備を生かした多様な農業教育が展開できるよう提案するなど、高校教育のみにこだわることなく、広く北北海道における農業教育そのものの灯をしっかりと守っていききたいと、このように考えているところであります。

また、ただいまお話のございました風連高校につきましては普通科1間口校であり、施設設備の有効活用の面などからも職業高校とのキャンパス

型高校にはなじまない要素が強いのではないかなど、こんな感じを持っているところでございまして、普通科高校間のキャンパス型があり得るのかどうなのか、こういうところも含めて今後研究してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、風連高校のあり方につきましては、今後風連地区の方々、また全市のな校長会などを開催するなどしながら、広く皆様の御意見を聴取して、できるだけ早い時期に教育委員会としての誤りのない判断をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 私の方からは、合併効果と施策について、効果は何だということについてお答えをさせていただきます。

風連町と合併した背景には、一つには日常生活圏の拡大がございます。二つ目に、地方分権の推進であります。三つ目に、少子高齢化の進展でございます。四つ目に、財政の悪化でございます。つまり今回の合併は、地方分権と財政再建がセットの合併であったというふうに認識をしております。

具体的に合併効果としての財政支援についてお尋ねがございました。一つには、合併後10年間地方交付税の算定が旧市町での交付となる合併算定がえでございます。二つ目は、合併市町村補助金、これは10力年で2億4,000万円、三つ目に普通交付税の臨時的経費に対する補正ということで2億5,812万円、次に合併市町村に対する特別交付税措置が3年間で4億2,000万円、次に合併特例債、10力年で76億4,000万円、最後に合併振興基金が11億7,000万円の財源措置がございます。しかし、合併いたしましても劇的に財政が豊かになるわけではございません。合併特例債を活用して、この期間にしっかりとした各種施策を推進しなければならないと考えております。また、具体的施策につきましては、新名

寄市総合計画の実施計画に盛り込みまして、実効性の高い計画策定を目指してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、合併により合併特例法による財政支援と地域振興のための時間的な余裕をいただいたものと考えており、合併協議で確認した事項についてしっかりと推進し、合併してよかったと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、切り下げた施策の復活についてお答えをさせていただきます。各種事務事業につきましては、旧風連町と旧名寄市におきまして合併を見据えての事業の点検、見直しを実施してまいりました。多くの事業がある中で、両市町において異なる事業については点検し、合併前に統一を図ることが求められたところでございます。敬老会補助金につきましては、旧風連町では72歳以上を1,000円、旧名寄市では75歳以上2,000円と対象年齢、交付額に差があったため、新市において75歳以上を1,500円と統一をさせていただきました。インフルエンザ補助につきましては、65歳以上の希望者で、旧風連町は1人1回1,000円、旧名寄市は2,000円の補助で実施しておりましたが、当初の国から示された接種見込み率30%に対しまして平成16年度で旧風連町では39.7%、旧名寄市では40.5%と目標数字を達成し、事業の定着が図られてまいりました。今後高齢者及び接種者数の増加に伴い、費用負担も増加していることから、限られた財源を有効に活用していくために、上川北部の近隣市町村の助成額も参考として1人1,000円としたところでございます。あんま、はり、マッサージ補助につきましては、旧名寄市単独の事業でありました。70歳以上の方が対象ですが、交付を受ける方が年々減少し、交付率は25%程度、助成券の交付数に対しても使用枚数が少なく、使用率三十数%と減少したため、平成16年度に見直しをいたしました。しかし、もっと使いやすい内容でとの関係

団体からの要望もございまして、1回1,000円助成券を1人3枚交付から平成17年、18年の2年に限り1回1,000円の助成券を1人5枚交付することとなりました。この2年間の推移を見て、事業の見直しをすることになります。バスの高齢者交通助成事業につきましても、旧名寄市の単独事業であり、平成4年から実施をしてまいりました。老人クラブ活動や通院等のために利用する交通機関がバス、JRに限られる70歳以上の市民が対象でした。この事業については、対象者の中でも利用者が特定され、均衡ある受益とならないとの御意見もいただきました。このことから、高齢者の方々がひとしく受益できる事業に検討し、本年10月から65歳以上の方を対象に、予防医療の観点から肺炎球菌ワクチンの接種に対し一部助成制度を取り入れたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。また、排雪ダンプ助成は、平成10年から除排雪に市民協力をいただくための奨励的補助金として実施をしております。今シーズンで9年目を迎え、多くの方に利用いただき、成果を上げております。継続実施に当たり、平成16年から受益と負担のあり方について検討させていただいた結果として、助成額を1台当たり1,000円とし、利用回数については無制限とさせていただいております。

いずれにいたしましても、右肩下がりの財政状況の中で仕事の進め方や制度システムを絶えず見直し、どこまでを行政が支えるか、受益と負担のあり方について職員も市民も意識を変えることが今日的に大切でないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 私からは、大学運営とまちづくりの連携についてお答えをさせていただきます。

保健福祉学部144名、短大児童学科58名の1期生を迎えまして、まずは順調なスタートを切

ることができました。一方では、短大生活科学科と看護学科に257名の学生が在籍をしております。大学にふさわしい教育研究を展開することは当然の使命であります。在学生へのしっかりとした対応もまた果たすべき大きな役割であります。これにこたえる教員体制ということで、助手を含めた大学教員53名のうち48名を短大教員の兼任として教育に当たっております。法的に見まして組織が異なり、したがって教授会も別であり、移行期としての多くの調整が必要な状況にありますが、对学生という視点を中心に据えて、柔軟かつ機動的に対応してまいりたいと考えております。

名寄市立大学は、教育の理念として保健、医療、福祉の連携と協働、少人数教育の実践とあわせて、地域社会の教育的活用と地域貢献を掲げて設立されました。この地域貢献の具体化に向けて、現在地域交流センターの組織化を進めております。大学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関でありまして、地域及び市民の交流、連携に関する業務を行うため、大学が持つ機能を有効かつ積極的に発揮することを目的として設置するものであります。予定する事業は、一つは地域が求める諸課題に積極的にかかわり、必要な相談、調整、企画支援を行うこと、二つには大学が持つ諸機能を有効かつ積極的に発揮し、安全、安心のまちづくりに貢献すること、三つには教職員、学生が持っている特性を生かし、地域におけるボランティア活動等の総合窓口としてこれらの活動を効果的に推進すること、四つにはその他地域における諸活動を推進することで、市民がともに支え合う関係をつくるとともに、人材バンクを構築していくことなどを想定しております。このセンターは、学長直轄の組織として教職員、学生、市民によって構成するもので、この活動、運営を円滑かつ具体的に進めるために運営委員会の設置を予定しております。学内ではほぼこの構想がまとまりましたので、関係機関、団体と協議をしながら、立ち上げていきたいと考えております。

ただ、こうした活動が軌道に乗るためには一定の時間がかかると考えておりまして、その間の大学ができる取り組みといたしまして先行して進めておりますその一つが名農、学校給食センターとの連携によります消費者の健康、栄養状態を考慮した食物生産、食事提供の実践的教育の可能性をテーマとする研究、あるいは名寄保健所管内の管理栄養士、栄養士との連携によります夏期、冬期、これは夏の期間、冬の期間であります。夏期、冬期における地域の人々の食行動と身体活動量の特徴を踏まえた栄養教育教材の開発をテーマにした研究に着手しております。今後は、大学としての教育研究水準の一層の向上を図るとともに、保健、医療、福祉などを初めとする広い分野での地域との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、品目横断的経営安定対策についてお答えを申し上げたいと思います。

品目横断的経営安定対策につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画に平成19年度から導入されることになっておりまして、本対策の導入は戦後農政を根本から見直すものでございます。当市における現在の認定農家の状況でございますけれども、面積要件の特例により6.4ヘクタール以上の販売農家840戸のうち平成18年5月末では認定農業者数は531戸、63.2%となっております。今後の見通しといたしまして、30戸ほどの増加を見込ませさせていただいているところでございます。集落営農組織につきましては、認定農業者になれない農家を集落営農組織を設立して取り組み、担い手として対象にできるということですが、これまで集落懇談会、説明会、関係機関、団体との協議の中では、一つには経理の一元化、二つ目には農業生産法人化計画、三つ目には農用地の利用集積目標などハードルが高いというふうなことで受けとめさせていただいてお

りまして、当市におきましては難しいというふう
に判断をさせていただいているところでございま
す。

対象作物の5品目でございますけれども、米、
麦、大豆、てん菜及びでん原用バレイショの作付
者数につきましては、611戸のうち現時点で新
制度の対象外となる農家の実戸数は138戸が対
象外になるというふうに見込んでおります。これ
ら認定農家になれない農業者につきましては、一
つ目には農地の流動化による面積要件のクリア、
二つ目には農作業受委託による経営面積の拡大、
三つ目には農業所得による特認要件の活用など、
認定農業者の対象に向け、JA道北なよろ及び関
係機関、団体と検討してまいりたいというふう
に考えているところでございます。

続いて各整備事業による農家負担と経営向上に
ついて申し上げます。平成18年度における道営
事業におきましては、5地区が事業実施いたして
ございまして、1地区が平成19年度に採択に向
けて調査設計を行うこととなっております。事
業の内容について申し上げますが、経営体育成基
盤整備事業、2地区で事業実施を行っております
けれども、一つの事業地区として東豊地区が総事
業費で13億円、もう一つの瑞生地区が総事業費
で12億6,000万円となっております。それか
ら、地域水田農業支援緊急整備事業では2地区を
事業実施とさせていただいております。風連地
区では総事業費が22億6,000万円、名寄地区
が総事業費で6億9,000万円というふうになっ
てございます。また、もう一つの事業でございま
すが、畑地帯総合整備事業では智恵文地区が事業実
施というふうにさせていただいておりますが、総
事業費につきましては6億3,000万円となっ
ているところでございます。平成18年度の事業は、
平成17年度、過日御承認をいただきました繰り
越し分を含めると5地区合計で16億5,000
万円を予定しております。そのうち農家負担につ
きましては、1億2,500万円を予定しておりま

す。

道営事業による農業経営への影響におきまして
は、受益農家が希望する工種の大半が暗渠排水と
なっているのが実態でございます。暗渠排水は直
ちに生産性向上に結びつきますものですから、受
益者の期待は大きいものがあります。また、道は
18年度以降におきましても負担軽減の継続を行
うことというふうにしておりますので、農家経営
によい結果をもたらすのではないかとというふう
に受けとめさせていただいているところでございま
す。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ答弁をいた
だきました。まず、若干順序変わるかもしれませ
んけれども、再質問しますが、一つはまちづくり
の問題にかかわってでありますけれども、この4
大の問題について議会では特別委員会などもつく
って論議してきた経過があります。その中で、島
市長はまちづくりと大学の役割について熱く語っ
ておられました。また、それぞれの地域での説明
会でもそういう内容でありまして、市民からも私
も本当に大学と名寄市のまちづくりリンクするの
かと、こういうふうな話もあったわけでありませ
う。ただいまの中尾事務局長の新大学での取り組み、
そしてまた過日の大学の式典でのそれぞれのお話、
またそのときの市長の開学に当たって、また久保
田学長の名寄市立大学と、それぞれ新聞に抱負と
いいますか、出されたわけでありまして、こうい
うふうなのを見た市民から本当に大学が地域と一
体となった新しいまちづくりの担い手になる可能
性があるのだねと、こういうような話を聞くわけ
であります。

そういうときに今回市長の市政執行方針を見て
おりますと、大学にかかわった部分はごくわずか
最後の方に1行出ております。私は、やはりこう
いうふうな新学長を初め学内での取り組み、熱意
ある地域貢献も含めた姿勢を持っているときに、

特に我々考えてみても病院でしたら具体的に幾ら赤字があるから、こういう努力をすることによって黒字になるのだと見えますけれども、教育ばかりはなかなかそうはいかなくて、それぞれの研究分野、あるいは考えを持っている先生方をまとめて、この地域貢献にかかわっていくというのはなかなか大変な内容だというふうに思っているわけでありまして。そういうときに、トップである市長が改めてまちづくりにかかわって大学との役割、かわり、こういうふうなのを明確にして、しっかりと見守り、協力、協働していくのだよと、こういう姿勢が大事でないかというふうに思うわけでありまして、まずこの点市長どういうふうに考えておられるのか、なぜそういうふうなのを明確に今回しなかったのかも含めてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように大学の開学に至る過程では、大変な手続等も含めて時間を要しました。また、今開学をいたしましたけれども、全部の教授陣のスタッフがそろったわけではありません。その中で、独断専行ということにはなかなかならないというのが一つございます。

しかし、最も住民と密着度の高い地域交流センターについては、できることから着手をしていこうということでありまして、これから次々とその市民との結びつきも含めて展開をしていこうと、こんなふうに思っております。私は、教員を含めて知的財産というふうに大学を位置づけて日ごろから考えておりまして、各種それぞれの教授、スタッフが持っている能力を学生だけに還元するのではなくて、多く名寄市民を初め地域の要望にこたえていく取り組みも具体化させたいと、こんなふうに考えているところでございます。

今回の18年度の市政方針等に内容等が薄いという指摘いただきましたけれども、私は既に開学等も含めての行事等を通じて、市民には改めてそういう理解をいただいていると。議会の皆さんに

もそういう理解をいただいているというふうに思っております。これから逐次そうした計画等については議会等にもしっかりと御報告を申し上げながら、また御意見も伺っていきたくと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） そこで、大学の事務局長に伺いますけれども、実際に新しく来た大学にそういう学長からの方針を聞いて、多様な教職員の皆さん方の反応もいろいろあるのではなからうと思っております。そういう面での苦労があるかと思っておりますけれども、しっかりと大学と、そして行政との間に立っての役割を強く期待するところであります。

ただ、そういう地域交流センター、あるいは地域への一体となった活動をする教職員への一定の評価といいますか、支援といいますか、そういうふうな場合によってはまちなどではそういう活動への支援といいますか、あるいは表彰といいますか、そういう取り組みなども含めた内容があることも聞くのでありますけれども、当名寄での学長などの意欲なども含めて、そういう一層活動を進めてもらう上での必要なことが何かあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 御質問いただいた件につきましては、今後の作業ということになろうかと思っておりますけれども、実は今回教員の教育研究費につきましては、いかなる配分をするかということが運営協議会の中でも議論になりました。やはり地域貢献をうたう大学である以上研究についても地域にかかわる研究が最もふさわしいのではないかと、こういう議論になりました。実は総体の予算の中から一定割合を学長裁量枠と申しますか、そういう枠組みをしまして、これらにかかわっての研究を積極的に推進した、あるいは教育上効果を高めたという教員について厚目に手だてをするということも一つその方策として考

えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） かかる努力に対しまして、ぜひ市長の方も積極的な対応を、あるいはかかわりを求め、我々自身も積極的な対応についてかかわっていかなければならないというふうに考えるところであります。

次に、2点目にお尋ねいたしました合併効果についてでありますけれども、総務部長が盛んに財政厳しい、そう甘いものではないと言われるのですけれども、ただいまの答弁でこの10年間で具体的に使える今すぐ使ってもいい現金、お金ですね、交付金がこれ3年、5年、10年とありますけれども、9億円というものがありますよね、9億円。すなわち、合併補助金、10年で2億4,100万円、交付金補正、5年間で2億5,000万円、それから特別交付税、3年で4億2,000万円と、約9億円あるわけでありまして。こういうふうなのがあるわけですし、さらに行財政改革も強調しておりました。同時に行財政改革の中の大きな人件費が団塊の世代の退職時期に入ってくるわけでありまして。そうしますと、ここ二、三年で相当数の高額所得者といえますか、そういう人たちがやはり退職を余儀なくされていくわけです。そういうふうに見たときに、一定の財源措置というのはあるのだと。ただ、後で申しますけれども、合併特例債などについては必ず返さなければなりませんし、特にこれが物、建物ですね、ソフトよりもそういうふうな事業ですから、管理運営だとかいろんな経費がかかるわけですから、そういう面では合併特例債の事業については相当研究しなければならないですけれども、それ以外については一定あるのだと、こういうふうには私は考えまして、そういう点では合併したことによってこういうふうな行政としても取り組みをやるのだよということをしてはどうかという提起をしたわけでありまして。そこで、このインフルエンザなど5点ですか、どれぐらい市の負担がもとに戻したらかか

るといふふうに考えておられるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） インフルエンザにつきましては、2,000円から1,000円ということで切り下げたといいますが、風連と統一をしたわけですがけれども、65歳以上では4,000人程度いるということですが、全員が受けるということではなくて、およそ20%ぐらいというふうに思います。この20%の方ということでありまして800人程度、旧名寄市でいきますと800人程度、その1,000円ということですから、そういった金額が必要になろうかなということでありまして。風連のちょっと数字正確に押さえておりませんが、風連の金額につきましても含んで、それに若干の上乗せがあろうかなというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 時間がないので、事さようにこのインフルエンザ、除排雪入れていっても一千数百万円程度ぐらいかなというふうに私は試算しております。ところが、何回も言って恐縮ですがけれども、ジャンプ台は名寄市民は飛べないのでけれども、年間1,500万円のお金を出しているのです。ですから、そういうふうな点では合併効果の一つとして思い切ってやっぱり対応を私は強く求めておきたいと思っております。

時間がないので、最後に名農の問題についてでありますけれども、これは先ほどの大学との関連でも何としてもこれ市長を先頭に名農を残すのだと、こういう立場での運動が必要というふうに考えますけれども、この点ひとつ市長、答弁いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の高校の存続については、御指摘のように農業指導者が多くこの名農から輩出をされているという実態もございまして。私は、名農で組織をされております道北担い

手の協議会の会長もしております、この件につきましては学校長と連携をとりながら、この学校存続について御指摘がありましたように上川北学区や第5学区の学生の範疇ではなく、北北海道の学生が集まっているわけでありますから、そういう意味で強く要請行動を教育長と一緒に続けてまいりました。これからも一層そうした見地で名寄の農業、北海道の農業を守る、あるいは人材を輩出するということについての努力をしていきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で斉藤晃議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 福 光 哲 夫

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月15日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

○副議長（堀江英一議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（堀江英一議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 駒津喜一 議員

31番 斉藤晃 議員

を指名いたします。

○副議長（堀江英一議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の保健福祉施策について外2件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） おはようございます。議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問してまいります。理事者の皆さんには昨日のようなことのないように簡潔な答弁を求めておきます。

まず初めに、当市の保健福祉施策についてです。今回は、2点について伺います。1点目は、障害者自立支援法が4月1日より施行されました。厚生労働省のパンフレットでは、障害施策が大きく変わり、一層充実されますと書いてありますが、これまでどおりのサービスは受けられるのか、定率1割の利用料はとて払えないなどの声が障害を持つ人やその家族の中で広がっているとお聞きしています。市長は、市政執行方針の中で本年度中に名寄市保健医療福祉推進協議会において障害者などの方々のニーズや意見を反映させた第1期計画の策定を進め、これからの障害者福祉施策推進の基本とする考えでおりますとおっしゃいましたが、現状はどうかをお知らせいただきたいことと、今年度中にでき上がる障害者福祉計画ではどのような施策を講じるおつもりなのか、市独自の軽減措置も必要であると思いますが、理事者

のお考えを伺いたいと思います。

次に、介護療養型医療施設である名寄東病院では、療養病床60床、介護病床45床の合計105床があるわけですが、5年後に介護病床を廃止するとお聞きしました。介護保険制度が施行されてから数年でどのような状況変化があったのでしょうか。納得のできる説明を求めます。

次に、公共施設の維持管理について2点伺います。御案内のように名寄公園はミズナラの原生林や桜の木、ハルニレの木と人工林を組み合わせた古くから市民に親しまれている森に囲まれた公園であります。池の周りに古くからしだれ柳がありますが、市民からはこんな声が出ています。大分傷んできていて、腐って穴があいて、木の後ろから見ても池が見えるよ、早く対策をとらなければ大変なことになると思うということでしたので、公園に見に行ってみてまいりました。素人の私から見ても非常にひどい状況でした。早急な対策と将来を見据えた計画が必要と考えますが、お考えをいただきたいと思います。

次に、森林の管理と整備について伺います。森林は、動植物の生息環境であると同時に水源涵養、大気浄化、土砂流出防止などの公益的な機能を有しております。また、自然との触れ合いの場の提供や生活環境の保全、保健休養などを考えたときには森林の管理と整備が欠かせないと思っております。そんな観点から今回はカラマツ人工林に絞って何点かお伺いします。

一つ目に、市や市民の財産である市有林の現地調査と間伐などの整備は定期的に行われているのかを伺います。

二つ目に、市民からの情報では、民有林か市有林かわからないが、間伐の行われていない人工林が見受けられる。本数密度が高いため樹冠の成長に支障を来しており、このままにしておく樹冠の枯れ上がりが著しくなり、カラマツ単木そのものの成長がおくれ、森林全体の成長に大きな影響が出ると言われました。市有林であれば当然担当

の部署で計画的に調査、整備をしていると思いますが、民有林であっても所有者に間伐などの適切な指導をすべきと思いますが、現状の実態をお伺いいたします。

三つ目に、間伐整備などをしないでそのままにしておくと、カラマツ人工林の美観を失うばかりかカラマツそのものの価値の低下が起きますし、先達の造林の苦勞を踏まえ、継続的な人工林の育成、義務、責任が行政としてあると思っています。そこで、伺いますが、今後の間伐の考えと森林整備計画などがあればお知らせください。

次に、高齢者に優しいまちづくり支援として、新しい公共交通システムが求められる時代になってくると思います。また、地方自治体にとっては、福祉バスやスクールバスの運営は多大な支出が必要となる重要課題であると思っております。昨年6月と本年3月に質問いたしましたデマンド交通システムは全国で22市町村で実施しておりますし、実施に向けた検討をすべきと考えますが、質問後の検討経過についてお知らせいただくことと、先月の27日に行ったフォーラムでも福島大学の奥山教授がおっしゃっていましたが、市民が何を求めているか調査する必要があると思っております。1年間このマーケティング調査をして、住民ニーズを把握し、その後ニーズに合った計画を立てるべきであると感じておりますが、御見解をいただきたいと思っております。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） おはようございます。渡辺議員から大きく三つの御質問がございました。1点目の名寄市の保健福祉施策につきましては私から、2点目の公共施設についてのうち（1）の名寄公園の維持管理については建設水道部長から、（2）の市有林の維持管理については経済部長から、3点目の新しい公共交通を計画するにはにつきましては総務部長からの答弁となりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、（1）、障害者自立支援法の施行における弊害についてお答えをさせていただきます。最初に、障害者自立支援法について経過を申し上げます。平成15年4月から身体障害者、知的障害者に対するサービスの提供方法は、支援費制度に移行し、利用者本位の考え方が明確にされましたが、精神障害者は支援費制度の対象外になっており、利用状況が把握できないことから、予算の確保が困難である等大きな課題が残りました。このため国では、一つには障害者の福祉サービスの一元化を図る、二つには障害者の自立を支援する施策体系を構築する等を柱とする障害者自立支援法を制定し、平成18年4月1日から施行したところでございます。

この障害者自立支援法の実施に当たっては、本法に基づいた障害福祉計画を新たに定めて必要なサービスを提供するとしており、計画に盛り込む事項として国が示しているものは、各年度におけるサービスごとの必要量の見込み、サービスごとにおける必要量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害者福祉サービスや相談支援の提供体制に関し必要な事項となっております。名寄市では平成18年度中に本計画を策定し、新体系によるサービスの提供を進める予定としております。従来障害者福祉サービスについては、在宅サービスと施設サービスとに区分して提供してはりましたが、新たな制度による総合的な自立支援システムでは、介護給付や自立支援医療などを含む自立支援給付と相談支援や地域活動支援センター事業などを含む地域生活支援事業の二つに大別されます。基本的には現行のサービスはすべて含まれることになっております。したがって、利用手続は変更になりますが、現在利用される方々に対してサービスが受けられなくなるようなことはございません。

利用料につきましては、支援費制度では国が定めた徴収基準額表により利用者の収入に応じて支援費の一部を負担するという応能負担方式であり

ましたが、新たな制度ではサービスの費用をみんなで支え合うという観点からサービスの利用量と所得に応じて負担する方式へと変更になりました。具体的には利用料の1割負担の定率負担と施設利用者については介護保険制度や医療制度と同様に食費、光熱水費の実費を負担する方式が導入されたところでございます。しかしながら、国では利用者の多くが障害年金収入のみ、あるいは低額な稼働収入であることから、いわゆる低所得者に対して軽減措置が講じられております。

軽減策の一つには、定率負担に対しては所得に応じて生活保護世帯につきましてはゼロ円、家族が市民税非課税世帯で、利用者本人が80万円以下の収入の低所得1については1万5,000円、市民税非課税世帯の低所得者2については2万4,600円、一般については3万7,200円と月額負担額の上限が4区分に設定されております。利用者の預貯金がさらに一定額以下であれば定率負担額も軽減され、利用者の負担も軽くなるよう配慮されております。

軽減策の二つには、食費、光熱水費の実費負担に対して施設によって金額は異なりますが、低所得者には補給給付として軽減をする方法も講じられております。ほかにも期間が限定されておりますが、社会福祉法人等が軽減を行った場合の公費助成もあり、ただいま申し述べましたように低所得者に対してはさまざまな利用者負担の軽減策が講じられております。

国では、3年後において制度見直しをする際に再度利用者負担についても見直しをする予定としておりますので、現段階では市独自の軽減策を講ずることについては少し推移を見守る必要があると考えているところでございます。

新たな制度による本格実施は、本年10月からであります。既に障害者自立支援法は4月に施行されておりますので、利用者や関係団体等に対して周知を図り、効率的な利用がされるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、東病院の今後について御質問がございました。名寄東病院につきましては、今さら申し上げるまでもなく、当地域の高齢化社会に対応するため、慢性期の患者の受け入れ施設として平成15年12月から国の移譲を受けて、上川北部医師会で運営をしてきております。当院は、開設時から介護療養型医療施設として60床の介護ベッドの指定を受け、介護認定者の入所に貢献をしてきております。しかし、厚生労働省は、介護保険財政の安定を図る目的から、介護療養型医療施設については介護、医療の役割分担を明確にする上で、平成23年度末で同施設を廃止するという医療保険制度改革関連法を今国会に提案し、昨日の6月14日に同法案が可決成立いたしました。今後厚生労働省は、新たな地域ケアの受け皿の整備に向け、地域ケア整備指針を策定し、来年夏までに都道府県単位の地域ケア整備構想を策定していく予定となっております。

東病院の平成17年度のベッド利用状況を申し上げますと、介護ベッド60床につきましては92.7%、医療ベッドにつきましては94.4%の実績となっております。東病院としては、介護ベッドが廃止という事態になったといたしましても、保険の適用が介護保険から医療保険にかわる事務手続だけで当面医療費に大差がなく、引き続き入院を継続していただくものと説明を受けております。

なお、今後の東病院の運営方針につきましては、療養型病床の関係ではさきの地域ケア整備構想を見据えてまいることになりますが、一方では厚生労働省との基本協定及び財産譲渡契約等の譲渡条件の遵守とこのたびの介護ベッドの廃止の関係が出てまいりますので、厚生労働省との協議に努め、運営協議会や運営委員会において中長期的な計画を早急に策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目2番

目、公共施設管理についてお答えを申し上げます。

1 番目の名寄公園の維持管理についてお答えを申し上げます。名寄公園は、市街地に隣接してミズナラの原生林など樹林の自然に恵まれていることから、多くの市民に親しまれております。池周辺の樹木につきましては、樹齢が100年を超える古木が多く、現在では幹の空洞化や勢いが衰えている木も何本かありまして、将来に向けましては補植が必要な状況であります。商工会議所の運輸部会におかれましては、平成12年度からミズナラの植樹奉仕を毎年続けていただいております。市におきましても状況を見ながら、補植に努める考えているところでございます。

このほか公園内には何枚かの看板があるわけですが、特に古くなっております看板といたしましては名寄公園千鳥ヶ池の浮島に設置されておりますかっぱ洞におりました河童大明神の由来を記した看板が池の北側にあります。設置から既に20年ほど経過をいたしております、腐食が進んでいる状況となっております。この河童大明神につきましては、現在別の場所に保管されております、看板の更新につきましては場合によりましてはもとの名寄かっぱ村の皆様方に御相談をさせていただきながら、今後のありようにつきまして検討させていただきたいと、このように考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 引き続き（2）番でございますが、市有林、カラマツの維持管理についてお答えを申し上げたいと思います。

近年環境に対する意識の高まりから、森林の有する多様な公益的機能が見直されつつあります。反面林業、林産業を取り巻く情勢は厳しく、依然として森林整備を手がける所有者は減少の傾向をたどっております。新名寄市における森林面積は、3万3,515ヘクタールとなり、名寄市総面積の63%を占め、市有林の面積では2,486ヘクタ

ール、占める割合7%でございますが、そのうちさらにカラマツの人工林の面積につきましては150ヘクタールでございます、カラマツに占める割合は6%となります。当市における市有林の管理では、無立木地の解消を図るため植林、下刈りなどによる保育、良質材の生産を図るために間伐、枝打ちなどを行っているところであります。

一つ目に、市有林の現地調査につきましては、巡視業務として名寄市森林組合に委託をし、定期的に森林内を調査しております。また、間伐の整理につきましては、樹種としてトドマツ、天然林、アカエゾマツ、カラマツを年次計画で実施していることから、カラマツ人工林の間伐は15年以降実施をされておられません。

二つ目に、森林所有者に間伐などの適切な指導をしているところであります。名寄市森林組合が森林整備を積極的に進めるため、指導員が森林所有者への個別指導を行うようお願いしているところでございますけれども、間伐を適切に指導しているかとの御指摘でございますので、いま一度関係者と話し合いを進め、対応していきたいと考えているところでございます。

三つ目の今後の間伐の考え方でございますが、現在あるカラマツ人工林は伐採、間伐の整備を行っておりますが、補助事業の採択基準は林齢が11年から35年までとなっております。今後の森林づくりを推進していく上で、森林の多面的機能の発揮が強く求められている中、風連町森林組合を中核森林組合として位置づけをし、市有林ばかりでなく民有林も含め、造林、間伐、皆伐などの整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、森林整備計画ですが、成熟しつつあるカラマツの人工林資源を活用するため作業路網の整備、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとしております。森林の公益的機能を総合的に発揮させるため、皆伐の抑制、成林可能な無立木地の解消、また景観の維持向上を図り、森

林との触れ合い場として整備を進めてまいりたいと考えております。今後とも森林の有する各機能の充実を図るためにも森林整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私からは、大きい項目の3点目、新しい公共交通を計画してはについてお答えをさせていただきます。

渡辺議員には旧名寄市におきましても2回にわたってデマンド交通システムについて御提言をいただいているところでございます。これからの高齢化社会において公共交通は日常生活のかかわりの中でますます重要になってくると認識をしているところでもあります。デマンド交通につきましては、ITシステムを利用し、自由な時間に自宅の近くで利用できる利点があり、地域の実態に合った新たな交通システムとして注目を集めており、私も先進地の情報収集などの取り組みとともに、バス会社にも意見をお伺いしながら、内部で検討してまいりました。現状の中では広域で走る乗り合いバス事業者に対しては国、道、市町村が役割分担しながら、生活交通路線として維持確保しているわけであり、この制度の維持にも影響が出るものと思われまます。また、既存バス路線を含めた交通体系への影響なども考えられます。さらに、風連地域の公共交通につきましては、土別のバス会社や地元の観光バス会社も参入している状況となっております。今後は、これらの整合性をどのように図るか、また既存バス、ハイヤー会社の経営上の問題と絡まってくるなど、課題も多いわけでございます。

このような中で、5月に開催されました名寄市、美深町、下川町、1市2町の新たな公共交通を研究する議員有志の会主催のデマンド交通システムについての意見交換会や講演会に係る市職員も参加させていただきました。福島大学の奥山教授から高齢社会のまちづくりとまちタクシーの役割と

題し、デマンド交通システムについて講演をいただき、福島県小高町を初め先進地の事例を学ばせていただいたところであります。

マーケティング調査を行うべきではないかとの御質問でございますが、新市の誕生に伴いまして名寄地域、風連地域を合わせた全市的なバス運行につきましては、主な公共施設を結ぶなど、より多くの市民の方々に利用していただけるようルート調整及び検討を行う必要があると考えているところであります。そのために市民並びに関係機関を交えて、専門的立場から御意見をいただくとともに、新総合計画策定の部会の中で協議をいただき、利用に即したバスの運行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問をいたします。

今総務部長の答弁では、どう聞いていても先入観を持って検討するというような形に聞こえますから、それでは前に進まないというふうに思うのです。市民の声を聞いて、徐々に進めていきながら、地元の業者はどういうふうに生きるべきかということを途中で考えても遅くはないというふうに思うのです。実際にはそういうふうにならないと思いますので、ぜひマーケティング調査、市民ニーズはどこにあるのかということは調査するだけでもしていただきたいと思っておりますけれども、お考えがあればお願いします。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま再質問いただきました。ただいまの答弁で非常に消極的でないかというふうなことの御質問かなと、このように思っております。私も前に進めるための検討をしたいと、前向きな検討ということでありまして、渡辺議員が2度、今回で3度の御質問の中で、まさしくこれからの高齢社会におけるデマンド交通、

これは非常に公共交通とあわせて重要な交通機関であるという認識は同じ認識を持っておりまして、決して意向調査をしないと言っているわけではありません。するまでの過程の中でいろいろな課題があるということを何度かさきの議会でもお話をしている部分がございます。

一つには、公共交通機関との国、道、市の乗車密度に対する補助金の関係が大きな部分で1点あるのかなというふうに思っております、まさしく生活バス路線が市独自のバス路線で運行しているということであれば、それらを計算外にしてすぐにいけるという部分があるかというふうに実は思っております。非常に高齢社会の中で効果があるデマンド交通という認識に立って、今後検討していきたいということでありまして、新総合計画の中で交通の関係の中で広く専門的な意見なり、議員の皆さんなり、市民にもデマンド交通のよさはもうはっきりしています。私もそう思っております。だけれども、ほかの公共交通機関等々今言ったバス会社なり、ハイヤー会社なり、それらも含めたことでの総合的なこともひとつしっかりと理解をしていただく中でデマンド交通のあり方を考えていきたいと。そして、意向調査をして、さらにシステムの開発をどうするか、事象検証の実験をすると。福島県の例を見ますと、おおむね3年ぐらいかかっているみたいです。いずれにしても、前向きに検討するということでの答弁ということで受けとめていただいて、今後より研究をしていきたいというふうに思っておりますので、マーケティング調査をしないということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、ぜひ市民ニーズはどこにあるのだということで、マーケティング調査を進めていただきたいと思っております。

次に、カラマツの方にいきますけれども、当市で行っている森林整備地域活動支援交付金事業というのがあると思うのですが、これは民有

林に交付金で支援するという事業だと思うのですが、けれども、森林の現況調査ですとか実施区域の作業、歩道の整備など森林所有者を支援する制度だと理解していますけれども、どれぐらいの割合で利用されていますか。お知らせください。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 割合の部分についてお尋ねをいただきましたけれども、森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これにつきましては平成14年に創設されまして、18年までの5カ年計画というふうに承知をいたしております。

内容をちょっと申し上げますと、交付金の額として交付条件を満たす森林につきましてはヘクタール当たり1万円を交付されるというふうに理解をしております、そのうち負担割合につきましては省略いたしますけれども、交付税措置がされるというふうに承知をいたしております。

この事業に該当しております17年度の受益の分について申し上げますと、施業計画の数では旧名寄市では18団体、旧風連では12団体、合計30団地でございます。それから、積算面積、積算の森林面積でございますが、旧名寄では、端数ちょっと申し上げますが、2,151ヘクタールほどございます。旧風連では1,961ヘクタールほどございます。合わせまして4,112ヘクタールぐらいでございます、私有林で1万2,556ヘクタールに対しまして約33%ほどが交付金の対象となりまして、森林所有者による森林施業に不可欠な森林の現況調査、あるいは歩道の整備などを行っているというところが実情でございます。

以上、申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 地域の資源ですとか将来を心配した市民の声ですとか情報についてどう対応するのか具体的にお答えいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 森林の多面的機能ということで先ほどお答えさせていただきましたが、水源涵養から始まって憩い等々、森林の持つ機能というのははかり知れないものというふうに承知をいたしてございます。御案内のとおりCO₂、京都議定書の中でもそうですし、そういった多面的な機能を今後も森林が有しているものは大きいというふうな認識を持っておりまして、それでただ先ほどお話の中にありましたように、御案内のとおり森林の木材市況が低迷をしております、森林を植林あるいは間伐等々の手入れをすることについては市民の皆さん方含めてなかなか進まないのかなという感じをしておりますが、今後とも引き続きそういった市民の方々に市有林はもとより民有林も含めて森林の機能をPRをしていくと同時に森林組合、今度森林組合が合併をして上川北部森林組合というふうになりますものですから、そちらの方とも十分連携をとっていただきますし、あわせて森林整備計画につきましましてはかつては風連町で持っていましたし、それから旧名寄市でも持っていました。これらにつきましても、この8月を目途に上川支庁の方から指導を受けて、そして森林整備計画の再整備計画をつくるというふうな手はずになっておりますので、その中にも織りまぜて、森林の有機的な整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げました。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 私から言うまでもないのですが、林業政策の実施というのは長期的な視野に立った将来像を見きわめ、少しずつでも計画的に進めないと、カラマツに限って言ってもカラマツそのものの価値の低下ですとか、カラマツ人工林の美観を失いかねませんので、計画的に進めていただくようにこれは要望しておきます。

建設水道部長からは、しだれ柳の答弁をいただ

いていないのですけれども、名寄のしだれ柳というのは公園の景観に合っていると思っております、自分たちが現職のうちに何もしなければよいと思っているわけではないと思いますので、ぜひ将来展望を持った計画ですとか、実施を要望しておきます。

それと、河童大明神の由来と書いてある看板がありました、質問していないのに答えていただきましたありがとうございます。これも昨日見てきたのですけれども、説明を書いている部分がさびびて非常に見づらいことと景観を壊している状況です。大きなさびが5カ所、小さなさびも8カ所あり、説明の後には1986年7月吉日と書いてありました。約20年も前からそこに置いてあるとして、途中で修復しているかもしれませんが、非常に読みづらいような、さびびで見えなくなっているものですから、早急にそこに河童大明神のそういうものがなければ撤去した方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。障害者自立支援法の施行における弊害についてというふうに言いましたけれども、いろいろまだ始まったばかりで皆さん御苦労されていると思いますけれども、市独自の軽減策というのは今のところ考えていないとおっしゃいました。何が変わったかということは市民の声としてあるのは、3月までは入浴サービス、週に2回の入浴サービスが障害者の方は送り迎えがあったのに4月からなくなったと。来たら入れてあげますよと変更になったというのは御存じですか。

○副議長（堀江英一議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の制度の主な改正につきましましては、要介護1の部分につきまして二つに分かれまして、軽い部分について制度の見直しがあったというふうに理解をしております。私自身の中で今の制度の二つの差について私自身としては認識しておりませんでした。申しわけございません。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番(渡辺正尚議員) 実際にご利用している方から聞いたので、これが事実なのです。3月までは迎えに来てもらって、入れたと。今は総合福祉センターに来てくれたら入れてあげますよというサービスに変わったと聞いていますので、ぜひそれは社会福祉協議会の方にも打ち合わせをして、きちっとした対応をしてほしいと思います。

それと次に、募金会から寄贈を受けたリフト車というのは現在どのように使用されているか御存じですか。

○副議長(堀江英一議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 済みません、その件に関しても情報を持っておりません。

○副議長(堀江英一議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) 共同募金会からのリフト車につきましては、従来からあるリフト車が経年経過経て古くなったということで、共募を通じてこのたび購入をしたということであります。それらについては、今までと同様な扱いの中で利用させていただいているということでございます。

○副議長(堀江英一議員) 渡辺議員。

○21番(渡辺正尚議員) 私が聞いた話では、共同募金会から寄贈を受けたリフト車は、現在ヘルパーの方の移動手段として使用されているとお聞きしていますが、事実ですか。

○副議長(堀江英一議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) それは、新しく購入した共同募金会のリフト車という意味でしょうか……。新しいリフト車につきましては、デイサービス等の利用する方々での送迎に使用するというのが目的でありますから、そのようなことがあればこちらの方で精査をしていきたいというふうに思っております。

○副議長(堀江英一議員) 渡辺議員。

○21番(渡辺正尚議員) きちっと調べていただいて、車いすに乗っている方から聞いた話ですから、私もきちっとは確認していませんけれども、

リフト車というのは募金を受けた目的というのはリフトを利用してくださいということで、募金会というのは車いすなどで移動困難な方たちが有効利用してくださいという気持ちで寄贈していると思いますし、寄贈目的から外れている使用がされているのではないのでしょうか。私の理解は間違っていますか。

○副議長(堀江英一議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) リフト車の目的は、当然デイサービス等に通う利用者が使うということが本来の目的でありますので、それを逸脱するということは私どもも考えておりませんので、なお精査をさせていただきます。

○副議長(堀江英一議員) 渡辺議員。

○21番(渡辺正尚議員) 古かろうが新しかろうが、リフトが使えないという状況であれば、それは移動手段として使うのも構わないと思いますけれども、実際に身障者の方々が困っているのにリフト車を古かろうが新しかろうがヘルパーの方の移動の手段に使っているというのは私は納得できません。名寄市は、障害者、高齢者などの弱者に優しいまちづくりをすべきというふうに考えますけれども、市長の御見解をいただきたいと思えます。

○副議長(堀江英一議員) 島市長。

○市長(島 多慶志君) 障害者等の支援については、国の仕組みが順次変更になるというようなことがありまして、利用者におきましては恐らくそういう変更の前後につきましては情報の十分に伝達が行われていないという向きもあるのかもしれませんが、そのことが利用者から変更のあることに対する不信等につながっているのではないかと、こんなふうに思っております。現在こうした一連の支援策につきましては、福祉事務所、そして実施部門では社会福祉協議会と連携をとりながら進めておりまして、十分でない御指摘かと思っておりますが、しっかりとした連携をとりながら、特に障害者に優しい対応ということについては一昨

日からの指摘もいただいております。私どももそうしたハンディのある方に対する支援策というものをしっかりとっていききたいと、こんなふうに考えております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 生意気なことを言うようで申しわけないのですが、まちづくりの基本というのは市長が常々言っている住んでいてよかったと思えるようなまちづくりではないでしょうか。それは、弱者に優しいまちづくりであり、担当職員の方の思い込みや主観的な考えではなく、客観的な考えでとり行われるべきであると思います。加えて障害者の方たちや高齢者の方たちの気持ちになって福祉政策は行われなければいけません。今の現状はおかしいわけですから、今後の福祉政策についての考えをいま一度市長にお知らせいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） きょうの新聞にも出ておりましたけれども、日本の医療をどのように将来的に持続的な制度として安定をさせるのかということが国会で法案を含めての議論がございました。これは、高齢者の医療ばかりでなくて、少子高齢化という関連をした政策の展開というふうに私は受けとめておまして、必ずしも全国民が望む方向に財政上の規制も含めていっていないと、こういう実感として受けとめをしておりますけれども、しかしこれもまた現実対応をせねばならないという国の、あるいは地方自治体の責任があるわけがございます。そうしたことを心にしながら、特に弱者に対する地方自治体の置かれている環境の中での精いっぱい取り組みをしていきたいと、こんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 国が行った介護保険制度ですとか障害者自立支援法が厚生労働省側から出てきて、制定しましたけれども、十二分な検討協議がされていないように思っています。担当

の職員の方から見て、今現状どう思われているかお答えいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 今渡辺議員御指摘のとおり、今保険に限らずいろんな制度が国で制度改正をされておりますけれども、その改正の速度というのが急激過ぎるといいますか、その内容も現場の方におりてくるのが本当に制度が施行される直近まで決まってこないといったような状況もございます。そういった意味では、現場の職員もいろんな情報を得るべく近隣にも聞いたりしているわけですが、なおその中身について正確な情報が得られないといったことでもございます。こういったことで、その制度に十分に自治体がついていけないというのも事実でありますので、今後はそのようなことがないような十分な準備といえますか、そんなことで対応していければというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 1種の1級と2級の障害の方には年間48枚のタクシー券が渡されておりますけれども、今の話が、リフト車を使わないのであれば、倍の96枚ぐらいの支給をしてもいいのではないかとこのように思っておりますけれども、どう思いますか。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ハイヤー利用の関係と先ほどのリフト車とは若干利用目的といえますか、違うということで認識しております。デイスサービスに通う方については、先ほどのリフト車を利用してもらおうと。そして、在宅で、例えば病院等に通う方、そういった方に対して交通手段の利用ということでのハイヤー助成をしているということでもありますので、それらについても昨年度介護度の高い方につきましては枚数をふやしているという状況にあります。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 山内部長はそうやっ

て言われますけれども、実際に利用している方たちは、冬になって車いすで行けない場合にはタクシー券を利用するわけです。だから、それは見解の相違だと思えますけれども、実際にそのリフト車が有効に利用されないのであれば、きちっと検討して、多く支給する方がいいと思えますけれども。

実際には本当に優しいまちづくりをしていただくということをお願いいたしまして、前回時間が過ぎてしまったものですから、今回ここでお返しして、私の質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

名寄市立総合病院の将来展望と名寄市の医療体制についてを、東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

名寄市立総合病院は、市民病院であると同時に北海道に五つある地方センター病院の一つとして高度先進医療、救命救急医療、さらに地域医療支援を行い、上川北部のみならず宗谷、網走、留萌管内からも患者を受け入れ、まさに北北海道の医療のかなめとして地域に貢献をしております。しかし、相次ぐ医療を取り巻く制度の変更に伴い、徐々に影響を受け、近年は医師不足が地域の医療を直撃し、過酷な条件下での経営を余儀なくされておりますが、充実した医療なくして地域の住みよさを語ることはできません。名寄市立総合病院が将来ともに市民や地域住民から信頼される病院であり続けることが強く求められており、そのためにも将来に向けたさらなる医療体制の充実と自治体病院ゆえの不採算部門も踏まえながらも安定した経営は運営上の両輪であると考え、以下市立病院の将来への展望についてお伺いをいたします。

1点目、上川北部では過疎化が進み、どの自治体も例外なく人口減少が進んでおり、高齢化率も加速度的に進んでおります。充実した総合病院を

維持するためには、地域で一定の人口規模を維持することが必要であり、また高齢化する地域に対応した医療が求められるのではないかと思います。これら人口動態に即した病院のあり方について所見をお伺いいたします。

2点目、救命救急は医療の原点とも言われ、地域住民はいざというときに診てもらうことができます、これは大きな安心につながるものであります。この地域では民間病院で担うことは不可能で、一定の負担の中であっても充実させるべき部分ではないかと思います。救命救急センターの規模が規制緩和によって10床でも可能となり、期待したところでありましたが、医師確保困難などから実現には至っておりませんが、将来へ向けての考えをお知らせいただきたいと思います。

3点目、近年ストレスなどから心のバランスを崩し、自己をうまくコントロールできなくなるなど、うつは心の風邪と例えられ、だれしもがかかる可能性があるとも言われております。そんな中で、この地域における精神科の役割は大きなものがありますが、精神科医師が減少し、診療も制限される状態になっておりますが、医師確保に向けた取り組みについて、また病棟は平成4年に改築工事が行われておりますが、築後三十数年が経過する中での老朽化の状況についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目、患者は自分の病気と医療行為について知る権利があり、医療方法についても患者の意見を尊重するいわゆるインフォームド・コンセントが重要視されております。つまり患者が納得して治療を受けるということだと思いますが、患者がより納得して治療を受けるためにセカンドオピニオンを求められることがあります。これは、主治医をかえるということではなく、信頼関係を保ちながら、複数の医師の意見を聞くということですが、市立病院に求められる場合、また他の病院に求める場合の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

5点目、特許期間の切れた医薬品、ジェネリック医薬品は、価格が安いことから処方を求める声も次第に多くなっているのではないかと思います。一方で、その安全性には最大の注意を払う必要がありますが、院内処方、院外処方に対する考えをお知らせいただきたいと思います。

6点目、保健所が毎年調査をしておりますこれは平成16年度道北地域保健情報年報にあります主な死亡年次推移分布で、3大死因と言われるがん、心臓病、脳卒中による死亡率で名寄市内のデータはどれも全国平均と大きく変わりませんが、周辺町村のデータは心臓病、脳卒中での死亡率が高く、これは市立病院までのアクセスのおくれが一つの要因ではないかと思っております。これらデータの中で肺炎による死亡原因が全道平均より若干多いようですが、考えられる要因等がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

7点目、臨床研修医制度は、平成16年度から開始されました。大学病院での高度専門医療を中心とした研修から多様化する医療ニーズに対応し、プライマリーケアを重視する医師の育成という観点から、基本的な考え方は間違っていないのではないかと思います。市立病院でも研修医を受け入れ、研修プログラムをもとに進めておりますが、新しい制度でもあり、募集、また指導に当たる側としてどのような点に配慮されておられるのかお知らせをいただきたいと思います。また、今後の医師確保に名寄で研修を積んだ研修医に期待をする考えと伺っておりますが、感触についてお知らせをいただきたいと思います。

8点目、高齢化が進む中で、自宅で療養を受けることを望むニーズも考えられ、将来においてどのような体制が望ましいとお考えかお知らせをいただきたいと思います。現在在宅看護支援センターでは、訪問リハビリを中心に活動されておりますが、連携の状況について、また家庭看護者の負担軽減から短期入院への考えもあわせてお知らせをいただきたいと思います。

9点目、看護職員は、看護師資格と準看護師資格を持って職務に当たっておりますが、看護師資格取得者の割合はどのようになっているのか、また規模が近い自治体病院の状況はどのようになっているのか、さらには他の地方センター病院の状況についてもあわせてお知らせいただきたいと思います。さらに、それぞれの生涯年収の概算についてもお知らせをいただきたいと思います。

10点目、患者からの満足度を高めるためには、医療技術はもちろんですが、接遇対応も重要なポイントであり、マニュアルをもって対応されていると思います。人と人との関係は何がベストか答えを出すことは難しいと思いますが、どのような点に留意をされておられるのか。また、それぞれの部署で患者に対する敬称はどのようにされているのかお知らせください。また、新人研修以降の接遇研修はどのように行われているのかお知らせをいただきたいと思います。

11点目、市立病院に限ったことではございませんが、職員の能力を最大限生かすためには研修が重要でございます。多くの情報を持って職務に当たることは有益なことでございます。一部道外への大会等の参加はされているようですが、職員の研修の状況、また今後道外研修を含めた必要性についてお知らせをいただきたいと思います。

12点目、公立病院のほとんどは、地方公営企業法の一部適用を受けて経営されており、名寄市立病院もその例外ではありません。一方、管理者が主体となって人事権を持ち、全部を動かす全部適用を受けて経営する自治体病院もふえております。全部適用では自立的運営が可能となり、経営責任の明確を図ることになり、より広い権限と責任を有する事業管理者のもと一部適用以上の機動性、柔軟性を発揮することができると言われております。全部適用の公立病院は比較的規模の大きい場合が多いようでございますが、名寄市立病院での採用について考えをお知らせいただきたいと

思います。

1 3 点目、地方公務員は給与ベースが決まっておりますから、余り大きなことはできないかもしれませんが、職員の人事考課、例えば医師の医業収入高によってボーナス評価制度を考えるなど、民間的発想を取り入れてはいかかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

1 4 点目、現在事務管理局は委託、あるいは臨時職員等の採用など管理費の軽減に努めておりますが、事務管理部門のアウトソーシングに対するメリット、デメリットと、その場合おおよそ費用の差額についてお知らせをいただきたいと思います。また、病院職員も市役所の人事の中でしており、比較的在職期間が長いのかなと思いますけれども、このような形態が望ましいのか、あるいは技術職的なとらえ方から専門勤務でさらに事務系のスペシャリストを育てていくことが望ましいと考えておられるのか、これらの考え方についてお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） ただいまの東議員の御質問にお答えいたします。

名寄市立総合病院の将来展望と名寄市の医療体制について、（１）、地域の人口減少と高齢化に対応した医療体制についてでございますが、北海道は2005年より人口減に転じており、特に地方ではその傾向は顕著であります。しかし、その一方65歳以上の人口は2025年まで増加するという予測であります。疾病構造には多少変化があっても医療需要の大きな減少はないと考えております。それよりも大きな要因は、今後進むと考えられる地域医療体制の再編であり、その点はいまだ不透明であります。医師の充実、安心、安全で信頼される病院として、また質の高い医療の提供に努め、さらにはエフ・エムなよろやホームページなどのメディアでPRをして、患者の確保を図ってまいります。

（２）、救命救急医療の将来展望についてでございますが、救命救急センター構想はありましたが、医師確保問題、特に循環器内科医師の不足ということで保留になっております。しかし、近隣の医療施設の縮小から救急外来は多忙をきわめており、診療スペースも手狭となっております。何らかの手当てが必要であると考えております。既存のセンターには約1億円の補助が運営資金として出ていますが、10床規模の新型救命救急センターには運営補助金は出ないことになっております。当院は、急性期医療の病院であり、救命救急センターの整備は必要と認識しておりますが、方向性については医師確保のめどが立ったとき一定程度の赤字は覚悟してセンターを設置するか、現在の救急室を拡張して対応するか検討が必要と考えております。

（３）、精神科病棟の老朽化と将来展望についてでございますが、平成18年4月から北海道との人事交流という形で常勤1名、旭川医大の非常勤1名、それから土日の当番医は旭川の圭泉会病院をお願いをしているところでございます。この体制で診療を行っております。3大学の医局にお願いしておりますが、少なくとも旭川医大、札幌医大は医師不足により派遣をすることは難しいと聞いております。最近の新聞の報道にもありましたが、過去5年間で札幌市内の精神科クリニックが1.5倍に増加しており、過酷な労働条件の勤務医から楽で収入の多い診療所へとかわる人が増加の一途であります。現在人的に余裕のある北海道大学に院長が折に触れ医師の派遣要請に出向いておりますが、いまだめどが立っておりせん。

また、改修につきましては、第4次総合計画の中に盛り込まれておりましたが、安定した医師確保のめどが立たない状況にあり、逡巡しております。また、老朽化の状況につきましては、外見からすると大丈夫というふうに考えておりますが、なお精査をしてみたいというふうに考えております。

(4)、セカンドオピニオンに対する考え方でございますが、セカンドオピニオンとは主治医をかえずに他の医師の意見も聞くことを示していますが、患者さんの間では一部紹介状を書いてもらい、他の病院に行くことというふうに解釈されておられる方も多いように思われます。この点については、皆さんに十分な説明と周知が必要かと思えます。当院では、現在医師数などの関係から、いわゆる独立したセカンドオピニオン外来を設けておりませんが、各診療科の診療の中で意見を求められた場合はそれぞれ対応しております。また、他の病院へセカンドオピニオンを求めていかれる場合においても各診療科でデータや資料を提供しております。当院では、診療録の開示についても一定の規則にのっとった上で積極的に行っており、診療の透明性や十分なインフォームド・コンセントが必要と考えております。

(5)、ジェネリック医薬品の院内、院外処方に対する考え方でございますが、一つとして4月からの診療報酬の改定に伴い、院外処方せんの様式を変更して患者さんの希望にこたえるように対応し、使用の拡大を図っております。二つ目として、現在当院では全国平均値に近い80種類ほどのジェネリック医薬品を採用していますが、院外処方の動きに合わせて、さらなる院内での拡大も考えております。三つ目には、新薬と同等であることは証明されていますが、処方例数、使用年数が少ないのは事実です。当院での採用に当たっては、品質、安定供給、メーカーからの情報提供の3点を重視しております。

(6)、患者の死亡疾病原因に見る課題でございますが、当院の平成17年度の死因は、1位が悪性新生物、56人、2位が脳血管疾患、36人、3位は呼吸器疾患、主に肺炎でございますけれども、34人、4位は心疾患で25人となっております。心疾患が4位であるということは、当院の循環器内科がまだ十分な治療体制にないというふうに考えておまして、他院に行かれていますためと

考えております。肺炎が3位と多いのは、住民の高齢化に主に起因すると考えております。高齢者の肺炎は、体制の整った病院でも死に至る病であります。当院では呼吸器内科医師の確保が課題となっております。

(7)、研修医確保の将来展望と指導医についてでございますけれども、当院では現在当院単独型研修医6名、大学の協力型研修医5名がおります。当院は、平成16年に新臨床研修制度が開始したその以前から厚生労働省の指定する臨床研修病院として登録されていたことから医師教育を重要視しておりました。今回義務化された初期臨床研修は、患者を総合的に審査することのできる医師を養成するためのものであり、全人的な医師教育を目指しております。

当院で特に留意していることは、一つとしては多数の研修医を募集せず、十分な指導が行き届くだけの研修医数として、1学年6名までの研修医としていることです。また、当院が北北海道の地方センター病院であることから、地域医療の研修を重要視した研修プログラムを作成していることとでございます。二つ目として、研修医の指導に当たる指導医は厚生労働省の指定する臨床研修にかかわる指導医講習、プログラム責任者講習などを受講しております。順次該当者は受講の予定であります。三つ目として、各研修医が到達すべき目標に達しているか、問題点はないかなどについて関連の病院の指導医、当院の指導医、当院の各部門の代表者から成る臨床研修委員会において定期的に評価を行っているなどであります。

当院に希望してくる研修医は、地域医療に興味を持っている、または当院のプログラムや病院の姿勢に魅力を感じている、または将来道北の地域で医療をやりたいなどの希望を持った研修医がほとんどであり、今後の医師の確保においてよい感触を持っております。

(8)、在宅医療のあり方と在宅看護との連携についてでございますが、国の施策は在宅での療

養を進めていく方向にあり、今後は患者さんが自宅での療養を望まれるケースがふえてくると思われると思います。患者さんは、退院できる状態になっても自宅での療養に不安があるため、なかなか退院することに同意をされないことも多くあります。訪問看護を行う部署があれば自宅療養される患者さんの不安を軽減でき、退院がスムーズにできると思われまます。現在当院には訪問看護を行う部署がありませんが、将来的には訪問看護を行う部署が必要と考えております。そうすることで在宅での看護も可能になると考えられますし、訪問看護部が地域との連携を十分にとり、在宅療養を進めていくことができると考えております。家庭看護者の負担軽減から短期入院をするという考えではなくて、あくまでも病院での治療が必要であるということが前提と考えます。負担軽減ということであれば、介護保険を利用して短期入所をするということが妥当と考えております。

(9)、看護職員の資格と状況についてでございますが、6月1日現在、当院の看護職員は264人でございます。看護師が191人、72%、準看護師が75人、28%となっております。また、同規模自治体病院あるいは他の地方センター病院につきましては、例えば市立土別病院では看護師は138名、準看護師は33名、割合は19.3%、市立稚内病院は看護師173名、準看護師26名、準看護師の割合は15%でございます。センター病院でございますけれども、市立釧路病院、看護師が377名、準看護師42名、準看護師割合は10%となっております。それから、同じくセンター病院で市立函館病院ですけれども、看護師が448名、準看護師72名、準看護師割合は16.1%となっております。

生涯収入の概算でございますけれども、当院ではまだ精査をしておらない状態でございます、おおよその額でございますけれども、約2億1,000万円ぐらいではないかと試算しております。準看護師につきましては、多少賃金格差あります

けれども、実務経験年数が看護師より長いということもありまして、生涯収入には大きな差がないというふうに考えております。

(10)、職員の接遇対応についてですが、ここでは看護職員についてお答えをさせていただきますと思います。接遇に関しては、言葉遣い、態度、マナーに気をつけるように指導しております。いつも優しい言葉と笑顔を絶やさずにを目標とし、看護職員には相手の立場を尊重し、相手の立場に立った行動をする、相手を思いやる気持ちを持つ、相手の意見を傾聴することなど、科長会議を通じてお知らせをしております。新人研修以降の接遇研修は、看護部接遇委員会が中心に行っていますが、患者さんとのかかわりをいい接遇と悪い接遇とに分け、ビデオを通した研修会を行い、考える機会にしております。また、院外講師による研修も行っております。委員会のメンバーが数カ月ごとの接遇目標を立て、それをお知らせにして文書で配布しております。また、各部署の委員は、各部署内の接遇がよくなるように日々活動しております。患者さん、御家族から苦情が入った場合は、部署の科長に知らせ、面接を行い、内容によってはプロセスレコードを書いてもらい、自分の行動を振り返り、今後どのようにすればよいかを考える機会にしております。苦情の内容は、科長会議でお知らせして、各部署でも考えてもらうようにしております。また、患者さんをお呼びする場合は、〇〇さんということでお呼びしております。

(11)、職員研修のあり方についてでございますが、当院ではこれまで主に看護部を中心に専門的な研修が頻繁に行われてきました。しかし、病院機能評価において職員教育に関して全病院的な教育計画を管理する部署の必要性が指摘されたのを機に、昨年8月に教育研修を統括する部門として病院教育委員会を設置し、教育研修を行っております。委員会では特に全職員を対象にした生涯教育や時事問題に関する研修に視点を置いて、

これまでに接遇マナーや個人情報保護法に関する研修を行っております。御質問のありました道外研修につきましては、診療部で年間延べ60名、医療技術部においても延べ30名の職員が全国各地で開催される学会に出席し、研さんを深めているところであります。また、本年10月に行われる全国自治体病院学会では診療部、医療技術部、看護部に加え、初めて事務部門が参加し、地域医療支援事業について発表を行う予定であります。

(12)、地方公営企業法の全部適用について。地方公共団体が運営する病院事業には原則として地方公営企業法が適用されますが、同法の財務に関する規定だけを適用する一部適用病院が圧倒的に多く、当院もこの形態をとっております。しかし、地方公営企業法による組織、身分に関する規定を初め、すべての規定を適用する全部適用の病院の数は近年増加の傾向にあります。平成15年度の調査時点では全国の自治体病院1,000病院のうち860病院が当院と同じ一部適用病院で、残り140の病院が全部適用病院という状況になっています。さらに、全国自治体病院1,000病院のうち医業収支比率が100以上の病院は134病院です。このうち全部適用病院が19病院になっております。一部適用病院が残りの115病院でございます。道内での全部適用病院は、中標津病院、市立札幌病院、函館市立病院の3病院ですが、効率的経営がますます強く求められる時代の中で、今後経営手法を検討する場合選択肢の一つと考えております。

(13)、職員の人事考課のあり方についてでございますが、人事考課につきましては病院機能評価においても指摘を受けた点でもあります。また、平成16年に人事院から出されました公務員人事管理に関する報告でも実績に基づく人事管理の推進の中で、新たな評価制度の導入により能力本位の任用を推進し、実績を踏まえた給与処遇を実現することが必要と述べられております。また、平成17年度には給与制度の改革もありました。

しかし、能力主義などの新たな評価制度導入につきましては、市全体で検討するべき問題ととらえておりました。今後の課題として考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

(14)、事務管理部局のあり方についてでございますが、地方センター病院として住民の医療を守っていく上で、当院はさまざまな業種で構成されていますが、経済的、効率的な病院運営を行うためには業務の委託化も必要と考えています。既に機器の保守、施設設備保守、検査業務、院内清掃など、約50件について全部もしくは一部委託化されております。現在は、医事業務の委託についての検討を進めているところでございます。これまでに5回ほど検討会を開催しておりますが、当面医事業務の一部について委託をする方向で、現在その業務の精査を行っているところでございます。今後早い時期に方向を出し、平成19年度から実施していきたいと考えております。

複雑化した診療報酬体系を理解し、レセプトの病名と薬、病名と処置、検査、注射、診療材料、回数、量、日数などなどの診療内容を点検し、いかに誤りのない請求をするかが医事課職員の重要な役割でございます。このためにどうしても専門的にならざるを得ません。したがって、市の職員に比較すると、医事課の職員としての在職期間が長くなっている現状がございます。ただ、専門的な経験豊かなという部分が問われる部門でございますので、専門的になることも仕方がないのかなと、そんなふうに思っています。

それから、医事業務の委託によるメリットですが、1点目は委託開始年度に経費面でのメリットは出ないということでございますけれども、全部委託をすると効果があらわれるという状況でございます。二つ目は、医事課職員の労働環境の改善、恒常的な時間外勤務からの解放と。それから、三つ目には、窓口対応の充実とサービスの向上、それから四つ目にはレセプト請求事務における査定減率の減少が図られる。五つ目には、診療

報酬改定などの最新情報が取得できるという点が
ございます。デメリットですけれども、一つ目には
委託職員の個人の能力差、専門性と接遇の面で
ございます。それから、二つ目には、委託職員の
地元での確保の難しさという点がございます。

それから、業務の全部を委託した場合における
経費の差額ということでございますけれども、現
在正職員は11名おります。これは、全部委託を
した場合には半数程度になるのかなというふう
に予想されます。試算でございますけれども、委
託料が臨時職員の平均賃金程度、290万円に抑
えられると仮定しますと、職員平均給与は700
万円との差額、この290万円と700万円につ
きましては平成16年度ベースの額でござい
まして、法定福利費を含んでおります。差額410
万円の五、六名分、2,000万円から2,400
万円ほど節減になると予想されます。

ちなみに、昨年8月に三つの病院を視察して
まいりましたけれども、砂川、滝川両市立病院
では全部を委託した以降1,000万円から1,300
万円ほど節減になっているということでお伺い
しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ端的に、し
かもわかりやすく答弁をいただきましたので、お
おむね理解をさせていただきますけれども、さら
に若干理解を深めさせていただきたいと思いま
すので、何点かについてお伺いをいたしたいとい
うふうに思います。

まず、救命救急センターについて御答弁をいた
だきまして、赤字を確保してやるのか、あるいは
今の病床を拡張してやるのか、そういった判断が
迫られるであろうというふうな答弁をいただき
ました。また、救命救急の場合は名寄に集中を
しているのだよというふうな話を伺ったところ
でありまして、やはりこれからもそういった状態
がさらに加速をするというか、名寄に集中をし
てくるの

ではないのかなというふうに思っております。そ
ういった中で、やはりきちっと救命救急セン
ターを設置して、これは当然名寄市民ばかりで
はなく、ややもすると士別であるとか、ある
いは紋別方面であるとか、さらに北の方であ
るとか、そういったところへの対応というのも
考えていかなくはないのではないのかなとい
うふうに思っております。もしこれができ
るのであれば、それぞれの自治体に案分を求
めながら、負担割合を若干ずつ負担して
いただきながら、そして名寄市民ばかりで
なく、地域住民の命をみんなで守って
いくのだ、それを名寄市立病院が担うのだ
というふうな考えから、そういった話し合
いというのはできないものかなというふう
に思っております。まずその点について考
え方をお伺いをいたしたいと思いま
す。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 救命救
急センターにつきましては、近隣の病院非常に
医師の不足によって当名寄市立総合病院に
来られる救急患者の方がふえております。
かつ急性期の方が非常に多いということに
もなっております。院長自身も救命救急
センターの整備は急務という考え方持
っております。

ちなみに、救急車の来院数ですけれども、17
年度実績で市内、市外合わせて1,382件
ございます。そのうち市外からも遠くは留
萌だとかそんなところからも、稚内とか
非常に幅広く、枝幸方面、それから興部
、雄武方面、それから幌加内町だとか
からも来ております。市外から来られる
件数が618件、45%ほどになっていま
す。こんなことも含めて、今現在医療は、
病院についてはセンター化が図られるとい
う方向に進んでおります。現実細かく例
出して申しわけないのですが、士別の病
院では医師がゼロになった科目も出て
きております。循環器内科の医師も減
ったような状況が出ておりまして、非
常に士別から来る救急患者さんが多
くなっておりまして、脳外科が

多いのですけれども、満床を超えているような状況が今現在あります。そういった救急的な患者さんを取り扱うためには、治療をする、診療するということでございますけれども、やはり救命救急センターの設置は必須なのかなというふうに思っておりますけれども、何しろ今現在試算した事業費なのですけれども、約9億円かかることになっております。9億円でございます。そのうち補助金が約1億3,000万円ぐらいということで、非常に市債だとか単費がほとんどになってきている状況であります。それと含めて、現在大きな赤字が出ているという状況もございまして、それと含めて医師の確保ということが最重要課題というふうに考えています。院長のお話でございますけれども、今救命救急センターには循環器内科の医師は必須ということでございまして、現在2名おりますけれども、やはり5名、6名、7名というような、そんな医師数が必要ということもございまして、鋭意院内では協議をしておりますけれども、いまだ何年度から事業を実施をするという結論は出ておらない状態でございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 事業費が9億円で、補助が1億3,000万円と、補助随分少ないのだなというふうに思いました。思ったより事業費がかかるのだなというふうにも思ったわけなのですけれども、当然医師がいなければつくってもしようがないという部分があるかと思っておりますけれども、これはやはり医師を極力そろえながら、将来前向きに取り組んでいただきたいなと思っておりますので、こういった部分ですとか、精神科の部分に関しましても新しい総合計画の中でのなるべく重要課題として織り込んでいただけるようにちょっと頑張りたいなと思うのと、先ほど申しました名寄ばかりではなくて来ているところが45%地方から来ているというお話を伺いましたけれども、搬送経路は名寄市内であれば直接名寄の市

立病院に来られるわけですけれども、例えば士別市の多寄町であれば一回士別まで行って、もう一回名寄まで来るというふうなことも考えられるでしょうし、これは自治体の枠組みは確かにあるわけですけれども、士別市民であろうが名寄市民であろうが一人の命のかかわり合いでございますので、そういった搬送経路も含めて今後は協議をしていただきたいなというふうに思いますので、こういった協議もよろしくお願いしたいと求めておきたいと思っております。

次に、看護師職員の皆さんの正看、準看の比率をお伺いをいたしました。名寄の場合は、28%が準看護師さんということで、他の病院から見ると若干比率が多いのかなというふうにお伺いをいたしましたけれども、これらの要因についてどうということが考えられるのか、あるいは今後どういう方向に向かっていきたいと考えておられるのか。さらには、準看から正看に資格を取り直すというか、上の資格を取ろうとされる準看の方の状況ですとか、あわせて認定看護師に1人今挑戦されているというふうに思うのですけれども、そういった方に対する病院としての支援体制、そういったことについてお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 準看護師の割合が他の病院に比べて多いという状況についてでございますけれども、これは平成4年度に今の新しい病院になりましてベッド数が、一般病棟でございますけれども、183床から260床になっております。看護基準を満たすということを含めて、看護師を補充したという経過がございます。ただ、その時点ではなかなか求めても来る人が少ないというような状況もございまして、中で任用したという経過がございます。というのは、その当時准看護婦で臨時職員だった人をかなり多く採用しております。それで、その時点では準看護師29名採用しております。この29名が大きく付加になっているということもございまして、

これが逆転して、これが正看であれば率としては準看護師の割合は21%ぐらいでくるのでございますけれども、今後につきましては現在平成8年1月1日で2名準看護師を採用しておりますけれども、その後の採用はしておりませんので、正看しか採用しないということできております。このことは、名寄市立短期大学で看護科を設置したということもございまして、非常に応募が多くなったということがございます。18年度の採用の部分につきましても、7名ほど採用させていただきましたけれども、6名は名寄市立短期大学の卒業生ということになっておりまして、多く当病院に応募をいただいているという現状がございます。

今後は、こういうことで非常に養成機関もふえてきております。それで、輩出される看護師さんの数もふえてきているという状況がありまして、現実の現実うちの方でも18年度は7名の採用でございましたけれども、15名ほど応募がありまして選抜をさせていただいた状況がございます。ちなみに、ほかの病院の例でございまして、旭川の市立病院、18年度採用者25名でございまして、75名の応募があったというふうに聞いております。まだまだ中央の病院、あるいは地方のセンター病院には応募があるというような状況がございますので、うちの方も基本的には正看を採用していくということで考えております。

それから、通信教育の関係でございましてけれども、現在道内、札幌でございまして、準看護師が2年間の通信教育を受けて、看護師の受験資格を得るという制度が16年度から発足しております。既に16年度、17年度修学された方は正看の資格を取りまして、18年4月からは正看として働いております。それから、今現在通信教育を受けておられる方、札幌に西野学園でございまして、1年生が西野学園に4名、それから道立衛生学院、これも札幌でございまして、1名、それから2年生で5名ということで、合計10名の方が当院では通信教育を受けて、

将来正看の試験にチャレンジをするということになっておりまして、この方たちはもう既に行かれた方も含めて勤務免除ということで、給与の支給を受けながら、スクーリングだとか実習を行っている。実習は、当病院で行っておりますけれども、スクーリングに何回か行くという、何日間か、1年次、2年次でそれぞれ日数は違うのですが、延べで50日ぐらいというふうに聞いております。スクーリングは、それで、今後もそういうことでチャレンジする方につきましては、勤務免除でということを取り計らいをしていきたいと、そんなふうに思っています。

それから、認定看護師の関係でございまして、現在1名の方が北海道医療大学に参りまして、6月から6カ月間勉強しております。これは、単位を取得すれば日本看護協会による認定看護師資格試験がございまして、その受験資格が得られるということとございまして、その資格が得られれば認定看護師ということで、30ちょっとぐらいの方だったと思っておりますけれども、必ず私の病院に戻ってきますと言っておりましたので、勤務免除で修学をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 理解させていただきました。

もう一点、先ほどの答弁をいただいた中で、生涯収入についていろいろお伺いをしたのですが、名寄の部分しか把握をされていないということで、正看と准看では勤務年数の関係もあるので、大差がないよというふうなお話を伺ったのですけれども、昨日、一昨日、違う質問をされた中で、人事院勧告の平成17年度の答申の中で、その地域の賃金事情に合った賃金表のあり方をその格差を踏まえながら検討をするというふうな答弁をいただきましたけれども、名寄市立病院の場合は医療職の表の1はありますけれども、2、3と

いうのがないわけでごさいます、今後その平成17年度の人事院勧告に即した給与表を検討するときに、あわせてこのような医療職の給与表について検討されるお考えがあるのかどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 前段お話がありました昨年の人事院勧告のことでありますけれども、既に地域給の導入ということが入っております、きのうですか、おととい答弁のありましたように、北海道の地域給を一番基準にしております。都市部にはそれに手当ををしていく、上乘せしていくという方法でごさいますから、全国一律の賃金表ではなくなったということでもありますので、御理解いただきたいというふうに思います。なお、その適用につきましては、今年度の早い時期から適用していくということにしております。

また、この際医療職の給料表の導入であります。一般行政職を使っておりました当時、市立病院の規模も今ほど大きくなくて、ほとんど一般行政職と同じような立場でいいのではないかというふうに適用させておりました。先ほど報告ありましたとおり、総体人数が看護師だけでももう300近くと、全体入れますと400人近くなりますので、一定程度の規模を持ってまいりましたので、給料表の適用もそれなり考えていかなければならないというふうに思っています。ただ、特徴といたしまして、医療職の給料表は若いときに高く、年をとるに従って落ちついていくと、こういう表でごさいますので、今それを試算してどちらが、先ほど生涯賃金の話も出ましたけれども、どうなのかと、あるいは運用がどうなのかという部分も検討しながら、当然検討の対象になっているということでごさいます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 理解させていただきました。

それでは次に、地方公営企業法の縛り、一部適

用、全適についてお伺いをしたいと思いますけれども、先ほど人事考課については名寄市全体の中で考えていきたいというふうな答弁をいただいたわけですが、市立病院は市立ではありませんけれども、公営企業という名前がついている企業ということでありまして、企業であるからにはやはり企業戦略というのを練って、そして経営を営んでいくというのが私はいいいのではないのかなというふうに思っております。その一つとしては、やはり研修であるとか、そういうのは先行投資として研修はどんどんやらせる、あるいは先ほど御答弁いただいた認定看護師だとか、これらの養成についてもこれは企業として戦略的にやって、病院の価値を高めていくのだと、そして将来の収入、あるいは患者さんの確保に努めていくのだと、こういったことをやはり企業の戦略としてやっていくべきであろうというふうに考えております。それのみならず、やはり機動的な運用をされるためにも、確かに人事を名寄市内だけでやれるかというやれないというふうなお話も伺っておりますけれども、その縛りを緩くして、その病院自体の戦略を立てたときにそれがスムーズにいけるような組織づくりを整えるというのが必要ではないのかなというふうに思っております、その件に関しまして再度答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、最近全国的に企業の戦略ということを含めて全部適用をしていく病院がふえてきております。ただ、人事権まで踏み込むということになってくるものですから、今一部うちの方の組織の中では医師の部分につきましてはほとんど人事権がない、大学側に人事権があるというような状況でごさいます、その辺がなかなか適用に踏み切れない部分の一つの要因でもあります。

ちなみに、市立札幌病院については、病院自体が医師の募集をして、応募をいただいた方を面接

して採用していると、要するに市独自の採用ということで、大学頼みにしておらない病院なものですから、こういうことも可能なのかなというふうに思っております。ただ流れとしては企業管理者を置いて、どこの病院も今院長が企業管理者になっておりますけれども、そういう方向に将来的には進んでいくのかなというふうに考えておりますけれども、当面全部適用については検討をしております。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 人事権を持つことができるというふうなことになろうかと思っておりますけれども、権利があるから全部それを行使しなくてはいけないのかというと、それはちょっとどうなのかな、しなくてもいい部分があるのなら、その部分はしないで、違う部分で運用がうまくできるのであれば、私はそれでいいのではないのかなというふうに思っております。病院機能評価の中の指摘がありました、答弁でもいただきましたけれども、やはり人事考課をしっかりと練っていくべきであるというふうな答申もいただいております。それは、やはり市とあわせてやるということになるとなかなかできづらい部分がある、こういったことからやはり全部適用というのを一度しっかり研究をしてみたいなというふうに思っておりますので、これはそのように求めておきたいというふうに思います。

それでは、接遇について若干お伺いをしたいと思いますけれども、まず敬称についてはすべてさんづけで呼んでいるというふうにお伺いをしましたけれども、例えば受け付け業務とかでありましたら、様をつけてもいいのかなというふうに思っております。これは、何を軸にして考えるかというと、人と人とのまず距離感、あるいは接する長さ、そういったものである程度はかってもいいのではないのかなと思うのです。ですから、看護師が直接身体に触れながら、様づけをするのは私はちょっといかがなものかと思っておりますけれども、遠

い距離にある場合には、呼び出しをかける場合には例えば様ですとか、そういった距離をもって様が適しているのか、あるいはさんが適しているのか、そういったことも一度検討をしていただきたいなというふうに思います。お考えをちょっとお聞かせをいただきたいと思うのと、もう一点は電話の対応についてお伺いをしたいと思うのですけれども、時間外にやはり電話をかけてこられて、ちょっと診てほしいのだという方がおられると思うのですけれども、そういったときに、医師の都合もありますので、断られることは当然であろうかと思っておりますけれども、単に断るのではなくて、例えばどうなさいましたかというふうに聞いて、それであれば時間外診療でやるとか、夜間の診療もやっていますので、専門ではないですけれども、そちらの方に行ってみてくださいですとか、やはり電話でそういった親切な対応というのもあるべきでないのかなというふうに思っておりますけれども、その2点についてお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 議員おっしゃられるとおり、患者さんはお客様なものですから、やっぱり様というのでも適当な呼び方なのかなというふうに思っております。実は、市立士別病院では様で呼んでおります。そういうことも視野に入れて、今後院内で協議をしてみたいと、そんなふうに思っています。

それから、救急外来だけではない、電話の対応すべてでございますけれども、患者さんに対する対応の仕方ということについては、やはりサービス業であるということを原点にして対応していただくように強く求めておりますけれども、そのために教育あるいは研修を行っております。御指摘のないように今後も努めてまいります。

それから、ちょっともとに戻るのでございますけれども、救急搬送の関係で、消防の方にちょっとお尋ねを

した点がありますので、お知らせしたいと思いませんけれども、個人が救急隊へ救急搬送の依頼をした場合、例えばうちの病院に、総合病院に来るという場合は、そこの救急隊からうちの病院と連絡、連携をとりながら、直接搬入をしているということに現在はなっているそうです。そんなことでお答えとさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

道の駅店舗建設と規模について外5件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。同僚議員の同じ質問がございましたので、できるだけ重複を避けて質問させていただきます。

まず、1点目として、新市の南玄関口として道の駅の建設についてをお伺いいたします。経済は厳しく、長い不況の中で、商工業者の方々が各市町村で道の駅建設に取り組んでおりますが、なかなか成功していないようでございます。大変な苦勞をして、経営に取り組んでいるのが事実でございます。風連は、開発局の手によって駐車場ができたようですが、今後は民家の取り壊し、整地が始まろうとしております。トイレの建設も開発でしていただけると聞いております。この駐車場と市の土地などの除排雪をどういう組み合わせをするのか、開発との話し合いがどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

また、トイレの建設はいつごろなのか。私は、店舗構想が先ではないかと思えます。トイレや玄関などの位置は店舗構想によって変わると思いま

す。昔からよく言われていることは、建物の位置により住む家の鬼門があるとよく聞いております。最善を尽くして建設計画を立てるべきと思われると思います。今後全体像の建設計画がいつごろまでにできる見通しなのかお伺いいたします。お客様に親しみを持って買い物に来ていただけるような店舗、何度でも来ていただけるような店舗づくりを目指すことが大切だと思います。新市の南玄関口、道の駅の成功のために、全体像を含め具体的な案が示される時期が来ていると思います。この見通しなどを含め、詳しくお示し願いたいと思います。

次に、2点目、風連地区市街地再開発事業についてお伺いをいたします。この件につきましては、旧風連町の一大事業として取り組んでいることは私が申し上げるまでもなくて、一般の市民の方々が関心を持って見ており、大事業であることは申し上げるまでもございません。そこで、行政として取り組むことは何なのか、何が大切なのか考えます。現在までの取り組み状況につきましては、もう既に地権者などが期成会を立ち上げ、話し合われていると聞いております。準備も含め進められていることと思えますが、私は市街地区で一番関心があり、開発事業の一環として取り組んでいただくことは、診療所の存続に基づく改築問題と保健センターの建設、障害者に対する機能回復訓練りハビリ教室を一環とした施設を希望しております。中心市街地に公衆浴場が廃止になったときから、町民の皆さん方が希望を持っていたことが念願がかなうかどうか心配していることも事実でございます。そこで、私は、外観しか見てきませんでしたが、福祉住宅について見てまいりました。もう既に保健センター及び福祉住宅は、近隣町村でできております。剣淵町で福祉住宅が10戸、和寒町でかたくり荘、福祉住宅が9戸建設がなされております。すばらしい施設です。剣淵町の診療所も一体となった場所に建設されております。北部地区に福祉の町風連とも言われている親しまれている町風連ですが、私は本当にそうなのかと

いう疑問を感じている次第でございます。歯医者などの施設はそれなりに整備されておりますが、何と申し上げましても老人の人口が30%を超えており、公営住宅に住んでいる方も半数近くがひとり暮らしで住んでいる状態でございます。公営住宅の建設を見直し、福祉住宅に取り組むことが第一であり、まち並み開発と同時に取り組むべきと考えますが、この再開発事業として地元のJA道北なよろとの協議はどのようになっているのか、農協がどこまで真剣に考えられているのか、具体的にお示し願いたいと思います。中心市街地再開発事業の取り組み方法など含め、全容の御答弁をお願いいたします。

次に、3点目、風連中学校の建設計画と建設時期についてお伺いいたします。何年も前から学校の建設についてはいろいろと議論を重ねてきておりますことは御承知のとおりです。引き続き老朽化が進んでいる中央小学校の建築の時期に来ております。そこで、私はこの機会に小中学校の一貫校として、また道北のモデル一貫校として建設すべきと考えております。教育委員会としての考え方がどのようにあるのかお伺いいたします。

風連町学校校舎建設等検討委員会などが立ち上がり、何度となく協議もされ、答申書が提出されております。その答申書に基づき、どのような検討をされたのか、また今後の取り組み状況はどうか、中学校を先に建設し、後日小学校を建設するお考えなのか。この小中学校の建設の問題について、道北地区として模範的な学校建設をして、道北の夢の持てる学校建設に取り組むべきだと思います。名寄市新市の南玄関口の学校として取り組むべきと思いますが、島市長さん並びに藤原教育長さんにお伺いいたします。

次に、4点目に、北海道立風連高等学校の存続についてお伺いいたします。風連高等学校は、昭和26年1月に名寄農業高等学校の分校として、定時制夜間学校として風連中央小学校に配置されております。昭和28年度には普通校としての内

示があり、昭和29年に現在地に独立した校舎を建設して現在に至っていることは御承知のとおりでございます。名寄市内には4高等学校も存在していることは私が申し上げるまでもなく、名寄高等学校以外の学校の3高校は存続に対して危機感を持っております。名寄市内の4高校の存続について話し合いやマスコミなどの報道などでは、私は風連高等学校の存続のことなどは余り気かけられていないのではないかと思います。名寄市高校教育検討委員会の再編状況の方針、名寄市総合型学校の再編、学校の取り組みなど報道されましたが、風連高校の存続に対する関心が低い感じがいたします。

そこで、私は、農業の町風連、北部で一番水稲の面積の多い農業の町、モチの生産も日本一の風連を生かした取り組みなどを視野に入れた学校の立ち上げが必要ではないかと思います。また、福祉の町風連としてのイメージを汚すことなく、福祉関係の学校として考える新市の南玄関口の南の学校として存続するべきだと思います。期待の多い視野の広い島市長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

次に、5点目、風連地区のパークゴルフ場の管理運営についてお伺いいたします。軽スポーツとして町民に楽しまれ、健康に注意をして楽しみながらパークゴルフ場の管理運営をしてきた協会の皆さん方ですが、今までは町の経済が厳しいことやこのくらいのことは自分の手で協力をしていくと現在まで協会の皆さんが協力してまいりましたが、協会の皆さん方も一年一年年をとり、老人クラブの方々とも力を合わせて取り組んでまいりました。年々年をとり、楽しみのパークゴルフがいつの間にか苦しみのパークに変わりつつあります。ボランティア程度のお手伝いぐらいはよいですが、管理に対しても労働はつらいと悲鳴の声さえ聞こえております。現在の場所の北側に造成される予定のパークゴルフ場の工事が進んでおります。この管理運営を含め、今後風連地区全体のパークゴ

ルフ場の管理運営についてどのように進められているのか、名寄市全体のパークゴルフ場の管理運営はどのようにされているのかお答え願いたいと思います。

次に、6点目、かなり老朽化が進んでいる建物と思われる名寄警察署建物の移転問題をお伺いたします。名寄警察署の移転に関しては、関係機関などと話し合われたことがあるのかどうかお伺いたします。もし移転のお考えがあるとしたら、移転先はどこにされるお考えがあるのか。私は、道北の拠点として、防犯に交通安全になくてはならない施設、名寄警察署を、そして道北の地区の見張り役として、監視機能を発揮していただけるような場所に移転していただくべきと考えます。北海道の中でも交通死の多い地区でもあると感じております。北部地区の拠点として、北部地区の取り締まりやすい場所で活動していただき、安心して暮らせる暮らしやすいまちづくりに真剣に取り組んでいただける道北の監視役ができるような場所に移転していただくことが大切だと感じております。

以上、6点を質問させていただきました。経験豊富な島市長さん並びに藤原教育長さんに的確に、また明確に御回答を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 村端議員より6項目にわたって質問がありました。5項目めの風連地区パークゴルフ場管理運営のあり方についてということで、小項目三つあるわけでございますが、このゴルフ場の管理につきましては合併特別区の事業として現在進んでいるところでございまして、これらの5項目めについては一括して私の方から説明させていただきたいと思います。また、1項目めについては手間本経済部長、2項目めについては松尾建設水道部長、3、4項目めにつきましては今教育部長、6項目めについては石王総務部長がお答えしますので、よろしく願いいたしたい

と思います。

御承知のとおり天塩川河川緑地パークゴルフ場は、平成14年にオープン以来運営を運営委員会の協力のもとに現在まで維持管理を進めてもらっているところでございます。これにつきましては、行政が敷地内の草刈りを行い、その他の管理については、散水業務、雑草の除去、そういった管理については運営委員会が主体となって進んでいるところでございますが、最近加齢も伴い、用具の搬出、例えば水まきのホースを引っ張って歩くのが大変だとか、そういった問題がちょこちょこ私どもに聞かれるところでございます。これから管理に当たっては、非常に住民と行政が一体となった管理がこれからもあらゆるところで出てこようかと思っております。それを先取りしながら、風連の特区事業として進んでいるわけでございますから、今ここですぐどうするというにはなりません、そういった問題を解決しながら、行政でやる部分はやっていくと。そして、苦勞が多い部分については何とか解消しながら、今の運営方法で進むようこれから運営委員会、そしてその管理の方法も含めて考えていきたいと思っておりますし、また新たにできますパークゴルフ場がございしますが、この管理については今のところ特別区の事業ということにはなっておりませんから、その運営のあり方、そして今までの運営のあり方、こういったものを含めて運営委員会や特別区の協議会の中で十分話し合いをしながら、本当に無理のかからない、そしてまたみんながこの程度はやれるぞというような形の運営の方法がとられるとしたら、非常にいいまちづくりができるのではないかと、このように考えているところでございまして、この特別区協議会の中でも十分論議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の1番

目の最初の質問でございますが、駐車場と並行して開発からの移管時期についてお尋ねでございました。開発が整備しております駐車場につきましては、仕上げ舗装1層、それから駐車場の白線引き工事などが残っておりますけれども、市の施工いたしませんところのトイレの工事と並行いたしまして進めてまいります。駐車場及びトイレのオープン時期につきましては19年4月を目指して努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、駐車場につきましては、開発に取得していただきました国の所有物でありますので、今後管理、除雪等を含めては開発の方で行っていただけるものというふうに理解をしているところでございます。

駐車場と店舗建設についての順序でありますけれども、南側の住宅地に係るものを除きまして、旧風連町が敷地を先行取得しております。取得後に駐車場部分を開発に売却をいたしまして、先行して工事を進めてきていただいているところでございます。その後、道の駅としては南側の民有地も必要との判断から地権者と協議をいたしましたところ、昨年12月でございますけれども、合意が得られたものでして、取得に至ったところでございます。そうした経過の中で進めてきておりますが、議員御意見の趣旨は理解はしますが、現在駐車場スペースを最大限に生かし、国道40号線からの導線部分を基準として親しまれる施設づくりに努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次、2番目の新市の南玄関口としての店舗建設と完成の時期についてお尋ねでございます。今年2月以来直販、生産業者などによる検討会議、さらには庁舎内で検討委員会を組織しております、利用しやすく何度でも訪れていただければ、くつろげる施設づくりを念頭に検討協議を進めてまいったところでございます。御指摘ありました中心市街

地とのつながりの持てる施設づくりに向けましては、既に市街地で営業されている方々とも機会をつくり、話し合いを進めてまいりますけれども、施設本来の機能が損なわれないように十分注意を払ってまいりたいと考えているところでございます。また、中心市街地の商店街とも協調しながら、農産物、特産物の販売、ドライバーの休憩設備、レストラン、観光案内、情報発信など、地域連携活性化に寄与できる施設づくりを目指してまいりたいというふうに考えているわけでございます。全体のレイアウトにつきましては、駐車場、レストラン、販売、体験コーナー、家族でのくつろぎのスペースなどなど多くの意見を聞いて、計画に反映をしてまいりたいというふうに考えています。

また、完成の時期につきましては、農産物販売などの複合施設におきましては、平成19年10月に完成を目指し、11月にオープンをいたしたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな2項目めの風連地区における市街地再開発事業の促進についてをお答えいたします。

(1)でございます。駅前地区再開発事業の取り組み状況についてでございますが、地権者の合意形成を目的とした再開発促進期成会を設立いたしまして、地権者全員の合意が得られるよう個々に面談し、話し合いを行っているところでございます。

2点目の商工業者及び地権者との話し合いにつきましては、地権者との話し合いは現在建物、土地等の資産評価額を提示して、再開発ビルの権利変換で取得できる規模、入居場所、条件等の希望を聞きながら、話を進めているところでございます。

3番目でございます。診療所の改築及び保健センター建設の予定につきましては、再開発事業は中心市街地に生活利便施設や交流施設等と商店街

との一体化に向けた複合施設の建設と広場、駐車場等を整備することにより人を中心街に集め、活気とにぎわいのある市街地づくりを目指そうとするものであります。診療所は、この複合施設内に移転をし、健康管理だけでなく商店街での買い物、市民との交流等、生活利便性の創出を考えているところでございます。

4番目の福祉住宅建設及び公営住宅の移設の考え方についてでございますが、近年の人口減少時代の市街地活性化のため、高齢者を郊外から交通機関や施設が整った市街地中心部への住みかえで暮らしてもらいまちなか居住を推進する動きが広がってきております。公営住宅を市街地区域に移し、まちなか居住を進めるためには、平成18年度、本年度策定の新総合計画にまちなか居住の施策を位置づけし、19年度見直し予定の公営住宅マスタープランに計画を掲載することが必要であります。新たな団地建てかえは、新住宅マスタープランに基づき行うことになりまして、市街地再開発事業による公営住宅建設設置には計画策定との年次が十分整合しないため、特に調整と工夫が必要であると考えております。広く市街地区域内における新たな団地の建てかえをも含め、検討してまいりたいと考えております。

5項目めのJA道北なよろとの話し合いの現状についてでございます。平成17年11月にJA道北なよろも地権者、役員として参加されております風連地区再開発事業促進期成会が発足しております。今までJA道北なよろの参加意向を十分に組み入れた事業構想の取りまとめを進めておりまして、旧風連市街地の今後のあるべき姿、高齢者に対する消費購買環境の改善等あらゆる視点から再開発事業への理解をともに深めているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目の3と4についてお答え申し上げます。

初めに、風連中学校と風連中央小学校の建設計画実施の時期についてでございますが、関連しますので、一括答弁させていただきます。風連中学校の改築につきましては、平成17年12月に旧風連町教育委員会に対し風連町学校校舎建設等検討委員会から風連町学校校舎建設等について答申が出され、風連中学校の改築に関する具体的な提言がなされております。この答申、提言の骨子は、風連地区の小中連携教育の推進も視野に入れながら、風連中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計からスタートさせ、平成20年度、21年度で改築工事を行うこととなっておりますが、一昨日の林議員にもお答えいたしました。これに伴う課題も幾つかございます。一つには、義務教育諸学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が大きく変わりました。本年度からは学校改築改修事業を含め、耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ、国の財政支援措置を受けられないこととなりました。この計画作成の前提といたしまして、すべての学校施設の耐震診断の実施が求められており、これから当市の計画作成作業を新たにスタートしなければならない状況でございます。二つには、新市の教育委員会のスタートが去る5月16日ということもありまして、答申にある小中連携教育なども考慮しながらの校舎建設に向けてのさまざまな検討などはこれからという状況にありますことを御理解いただきたいと思っております。

また、風連中央小学校も建築後33年を経過しており、改築を検討しなければならない時期であり、これを機に小中一貫校として建設を考えてはいかがですかという御質問ですが、答申では小中の緩やかな連結による小中連携教育の推進を提言しているものと考えております。日進小中学校のような併置校のイメージではなく、小学校と中学校の校舎がそれぞれ独立しながらも隣接し、児童生徒や教職員の交流、往来が自由にできるような環境で、小中連携教育の推進を図るというふう

受けとめており、こうした条件をどう整えるかということも今後の研究課題の一つであると考えております。

教育委員会といたしましては、これらの課題をクリアすることに鋭意努力しながら、合併協議の経緯も踏まえ、本年度策定予定の新市総合計画の学校施設整備計画の中に風連中学校、風連中央小学校改築事業を盛り込むよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、北海道立風連高等学校の存続について一括してお答え申し上げます。北海道教育委員会が作成を進めております新たな指針の素案につきましては、さきの議員諸氏の御質問にもお答えしておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。市内にある職業科高校2校の再編につきましては、旧名寄市のときから委員会などを設置し、検討していただき、その答申をもとに道教委に積極的に提案をしてきた経緯がありますが、ただいま風連高校を福祉関係の学校へも考慮し、新市の南玄関口の高校として存続を図るべきではないかの御提言でありましたが、新市としての正式な教育委員会がスタートしたばかりでもありますので、今後教育委員会内部で風連高校のあり方について議論を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併という大変大きな変化がございましたので、学校の所在する風連地区の方々を初め多くの市民や関係者、また議員各位の意見も参考に、風連高校のあり方について教育委員会として誤りのない判断をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の6点目、名寄警察署の移転計画についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の警察署移転についての話し合いについてでございますけれども、平成15年に名

寄市土地開発公社が旧名寄営林署跡地を購入した折に、警察庁舎を改築する際には候補地として検討願いたい旨の意向を伝えております。それ以降につきましても折に触れて道警総務課、旭川方面公安委員会に要請をしておりますが、道内における老朽化順位が名寄警察署が下位であることや北海道の財政状況の悪化等によりまして、具体的な状況には至っておりません。

2点目の防犯、交通事故防止の件での御質問がございました。平成17年度の交通事故は、名寄市及び風連町では6名のとうい命が失われております。また、名寄警察署管内におきましては7名となっており、大変残念な結果となっております。このような悲惨な事故を防止するため、名寄市、名寄警察署、名寄市交通安全協会、名寄地区交通安全連合会では大きくは年6回、60日の防止活動を行っております。また、旧名寄地区では四つのモデル町内会において活発な街頭啓発等に取り組んでいる状況にもあります。

3点目の移転先の考え方についてでございますが、上川北部地域の防犯、交通事故防止拠点として名寄警察署がどの場所がふさわしいかについてはここで申し上げることはできませんけれども、現在道州制特区や支庁再編の経過の中で警察署管内区域の見直しが想定されますが、その動向に注視をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） るる細かく説明していただきました。まず、1番目の道の駅については、当然地元の株式会社ふうれんが足がかりとして今後対応を検討していくということでございますので、この点については質問を下げさせていただきます。

それと、最後の今総務部長さんがおっしゃった警察の移転については、これはどこがどうだということは示される状況ではないということは私も自覚しております。ただ、要望として、やはり1

8線、19、20線、あの付近にバイパス道路の広域農道、あの付近に警察署を移転するならば、北部地区、和寒以北中川まで高速道路が走ると1カ所で警察署は済むのではないかと。北海道の経済が厳しいのであれば、警察署を統合して、名寄を1カ所にするべく要望を、私はやはりそういうことを要望しながら、バイパス、それから広域農道の近い場所に移転を希望して、この点について参考までに希望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の中心市街地の活性化問題でございます。私は、先ほど申し上げましたように、和寒、剣淵で老人福祉住宅を見てまいりました。なかなか立派なものです。もう風連地区でもお年寄りたちが30%を超え、私も福祉関係約12年間議会活動の中でさせていただいておりますので、お年寄りたちの意見としてはかなり聞いているつもりです。先般11日も町内の20名余りの方といろいろときょうの質問についてお話しさせていただきました。ぜひともそういったことで実現に向けてやっていただきたいというお年寄りたちの希望でございます。

そこで、ここで島市長さんにお伺い、お伺いというか、決断をお願いしたいのですが、私はこの地区に20億円ぐらいの金では足りない、北のカーリング場、あそこの北の端に50億円かけたのなら、私は南の玄関口に50億円かけて、名寄の方がみんなここを通過して、名寄の中心部、風連に来るぐらいの希望を持って今考えている次第です。こういう大学の4大化を設置したぐらいの神経をとがらせながら、希望を持っていかなければならぬという感じをしておりますので、私は行政と農協と地権者、商工業、それから先ほど言われました公営住宅、福祉住宅の建設など絡めた特別委員会を立ち上げるべきでないかと思いますが、この点についての島市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連地区の市街地の再

開発事業につきましては、既に地権者の皆さんによる期成会等も含めて取り組みを進めさせていただいているわけでございます。近年になりましてからは公営住宅等の建てかえをするときに、かつて30年前、40年前は発展する期待も含めて郊外に団地を形成して、整備をしてきた経過がございますが、近年になりましてからは、交通のアクセスの関係ももちろんあるわけでございますが、コンパクトシティー、中心部にそうしたものをまとめるというような考え方が出てまいってきております。現在のまだ構想の段階でございますけれども、この中心市街地の事業の中に公営住宅の団地等を取り込めないかと、こういう要望をいただいているわけでございまして、私は住宅の再生マスタープラン、建てかえの計画とこの事業がうまくかみ合うかどうかと、こういうことも含めて担当の建設部の皆さんにはしっかりと協議をさせていただくようにと、このように話をさせていただいております。もちろん期待は風連地区の発展ということもありますけれども、当然名寄市の公営住宅の建てかえも関連をするわけでございますから、この地区におけるそうした福祉住宅の要望も含めて、公営住宅の建てかえ計画の中にどこまでしっかりと取り込みができるかということは少し時間をいただいて、検討させていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然公営住宅の建設については、今現在盛んに建てかえがなされております。大体10戸壊して6戸ぐらいしか建設できない現実の状況です。100戸あるところ60戸、そうすると40戸だけはどこか移転しなければならぬ、こういう状況がはっきり見えております。それから、ひとり住まいの先ほど申しました老人の方々がやはりよその土地には行きたくない。50年、70年住んだ風連町に住みたいのだと、一人になってもいいから風連におりたいというお年寄りたちが随分いらっしゃいます。そうい

う方々のためにもやはりこの公営住宅の見直し、そして福祉住宅に取り組むべきでないかと。一人で自分のことは自分でやるのだと。だけれども、よその土地行って、他人さんの顔見ながら過ごしたくないと、風連ならいいよねというお年寄りたちの声を聞きますと、どうしても何とかしてあげたいというのが私の今の気持ちでございます。

あわせて診療所、それからリハビリ教室もしらかばハイツの一室で一昨年までやっておりました。約五十何名おります。この方々が狭くなって、しらかばハイツの奥の方が狭くなりましたので、今B&Gのところの1部屋借りて、器具などを持って行ってやっております。週に2回、十四、五人ずつ行ってありますが、今までだったら町の中で行けたけれども、B&Gのところだったら車いすの方々で行けない方がいるのです。今まではよかったけれども、合併して我々何でここにしなければならぬのだと、こういうような嘆きの声も聞いております。

あわせて先ほど言いました中心市街地活性化は、10年前からいろいろと取り組んでおります。公衆浴場が廃止されたときも私は厚生常任委員長という形で、今副市長になりました助役さんともいろいろ協議した経過もあります。中身はよく当時のことですからおわかりのことと思います。こういったことで、やはり保健センター、それから診療所の新築、今の福祉住宅あわせて、この中心市街開発事業に私は取り組むべき、そこで私は先ほど言った特別委員会ぐらいやって、行政が汗をかくてここまでやるのだよと、ここまでやったよというものを市民にわかっていただけのような体制づくりというのが大事だと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 本事業の推進には、促進期成会と地権者、そして御指摘の行政の深い連携が必要だというふうに考えております。特に地権者の信頼、納得を得るためには、行政の

役割が非常に大きいものというふうに考えております。このたび市の事業推進のための体制を強化するために人的な配置もさせていただきました。これにより促進期成会と地権者、そして市が一体となって、さらに事業の推進に努めていきたいというふうに考えております。

それから、保健センターのお話についてもございました。個別の施設建設、配置につきましては、今後十分な協議が必要というふうに考えております。保健センターにつきましては、例えばでございますけれども、移す予定としております診療所に保健センター機能をあわせ持つというような考え方、構想もあろうかと思えます。例えばリハビリ、あるいは正しい生活習慣の学習などをあわせ持った健康づくり、健康維持のための保健センターの機能をも持ち合わせたと、そういう施設づくりというのも当然選択肢の一つといたしましうか、検討のうちに入ってくるのではないかと、そんなふうに考えております。いずれにしましても、今後の課題ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほどから申し上げておりますように、保健センター、診療所、それから福祉関係に関する総合的な見地の中からこの中心市街活性化開発問題については、そのようなことで前向きに取り組んでいただきたいということをお願いいたしておきます。

次に、風連小中学校の建設については、先日も同じような質問をされて、理解はしております。風連には赤ちゃん、乳幼児の方々、それから保育所から幼稚園と一つの中で一括皆さんが学校上がるまではここでいいよねと、そういう施設で皆さん、お母さん方が喜んで来ている施設もございません。私は、やっぱり小中学校も建物は別としても廊下で結ぶか、体育館を別にするか、これはまだこれからの問題ですけれども、そういう一体化とした小中学校の建設に前向きに取り組むべきだと

いうふうに考えております。これについては、私は藤原教育長に答弁していただきたいと思っております。

もう一点、高校問題、小中学校の建設計画、学校校舎建設等検討委員会、こういう立派なものできております。これは、全部議員の皆さんいただいております。こういった中身をどこまで検討されたのか、どういうふうにされたのか、これもあわせてまずお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま小中学校の一貫校について再質問がございました。旧風連町では、御案内のとおり学校校舎建設等検討委員会、この中には町議会の方とか、あるいはPTAの代表の方、あるいは町内の小中学校の代表の方などで組織されまして、昨年の7月に立ち上げ、昨年の12月に答申をされたというふうに私も引き継いでおります。その中では、主として風連中学校の改築にかかわりまして今後の考え方について答申がなされている。特にメインとなるのは、校舎建設までの事業スケジュール、かなり明確に記載されていると。その中では、平成18年度には基本設計を行い、そして19年度以降はそれぞれ取り組みを進め、21年度には完成させるべきだと、こういう答申内容かなというふうに受けとめております。さらに、この建設等検討委員会の中に専門部会を設けまして、これは主として小中学校の先生方を主体にした専門部会を設けて、風連町における小中学校の教育はどうあるべきか、こういうことで種々検討をされたというふうに受けとめております。そのいわゆる専門部会の中でただいまお話しになった小中連携教育について触れられておまして、どういうあり方がいいのか、さまざまな取り組みが具体的に示されております。それが今村端議員お示しになった風夢プロジェクトの中にも詳しく書かれております。私も読ませていただきました。その中の最後のくだりに、終わりにというところで、可能であれば風連中学校の校舎建設にあわせて、築33年を経て老朽化しつ

つある風連中央小学校の校舎建設を並行して進め、小中学校校舎を同じ校地内に隣接して建設することが望ましいと、一番最後にこう書かれているところがございます。これは、少し中を読みますと、隣接というのは例えばこちらに校舎があり、こちらに校舎があり、グラウンドなどは別々にしなさいと。そして、その中で通路などをつくりながら、小学生や中学生が行き来できるような、そういうことをイメージしているのかなと、こんなふうに報告では読ませていただきました。先ほど部長が答弁しましたように、中学校の校舎改築についてはハードルが新たに生まれたということから、旧風連町の熱い思いはしっかり受けとめておりますので、これからどういうふうにしてそのハードルを、しかもできるだけ早い時期にクリアできるか検討していかなければならない、このことをまず第一に考えております。

それから、小中の連携教育については、まだ今のイメージのような、そういう連携教育は北海道で一校もございません。そういう中ですので、これについてはやはり教育委員会の中でこの小中連携教育がどういうふうに今後あるべきなのか、進められていくのか、そのメリット、デメリットはどうかあたりをしっかりと議論することも必要かなと、こう考えているところがございます。そういう意味では、同じような方向性を持っていますが、小中連携教育についてはいまいちお時間をいただいて、私たち内部でもいろいろ議論をし、また市民の皆様にも御議論をいただく中で方向性を決めていきたいと、こんなふうに考えているところがございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然まだそういった学校がはっきりと見えていないということは私も承知しております。今後の子供たちが夢を持って学校へ来て、希望を持って来られるような学校づくり、これはやっぱり小中学校の一貫校にあるのではないかというふうに私は考えております。小中

学校の建てかえ、それから希望を持てる学校づくりを今後とも前進して取り組んでいただきたいと思います。

次に、高等学校の風連高校の存続についてでございます。風連高等学校の存続については、先ほども申し上げましたが、やはり名寄地区に4高校がある、そして名寄高校だけは4間口で安泰だよと、あとの3カ所はどれか一つなくなるだろうと、ひょっとしたら風連が先でないかというような、私はそういう声も聞いております。とんでもない話。南からどこでも発展するのが本来なのに、南の学校を先になくするということがどういうことなのか。この辺から私は問題提起をしたい。

そこで、時間もだんだんなくなってきましたので、名寄のこの高校教育検討委員会、これは名寄の人たちが入ってばかりいるから問題があるのだと。風連の私のような熱心に風連高校を残したいという人をこの中に半分ぐらい入れて、風連高校等残った3校のこの委員会の立ち上げをやり直すお考えあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどお話をいたしましたように、風連高校は昭和25年に名寄農業高校の分校としてスタートした大変歴史ある高校でございます。そういう中で、昨日も一昨日も風連高校について御答弁申し上げましたが、まだ新しい名寄市としての風連高校についての考え方の議論形成がございません。そんなことから、教育委員会で教育長方向を出せと言われても、私も難しいわけでございます。やはり皆様といろいろな議論をしながら、これから教育委員会として方向性を出すと。しかし、ゆっくりはしてられないのであります。道教委では今年中に平成20年度以降の高校についての指針を示したいと、こう言っております。御案内のとおり、道教委で一たん指針を示すと、簡単にそれが覆るといふ、そんなことも前例ではございません。そんなことから、できるだけ早い時期に、そして風連高校どうする

かをやはり広く皆さんとお話し合いを進める中で考えていかなければならない。お聞きしますと、近々中に風連高校の振興協議会の総会も開催されると聞いております。早速私もそこへ出席して、まずそういう振興会のいろんなお考えなどもしっかりと聞きながら、これからの方向なども考えていきたいと、こんなふうに思っていますので、御理解をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひとも風連高校を残すという目的を持って、いろいろ協議に臨んでいただき、高等学校の進学状況、それから就職状況、それから入学しているデータもここにいただいております。風連高校からそれなりの立派な学校に皆さんが進学していることも事実でございます。先日藤原教育長がおっしゃったように、中学校時代に名寄で不登校で学校行けなかったと。そういう子でも風連高校に来たら一日も休まないで、立派な学校に合格したということも現実に聞いております。小さければ小さいなりのいいところがあるのだということは、私が申すまでもなく教育長さんはよく御存じのことと思います。そういった意味からおきまして、小さい学校だから確かにグループ活動とか課外活動、子供たちのスポーツ関係については、子供が少ないから活動ができないということもあります。しかし、9月、10月になると次の進学状況がもう決まってくるのです。やはり早い時期に結論を出さなければならぬのではないかと。そこには先生方が魅力づくりで進学のことについて一生懸命やっていますよと、こういったことは結果でなんか見えないのです。しかし、音威子府、下川、特殊学科は音威子府のような学校でも生徒が行くではないですか。魅力づくりはどこにつくるのかということが私は基本だと思うのです。風連にやっぱり来ていただくような高校づくり、風連高校はこういうことがいいよと、こういう学校ですよというイメージを私は一日も早く立ち上げ、存続に向けて努力して

いただきたいというふうに考えております。

もう時間もなくなってきましたけれども、私はなぜにこうしてきょうのこの6項目を声高くてここに話しているか。二月前に島市長さんの選挙がありました。私は、町民とのパイプ役として、町民の声を反映しますよ、聞きますよ、約束事は守りますよという訴えでまいっております。この流れの中で、やはり絆の会として私たちが推薦する方が当選したから、今訴えていることはこの6項目は絶対やっていただける、実現していただけるという確信を持って町の中、街角で40カ所余り訴えてまいっております。このことを実現するためにもどうしてもやっていただきたいというのがお願いでございます。島市長さんの最後の決断のほどをお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連の地域の発展に大変情熱を傾けて、活躍をいただいている議員の御発言、本当に感動を持って聞いておりました。私もこの新市がどの地区が発展をよりさせられるかということについては同じ気持ちでございます。これからそれぞれの課題について住民懇談会も含めてそれぞれの総合計画策定に当たってのまた時間等もつくって、地域の皆さんに御意見をいただく機会をつくってまいりますので、ぜひその際にもまた御指導いただければと、このように思っているところでございます。どうもありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

次に、さきの市長選挙の投票率について外3件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、御質問を申し上げます。

1点目は、風連町と名寄市の合併に伴い、4月23日に執行された市長選挙の投票率にかかわっ

てお伺いをいたします。今回の市長選挙は、無競争状態が続いたため旧風連町では9年ぶり、旧名寄市では実に16年ぶりという選挙戦となりました。両市町で首長選挙が選挙戦に突入した前回の投票率は、旧風連が90.4%、旧名寄が89.9%であったこと、新生名寄市のリーダーを決める選挙であったことなどから、有権者の関心を呼び、投票率が高くなることも予想されましたが、結果は当日有権者数2万5,334人に対し投票者数は2万287人とどまり、投票率は80.08%となりました。まず、この投票率の評価についてお聞かせをください。

また、今回の市長選挙の投票所は、風連地区で8カ所、名寄地区で23カ所の計31カ所が設けられました。このうち風連地区のすべて、名寄地区でも11カ所、合わせて19カ所、比率にして61%強の投票所が1時間投票時間が繰り上げられて執行されました。この投票時間の繰り上げについては、3月31日に開催された立候補予定者説明会で執行時期が農繁期であること、合併最初の選挙であること、そして何よりも投票率を高めるなどの見地から、有権者の声もあり、一方の立候補予定者陣営から今回に限っては有権者の要望もあり、午前7時から午後8時までの投票時間とすべきではないかと選挙管理委員会に検討を求める意見があり、他方の立候補予定者陣営からも異論が出なかったことで、選挙管理委員会としての検討を約束しましたが、翌日発行の広報なよろ4月号ではさきに述べた19カ所で投票時間が繰り上げられることが告知されました。この間選挙管理委員会からは、両陣営に対して説明もありませんでした。このことが投票率を80.08%にとどめた原因とは申しませんが、要望が出た以降選挙管理委員会が開催された状況とはとても思えません。しかし、ことしは天候不順で農作業がおくれ、投票日当日も農村地区では午後6時以降になっても作業の手を休めない光景が見られました。また、来年は知事選挙を筆頭に同じ時期に統一地方選挙

が執行されます。本来であれば合併最初の選挙であり、投票時間も通常設定とし、その状況によってアンケート調査や地域との意見交換を行い、投票時間の繰り上げを検討すべきだったと考えますが、選挙管理委員会は有権者や立候補予定者陣営の声をどう判断され、今回の決定をされたのかお伺いをします。

近年名寄市のみならず全国的に投票に行かない選挙無関心者がふえる傾向にあります。これまで、地域選挙は別と思われていましたが、今回の市長選挙を見る限り、名寄市でも投票率の低下が懸念されます。従前のように宣伝車を回したり、街頭での宣伝活動も限界と感じますが、選挙管理委員会として今回の市長選挙投票率を教訓に、投票率を高める取り組みをどうお考えになっているのかお伺いをします。

次に、人材育成についてお伺いします。最初に、技能者の確保についてであります。国は、季節労働者を対象とした冬期援護制度について現制度の利用が北海道に偏っているとして、2006年度末でこの制度を廃止する方針を閣議決定し、高橋知事を会長とする北海道季節労働者雇用対策協議会は、ことし2月、同方針を事実上受け入れることを決めました。また、建設産業専門団体連合会では、高齢化が進行し、熟練技能者の退職、離職がふえる一方で入職者が少なくなっている影響を調査する目的で、建設産業における技能継承に関する調査報告書をまとめました。それによると、熟練技能者不足によって品質を含めた工事成果が落ちたり、工期が延びたりするなどの問題が10年以内に慢性化しかねないと指摘し、今すぐ対策に乗り出す必要性を強調するなど、建設業界を取り巻く雇用、労働環境は、名寄の地においても厳しさを増すことが懸念されますが、特に技能者の確保についてのお考えをお伺いします。

名寄市の場合は、幸いに機動職業訓練、認定職業訓練を行う上川北部人材開発センターが所在しており、同センター機能を活用することで一定の

不安解消が図られることも期待されますが、近年受講者の減少が続いています。その要因の一つと考えられることに、企業主の負担があるのではないのでしょうか。例えばことし1月10日から2月20日まで実施された知事認定の職業訓練建築施工科の場合、対象者は建設業従事者で、雇用保険被保険者であり、講座の特典として企業主に対して従業員に受講させた場合受講中に支給した賃金の一部助成が受けられるキャリア形成促進助成金とあわせて支給される建設教育訓練助成金がありますが、これはともに申請した後支給まで半年以上かかるのが実態で、その間は企業主の負担となるのが実情です。建設業界を取り巻く厳しい経済情勢の中で、たとえ人材育成、確保のためとはいえ、一定期間事業主が応分の負担を強いられる取り組みができるのでしょうか。その意味で、私は名寄市中小企業振興条例を見直すべきだと考えます。

現在の同条例施行規則によりますと、補助対象事業の人材確保、養成事業では、人材開発センターを利用して研修会を開催した場合、中小企業大学校を受講した場合には限度額10万円、受講料の全額について補助したり、名寄での新規学卒者や市内企業への転入勤務者に対しては1年以上の勤務で15万円の奨励補助がありますが、人材開発センターでの訓練を従業員が受講しても事業主に対しては何の補助もありません。士別では同様な条例の中で中小企業者が経営者、従業員を国などの行う研修に派遣したときは助成金を交付することができるとし、その助成額は研修に要した経費のうち100分の30以内、限度額10万円としています。しかも、施行規則の中では認定職業訓練事業もしっかり明示されています。次代を担う技能者を育成するため、名寄市にあっては事業主が送り出しやすい環境を整えるべきと考えますが、理事者の見解を求めます。

最後に、上川北部人材開発センターの将来像についてお伺いします。平成8年度から新たなるスタートを切った同センターも昨年度で用途指定も

終了となりました。名寄市もスタート当初は1,060万円の補助金を出して運営を支え、12年度からは市職員を1人減らし、独自対応の意味で1,200万円に増額してきましたが、市の厳しい台所事業もあって、16年度には1,080万円に減額、さらに今年度は170万円減の910万円に減額としました。関係市町村からの補助金も150万円から16年度以降は135万円、そして今年度は合併もあって90万円となり、より厳しい運営を強いられています。センター施設も建設から25年を経過し、一部で老朽化も目立っていますが、市として施設の有効活用を含め、人材開発センターの将来像をどう描いているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市立総合病院の将来像についてお伺いします。市長は、市政執行方針の中で自治体病院を取り巻く環境は厳しい状況ですが、今後も安心、信頼の医療確保と経営の健全化に努めると述べられました。2年間の臨床研修制度により、同病院でも循環器、呼吸器内科の医師派遣中止が明らかとなり、対応に苦慮されながらも地域医療を守るために奔走される一方、独自の医師確保を図るため研修医を受け入れるなど、この間の努力に敬意を表したいとは思いますが、しかしながら、経営状況は厳しく、16年度にあっては4億71万円の単年度純損失を計上する決算となりました。そこでまず、17年度の病院決算の見込み及び今後の経営見通しについてお知らせをください。

また、市立土別総合病院精神科病棟の閉鎖に伴い、上川北部地域唯一の精神科入院施設となった精神科については、医師不足からことし1月以降病棟を縮小するなどの対応をとっていますが、近年の社会情勢の変化から気分障害が増加傾向にあるとともに、統合失調症なども依然として多数を占める現況にあります。その意味では精神科の必要性がより増しているとも感じられますが、医師の確保の見通し、今後の同病棟の方向についてお伺いします。

近年とみに名寄地方では一家の大黒柱や若い人がみずから命を絶つというケースがふえています。そのすべてが精神科疾患にかかわるものではないと考えますが、この名寄の地で安心して生活し、一日も早い社会復帰を実現するためにも病棟の存続、医療の充実は欠かせないものと考えます。市として、名寄市立総合病院の将来像を明確にし、真の道北第3次医療圏の地方センター病院として確立していくため、特に精神科病棟存続については市民や近隣市町村と連携した運動を展開すべきと考えます。それがひいては市立総合病院を中心とした地域医療の向上にも通じるとは思います。御所見をお伺いをします。

最後に、教育行政にかかわって御質問をします。まず、教育委員会の機構の将来像についてであります。教育長は教育行政執行方針の中で述べてはいませんでしたが、16年度から市立図書館の館長を嘱託としたのに続き、この4月からは7月に全国働く女性の家連絡協議会名寄会議を所管する女性児童センター、新たなスタートを切った教育相談センター、そして青少年センターを所管する館長を嘱託としました。嘱託館長となった人は、ともに行政経験が豊富であり、人物的に否定をするものではありませんが、教育委員会の機構として当然ながらしっかりとした将来像を描いての配置と考えますので、嘱託館長とした検討経過についてお知らせをいただきたい。また、教育委員会では今後所管する施設で嘱託館長を考えているのかについてもお伺いします。

次に、小学校区見直しについてお伺いします。執行方針の中で教育長は、名寄市としての小中学校の適正規模、配置の基本的な考え方をあわせて、名寄地区市街地の小学校のあり方について保護者や広く市民各層の意見を聞く場を設定し、その検討を進めますと述べられました。このことと小中学校の改築改修計画は密接な関係があり、同改築改修計画を総合計画に盛り込むとするならば、ことし12月前には一定の方向を示すことになりま

すが、見直し作業のタイムスケジュールについてお示してください。

最近のニュースを見ると、子供の安全確保が緊急の課題であることを保護者の一人として痛感しています。市でもホームページで不審者情報を掲載し、保護者や地域住民に注意を喚起しておりますが、子供が行ってきますと家を出てからただいまと帰ってくるまで不安感を抱えている保護者も少なくありません。その意味では事件の未然防止に向け、学校における危機管理マニュアルの見直しと安全マップにさらなる充実を打ち出す教育委員会の姿勢は保護者も歓迎するものでありますが、マニュアル見直し作業及び安全マップのさらなる充実はいつまで行うのかお伺いします。

また、地域の子供は地域全体で守るという意味合いからすれば、安全マップについては少なくとも校区内全戸、できれば市全体マップの全戸配布を検討すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

市立名寄図書館では、今年度から3歳未満児と保護者を対象に月2回ペンギンクラブを開催し、赤ちゃんから読書活動の推進に努めることになりました。近年の活字離れをする子供たちの状況からいって射的を射た施策であり、その効果を期待される場所ですが、一方では景気の低迷もあり、若い保護者に共働き世帯がふえる傾向にもあります。家庭の事情からペンギンクラブに行きたくても行けない世帯に対応するため、この取り組みをより充実させ、新生児に絵本などをプレゼントし、そのそれぞれの余暇を活用してもらって読書活動の推進に役立てるブックスタートに拡大することを検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

最後に、名寄岩の生誕100年に向けてお伺いします。郷土名寄の名を全国に広めた名寄岩は、御承知のとおり1914年9月生まれですので、生誕100年まではまだ8年あります。しかし、一年一年市民の間に名寄岩に対する思いが薄れて

いるのではないのでしょうか。今のままでは生誕100年という大きな節目も一過性の行事として終わるような気がしてなりません。その意味では平成20年度に発刊を目指す小学校社会科副読本での取り扱いや100万円の名寄岩基金の有効活用、名寄相撲協会が取り組む名寄岩杯子供相撲への支援など、生誕100年のときは市民挙げての名寄岩をたたえるムードづくりを今から進めるべきと考えますが、教育長の意見をお伺いして、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長から、3点目につきましては病院事務部長から、4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

大きい項目の1点目でございます。さきの市長選挙の投票率についての小項目の1点目の投票率の評価についてでございます。今回の市長選挙の投票率は、名寄市全体では80.08%、名寄地区では79.65%、風連地区で82.15%となりました。過去の両市町の投票結果から見まして、今回の選挙は旧名寄市の昭和61年、また平成2年の市長選挙の投票率には及んでおりませんけれども、前回の市議会議員選挙並みでありました。また、また知事選や衆参国政選挙よりも大幅に率は上回っているところでもあります。また一方、風連地区では前2回の町長選挙、町議会議員の選挙のいずれもこれには及んでおりませんが、名寄地区と同様に知事選、衆参国政選挙よりは大きく投票率が上回っている状況でございます。このことから、各種選挙における投票率の推移は、有権者の選挙に関する関心の度合いが大きく影響しているのではないかと考えているところでもあります。

次に、繰り上げ投票にかかわる協議と結果についてのお尋ねがございました。今回の市長選挙で

の各投票所の終了時間につきましては、名寄、風連両地区とも従来の投票時間であります。公職選挙法では、投票開始時間を最大2時間繰り下げ午前9時から、終了時間を最大4時間繰り上げ午後4時までとすることが認められております。道内におきましても15市以上で定めた範囲で繰り上げを実施しております。名寄地区におきましては、平成10年に投票時間がそれまでの午後6時から午後8時までの2時間延長された際に、智恵文地区において地域の方々と協議の上、1時間繰り上げて午後7時までといたしました。あわせて名寄地区の農村部の投票所につきましても地域の方と協議して繰り上げることを選挙管理委員会として確認し、周知期間を置きまして、平成15年の衆議院議員選挙から実施をしております。一方、風連地区におきましても平成15年の統一地方選挙前にまちづくり懇談会等において投票時間の繰り上げについて協議をしております、町民の賛同を得て、15年4月以降はすべての投票所で終了時間を1時間繰り上げて実施をしております。

いずれにいたしましても、関係町内会、行政区、住民の皆さんの同意と賛同を得て、投票時間の繰り上げを実施してきており、有権者の投票の機会にかかわるこの種の事案につきましては、選挙管理委員会のみでの判断では決定できないこと、また繰り上げた時間を変更する場合においてもまた同様であることを御理解いただきたいと存じます。

旧両市町の合併協議におきましても投票所や投票時間については、地域住民の方々と協議する時間的な制約や合併して最初の選挙である市長選挙について変更いたしますと、その選挙の都度に有権者に無用な混乱を与えかねないとの判断から、従来どおりの時間として扱いすることを確認をしていたところでもございます。

以上の経過につきまして、今回の市長選挙の立候補予定者説明会の際に御説明をしたつもりでございます。また、投票所や投票時間の変更は、選挙管理委員会の検討だけではできないこと、周知

期間も含めて時間がかかることを説明させていただいたつもりでございますけれども、当日の事務局の方での説明が不十分であったのかなというふうにも考えているところでございます。

なお、市民への周知につきましては、最も広範な手段である市の広報紙、広報なよろ4月号で全市民に早目に漏れなくお知らせすることが大事であるとの判断から掲載をさせていただいたこともあわせて御理解をいただきたいと思っております。

次に、投票率を高める取り組みについてでございます。公職選挙法の改正等によりまして、投票日と同様の形で投票をする期日前投票へと投票しやすい体制づくりに向けて順次制度改正が行われてきております。また、両市町におきましても有権者の方々が気軽に投票できるようにと土足で投票できる投票所や期日前投票所を風連、名寄、智恵文の庁舎、支所に開設するなど、気軽に投票できる体制づくりに努力してきているところでございます。

合併協議におきましても法の許す最大限の範囲で公職選挙公報発行条例、公営ポスター掲示場設置条例、選挙運動費用の公費負担条例など、主に旧名寄市の制度を新市においても継続し、候補者の政見、政策をする機会を保障し、お金のかからない選挙を実現し、立候補する方も投票する方も身近な選挙となるように努力をしてきているところでもございます。また、今回の選挙から名寄地区におきましては、関係者からの要望の強かった老人クラブや市営住宅の付随の公共集会所等も施設管理者、または町内会長など関係者の御協力を得て、個人演説会の会場として使用するなど、有権者の知る権利の拡大にも努めさせていただいたところでもあります。

なお、御質問の趣旨であるどうやって投票率を高めるかにつきましては、何よりも有権者に関心を持っていただくことが重要であると考えております。従前の宣伝活動も限界ではとの御指摘もいただいておりますが、これらにかかわる有効な手段

も見当たりませんが、これらの方法に加えて、名寄に新たに誕生いたしました地域FM局とのタイアップなど、新たな広報手段も視野に入れながら、宣伝活動を強めてまいりたいと考えておりますし、今後も一層投票率の向上につながる方策を研究し、実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の2番目の（1）番、技能者の確保の取り組みについてをお答えをさせていただきたいと存じます。

建設産業専門団体連合会は、ことし3月、団塊の世代が順次引退するいわゆる2007年問題に関連して、建設技能を次世代に円滑に継承するための人材確保、育成の観点から、実態と課題の調査を行い、報告書を取りまとめいたしました。熟練技能者の継承不全の問題は、この中においては詳細に論じられており、技能者の高齢化、若年技能者の減少、技能レベルの低下が危惧される上位を占めております。全国の企業の中で既に対応の実態も出ておりますけれども、このことにつきましては報道に見ることができます。

技能の継承は、一朝一夕に成り立たない側面があります。長期的なシナリオが求められるものであるというふうに認識しております。景気の動向は、地域間で格差があり、道北地方においては景気好況の兆しは感じられない実態にありますが、こうしたときこそ優秀な技能や労働力確保対策の必要性は御指摘のとおりと認識いたしております。今人材開発センターでは、地域を担う物づくり人材創出事業、この事業につきましては技能ふるさと塾のことを指してございまして、開設をさせていただきました。高校生を中心に物づくり、職業に関する関心を高めてもらう塾として、3回ほど市町村、あるいは技能士会などの連携のもとに体験セミナーを実施してきたところでございます。これらの創出事業を北海道が職業能力開発協会に

委託をいたしまして、当センターを拠点施設として実施されております。このことは、物づくり、人づくりにつながるとともに就業意識醸成を図るものと理解しているところから、今後なお一層関係機関、団体と連携をして、推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、（2）番目の名寄市の中小企業振興条例の改正の必要性についてお尋ねでございました。さきに申し上げましたとおり、現下の景気の状態での人材養成や確保は、企業にとっては重大な課題であると認識をいたしてございます。名寄市の中小企業振興条例に基づく人材の養成及び確保につきましては、ほかの中小企業振興施策とともに同施行規則で定め、実施してきているところでございます。当市の規則では、工業技術者研修派遣補助は、主に市外の専門機関への派遣に対して行うものでございまして、また職業訓練促進補助、人材開発センター利用促進事業への補助は運営をする主催者に対して行うものであります。現行制度の中では、人材開発センターが行う認定職業訓練に派遣した事業主に対する補助制度はございません。御指摘のとおり、人材開発センターでは認定職業訓練や受託訓練が用意されております。雇用保険被保険者の受講者も存在いたしますので、企業活動を支える人材の養成と確保に事業主自身がより取り組みやすい施策は、地域の中小企業全体の振興に連動していくものと考えております。今後中小企業振興審議会の御意見等も伺いながら、制度運用の拡大や整備について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、三つ目の人材開発センターの将来像についてお尋ねをいただきました。去る5月24日の人材開発センター運営協会総会にあわせて、10周年記念式が開催をされました。これまでの運営状況と利用者の推移を見てみますと、トータルではどちらとも順調な伸びとなっております。行財政改革による道の事業対象補助の変更や自治体再編に伴う構成数の変更があった中で、特徴といたし

ましては収入面では受託料と事業収入が増加をいたしてございます。支出面では事業費の増と管理費の減で支えており、ここに大きな自助努力の成果を見ることができます。こうした取り組みの成果として、受講者を含む利用者の増加へと連動しているものと分析できます。施設は、今年度から用途指定が解除となりましたけれども、人材開発センターの基本的役割が地域の人材育成であるという立場において、厳しい雇用環境が続く今こそ技能向上や職業訓練を通じた将来の人づくりに向けて今後も幅広く多くの人々により利用されやすい施設機能の拡充を図っていく必要があると考えております。

また、当センター施設は、建設して25年経過しておりますが、10年前に移譲される折施設の点検調査を行い、必要な改善措置が図られました。経過年数に比べて、外観や設備など傷みが少ないと思っております。利用される皆さんが大切に使用されているものであり、引き続き施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きい項目の3、市立総合病院の将来像についてお答えを申し上げます。

(1)、17年度決算見込みと今後の状況についてでございますが、決算見込みにつきましては病院事業収益62億8,835万3,000円、病院事業費用66億7,829万7,000円でございます。差し引き3億8,994万4,000円の赤字が見込まれております。毎月集計している稼働状況総括表から推計しますと、平成16年度の精神科病棟の入院収益は6億9,186万5,000円であるの対しまして17年度は3億5,428万2,000円でございます。比較しますと、3億3,758万3,000円の減となっておりますことから、今年度の赤字の要因は7月から精神科の固定医師が3名から1名になったことで入院収益が前年度

実績を大幅に下回ったことによるものと考えております。平成18年度も引き続き精神科医師が充足されない状況にありますが、これまで以上に収入の増加と経費の抑制を図っての予算編成となったところです。医療収益の増収策としましては、入院、外来における診療の質のアップを図ることがあわせて安心、信頼の医療につながることから、この点について診療部の各医師に一層の協力を要請しているところでございます。また、経費の節減のうち特に人件費につきましては、精神科病棟の縮小に伴い、看護師を一般病棟に配置したことで新規採用者数が例年に比べて少なくなり、人件費比率の減少につながるものと思われまじし、経費の診療材料費などにつきましても対前年度比10%減を目標に節減や業務改善を図ってまいります。

(2)、医師確保、特に精神科病棟の将来についてでございますけれども、さきの東議員の質問にもお答えいたしました。平成18年4月から北海道との人事交流という形で常勤医が1名、旭川医大の非常勤1名、土曜、日曜の当番医は旭川圭泉会病院よりの出張医により診療を行っております。3大学の医局にお願いをしておりますが、少なくとも旭川医大、札幌医大は医師不足により派遣することは難しいということでございます。最近の新聞の報道にもありましたように、過去5年間で札幌市内の精神科クリニックが1.5倍に増加しており、過酷な労働条件の勤務医から楽で収入の多い診療所へかわる医師が増加の一途であります。現在北大に派遣の要請を行っておりますが、厳しい状況にあります。今後の精神科病棟の方向は医師の確保にかかわってまいります。精神科病棟の必要性は強く認識しておりますので、引き続き大学を初め関係機関に派遣の要請をしてまいります。

(3)、市民、近隣市町村と一体となった運動をでございますが、当院においては精神科医師の確保が喫緊の重要課題となっております。現在人

的に余裕のある北海道大学に院長が機会あるごとに医師の派遣要請に出向いておりますが、いまだめどは立っていない状況にあります。昨年4月に精神科医師の確保に向けて和寒以北中川までの自治体で組織されています上川北部地域保健医療対策協議会が北海道や3医科大学に陳情を行っておりますが、今後も引き続き要請運動を展開してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大項目の4についてお答えいたします。

初めに、教育委員会機構の将来像についてでございます。館長の嘱託化についてであります。旧名寄市においては庁内に行財政改革実施委員会を設置して、組織機構の見直しの取り組みを行ってきたことは御案内のことと思います。この実施委員会では、見直しの基本といたしまして、一つに市町村合併を控えて大幅な機構改革ではなく、電算導入、民間委託の進行状況などを勘案した組織のスリム化を当面の目標とし、職員の配置について見直す、二つに事務事業を見直す中から外部委託を含めた総合的な機構のあり方について議論をすることとし、検討が行われましたが、この議論の中で組織のスリム化という観点からNPOや有償ボランティアを活用した市民参加型の行政、また施設の館長の嘱託化などについても検討された経緯がございます。図書館館長、またことし4月の女性児童センター館長の嘱託化は、このように全庁的に検討された職員配置の中で提案がなされ、教育委員会としても全庁的な組織のスリム化には協力しなければならない、そのような立場から嘱託館長の配置を受け入れております。

所管する施設における今後の嘱託館長の配置につきましては、組織のスリム化とともに施設を利用する市民の利便性に対する配慮、また先行実施されました施設の評価など、市民の声にも耳を傾け、慎重に判断していきたいと、そのように考え

ております。

次に、小学校区の再編についてお答え申し上げます。国立社会保障・人口問題研究所による名寄市の将来人口推計によれば、総人口の減少及び少子化の進行による影響などで、ゼロ歳から14歳の年少人口が平成18年の4,059人から平成32年には3,026人になると推計されており、市街地区の世帯構成、人口分布の変化などから、小学校5校の児童数のバランスが今後も崩れていく可能性が大きくなりつつあると思われれます。こうした状況も考慮し、将来的に安定した学校、学級運営を図り、より質の高い教育効果を保つためには、時代に対応した学級、学年編成の適正規模の基本的な考え方、指針を明確にし、地域の状況や統廃合の効果等を勘案した適正配置計画を持たなければならないと考えております。しかしながら、本年度になりまして学校施設の整備計画に対する国の財政支援措置が大きく変わり、市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないこととなりました。校区再編にかかわる問題は、教育委員会としての基本的な考え方、方針をしっかりと確認した上で保護者や学校関係者のみならず、広く市民の意見を聞きながら、さらには新市名寄地区で設置を検討されている地域自治区との関連を勘案、調整しながら、慎重に議論検討を進めなければならないと考えております。

そこで、今後の取り組みですが、新市教育委員会として新名寄市の教育目標、学校教育のあり方などについての基本方針、小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を検討、協議し、明確にした上で、市民検討組織については7月末から8月上旬を目途に立ち上げ、第1段階として小中学校の適正規模、適正配置についての基本的な考え方を検討していただき、ことしじゅうを目途に一定の指針、方向をまとめていただこうと考えております。第2段階として、適正規模、適正配置の基本指針に基づき、一つに名寄市街地区の小学校のあり方、二つに具体的な校区編成の考え方に

ついて検討していただき、平成19年度中には一定の指針、方向をまとめていただこうと考えております。さらに、第3段階といたしまして、小規模校を含めた全市の小中学校の適正配置計画に関する検討が必要であります。これにつきましては今後の検討課題として第1段階、第2段階の進行状況の推移を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、子供たちの安全確保についてお答え申し上げます。児童生徒の安全確保に関する対策の強化は、昨今の子供たちを取り巻く社会環境などから喫緊の課題であると考えております。お話のありました危機管理マニュアルにつきましては、市内各校におきましても毎年一定の見直しを行ってきておりますが、いつどこで何が起こるかわからない昨今の状況にありましては、さらなる内容の充実とともにマニュアルを活用した訓練などの実施を通した子供たち自身の意識の高まりも求められております。安全マップにつきましてもそれぞれの学校において地域性や学校事情に応じて作成しておりますが、定期的な点検や見直しが求められております。PTAや地域の方々との協力、協働のもと点検、見直しを行うことにより、それぞれの危機管理意識の向上が図られ、地域が一体となった安全対策が一層進展するものと考えております。

危機管理マニュアルと安全マップの見直し時期につきましては、年間を通した学校運営計画とも必然的にリンクしてまいりますので、基本的には単年度ではなく年度末までに点検、見直し作業を行い、新年度当初において改訂版の発行といった年間サイクルで毎年見直しを行ってまいりたいと考えております。御提言のありました安全マップの校区内の全世帯の配布につきましては、各学校との協議のもと、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、市全体のマップ作成と市内全世帯への配布につきましては、先ほど申し上げたとおり、各

学校がそれぞれの地域、学校事情のもとに創意工夫して作成しておりますので、いましばらくは全市統一したマップの作成は困難と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、ブックスタートの取り組みについてでございます。ブックスタートは、平成4年にイギリスのバーミンガムで始められ、乳幼児健診の機会にすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡すという運動でございます。ことしの3月31日現在全国で571市町村、北海道では70市町村、上川管内では5市町がブックスタートに取り組んでおります。名寄図書館では絵本を手渡すというブックスタートは実施しておりませんが、保健センターでは平成14年度に絵本と出会う親子ふれあい事業のモデル事業を立ち上げ、子育て支援センター、保健センター、名寄市本読み聞かせ会、図書館の4者で母子連絡会を設立し、連携をとりながら、心の健やかな発達支援のために乳幼児健診時に赤ちゃんへの読み聞かせや絵本コーナーにおいての読書を実施し、土曜日にはお父さん、お母さん教室も実施しております。図書館ではフォローアップとして平成15年度より赤ちゃん絵本コーナーを開設し、保健センターの赤ちゃん絵本の選書及び配本をしております。平成16年度より子ども図書館まつり、冬のお楽しみ会にゼロ歳から3歳未満の部を独立し、赤ちゃんからの読書の大切さの普及に努めておりましたが、保護者の関心が高くなりまして、ペンギンクラブを開設し、月2回開催しております。

また、保育所や幼稚園では乳幼児への絵本の貸し出しも実施しており、図書館といたしましては今後も各施設に働きかけを行い、図書等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、名寄岩生誕100年に向けてについてお答えいたします。名寄市の名を全国に広げました名寄岩は、郷土が誇る偉大な力士であり、平成4年には生誕80周年記念事業を行い、式典や子供相撲大会、名寄岩ゆかりの品を集めた展示会など

が開催され、その偉業をたたえてきたところです。現在は、北国博物館に名寄岩コーナーを設けておりますが、昭和20年代に活躍した力士のため、御指摘のとおり市民の意識が薄れてきているところがございます。

社会科副読本の取り扱いにつきましては、学習指導要領による一定の縛りがありますが、ただいまのお話と平成15年第3回定例会での答弁経過も踏まえまして、今次編集委員会の中で議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、生誕100年に向けての市民意識の高揚を初めとするさまざまな取り組みと子供相撲などへの支援につきましては、相撲協会や関係団体との協議、連携のもと検討を進めてまいりたいと考えております。

また、名寄岩基金につきましては、名寄市基金条例でその目的が生活困窮者に対する援護に要する経費に充てると定められておりますので、現段階ではこれらの事業への活用は難しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、答弁を聞いて、再質問は山ほど用意したのですけれども、時間がありませんので、来週のまた予算委員会の方に持ち越したいと思っておりますけれども、確認だけ何点かさせていただきますと思います。

まず、投票率の関係でありますけれども、これは本来からいえば選挙管理委員会の方に言うことでありまして、事務的な部分から総務部長に御答弁いただいたのだと思っておりますけれども、3月31日の立候補者説明会で投票時間の繰り上げについては要望があって、検討をするということを明確にあの場で言ったと、そういうことで確認させていただいて、それは結構ですね。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今佐藤議員から御質問のあったとおり、選挙管理委員会の中でも協議題として検討させていただきますと、このように申しました。ただし、今回の市長選挙に対してということがしっかりと伝わらなかったのかなと。先ほど説明させていただいたように物理的な部分、暫定選挙管理委員会等々の中で決めているということでの御理解をいただきたいということでの答弁でございまして、次期の統一地方選挙にあっては地域からの有権者の声もあるということを受けて、選挙管理委員会としては検討いたしますが、管理委員会としての決定事項ではなくて、地域の皆さんとの協議結果が大事であると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それは、残念ですがけれども、詭弁としか受けとめられません。市長選の立候補者説明会で立候補を予定する陣営が質問して、何で次の選挙の話をしていただければいけない。それは、当然ながらその選挙の話をしているわけですから。それは、選挙管理委員でもありません事務局長の立場である部長に言ってもしょうがない部分かもしれませんが、これは選挙管理委員会の中できちっと来年に向けて、本当は市長選のことで言ったのですけれども、ぜひ来年に向けて検討していただきたい点は何点かありますので、これはお持ち帰りいただきたいと思うのですが、一つは4月の広報の中でありました表記の仕方なのですけれども、例えば投票できる方、ここでは平成18年1月15日以前に旧名寄市、旧風連町に転入届を済ませている、これは公職選挙法で認められた居住3カ月以上の有権者ということなのですけれども、その後括弧の中で、ただしこの間に両市町間に移動した場合も含まれますという表現、ただしこの間というのはいつの間な

のかわからないというのが一つ。もう一つは、期日前投票ができるようになりました。これは、非常に有効なことでありますけれども、旧名寄の人は名寄市役所、この庁舎が投票所、旧風連の方は風連庁舎が投票所、智恵文の人は智恵文支所と名寄市役所が投票所と。これは、同じ名寄市であるのなら、やはり例えば買い物途中名寄に来たときに名寄庁舎で投票できるシステムというのをきっちりと選挙管理委員会の中で検討すべきだというふうに思いますので、これもお持ち帰りをいただきたいのと、あともう一点、例えば投票所の関係ですけれども、第1投票所は2区、3区、11区、これは名寄地区の話ですけれども、そしてノースタウン区というふうに入っている。この投票所は名寄小学校体育館ということになっておりますけれども、例えばノースタウン区だと東中学校格技室の方が近い、投票する位置的には近いと。同じようなことが第2投票所でも4区、6区、9区、10区と。ここは商工会館というふうになっておりますけれども、10区からいけば逆に名寄小学校体育館の方が投票所的には近いと、そういうのもきちんと見直しをして、いずれにしても来年統一地方選挙をここにいる皆さんかかわってくるものだと思いますけれども、より投票率を上げるために御検討をいただきたいということで、これは時間の関係もありますので、答弁は要りません。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

人材開発の関係はわかりました。ぜひそういうことで、物づくりも大切ですが、やっぱり名寄市の大きな財産になってくるのは人づくりだと思いますので、ぜひそういうことで御検討を続けていただきたいと思います。

病院の関係なのですけれども、特に精神科の関係、午前中の答弁にもありましたように、今もおっしゃっていましたが、今人事交流で1人精神科の医師が来ている。一方、北海道大学に向いていっているけれども、めどが立たないと。人事交流で来ているお医者さんというのはいずれ

帰る状況ですよね。それで、北大の方の出向もめどが立たないという、結果はどういうふうになるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 先ほどお答えしましたとおりなのでございますけれども、人事交流の先生につきましては、北海道の保健福祉部から1年限りということと言われております。それで、今北海道の精神保健センターに行かれています以前いらっしゃいました鎌田先生、この方は名寄市の職員、現在です。そういった人事交流になっておりまして、鎌田先生についても次年度は道の職員になるということが決まっております。したがって、今現在のところ来年19年度は固定医がいなくなるということでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、札幌医大、旭川医大につきましては人材不足ということも含めて、過去の経過、札幌医大については過去の経過がございまして、議員も御存じのとおり旭川医大への移管ということで札幌医大が引き揚げたという経緯があります。そんな経緯で、今現在医師が足りないからといって派遣できないというお話で承っております。非常に厳しい状況にありまして、院長が再三北大の方に参りまして、教授の方をお願いをしている状況でございますけれども、何せ入局者が非常に少ないということを含めて、この上で派遣をしていただくことになれば今の派遣先から引き抜いてくるということにもなりまして、各病院、大学との関係含めましてなかなか、はい、わかりましたということにはなっていない状況であります。ただ、医局の人事もまだ始まっておりませんが、始まっていない段階で頻回にお伺いして、お願いをしていくということでございまして、この後も病棟再編の関係も含めてございますので、早期に対応していきたいというふうに思っておりますけれども、今現在では非常に厳しいというのが現状でございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) 今の御答弁を聞くと、それは今のままの状況から推理すると19年度にも病棟閉鎖があり得るといふふうに解釈させてもらってよろしいのかというのと、そのタイムリミット、いつぐらいまでに確保の道がならないとそういう状況に至ってしまうのかというのは病院事務部長はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長(田中之繁議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えいたします。

今四十数名入院患者がおります。その方がもしも閉鎖になるとすれば他の施設に移動していただくことになるというふうに考えておまして、医局の人事異動も含めて、医局の人事異動は通年であれば10月以降、年内に行われるというのが従前の常でございます。したがって、8月、遅くとも9月ぐらいまでには方向性を見出さなければならぬというふうに考えております。

以上です。

○議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) 9月というと非常に厳しい時期設定にもなりますけれども、これは病院長のみならず市長も率先されて確保に当たられることをお願いをしておきたいと思っております。

もう時間が余りないので、最後に一つだけお聞きしたいのですが、子供たちの安全管理の部分で、これはどっちかという山内生活福祉部長の関連になると思っておりますけれども、名寄市のホームページに不審者情報というのが掲載されております。これに今載っているのは4月13日の事犯が載っているわけですが、その内容を見ると午後1時30分ごろ、同級生2人で下校し、交差点付近で友達と別れ、自宅方向に歩き出したところ、男児の横から突然男があらわれ、首を腕で締めつけるようにして傘を取り上げ、殺すぞとささやいた。男児は男の腕をすり抜けて自宅に駆け込み、難を逃れたというので掲載されております。ところが、同じ内容のことだと思っておりますけれども、

名寄警察署にも声かけマップというのがホームページで公開しております。この中にもリンクをしますと名寄地区で起きた声かけが掲載されていて、同じ4月13日の事犯だと思っておりますけれども、名寄警察署の方は午後1時ごろ、男子小学生が下校途中駆け寄ってきた男にやにわにヘッドロックされた。全然内容が違う。ヘッドロックされたというのは、プロレスですから、首にくっつやる、ちょっとふざけているのかなというぐらいな感じかもしれませんが、片方名寄市に載っているのは殺すぞという、生命にかかわるようなものになっておりますけれども、なぜこのような情報が全く違うような情報の形で出ていくのかというのが一つと、もう一つは名寄市の掲示板にも書かれておりますけれども、市のホームページの不審者情報の4月13日以降何度か不審者を知らせるプリントを子供がもらってくると、それは載せていない。その整理というのはどういうふうにされているのか。言ってしまうと警察と学校と行政と別々の何か対応をしている、この事犯だけで言えば、感じがするのですけれども、その辺のことについて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) お答えをいたします。

当市のホームページは、4月以降リニューアルされて、不審者情報というものを載せております。今議員おっしゃるとおり、名寄市のホームページには詳しい情報を掲載させていただいておりますし、また警察の方のホームページの中ではこれより簡略に述べられているということでもあります。この情報の発信元というのは、名寄警察署の生活安全係ということで、当市の生活安全の方にこうした情報が入ってくるということでもあります。この警察の方の情報について、私どもはそれに若干の手を加えますけれども、ほとんど同じ内容で載せているということでありまして、名寄警察署のホームページの方が簡略されているというのは、

かなりホームページの中に前年度の不審者情報も入っておりますけれども、ホームページの使い方といいますか、扱い方によってそういったような違いがあったのではないかなというふうに思います。また、時間の誤差といいますか、これにつきましても1時30分ということで私どもの方に情報が入ってきているということで、警察の方についての時間帯については承知しておりませんが、何かの間違いなのかなというふうに思っております。

また、4月13日以降の不審者情報ということでもありますけれども、これについても学校ではそうした事犯という部分の中で父兄にそうした情報を流しているということでもあります。当市の生活安全も警察との中での話の中で、そうした4月13日以降にそうした事犯がないのかということでお聞きしておりますけれども、そういった事犯のことは報告としてあったけれども、それを調査した中ではそれは事実ではなかったと。言ってみれば、子供が狂言といいますか、虚偽といいますか、そういったようなことで事件性がなかったということで、私どもはその3件のものについてはホームページの不審者情報には載せていないという状況であります。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興センターの運営について外1件を、田中好望議員。

○15番（田中好望議員） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきますと思います。

旧風連町、旧名寄市が合併後、新名寄市初の定

例会において名寄市の基幹産業である農業、その中でも重要な位置づけの農業振興センターの今後の運営について、またBSE問題等で全国的に食の安全、安心が求められている中、クリーン農業、有機農業の取り組みについてを質問させていただきます。なお、13日からの代表質問、一般質問等の中で私の質問とダブることがあるかと思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

まず、1番目、農業振興センターの運営について、小項目の1点目、運営委員会委員の選任についてでございますが、旧風連町では議会、JA、農業委員会、普及センター、各種生産組織、学識経験者等で構成され、運営等にかかわる点を協議してきたわけでございますが、合併と同時に地域もかなり広範囲になり、今後どのような選任をするのかをお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目、センター運営費につきまして、センター運営費にかかわる経費につきましては旧風連町において町が70%、JAが30%、人件費、これは営農指導員の部分でございますけれども、町が50%、JAが50%、このことにつきましては平成3年に振興センターが設立されて以来このスタイルでいっているわけでございますけれども、ことしにつきましてはこのような形でいくという報告も聞いておりますけれども、平成19年、明年度からも負担割合は変わらず行うかをお尋ねをいたしたいと思っております。

3点目、新市になって新たにに取り組む事業につきまして、旧風連町で行っていた主な事業のほか新名寄市として新たにに取り組む事業があればお聞かせを願いたいと思っております。

4点目、3年前に購入いたしました現在隣接しております振興センターの隣接の土地でございますけれども、農業、また農産物の多様化に向けて購入したわけでございますけれども、本年度の利用状況と今後の利用についてお尋ねをいたしたいと思っております。

5点目、センター職員1名増で新たな事業を行

えるかということでございますけれども、合併後先ほど申し上げましたように農家戸数、耕地面積等の増により、振興センターの充実を目指す点からも農家の要望にこれで果たしてこたえられるのかと。人をふやせば済むことではありませんけれども、今後ＪＡ、運営委員会と協議の上、万全を期すと思っておりますが、お考えをお聞きいたしたいと思っております。

続きまして、６点目、担い手、後継者対策でございますけれども、旧風連町で平成３年に農業振興センターが設立し、設立目的の中に担い手、後継者対策に取り組む必要があると明記してございます。また、旧名寄市で計画していた担い手研修センター構想と融合して、新たな取り組みを展開すべきと思っておりますが、お考えをお聞きいたしたいと思っております。

次に、大項目の２番目、食の安全、安心、クリーン農業、有機農業の取り組みについて質問をさせていただきます。クリーン農業、有機農業は、名寄市農業の振興になくはならないものでありますが、現在の加入組織の現況と今後の推進についてお伺いをいたしたいと思っております。

２点目、クリーン農業、有機農業は、特に有機農業は収量の不安定性や労働時間、資材の増加により生産コストが割高のために取り組む農家や生産量が少ない。これをどのような方策で農業者に理解を求めるとお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、クリーン農業、有機農業の農産物を地産地消を含め消費者にどのように販路を拡大するかのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

以上を申し上げまして、この場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま田中議員から大きな項目で２点にわたりお尋ねがございました。私の方から順次お答えをしてみたいと思っております。

まず、大項目の１番の一つ目でございますが、

新たな運営委員会の委員の詳細についてをお尋ねでございます。新名寄市は、農家戸数が９３５戸、耕地面積が１万４７０ヘクタールで、主な作物として水稻３、２９０ヘクタール、小麦、小豆、バレイショ等の畑作物が２、２３１ヘクタール、カボチャ、アスパラなどの野菜が１、０３１ヘクタール、飼料作物では２、５３６ヘクタールとなっております。これらの作物の生産振興と農業改良、新技術の普及を図る農業拠点施設としての機能が十分発揮できるよう、運営委員会の構成に当たりましてはＪＡ道北なよろ、普及センター、農業委員会などなどの関係機関、団体と、さらには各生産部会のほか北海道指導農業士などの学識経験者も含め、合併による各種農業関係団体を精査し、１５名程度の委員を選考したいと考えておまして、今後運営のパートナーでありますＪＡ道北なよろと十分協議をしてみたいというふうに考えております。

次、人件費、市５０、ＪＡ５０、経費は市が７０、ＪＡ３０でのお尋ねでございますが、今年度の運営経費の負担につきましては、従来の取り決めに基づき、ＪＡ道北なよろと十分協議して対応をしてみたいです。基本的には議員の御質問のとおり、営農指導員２名の人件費は市が５０、ＪＡが５０で、管理事務職員、２名いらっしゃいますけれども、これにつきましては市が１００％、それから土壌分析技師では１名いますけれども、これにつきましてはＪＡ道北なよろが１００％負担となります。また、兼務発令の所長、農業技師の職員は市の負担ということになっております。運営経費につきましては、市が７０％、ＪＡ３０％の負担割合であります。生産物の売払収入などについては同じ割合でＪＡに戻すことといたしてございます。

なお、１９年度以降につきましては、ＪＡ道北なよろなどと十分協議をしてみたいと思っております。

次、３番目でございますが、旧風連町で行って

いた主たる事業のほか、新市として新たにに取り組む事業についてのお尋ねでございますが、現在の農業振興センターの主な事業を申し上げますと、一つには土壌分析事業、二つには組織培養事業、三つ目には実証試験展示圃事業、四つ目には営農指導相談事業、五つ目には情報提供事業、六つ目にはアスパラ大苗などの供給事業、七つには体験農業事業という主に7本立てで取り組んでおります。新市といたしまして特に今年度新たにに取り組む事業はございませんけれども、何と云っても新名寄市のエリアを含め、農家戸数、耕地面積がほぼ2倍となることから、振興センターを旧名寄市の農家に十分PRし、土壌分析事業やアスパラ大苗供給事業、さらには営農指導事業などの利用拡大を図りながら、農家経営の安定に貢献できるように努めてまいりたいと考えております。新市として新たにに取り組む事業などにつきましては、今年度策定される農業振興計画の中で十分議論し、計画に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

次、四つ目ですが、3年前に購入した土地の利用についてのお尋ねでございます。取得理由といたしましては、試験展示圃などの充実、さらには冬場のハウスの雪投げ場所の確保が目的でございます。また、一般の方が購入した場合には振興センターと隣接することから農薬が飛散したり、騒音などのトラブルが危惧されることから、取得したものでございます。本年度につきましては、スイートコーンの品種比較試験、あるいはマルチ試験、さらには被覆フィルム試験などを実施しております。振興センターの敷地として有効に活用させていただいており、今後とも農業者の要望や議会の御意見を参考に、各試験展示圃としての利用を高めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次、五つ目でございますが、センター職員1名増で新たな事業を行えるのかとのお尋ねでございますが、新たに所長及び農業技師が兼務発令並び

に事務職員1名増員の配置をしたところでございますけれども、兼務の関係もありまして、実態として増員の体制にはなっていないのが現在の状況でございます。振興センターのあり方につきましては、新名寄市農業の実態に合わせて、これまでの事業ベースに取り組みますが、新たにに取り組む事業分などにつきましては、今年度策定される農業農村振興計画策定の過程で十分議論し、計画に基づき推進してまいります。職員の配置につきましては、振興センターの機能と取り組むべき事業を勘案し、JA道北なよと協議し体制を再構築してまいりたいと考えているところでございます。

次、六つ目でございますが、担い手、後継者対策でございます。旧名寄市では、担い手の高齢化、農業後継者不足の実態から、担い手の育成、確保が重要かつ緊急の課題として取り組み、農家子弟はもとよりUターン、新規参入者の受け入れなどを含め、多様な農業担い手の育成に取り組んできた過程の中で、農業後継者や農業研修生及び体験実習生の受け入れのための宿泊研修施設、リハーサル農業施設などの担い手研修センターの構想を立てたものでございます。農業振興センターに担い手研修センター機能を持たせるかどうかにつきましては、今後関係機関、団体など、幅広く協議検討してまいりたいと考えております。

次、大きな項目2番目の一つ目、クリーン農業は名寄市農業の振興になくてはならないものであるが、加入組織の現況と今後の推進についてのお尋ねでございます。現在までニンジン、ピーマン、トマト、ナガネギ、大根、タマネギ、モチ米、ウルチ米、ソバ、大豆の合わせて10品目、計画面積328ヘクタール、13の生産集団で取り組みが展開されております。これに係る栽培協定締結戸数は、総計で378戸の農業者がイエス・クリーンに取り組んでおります。登録状況は、平成15年が4生産集団、16年が5生産集団、17年においては4生産集団となっており、各生産集団における取り組み戸数も徐々にではありますけれ

ども、増加傾向にあります。また、現在2生産集団から平成18年度登録の要望も上げられています。今後も安全、安心で、高品質な農産物の生産を目標に、JA、農業改良普及センターを中心に関係機関と連携の上、認証作物の拡大を図ってまいりたいと考えております。

二つ目のお尋ねでございますが、収量の不安定性や労働時間、資材の増加により生産コストが割高のため、取り組む農家や生産量が少ないが、これをどのように解消し、生産者に理解を求めていくのかとお尋ねでございます。品目によっては、若干の減収も伴うものがあり、また有機質資材への代替などもありまして、生産コストは慣行栽培と比較し、やや割高になると思っております。生産者もコスト、労力に見合う価格で差別化商品として販売できれば取り組む農家も多くなると思えますけれども、敬遠する農家もいるのも事実だろうというふうに認識をいたしてございます。ただ、時代の流れは確実に安全、安心が消費者、実需者にとって大きな基準になりつつある今日、生産者もでき得る限りの努力はしなければならないものというふうに受けとめております。JAや普及センター、振興センターとタイアップして、クリーン農業の栽培技術の普及を図ると同時に、平成19年度以降の米政策の産地づくり対策などによる施策の中でクリーン農業推進拡大のための支援策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、三つ目でございますが、クリーン農業、有機農業の農産物を地産地消を含めて消費者にどのように販路拡大をするかとお尋ねでございます。近年消費者の食の安全、安心の志向に対してクリーン農業や有機農業取り組みが拡大することは、これからの農業のキーワードとなる環境に配慮した環境保全型農業による持続的農業につながると考えております。特に風連地区にはウルチ米が487ヘクタールあり、年間約4万俵が生産されることから、名寄市の住民はもとより北北海道の住民にPRをし、利用していただけるような売

れる米づくりの取り組みが必要と考えております。また、畑作・野菜を含め、クリーン農産物や有機農産物などの生産や販売を拡大するため、取り組む意欲の高い農業者、生産集団に地産地消に向けた生産、販売体制の強化に向け、公共施設での利用や新たにできる道の駅での販売などの取り組みに支援する方策を研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 再質問をさせていただきたいと思えます。

新たな運営委員会の委員の詳細について、基本的には旧風連町で行っていたのと変わりはないという認識でよろしいかと思えます。ただし、小耳に挟んだと言うと大変失礼かもしれませんが、いわゆる農業振興対策協議会、これも近々立ち上げるといった中で、その一つの部会としてこの農業振興センター運営委員会を位置づけるというお話をちょっと漏れ聞いたといえますか、その確認になるのですけれども、私はこの振興センターというのは農業振興の拠点であり、やはり独立したそういった形の運営審議会でなければならないというふうに感じております。その辺の答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、独立した運営委員会なのか、それとも以前の農業振興対策協議会の中で位置づけるのかとお尋ねでございますが、このことにつきましては新たに風連と名寄との部分でいろんな農業形態もあるものですから、しかるべき機関に相談をいたしまして、どういう組織が一番望ましいのか、運営するに当たって望ましいのかなども含めて、今後開催されます先ほど言いました15名以内の検討の中で御意見を拝聴しながら、方向づけをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番(田中好望議員) 私が先ほど申し上げましたことを十分配慮していただきたいと、このように思います。

続きまして、新市として取り組む事業の中に現在行っております事業7点ほどあります。最後の7番目に体験学習、これは旧風連町時代の風連中央小学校の関係だと思っておりますけれども、いわゆる農業者以外の一般市民向けに農業、農村の理解を求めるといことも振興センターの大きな役割ではないかと。やはり先ほどの質問の中にもありましたけれども、食の安全、安心のいわゆるクリーン農業、有機農業につながる農業というものをもっともっと、確かに名寄市民、旧風連町民のいわゆる町場の方々は農業、農村というものはこれはもう7割も8割も理解しております。ですけれども、振興センターの役目というものはやはり全市民を対象にしたものでなければ私はいけないと思っております。そういった観点から今、私もよく勉強はしておりますけれども、ガーデニングですか、そういった一つのブームだということで、家庭菜園等の講習会等を開いて、いわゆる冒頭申し上げました農業、農村を理解していただくといったことも新市として私は取り組むべきと思っておりますけれども、見解をお示しください。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 今名寄農業振興センターが農家の方々、農業向けの部分に限らないで、幅広く利用、活用を図ってはというお話だと思います。それで、私どもの方といたしましては、かつてもそうだったのですけれども、家庭菜園、ガーデニングの部分につきましてもかつて、旧風連の部分に限ってお答えをさせていただきたいと思っておりますが、そういった取り組みをさせていただきました。大変好評でしたし、皆さん方町場の方も含めてそういったガーデニング用の苗を買い求めていたという経過もありました。

それから、近年ではアスパラの先ほど言いましたように大苗、これにつきましては旧風連の区域

の方々の農家の方々にはそれぞれ一定程度行き渡ったかなというような印象を持っておりますけれども、それにいたしましてもことしの分につきましては名寄で農業を営まれている方々なども引き合い、お問い合わせ等々足を運んでいただいて、農業振興センターの方に足を運んでいただいて、いろいろ興味を持っていただいたり、実際に買っていただいて、圃場に入れていただいている事例もございます。そんなことからいたしますと、徐々にすそ野が広がってきているのかなというふうに考えていることが一つと、それから今お尋ねありましたように一般向けの分の大苗につきましてもこの6月の中過ぎほどに、既に皆さん方広報の中でごらんいただけたと思うのですが、御注文の方々にはぜひお買い求めくださいというようなことで一般向けにも、数ちょっとはつきりわかりませんが、提供するようなことで今手配をしております。それから、その部分につきましてもpH等々のアスパラに合った圃場をつくるというようなことで、そんなことでのpH測定も一緒にやろうというようなことで考えております。

あわせて、ちょっと長くなりますけれども、非農家の方も農業振興センターの方に足を運んでいただいて、いろんなガーデニングを含めたpHの御相談も寄せていただいておりますから、今後農業振興センターだけでは職員では対応できないと思っておりますから、イベントの開催をする日にち等々も抱き合わせながら、私どもの経済部のスタッフも役割分担をしながら、土日のイベントに持っていきながらお手伝いしながら、広く皆さん方に喜んでいただけるような、農家、非農家に問わずそういったものを提供していきたいというふうな、そんなセンター機能であってほしいというふうに考えて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、申し上げます。

○議長(田中之繁議員) 田中議員。

○15番(田中好望議員) あってほしいではな

く、やらなければならない。

続きまして、先ほどセンター職員1名増でということ、これ技師ではないといったことで、やはり一つの現場という押さえから、大変これ人事の問題も絡みますけれども、いわゆる経済部長が所長を兼務と。最初機構を見たときに、おや、どうしたのかなと、少し合併協議のときの話とこれ話が違うのではないのかなという印象を持ちました、正直申し上げまして。ということは、これは見解の相違、とらえ方でしょうけれども、兼務というのは、例えば振興センターの所長をやっているほかの兼務ならいい。軽んじているというか、言い方大変乱暴な言い方かもしれませんが、そういうことを、ことし1年間はこれは仕方ないと思いますが、今後そういったことに向けて、これは市長に申し上げるのが筋なのでしょうけれども、そういうことも、これは提言ですから答弁要りませんけれども、そういったこともお考えをいただきたいと。これは、いわゆる技師の問題、先ほど申し上げましたように人が余計おればいいのかという、事が済むということではありませんけれども、そこら辺はいわゆる適材適所ということを十分勘案していただきたいと。基幹産業ということを第一の念頭に置いていただきたいといたことでお願いを、これはお願いということで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、担い手、後継者対策ですけれども、今後関係機関、団体等と幅広く協議をしていくといったことでございますけれども、担い手、後継者対策というのは本当に重要課題でございますし、これは1日や2日でももちろんなるものではございませんけれども、早急に手をつけなければならないと。以前担い手センターという、名寄も立ち上げようということがありました。その機能を入れた事業といいますか、それはぜひ振興センターを核として事業展開を行ってほしいと。再度お考えがないかをお願いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今担い手の後継者の部分に触れてお話がございましたけれども、担い手研修センター構想が旧名寄市の中でおありになったというふうに承知いたしてございますが、風連の部分につきましては、御案内のとおり旧風連農業振興センターというのが現存しております。この部分につきましては、基本的には風連のセンター機能と、それから旧名寄で構想を持たれた担い手研修センターとの部分が若干性格が異なっているのかなというふうに思っておりますが、今後に向けてはその部分を果たして現在の名寄市農業振興センターに併設することが望ましいのか、そういったことも含め合わせてこの担い手センターとの併設、あるいはもっとほかの施設を抱き合わせて施設併設がすることがないのか、そんなことも含めてまた検討、研究をしていきたいというふうに考えておりますし、あわせてこのことにつきましては当然のごとく農業振興計画の中にも論じられるテーマというふうに承知をいたしてございますから、その中でも多くの御意見をいただきながら、誤りのないような方向づけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 続きまして、クリーン農業の有機農業の取り組みについて2点ほど再質問させていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、クリーン農業の取り組みにつきましては、新名寄農業の切り札的な取り組みであります。平成17年度に道が行いました道民意識調査の結果、84%の道民がクリーン農業、農産物の生産拡大を望んでいると結論が出ております。そういったことから、食の安全、安心が叫ばれている中、農薬散布量の少ないこの地域として、さらにクリーン農業、有機農業の振興をすべきで、行政はその旗振り役になるべきと考えますけれども、その辺はどのように認識をされておりますか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお話をさせてもらいましたように、クリーン農業に取り組んでいる件数につきましては15年度が四つということでお話をさせてもらいましたけれども、ことしにつきましては18年度は2生産集団の方からのいわゆる登録の要望が上げられております。このことが私感じるところによりますと、こういったことをすそ野を広げていくと、生産集団を育成していく、広げていくというのがクリーン農業に対する取り組みの有効手段かなというふうに考えておりますが、あわせて生産組織だけでなくして消費者にも、クリーン農業についての受けとめる側の消費者にもきちっとしたPRをする必要があるのではないかとこのように考えておりますから、できればそういった催し物等、イベント等を通じながら、クリーン農業についてのPR等々もしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、行政がどうのこうのということには具体的にならない、今旗振りはというようなことなのですけれども、これは行政の部分につきましては私どもの方で新名寄市がクリーン農業に取り組んでいますよというようなことを前面に出てやるのが私どもの役割かなというふうに受けとめておりますから、ぜひそんなことでは行政が旗振り役になって、クリーン農業の普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ぜひ我々といいますか、クリーン農業に取り組む生産者ともども一緒にやっていただきたいと、このようにお願いいたします。

続きまして、地産地消の関係ですけれども、既に名寄給食センターは2年前から風連のウルチ米は取引をされております。さらに、地産地消を含めて公共施設の病院等々に利用拡大を図るべきと思いますけれども、その点はどうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 地産地消につきましては、過般上川支庁の方で会合がございましたし、それから私どもの方のこの上川北部の沿線の自治体の方々に集まっていただいて、上川支庁の方からもお話をされておりましたけれども、それから過般上川支庁で開催された会議にも行ってまいりましたけれども、地産地消が、地域が伸びていくためにはきちっとしたそこでとれた安全なクリーンな安心な食べ物をそこでやっぱり具体的に食べるというようなことを位置づけないとだめだというようなお話を拝聴させていただきました。ぜひそんなことでは、私どもの方で今各公共施設、特別養護老人ホーム、学校はもちろん学校給食センター等々そういった施設はもちろんのことでございますが、先ほどお話ありましたように風連の方では4万俵ほどウルチが生産されるものですから、それらについては栽培米も含めて今後は地産地消に向けてより一層取り組みをしていかなければならないというふうに受けとめておりますから、機会あるごとにやっぱり皆さんに訴えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 2点ほど、大変失礼かと思いますが、市長に見解を聞きたいと、そのように思います。

まず、第1点目、振興センターの位置づけとして、10年後、15年後に合併再編の波が来ると思うところであります。道は上川4地区とする案を出しておりますけれども、私は以前首長間で話題になった天塩川流域構想が浮上する可能性があると考えております。塩狩峠以北、和寒から中川まで、大きく分けて士別地区、名寄地区であります。その中心部が名寄市風連町であります。農業、農村の振興を推進する重要な役割を果たす農業振興センターの充実を今のうちから整備すべきと考えます。

また、道立普及センターについても規模縮小を

余儀なくされており、名寄も支所ということでございます。近い将来、士別、美深にもセンターはありますけれども、恐らく一本化されることが予想されます。地の利を生かし、普及センターをも巻き込み、大局な見地で天塩川流域の農業、農村のことは名寄市風連町で指導的な役割を果たすように願うものでございます。このことについて市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 新市になりまして、農業のウエートが一層高まったわけでございまして、御指摘のように農業振興センターの今まで取り組んできた上に立って、もっと内容も含めて、林議員にもお答えをさせていただいておりますけれども、充実を図っていかねばならないと、このように感じております。特にこれからの上川北部全域ということも含めての言及でございました。現在北海道の組織であります普及センターが統合の傾向、御指摘のとおりでございまして、私はやはりこの農業振興センター、今までと同じように農業者の組織でありますJAと、そして専門的な指導機関であります普及センター、そして行政のそれぞれの情熱をそこに注ぎ込むことによって地域農業の振興が図られると、こんなふうに思っております。行政だけ頑張るといって状況が起きないように、しっかりとした組織化についても取り組んでまいりたいと、このように思っております。

やはり近年は、産地間競争というのがありますが、単独の自治体で対応することにやはり消費者は、ルートとしてはそういう販売ルートというのはもちろんありますけれども、一定の何々地方産といえますか、ブランドというものを確立をしていく必要があるのではないかと。モチ米等につきましても、旧名寄農協、旧風連農協という時代ではもうなくなってきております。まさに新名寄市のブランドで、それぞれの実需者にお届けをすると、こういうことになると、生産の質の面も統一を図らねばならないと、こういう課題がある

わけでございます。こういうことがこの農業振興センターの中でしっかりと協議をされて、立証されて、発展をすると、こういうことが望まれていると、このように実感をしております。私は、名寄市が風連地区の現在の振興センターを核にして、畑作、水稲を中心にしてそういう役割は十二分に果たし得る条件が備わっていると、こういうことで、これから中長期的な計画も含めて、この振興センターの運営等について意見を求めながら、位置づけをしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 最後になりますけれども、もう一点市長に見解を求めたいと思えます。

クリーン農業、有機農業の取り組みについてでございますけれども、私はこの名寄盆地に与えられた使命と思うところであります。寒暖の差があり、四季の移り変わりが肌で感じられ、半年間雪の下で養分を蓄え、春には良質な生産物を生産でき得る準備をして、土が顔を出します。クリーン農業、有機農業に取り組むのにはこれ以上の好条件はありません。道もクリーン農業、有機農業の取り組みに本腰を入れております。ぜひこの北の大地名寄からの発信をして、食の安全、安心を道内は無論のこと全国に発信すべきと思えます。その役割を市長がトップセールスとしてのお考え、この見解をお聞きをいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 旧名寄市の取り組みにおきましてもやはり自然が与えてくれている条件、夏の昼と夜の温度差、あるいは冬と夏の気象の差と、こういうものが病虫害の発生を抑え、しかも味も含めて糖度が高い野菜や果実がとれると。このことを売りにして、それぞれの今までの農協が合併する以前の段階ではこの野菜の販売についてロットをまとめる道北青果連という取り組みがあったわけでございます。これらにつきましても、この自然がもたらす条件にもう一つ農業者の努力

も加えて、消費者が求める、先ほどの経済部長の答弁等もありましたけれども、やはり消費者は安全、安心なものを求めると。ただ、消費者に対するPRもしなければならぬのは、ただ求められるだけでは農業者が辛抱し切れないと。やはり持続的にその営みを継続できるような消費者の理解のもとに買い求めてもらうようなことをしっかりやらねばならないと、こんなふうに思っているところでございます。

旧名寄市内には自然農法を中心にして取り組んでいる試験場といいますか、もう30年の歴史がございます。私は、このところの取り組みに経済部長の時代からかわりを持っておりまして、大変苦勞しておりますけれども、道内はもとより全国的にそうした自然食を好むと申しましょうか、国民が実態としているわけでございます。そういう流通のルートもお伺いしておりまして、私はこれからの生き残り、農業の地域特性を生かしたこうした情報発信ということには農業者と一丸となって取り組む必要があると。特にクリーン農業で多くの生産組織が取り組んでいるわけですから、これをいかに有利販売に結びつけるかと、このことについてはJAの皆さんと共同作戦を練って取り組んでいく必要があるのではないかと、このように思っております。

東京なよろ会の協力をいただいて、もう十数年渋谷のデパートの催事場でアスパラを6月に販売をしております。大変人が多く出入りする催事場でございますが、私もたまたまその時期に全国市長会等がありまして立ち寄っておりますが、食べてみて初めて名寄産のアスパラを評価をいただくと。大きなデパートに垂れ幕を下げていただいて、PRに努めているわけですが、やはりお話を聞くだけではなかなか評価に今は結びつかないと。実際に食して、初めてこのクリーン農業のよさ、あるいはこの名寄盆地でとれる農畜産物の評価というのが高まるものと、こんなふうに思っております。それだけに機会をとらえて、情報発信にもこ

れからも努めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 大変心強い所見をいただきました。

最後に一言、産、学、官挙げて、基幹産業の農業を守り、また振興するためにこの産、学、官が力を合わせてやるのが一番ベストということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 3時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 齊 藤 晃

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月16日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 林 寿和 議員

26番 中野秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

学校教育について外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目、学校教育に関して2点お伺いいたします。まず、特別支援教育への取り組みについてです。LD、ADHD、高機能自閉症等の児童に対する支援について過去2回にわたり質問をしておりますので、重複するところもあるかと思いますが、御了承ください。それほど平成19年に向けてのスタートを切ることが非常に大切だと考えております。名寄市は、平成17年度に推進地域に指定され、総合的な支援体制の整備を行ってきました。校内委員会の設置、コーディネーターの指名、専門家チームの設置、さらに連絡協議会も開催され、形はできつつあります。しかし、本当に大切なのは一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく支援システムを構築することです。

そこで、お伺いいたします。各校すべての教職員の協力体制と指導はどう行われているのかお知らせください。さらに、特別支援教育で一番重要だと思われまます実態調査ですが、さきの質問で名寄市においては小学生46名、3.4%、中学生18名、2.6%の答弁でしたが、これは何を基準に

行っているのかお尋ねいたします。

昨年は、学校より特別支援教育の理解を求める通信が数回出ておりましたが、ことしに入ってから一回もなく、保護者への理解に努めていることがされていないのだと感じております。どう対処しているのかお尋ねいたします。

昨年12月に行われた専門家チームによる巡回を実施し、対象児童の授業場面の観察、保護者との面談、学校ニーズの把握に努めたそうですが、現場を見ての見解を求めたいと思います。

次に、小学校の英語の必修化についてお尋ねいたします。中教審は、3月27日に小学校における英語教育を高学年で週に1回程度必修として平成20年度から実施することを答申しました。英語教育の目標内容では、英語を用いて言語や文化に対する理解や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解を深めることを基本目標とするとしています。アンケートでは、小学校で英語を必修にすべきかという質問で、そう思うと答えたのは教職員では37%、それに対し保護者、親は71%が英語教育は必要だと求めております。総合的な学習のもとゆとり教育で授業時間の減っている中で、私は日本の教育の原点である読み書きそろばんが大切であり、昨今日本語の乱れに加え作文力の低下、読解力の低下がされております。こういったことを踏まえ、教育長は英語の教員でもありましたので、この英語教育必修化についての見解をお尋ねしたいと思います。

2点目、次世代育成支援についてお尋ねいたします。地域における子育ての支援活動にとって拠点となる施設の果たす役割は大きいと考えます。幼稚園や保育園などで子育て支援とともに親子がゆったり過ごせる場所、そういった場所をつくることも大切です。名寄市においては、さくらんぼ、ちゅうりっぷの2カ所の支援センターを平成13年度より稼働させ、未入所児と母親を対象にした交流の場として機能していました。しかし、残念ながら、旧大谷幼稚園を利用していたちゅうりっ

ぶが拠点の移動という事態になってしまいました。利用者の変更に伴う影響はどうだったのかお知らせください。

続きまして、幼保一元化に関してお尋ねいたします。幼稚園の2歳児特区、さらには幼保一元化特区ということで全国的に幼保一元化が広がりつつありますが、保育所と幼稚園を一体化して地域の子育て支援を併設する認定こども園というのが今国会で法案が成立すれば10月からそれが施行されることとなります。昨年次世代育成のプランがなされましたが、国は今の子育てに非常に速いスピードで対応しようとしております。今まで特区で本当に時間がかかり、できなかった一元化が私はやりますと手を挙げれば、幼稚園、保育園の区別がなく、認定こども園として認められ、同じような教育ができるわけでございます。そのことを踏まえ、名寄市として少子化の状況と幼児教育に対する幼稚園と保育所の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。また、この認定こども園は、親が勤めている、勤めていないにかかわらず入所が認められています。保育所型、幼稚園型、幼保園型と、この幼保園型といいますのは風連地区で行われております民民プラスへき地の合併による一元化でございます。あと、保育所型と幼稚園型、保育所型は保育所に幼稚園をプラスする、幼稚園型は幼稚園に保育所をプラスする、児童と一緒にやって、違うのは帰宅時間が違うだけです。こちら辺の取り組みについて名寄市はどう対処しているかをお尋ねしたいと思います。

次に、麻疹、風疹、これの接種制度が変更になりました。麻疹、はしかです。これは、数年前高校生がはしかの接種をしていなかったことにより風邪をこじらせ、死亡するという痛ましいことがありました。名寄市としても保健センターの努力により接種今まで7歳半までで受ければよかったものが1歳から2歳と5歳から7歳の間の2期に分けて受けなさいという制度に変更になりました。保健センターのその制度の変更を父母にも非常に

一生懸命取り組んでいただき、接種率も本当に90%後半と非常に高い数値ではありますが、まだこの制度変更に伴う受けておられない家庭も十数件あります。ちなみに、風連は100%の接種でございます。そのことに関しまして、その制度の定期外接種にかかわる費用でございます。この費用は、名寄市としてはどこまで補助しているのか確認させていただきたいと思います。また、この接種でもやはり十数人が受けていないこの場合、片方の風疹を受けて、はしかを受けていない場合であるとか、いろんな場合が考えられますので、その接種の方法にする対処についてもお知らせください。

昨年BCGが一足先に4歳まで受けなさいというのを6カ月以内に受けなさいということに変わっております。それにおいて4歳までだったのが6カ月ということで、その対策として名寄市は、これを機会に補助金ではなくて一般財政化になったのは皆さん御存じだと思いますが、期間外、定期外接種の費用は名寄市が負担していただきました。今後もこういったやはり子育て支援に対する援助ということも続けていっていただきたいと思っております。

それでは最後に、もったいないの運動についてお尋ねいたします。ノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが提唱したもったいないという気持ちで環境を保護しようという運動は、もともと1993年以来日本青年会議所が世界に展開してきたもったいない運動にマータイさんが共感してくれたことに始まっております。当時のもったいない運動のコンセプトを見ますと、もったいないとはありがたいという過分なものに対する感謝の心、恐れ多いという謙虚な心、惜しいという物や時間の浪費を惜しむ心であると記されています。その上で、地球環境に優しい持続可能な社会通念において道徳的に賛同される物や考え方をライフスタイルに取り入れて、身の回りの一つ一つを改善することにより、現在の公害問題や自然破

壊などさまざまな問題を解決していくことを目的としております。私がメンバーであった1994年には5丁目を交通閉鎖し、市民にもったいないを知ってもらおうということでもったいないフェスティバルというのを開催しました。また、1995年には地球市民ジュニアということで、地球自体が大変なことになっているのだよということを知らせたためにこういった活動もやってまいりました。今再びもったいないが脚光を浴びています。日本人が忘れかけていたこの言葉を日本人ではなく、外国人であるワンガリ・マータイさんから提唱されたということに意義があると思います。マータイさんは、もったいないは消費削減、リデュース、再使用、リユース、資源再利用、リサイクル、そして修理、リペアの四つのRを表していると解説しております。限りある資源を有効に使い、皆で公平に分担すべきだ、そうすれば資源をめぐる争いである戦争は起きないと主張しております。

かつて日本人は、食事の食べ残し、電気の消し忘れ、まだ使えるもののポイ捨てを見たとき、ああ、もったいないというのが普通の感覚でありました。昔は今ほど物も食べ物もなかったから、それがごく当たり前の感覚としてあったのかもしれない。ところが、食べ物も物もあふれる時代、そういった気持ちが希薄になり、その結果として地球環境の破壊や資源の枯渇を招いています。ケニア人のマータイさんに見れば、物があり余っている日本や欧米の状況を見て、日本人が忘れつつあるもったいないという思いがよみがえってきたのだと思います。私たちが何げなく使っています洋式の水洗トイレ、これは大と小があります。そういったシステム、水資源のもったいないを実践しているのは日本だけだそうです。日本人というのは、技術の開発においてもやはりそういったもったいないの細かなことを取り組んでいるという事実もあります。かつて日本人が普通に持っていたもったいないという感覚を再び取り戻す上で、

教育の中にもその意識を取り入れ、あらゆる年齢層で物を親しむ心を育てていくことも欠かせないと思います。学校や親子、各コミュニティが具体的な取り組みを進めていくことによって社会全体の意識が構成されます。環境問題も行政のむだも常にもったいないを意識することで変わってくると思います。もったいないを一時のブームで終わらせていては、本当にそれこそもったいないことだと感じております。

そこで、名寄市のもったいないへの取り組みとしまして、京都議定書にサインをし、地球温暖化への取り組みが国としてなされておりますが、名寄市としても地球温暖化への取り組みを行っております。その過程、結果をお知らせいただきたいと思っております。

さらに、このもったいないというのはお金がかかりません。皆さんの一人一人の生活の知恵、その人ができるもったいないを実践すれば、それこそいろんなところでの削減が可能ではないかと思っております。消費者センターとしてマイバッグ運動に取り組んでおります。そのトップとして佐藤議員、川村議員が名寄地区、風連地区の消費者協会の会長もされております。やはりもったいないを名寄市としても実践する上で、消費者協会にマイバッグをやるのではなくて、1万4,500世帯、思い切って全部にもっと大き目のバッグを配るぐらいのこともやはりもったいないのスタートとしてやっていただきたいということも要望して、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） おはようございます。私からは、1項目めの学校教育について、2項目めは福祉事務所長、3項目めは生活福祉部長からお答え申し上げます。

初めに、特別支援教育への取り組みについてでございます。特別支援教育の推進につきましては、ただいまお話がございましたように、各学校における教職員や保護者の理解が極めて重要でありま

す。特に日常直接児童生徒とかかわる学級担任とその保護者の共通理解は不可欠なことと考えております。さきに熊谷議員の御質問でもお答えいたしました。17年度旧名寄市においては文部科学省の特別支援教育体制推進事業の指定を受け、特別支援連携協議会やコーディネーター連絡会議及び専門家チーム会議等の組織づくり、また学校内における校内委員会やコーディネーターの指名などの推進体制の確立と研修会などを通じた特別支援教育への理解に努めてまいりました。今年度におきましても風連地区の全小中学校にも校内委員会を設置し、コーディネーターの指名も行っておりまして、名寄市全域での取り組みの充実を図っております。さらに、名寄市立大学における特別支援教育の専門的職員や上川教育局に配置されました特別支援教育担当指導主事などとの連携を図りまして、校長、教頭、コーディネーターのみならず全教職員や保護者の理解の向上に向けた研修機会の奨励や名寄市特殊学級設置校連絡会議など既存の機関、会議などを通して理解の促進に努め、その成果を校内研修や保護者などにおいて共有していけるよう図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は市単費で引き続き特別支援連携協議会を設置して、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校などの校種間の接続をより密にするるとともに、関係機関との連携強化を図り、地域支援ネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

御質問にありました特別支援教育を必要とする子供の数ですが、厳密な医学的な見地からの診断だけではなく、教育的見地から支援が必要と認められる子供も対象としております。19年度からの特別支援教育の本格実施に向けまして、今後提示されます国及び道の方針などの推移を見守りながら、名寄市として一人一人の子供たちの健やかな成長のために個に応じた指導の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の英語必修化についてでございます。御案内とおり、中央教育審議会外国語専門部会では、3月27日に全国一律に小学校での英語を実施する必修化を提言する審議経過をまとめました。内容は、小学校5、6年生に週1時間程度共通の教育内容を設定して行うとしており、特に児童が楽しみながら外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習活動を行い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育成することが重要であるとしております。また、平成17年度の文部科学省の小学校英語活動実施状況調査によりますと、全国の公立小学校の93%で英語活動を行っているとあります。そのうちALTが授業に参加した割合が63%となっており、活動内容では歌やゲームなど英語に親しむ活動が6年生で97%となっております。このような実態からも、小学校における英語の必修化は望ましいことであると判断しております。

小学校の英語必修化の導入に当たりましては、担当者の指導力の向上や教材教具の開発など、多くの条件の整備が必要となってまいります。小学校における現職教員の研修プログラムの開発実施や大学の小学校教員養成課程における英語に関するカリキュラムの導入、ALTの一層の充実など、課題も多く抱えております。御指摘のとおり、保護者への周知と理解も大切な問題と考えております。幸い名寄市では、これまでの小学校における国際理解教育への取り組みから、保護者の理解は深いものと考えておりますが、今後制度化への推移を見守りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目二つ目、次世代育成支援について御答弁を申し上げます。

最初に、子育て支援センターちゅうりっぷへの

対応について御質問をいただきました。子育て支援センターちゅうりっぷは、大谷幼稚園様の御厚意で平成13年4月から平成18年3月まで5カ年にわたり旧園舎をお借りいたしまして実施をしております。同センターは、場所、施設規模等で利用者の皆様には好評を得ておりましたが、園舎の老朽化が激しく、本年4月に取り壊しになったところでございます。昨年11月に来年早々に旧園舎を取り壊したいというお話があり、今後のちゅうりっぷのあり方について検討協議を行った結果、もう一つの子育て支援センターであるさくらんぼと同様に保育所内に併設することとし、位置、使用保育室、駐車スペース等利用者の皆様の利便性を考慮し、中央保育所といたしました。これまでの施設より手狭となる解消には、毎週2回ほど21の託児室と体育室で補完することといたしまして、4月18日からは毎週火曜日と木曜日にさくらんぼと合同でなかよしランドなどを実施しております。中央保育所での開設は、利用者の駐車スペースの確保の関係から5月中旬ごろを予定していたところでございますが、ことしは雪解けが遅く、駐車場整備工事がずれ込んだ関係で、利用者の皆様には御迷惑をおかけいたしました。工事の完了を待たずにこの6月14日に開設の運びとなったところでございます。

場所を移したことによる利用者の減少、影響及び今後の利用アップの見込みでございますが、現時点においては中央保育所での利用が始まったばかりという状況でございますので、一定の時間的経過を見守る必要があると考えております。ちゅうりっぷの開設に伴いまして、旧施設との規模の相違はございますが、スタッフ2名のうち1人は正職員を配置し、より充実した子育て支援を図っておりますし、二つの施設の活用ならでのアイデアなど、狭いながらも従前に増して利用しやすい子育て支援センターになるよう努めてまいります。

幼保一元化について御質問をいただきました。

幼保一元化につきましては、旧風連町では平成16年度から私立幼稚園、私立保育所及び町立保育所を統合し、民設民営で幼保一元化を実施しております。合併後の新市では、名寄市にふさわしい将来の保育、子育て環境をつくるため、福祉事務所内に新たに保育所担当主幹を配置し、幼保一元化を初めとし、子育て支援、各種保育制度等に関する調査研究ができる体制を整えたところでございます。

市の少子化の状況につきましては、平成13年度と平成17年度の比較をいたしますと、平成13年度の就学前児童数は1,758人に対し1,647人で111人、6.31%の減少を見ておりますが、出生数では311人に対し303人と8人、2.57%の減少となっており、大きな変化が見られておりません。市内4保育所と4幼稚園との関係でございますが、現在幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法の中で幼児教育と保育を実施し、幼稚園では預かり保育、保育所では延長保育など、呼び方は異なりますが、同様な保育が行われております。また、現在幼稚園、保育所間では特別な連携対応は行っておりません。

本年10月から施行予定の認定こども園につきましては、先般上川支庁において同制度の説明会が開催され、概略説明を受けたところでございます。認定こども園は、幼稚園及び保育所等で就学前児童に対し教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進し、地域の子供が健やかに育成される環境の整備を目的に都道府県の認定を受ける施設で、岩木議員も触れられましたけれども、次の四つの形から成っております。一つには、幼稚園と保育所が連携し、一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園が機能を拡充させる幼稚園型、保育所が機能を拡充させる保育所型、四つ目として幼稚園、保育所のいずれの認可もないが、地域の教育保育施設としての機能を果たす地域裁量型、また認定を受けるためには幼稚園、保育所のうち次の二つの機能を備えている必要が

ございます。一つには、教育及び保育を一体的に提供する、二つには地域における子育て支援の実施。法案自体がこの6月9日に参議院で可決したばかりで、予算措置も含め、これからという部分が多いわけですが、名寄地区の状況で申し上げますと、この制度を導入しようとする場合は現在の市立保育所の3歳から5歳の子供に教育を行う体制の整備、また私立の幼稚園においても3歳以上の子供に対し延長して保育の時間を設ける体制の整備と1歳から2歳の子供を預かる場合には子育て支援での対応が必要となってまいります。また、新しい認定こども園制度ではありますが、所管庁は従前と変わっておりません。地域における子育て支援の部分につきましては、北海道が定める基準がまだ示されておりませんが、速やかに情報収集し、的確な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、認定こども園は、制度としては本年10月1日からスタートをいたしますが、適用は先行していたモデル施設に限られる模様でございます。また、現在規制改革民間開放推進会議におきまして新しい保育の制度が議論されており、骨太の方針に反映される見込みでございます。刻々と変わる状況に市といたしましても名寄市にふさわしい将来の保育、子育て環境の調査研究を行い、さまざまな保育制度を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、麻疹、風疹などの予防接種制度の変更への対応についてお尋ねがございました。麻疹、風疹の予防接種につきましては、予防接種法に基づき市内4医療機関に委託し、実施をしております。これまで麻疹、風疹の予防接種は、それぞれ単独のワクチンを生後1歳から7歳半までに1回ずつ接種することとされてきておりました。しかし、接種後徐々に体内の抗体が減ってくることから、予防効果を高めることを目的に、ことし4月より新たに開発された麻疹、風疹混合ワクチンを第1

期は1歳から2歳未満、第2期を小学校入学前の1年間にそれぞれ1回ずつ、計2回接種することが新たな制度として導入されることになりました。この制度改正に伴い、7歳半までは公費負担で受けられていたそれぞれの予防接種が2歳から5歳未満、小学校入学後から7歳半未満の子については法定外接種となり、1件につき5,000円の自己負担がかかることになりました。また、既に麻疹、風疹のどちらか一方を接種したり、罹患した場合、混合ワクチンを接種することの安全性が確保されていないことから、混合ワクチンは接種できないなど移行期間に伴う課題も多くございました。

そこで、新制度スタートに向け、昨年9月から広報等での周知と未接種者に対し個別勧奨の徹底を図ってまいりました。その結果3歳児健診時における麻疹予防接種率は、旧名寄市では16年度98.7%、17年度99.3%、風疹予防接種率は16年度93.4%、17年度97.1%となっており、また旧風連町の状況は両方とも100%と従前の制度内での早期接種率が高まりました。しかし、短期間での対応であったことから、体調等の問題で一方の予防接種しか受けられず、自己負担となる子供もおり、その点については市の経過措置といたしまして1年間1歳から2歳までを対象に公費負担で受けられる体制を図ってまいりました。さらに、この6月2日には再度制度の改正があり、従前どおり7歳半までは法定内外にかかわらず市が公費負担としていくこと、また受け方の内容についても変更される方針が厚生労働省健康局から示されました。目まぐるしく変わる新制度に対し、新たな予算措置や病院との契約変更を含め、早急な対応が求められておりますが、今後も混乱が生じないようにわかりやすく住民周知を図り、適切な時期に適切な方法で予防接種が受けられるよう、感染症予防対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3点目、もったいないの実践についてお答えをいたします。

初めに、地球温暖化への名寄市の取り組みについてお答えをいたします。地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方公共団体はみずからの事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた計画を策定することとされております。名寄市においては、昨年平成16年度のエネルギー起源とする二酸化炭素の排出量を算出するため、市庁舎及び関連施設での燃料消費量調査を実施したところですが、その結果については、ことし1月の広報紙に折り込みチラシで名寄地区に全戸配布させていただきました。また、温室効果ガス削減に向けて夏にはクールビズ、冬にはウオームビズ、さらに市内の移動用として公用自転車の配置等を実施してまいりました。急激な温室効果ガス削減にはなりません、小さなことでもできることから実施していきたいと考えております。

さらに、昨年実施した燃料消費量調査を毎年行うことによって、職員の意識向上、効果を発表することで市民啓発になると考えておりますので、御理解をお願いをいたします。

次に、もったいない運動の促進についてお答えをいたします。全市民的な温暖化防止の取り組みを求められている現在、関心のある人、団体の把握は必要と考えますが、当面組織化されている名寄消費者協会と連携をとりながら、運動を進めていきたいと考えております。ことしは、同協会の事業の一つでありますノーレジ袋マイバッグ持参運動に名寄市環境衛生推進員協議会でも同様の運動方針を決定していることから、共同でマイバッグを配布し、市民啓発を行ってまいります。また、広報等を通して、本年2回の地球温暖化防止対策ニュースを発行しております。1回目は、1月に温暖化とは、環境家計簿、市役所及び関連施設のCO₂排出量、2回目の4月には家庭でできる温暖

化防止をテーマとして発行してまいりました。今後不定期にはなりますが、ニュースの発行を続け、市民意識の高揚に努めたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問させていただきたいと思っております。

まず、特別支援教育についてですが、今部長から御答弁いただいたのは、やはり何か箱物だけをまずは整えるよと、それにもう17年度で指定されて、その行為は行われてきたことは十分理解できますけれども、その後の一步の踏み出しが何か、そのソフトの部分です。実際子供たちは一人一人の支援が必要となっているわけです。実態調査の中でも各学校から上がってきた人数がありますが、私はこれは先生方のイメージでこの子がLDではないかというような考え方を持っていると思うのです。実際LDに対して三十数カ所のチェック項目、さらにADHDに対しても行動様子の三十数項目のチェックするものがちゃんときっちりできているのです。それを使ってやはり子供たち一人一人に、1年生から毎年毎年成長していく子供の姿を見ていくことが私は必要だと思っております。

15日付の北海道新聞の報道によりますと、学校の先生が、その先生の資質もあるのでしょうかけれども、学習にちよろちよろしてうるさい生徒に体罰的なことをした。引きずってきて、先生の前に座らせたと。これでもやはりLDということをしっかり理解していれば、この子供たちの様子を見ていけば、そういったことが起きないのではないかと考えております。何度も御答弁いただいております一人一人に対する支援ということをもっと本気になって取り組んでいただきたいと思っております。

そして、先生方へのやはり研修、これ乳幼児発達支援研究会、思春期保健研修会、この言葉ではとてもではないけれども、特別支援教育の先生方

への研修会だということはこれわからないのではないのでしょうか。まして平日の12時半に先生方に集まりなさいといっても、これどれぐらいの先生が参加されたのかちょっとお知らせください。先生方にも温度差があるのです。一生懸命取り組む先生、特別支援は特別支援だという、その温度差をなくするのが名寄市教育委員会の仕事ではないのでしょうか。やはり先生も、この特別支援教育というのは経験だけではだめなのです。専門的な知識と取り組みがなければ、子供一人一人に対する見きわめはできないと私は思っております。やはり中小の連携、教職員に対する研修会、そして親に対する理解。現場の先生にお伺いしますと、やはりこの子LDだよと私にはとても言えませんと言っています。ましてそれが全教員の中に、担任にやらせるといってもこれなかなかできることではない。この教育システムをきっちり構築していくには、私は教育委員会のリーダーシップと旗振りとしてやはり校長先生、教頭先生の管理職がきっちりとしたことをしていかなければ先生方は動かせないと思います。

このごろ、ちょっと話変わりますけれども、イワシが1匹1,000円するという、非常に高級魚に変わったよというような話があったので、ふと思い出したのですけれども、1990年、バブル崩壊のころ、イワシ船、静岡県で非常に傷みが早い魚ですから、ほとんどのイワシ船が死んで持って帰ってきたと。ところが、1艘だけ生きてびんぴんなまま新鮮なイワシを持ってきた漁船があるのです。その漁船にはどうしたかという、その水槽にナマズを入れたそうです。そうしたら、今まで見たことない魚で、死んでいられないと生きて帰ってきたというのです。それは何を言いたいかといったら、ナマズになればと教育長には言いませんけれども、やはりリーダーとして、校長先生の旗振り役として本当に取り組んでいただきたいということを望んでおります。そういった今後の特別支援教育に対して教育長の方から一言いた

だきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育について今いろいろと岩木議員から御提言も含めてお話があったかなと、こう受けとめているところでございます。

まず、この特別支援教育で一番大切なことは、そういう軽度障害も含めて支援を実際に求めている子がいるという、この認識に立つということでございます。このことにつきましては、旧名寄市では平成17年度から校内委員会を立ち上げ、コーディネーターを指名し、なおかつ巡回相談も実施させていただきました。こういう中から、手を差し伸べている子供がいるというこの認識が大変深まったのではないかと、こう思っているところでございます。それから、もう一点は、やはり地域や保護者も含めたこの軽度障害も含める特別支援教育の認識でございます。例えばA君がLDなどだよというふうに言われたときに地域の人がどう受けとめるか、保護者がどう受けとめるか、学校がどう受けとめるか、こういうレベルの考えをしっかりと私たちは整理していかなければならない、こう思っているのであります。これがもしマイナスのイメージで受けとめられるようなことがあれば、この特別支援教育というのは決して成功しないと、こういうふうと考えております。そういう観点も旧名寄市では昨年度しっかりと取り組みが進められてきたものだと思っているところであります。

そういう中で、実際に支援を要する子供についての巡回相談を実施させていただきました。その後実はかなり多くの保護者から、私の子供も巡回相談の該当者にしてほしいという希望が出たというふうに学校現場から聞いております。これは、一つに大変保護者の理解が深まってきたと、こういうふうに喜んでいる次第であります。ことしも引き続き市単費ではありますが、この特別支援教育は続けてまいりたいと考えておりますし、巡回

相談も続けていきたいと思っております。こう
いう中で、本当に保護者が我が子に対して相談を受
けたいという気持ちを率直に受けとめ、そして巡
回相談を実施していかなければならないと、こう
思っているところであります。

また、リーダーとしての管理職の識見の高揚に
ついてもお話がありました。まさにそのとおり
であります。先生方の研修その他による向上も大
切ですが、それをリードする校長先生、教頭先生
の識見を高めるということも大切でございまして、
教育委員会としてできることは、一つは16年度
には教育委員会主催で特殊教育センターの所長を
招いて特別支援教育についての裏表といいましょ
うか、実態の部分と、それから理想的な部分とこ
れからしなければならぬ部分など、率直に2時
間ほどの研修を積んだところであります。それか
ら、昨年は、旧名寄市であります、市内の校長
会独自で研修会を開催し、その研修会の講師とし
てはお隣の美深高等養護の校長先生をお招きして、
美深高等養護の実態なども含めながら、この特別
支援教育のことについてお話もしていただいております。しかし、それでよしというわけではござ
いけません。ただいまの岩木議員のお話のとおり、
これからもしっかりと校長、教頭の理解も深めると
いいたいまいしょうか、リーダーシップをとれるよう
にまた努めてまいりたいなど、こういうふうにか
考えているところであります。

一つ私たち今悩んでいることといたしますと、支
援を差し伸べる手の判断でございまして。これは、
やはりなかなか難しい部分でございまして。現在名
寄市では、先ほど部長がちょっと触れましたが、
やっぱり教育的診断に基づいて判断をしている。
言ってみれば、養護の資格を持った先生とか、あ
るいは特殊教育諸学校で勤務経験豊かな先生とか、
こういう人たちがおおむねコーディネーターにな
っているわけではあります、そういうグループを
つくった中で教育的な診断で子供たちを判断して
いる。医学的診断というのは、なかなか現状では

難しいところがございます。特に特殊な要素で病
院行って相談された方は医学的診断を受けている
わけではあります、そういう子供たち全員を診断す
るということにはまいらないというのが私たちの
ネックでございまして、やはりそういう中で教育
的診断を受けた子供が巡回相談等でしっかりと専
門家の判断を受けながら、将来にわたっての教育
活動計画を構築していく、こういうことがこれか
らの課題かなと、こんなふうにか考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） やはり名寄市としては、
こういったLD、ADHDの子供たちに優しいま
ちであってほしいと思っております。そのため
にも先生というのは管理職で二、三年、一般職は
新卒3年の一般職員で6年で異動してしまうわけ
です。名寄市に来たら特別支援教育に本当に熱心な
まちだったのだということを出ていった人が言っ
ていただいて、来た人もやはり名寄市教育委員会
としてしっかりとしたマニュアルというか、学校
に対する指導体制を私はきっちりをつくっていた
だきたいなと思っております。やはりこれ各学校に個人
的な指導、見るマニュアルをつくりなさいとい
ってもひな形がないわけですから、つくるのは大変
で、名寄市教育委員会としてそういったものをつ
くっていただきたいなと思っております。本当支援教育
に熱心なまちということで、今後も継続してやっ
ていただきたいなと思っております。

それと、英語教育に関してですが、これはこれ
から先のことであります、私個人的にはどう
しても賛成できかねるという現状なのですけれど
も、決まったことに対してはやっぱりよりよい環
境で子供たちに学ばせていかなくてはならない、
そのとおりでございまして。今現実私の娘も小学校
2年生で、年間10時間、アシスタント・ランゲ
ージ・ティーチャーですか、ALTと言われている
先生の授業をこれを総合的な学習の時間で受け
ているということなのです。それが1年生から6
年生までずっと年間10時間近くALTの英語に

親しむことを名寄市としてはもう取り組んでおりますけれども、その効果はどのようにとらえているのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず、第1点目の英語の必修化の前に、まずは母国語の大切さを再認識すべきではないかという、こういうお話もあったかなと思います。そのとおりでございます。これは、世界的な傾向でございまして、アメリカとか、特にフランスあたりは発音形態なども違っているということから字が書けない、そういう子供たちが非常にふえているという、こういう問題を抱えております。そういう中で、これは本当に私たちも気をつけていかなければならない問題。これはもう学校だけではなくて、やはり全体で考えていかなければならない。そういうことから、名寄市では朝読書の励行だとか読書感想文などの奨励をしっかりと続けてきていると、こういうことでございます。

英語教育に関しましては、私も何校か訪れたりしますが、やはり一つは外国語に対するアレルギ―が本当になくなっているというようなことが一つあるかと思えます。冗談にグッドバイと言うと、向こうがシー・ユーなんて子供たちが答えてびっくりしたりいたします。そういうこともございますが、もう一つはやはりいろんな文化を知るという意味で大変効果があるのではないかと。例えば皆さん御存じのようにハロウィン、10月31日のハロウィンにはカボチャをつくりますが、ああいうカボチャを各学校でジャックオーランタンをつくっております。そういう中から外国では子供たちがその日トリック・オア・トリートと言いながら家を回って、お菓子なんかをいただく、そんな風習があるよとか、そんなことを学んだりしている。こういうことは、やはり子供たちの視野を広げる意味で大変いいと思えますし、特に小学校の場合ですとこれから学ぶ英語に対する十分なトレーニングといいたいまいしょうか、そういう

意味で効果が上がっているのではないかなと、こういうことを考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、続きまして幼保一元化についてですが、やはり今まで利用していたちゅうりっぷさんの施設が非常に大きな施設で、通っている子供たちにとっては遊びという本当に有効的な場所ただだけに非常に残念でございまして、中央保育所で今後やられるということですので、さらに利用率を高め、お母さん方に喜ばれる支援センターを目指していただきたいなと思えます。

ただ、ここで考えるのは、次世代の計画では21年度までに支援センターを3カ所にふやすという計画であります。ただ、私が考えるには、この後の幼保一元化と一緒になのですが、人数的には少子化が今のところ名寄はなっていないということですが、将来的には減るのは間違いないので、今のこの四つの保育所が本当に必要なのか。それと、これから調べていくと言いますが、この認定こども園、既にこれ幼稚園に対してはもう意識調査やっているのですよね、始めますか、どうしますかと、検討されますかと。4幼稚園ともみんな検討するということでお答えしているそうですが、取り組みたいという幼稚園も現実あるわけです。そうした場合、昨年つくったばかりの子育てプランですが、この内容が今の時代のスピードに追いついていないような気がしております。これだけ急激に特区でなくてもこども園をやっているよなんていうシステムができるなんていうのは去年まではわかりませんでしたので、のんびりすることなく、この認定こども園については早急に検討していくことが必要ではないかなと思っておりますので、そのためにはやはり先を見て計画しなくてはいけない、長期的な判断とともに。幼稚園型が認定こども園になったら、給食施設を持たないでやれるのです。保育所型は、給食施設を持たないでいけない。ただ、民間の幼稚園がこども

園やりますよといった場合に、給食施設はとてもではないけれども、持てません。そういった場合の市の今後の対策はどう考えているのか。今回給食センターの改善がありますけれども、万が一子ども園ができた場合の給食サービスを含めた民間に対する補助というか、考えはあるのかないかちょっと確認させていただきたいと思います。将来的にはやはり私はゼロ歳、1歳、2歳を保育所で手厚く育ててあげて、3歳児以降は共存共栄というか、やっていくのが一番望ましいのではないかと思います。そこら辺の見解を求めます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） ただいま御質問にございましたように認定こども園のこれからの制度そのものとしても研究してまいりたいと先ほど御答弁を申し上げましたけれども、現在情報収集を図っているところでございます。

1点目の幼稚園型が給食を取り入れる場合について市の支援体制はということでございますけれども、国の方の指針がどういう補助をしていくかというのがまだ定められておりません。したがって、北海道の方からまだ全く給食の部分についての説明がございません。そういった中で、名寄市としてどういう支援をしていけるかという部分につきましては、これは皆様方と十分相談してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど今まで私どもの持っているプランが時代の流れに追いついていないのではないかというような御指摘もございました。おっしゃるとおりだと思っております。私どもも幼保一元につきましては特区、それからモデルプランの指定を受けて初めてできるものという認識をしておりました。今回の認定こども園につきましては、その垣根を取り払って、幼稚園と、それから保育所のあり方について一定程度の規制が緩和されたというふうに認識をしております。御指摘にありますように例えば年齢を分けて保育所の持つべき子供たちと、それからそれ以降については

幼稚園の方でやる、それから地域子供支援プランというものも幼稚園でできるようになりましたので、そこら辺を含めて先ほどの私どもが持っている子育て支援との関係も出てまいります。今後精力的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） この認定こども園、これからではありますが、この認定こども園の定義として、支援センターとして扱える機能を持っていないといけないのだよという条項みたいな約束事もあるわけです。そうすると、認定こども園ができますと、そこには必ず支援センターがあるわけです。そういったシステムも十分御検討されて、名寄市は子育てに優しいまちであるような計画を立てていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それで、最後にもったいない運動なのですがけれども、このもったいないというのは、やはり一人一人のできるもったいないを実践すればいいと私はとらえております。やはりこの一つ一つのいろんなことのもったいないを実践することによって、地球を守ることにとなり、地域を守ることになると思えます。その率先として市としては、結果にはストーリーがありますから、ただ自然に減ったのではなくて、温暖化の電気、水道、ガス、何でもそうですけれども、庁舎としてどれぐらい下がったのかというのを、1年たちました。来年になったらきっと出てくるとは思いますが、そういったことを積極的にやっていただきたい。そして、名寄市はすばらしいホームページを持っておりますので、市民からアイデアとしては各家庭の生活の知恵、もったいないがありましたら、どんどん提案してください。それをまた逆に市がホームページで見てくださると、そういったことで本当にもったいないというのはいろいろと活用できると思えます。

それと、部長の方からお話のありました地球温

暖化対策ニュースと。これを見て、私非常に感動しております。環境家計簿、そしていろんなことでどれぐらいの節約になるのだということが書いてございますが、ちょっとこれ難しいのと、広報にただ入れただけなので、みんな私の町内の人に聞いたら、そんなの知らぬと。前にも広報についてお尋ねしましたけれども、本当に読まれていないのでないかなと。私どもは意識を持って見ているから、大切にとってありますけれども、これは広報になってしまうかもしれませんが、やはりせっかくこんなすばらしいものをつくって、リサイクルに回っていたらもったいないのです。やはりいいものはちゃんと見てもらう対策というものをきっちりと考えてやっていただきたい。そこが知恵です。知識ではだめなのです、やっぱり知恵出さないと。議員になって、こうやって質問するのも本当に頭痛いのですから、これ。これは本当非常に。だから、これはすばらしいものなので、これをさらにうまく市民にPRして、今後2回、3回とまた出していく予定だそうですので、すばらしいものをつくっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

次に、風連学校給食センターの統合についてを、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきます。時間の関係もございますので、質問の説明は前日聞き取りをいただいておりますので、省略をさせていただきますと思います。

学校給食センターの統合についてお伺いいたします。風連、名寄の給食センターに勤務されている方々には、日ごろ子供たちのためにおいしい給食をつくることに努力されていることに感謝を申し上げたいと思うところでもございます。島市長の執行方針の中に、旧市町へのこだわりが残っているので、一体感の形成に努め、合併してよかつ

たと言われるまちづくりを推進したいとありますが、これは風連地区に住む住民のことを考えた市長の心の広さを感じるところでもございます。また、教育長の教育執行方針の中に老朽化した風連町の学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するとありますので、給食センターの統合について市長、教育長に6点をお伺いいたします。

1点目に、合併協議の中で統合すると決まっておりますが、何年に統合する計画なのかをお伺いいたします。

2点目に、合併協定書にある問題点は今後協議するとありますので、その協議をされたのか。協議をされたのならば、その結果をお伺いいたします。

3点目に、統合後に風連町給食センターに勤務されている7名の職員はどうなるのか。

4点目に、風連地区のPTAや教職員との協議はしたのか。

5点目に、統合後の風連学校給食センターの利用はどのように考えているのか。

6点目に、名寄学校給食センターでつくっている福祉給食はどのようになるのか、この6点をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、風連学校給食センターの統合についての（1）から（5）についてお答え申し上げ、（6）につきましては福祉事務所長から答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、何年に統合する計画なのかについてでございます。風連学校給食センターは、昭和48年9月にウエット方式で建築され、築32年を経過したことから老朽化が進み、施設を維持するための費用が多額になると見込まれることから、今後の給食センターの運営について合併協議会では調理能力4,000食を有し、現在2,300食を供給し、風連地区の学校給食500食を引き受けても十分供給能力がある名寄市学校給食センターに

統合する方針を決定いたしました。教育委員会といたしましては、この統合方針を受けまして、食器、食缶を保管する消毒保管庫の施設改修に伴う設計委託料を予算に計上したところでございます。両センターの19年4月統合に向けての方針は、去る5月25日に開催されました風連学校給食会総会及び翌5月26日の名寄学校給食会総会の席上で説明をしたところでございます。今後7月に開催予定の名寄、風連それぞれの学校給食センター運営委員会並びに学校給食会理事会におきまして、統合に向けての課題等について検討協議する予定でございます。

風連学校給食センターは、ウエット式の調理場のため、保健所の衛生監視調査の中で食中毒に対する安全性や衛生管理上の指導もありますので、早期に統合し、不安解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の合併協定書にある問題点は今後協議となっているが、協議したかについてお答えいたします。統合方針につきましては、風連、名寄両学校給食会の総会席上で説明いたしましたが、今後7月中に開催予定の風連及び名寄の学校給食センター運営委員会、学校給食理事会におきまして給食費の単価統一、給食献立食材の購入方法、献立内容、アレルギー給食の実施方法、学校給食会の組織運営、給食費の徴収方法などの課題につき協議を進めるとともに、調理職員の雇用や給食配送方法などについても話を進め、統合に支障を来さないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、統合後給食センター職員はどうなるのかについてお答えいたします。名寄学校給食センターの職員構成は、正職員5名、パート調理員19名、嘱託職員6名、道費負担の学校栄養職員2名の合計32名であり、風連学校給食センターの職員構成は正職員1名、臨時調理職員7名、道費負担の学校栄養職員1名の合計9名であり、給食配送業務は委託をしております。統合するに当たっ

ては、調理職員の配置や配送業務などを含め、全体見直しの中で職員の適正配置に努めてまいります。風連学校給食センターに勤務しています臨時調理員の取り扱いにつきましては、全体の見直しの中で市長部局とも十分協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

次、(4)の風連地区のPTA、教職員との協議はについてでございます。学校給食会は、各小中学校長、PTA会長、養護教諭、給食業務担当の先生などで組織され、運営されていますので、今後会議の中で課題について協議していただき、統合に支障を来さないようにしたいと考えております。

次、(5)の統合後の風連学校給食センターの利用はについてでございます。風連学校給食センターは、先ほども言いましたように48年にウエット方式で建設され、築32年を経過していますが、この間昭和55年に調理室の暖房配管修理、平成2年には調理室の床全面改修、平成15年にはボイラーの取りかえなどの工事をしております。統合後の利用につきましては、施設構造の再点検をするなどした後、利用の可能性などについて庁内で協議をしてまいりたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 福祉給食はどうなるのかというお尋ねがございました。高齢者自立支援事業の中での配食サービス事業につきましては、名寄地区については週1回金曜日の昼食を学校給食センターで調理し、配送を社会福祉協議会に安否確認を含めて委託をしております。このサービスの利用料として450円を御負担いただいております。週50人程度の利用実績がございます。一方、風連地区におきましては、月1回社会福祉協議会の独自事業として、風連商工会に委託し、事業を実施しているところでありますけれども、調理につきましては地区の民間企業を活用し、1

00名程度の利用者がございます。なお、利用料としては200円を御負担いただいております。このたび介護保険制度の改定に伴い、負担額が450円となりますので、この料金設定でもサービスを利用するのか改めて希望調査を行っているところでございます。

合併後のこの配食サービス事業につきましては、料金の統一後どのような形で事業を継続していくのか、現状の形を継続する、あるいは民間活力を導入する、または御近所などをグループ化して協力を仰ぐ等々多方面から検討を行っているところでございます。現在学校給食センターでは、町内会からの高齢者に対する給食も材料費実費で調理を引き受けておりますが、このたび名寄保健所から小中学校に対する給食調理と高齢者向け配食サービスは施設を分けることが望ましい旨指導がありましたので、こちらの面からも現在検討を行っているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 再質問をさせていただきたいのですけれども、学校給食会の総会ですが、そのときにこのようなことを言ったということが今説明にあったと思うのですが、私の聞いているところでは、4月12日のときの会合で、平成19年4月1日に向けて特例債を使って18年に工事をすると発言したと聞いておりますけれども、その後でこのことについては市長が決まってから決めることなので、市長が決まってから協議したいということをおられますよね。それで、市長と協議した結果、4月27日ですね、選挙終わった後ですから、そのときに島市長との協議でそれを了解したということなのですが、これは間違いありませんか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 4月12日には、私の覚えているところでは4月14日というふうに聞いておりますが、給食センターの所長が風連町学

校給食センターの方に出向いて、今まで御案内のとおり名寄給食センターと風連の給食センターは16年度からずっとこのことについて会合を開いてまいりました。そして、合併協議会に適切なお話ができるようにいろんな準備を進めてきたことは御案内のとおりでございます。そういう中で、私の記憶では14日かなと思いますが、12日か、所長が行って、学校給食センター、風連の方たちのお話の中で今年度こういう予定をしているが、まだこれについては明確化はしていないと、こういうお話をされたものだというふうに今ちょっと受けとめさせていただきました。その後新しい名寄市の市長が決まったこともございまして、このことにつきましては教育委員会の中でもいろいろ議論が必要なことから教育委員会でも諮りまして、そして市長とも相談をさせていただいたところがあります。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） わかりました。14日ということで、そういうことで認識しておきたいと思います。

それでは、19年4月に統合するということが間違いのないと思いますけれども、それで次にお伺いしたいのですけれども、合併の協定書というのがありますよね。藤花でたしか、私も同席したのですが、両市長、町長との間で署名、捺印の中で証明されております。その協定書の中に、今後協議するという項目があります。その今後協議するという項目の中で、これは私の考えるところでは合併検討委員会等における協議が調わなかったため、これを先送りしたと私は感じております。それで、今後このようなことを協議しなさいということだったと思うのですが、その協議は私したとは思えないのですが、先ほどの答弁の中でそのことを一つも触れていませんよね。それは何だったのか。問題点はあるでしょう。給食費の違い、未収金、風連はゼロですけれども、名寄市にはお金を払わない人がいると、その問題。そういう問

題をこのことは今後協議しなさいということになっているのに、その協議をした結果というのは一つも述べられないのですが、この辺はどうなっているのですか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 学校給食センターの統合について協議するというふうに合併協定書ではうたわれておりますけれども、私どもの聞いているところでは、これは合併協議会では統合するということが決まったということで、文章的にはこういうような表現になっておりますけれども、そしてその後ここに書かれております運営組織とか職員配置の問題とか、そういうようなものについては今度新市において調整をするということで、この調整につきましては先ほども言いましたようにまだこれは進んでおりません。これからやるということで先ほども話したとおりです。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 今後協議するということですよ。だから、それは決まっていないうことですね。協議をして、先ほど言いましたように地域住民の方とも協議したかと私は聞いたのですけれども、それと競合するのですけれども、先日私のところに子供を持つ親、つまりPTAの方ですけれども、来て、どうなっているのだと。給食費はどうなっているのさ、風連は、私たちは大変つらいのだけれども、子供のためだから給食費払っていますよと。名寄は払っていない人いるのでないかと。そうしたら、今度統合したときは払わなくていいのかと、こういうことを言うのです。こういうことになると、当然そういうことが知られたら払わない人ができるのですから、統合前にこういうことはしっかりと、そういうことを決めたことは合併協議会の中ではある程度その決め事については一任されていますけれども、その後の協議というのは行政の中で協議したものならば当然住民に説明をしなければならない、住民の理解を得なければならないと思うのです。行政が

決めたから、それを押しつけるのではダメなのです。行政で決めたことは、当然住民に理解をしてもらわなければならないくて、理解を得て、初めてその統合が成り立つのかなと私は考えるのですけれども、このようなことを一つもまだ協議もしないで、それで統合しますということではどうしても私理解できないのです。地域住民の方に私何て説明すればいいのですか。その辺はどうですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま谷内議員の方から風連の学校給食センターの取り組みについてのお話がありました。まさにそのとおりでありまして、風連の給食センター、私も給食会にも出席させていただきましたが、本当につくるところから食べる場所に至るまでちゃんと顔が見えるというのでしょうか、顔の見える、こんな給食の営みが行われているなと思っていたのであります。それから、地産地消の取り組みもしっかりなされているし、地元の業者などもしっかり利用して給食活動が行われていると。何か特別なお赤飯とか、そういうようなときには、ちゃんと地元の業者を経由しながら、給食がなされているというようなことにも感心いたしましたし、給食会に参加している方たち、保護者もおられたわけですが、保護者の方からも風連の給食はおいしいという、そういう声がしっかり聞こえてまいりました。私も一度ぜひ食べさせていただきたいと思っています。

その中で、私特に感心しましたのは、今ちょっとお話のあったことなのでございます。一つは残食をしないという取り組みが非常に進んでいるということです。それぞれの学校でチャレンジカードみたいなものをつくりまして、そして子供たちがきょうは全部食べましたかと、こう印をつけていくのです。そして、たくさん印がついたら、何か頑張ったねと渡す。そういうことで、子供たちが残食をしない。何か感想も読ませていただきました。そうしたら、ある小学校1年生の子供は嫌

いなものから先に食べるなんて書いてあるのです。そうすると、残食しないで済むとか、こういう取り組みもされていたり、それから給食費も未納者はゼロであるというような話も聞いております。給食費未納者につきましては、旧名寄市の現在の名寄給食センターでは大きな問題を抱えておまして、これらもどうするかは今後の課題だというふうに思っているところであります。

これらの給食センターの取り組みを周知しながら、私はちょっとお話ししたいのでありますが、一つは5月25日に風連の学校給食センター、これは給食担当の方、それから保護者の方などが参加しての給食会が開催されたわけですが、その席上でも給食センターの統合について今考えています。それで、一つは、6月議会などの議論も得ながら、最終的なものを決めてまいりたいというお話をさせていただいたところであります。その場では、どういうことだったでしょうか、特にそれに対して保護者の方たちからも御意見はないままに終わったわけでありまして。翌日は、名寄の給食センターの給食会もございました。その席でも私は同様のお話をさせていただき、できれば19年度からスタートしたいという、こういうお話をしたのでありますが、そこでも特に御意見はなかったということで、その給食会としては私なりに、これは足りないとしからればそれまで、私なりに若干の理解を得られたのかなと、こう考えてはいるわけでありまして、今谷内議員のお話のとおり、今後給食センターの運営委員会もございます。それから、学校給食会の理事会等も開催されます。こういう中で、しっかりとお話をしてまいりたい。特にこの議会でも議論されたことなどを踏まえながら、しっかりとお話をしてまいりたいと、こう考えているところでありますし、その後必要であれば一般の保護者とか教職員にも理解を求めるようなことも考えてまいりたいと、こう思っているところであります。

私たち教育委員会として、今年度手がけるとい

う大きな理由を何点かこの機会に申し上げさせていただきます。一つは子供たちがひとしくといいたいまいしょうか、同じ給食を受けるということが学校教育では望ましいのではないかとということが1点でございます。ほかの教育活動については、幸いにして平成18年4月から一斉に同じ形でスタートすることができました。給食もできるだけ早い段階でそういう形に持っていければいいというのが一つであります。それから、二つ目には、給食センターの早期統合によりまして、きのうまでいろいろ御議論ございました食育の問題についても早期に取り組むことがより一層可能になってくることでございます。今風連の給食センターに栄養士が1名、名寄の給食センターに正規の栄養士が1名ございます。いずれも今栄養教諭の資格を取ることを今年度計画しております。この2人の栄養教諭が力を合わせて一つの学校給食の営みの中で食育を推進していければこれにまさるものではないかと、こういうことを考えたわけでございます。それから、もう一点は、かねて申請しておりました合併特例債へ幸いにして今年度学校給食センターが該当したと、こんなことから、教育委員会としては平成19年4月以降統合して進めた方がベターであると、こういう判断から市長とも協議させていただいた、そういう経過でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 給食がおいしいからどうだとか私聞いていません。未収金はどうなっているのですか、そういう協議はしたのですかと聞いたのです。給食がおいしいとかおいしくないとか、そういうことを言っているのではないのです。ただ合併協議の中で、こういうことは今後協議しなさいということがここに残っているのです。当然その中に未収金がある、福祉給食を会計が一本化しているからこれは別々にしなければならぬとかいろいろありますよね。こういうこと当然やらなければならぬことだと私は思うのです。

ですから、この中にあるお金を払わない親たちが何人いるのか。私の聞いているところでは、人数は聞いていませんが、総額で約400万円近い未収金が年間に、未納金というのですか、出るのだという話聞いていますけれども、そういうふうな問題を風連の地区のPTAなり、子供を持つ親たちが知っているのです。だから、そういうことは事前に解決をして、そういうことをやっていかなければ、一つに給食統合してもやっぱりだめだと思ふのです。

先ほど私申し上げましたように、島市長がやはりこだわりをなくしてやっていきたいと言ったときに、本当に島市長は風連のことを考えて、心の広い方だなと、このようにして感激いたしましたということで私は一番最初に申し上げたのです。ですから、そういうようなことを十分やっていて、やっぱり風連の住民の方に、関係者にそれを理解をしてもらう、それが基本だと私思うのです。ですから、まちづくりというのは、私の考えではやっぱり対話行政でないですか。何でも対話をして、そして協働のまちづくりというのを今求められているのだと思うのです。ただただ二つ以上ある施設を一つにまとめればいいというものではないと思うのです。結婚でいうならば、見合いをさせた、その後はやっぱりお互い理解をするために恋愛をする、お互いを理解した時点でゴールインするのです。昔のように親が決めたから結婚するという時代でないのです。そういう観点からいっても、やはり風連地区の皆さん方に、関係する人によく説明をして、それで理解を求める。理解を求めた上で、その統合をするべきでないですか。そうしなければ、今のような状態でこういうことも協議しません、こういうこともしません、その関係者の人たちには全然そういうこと、このお金の問題にしても、学校給食費は1人何ぼになるのだ、それも出てこなかったら、その親たちは理解してくれませんよ。ですから、うちの前回の代表者質問の中に島市長に地区別懇談会を行ってほしい、

今までそういうふうな意見を聞いて、その意見を反映させてやっていたのが我が町だったのです。ですから、島市長にもうちの林議員が言ったようにそういう中から聞き出していただきたい。その話だとか協議をして、そしてそれで給食センター統合などに踏み切っていただきたい。そうしなければ、市長が一番先に挙げたこだわりの解決、一本化、これがうそになります。私はそう思います。やっぱりこだわりを解決するということができれば、まず先にその関係者とか町民との話し合い、話し合いをすることによってこだわりなどが解決するのでないですか。市長、どうですか。この辺お伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 学校給食センターの統合についての質疑でございまして、私は理想は自校方式といいますか、各学校ごとで給食をつくるのが最良の方式だと、こんなふうに認識をしております。しかし、現実には衛生管理等を考えますとそうはいかないということで、このセンター方式が取り組まれているわけでございます。

私は、この2年間の合併協議の中で、きょうの答弁にもありますけれども、48年9月にウエット方式で整備をしている風連の給食センターが衛生管理上も早期に統合することの方が望ましいと、そういう結論というふうに受けとめておりました。ですから、この予算の18年度の計上についても夏休み、冬休みの期間を通じて名寄の給食センターの改修をかけると。そして、19年4月に統合して運用できないかと、こういうことでの予算的な協議をしている経過がございまして。確かに御指摘ありました関係者等の協議等については不足をしているかもしれませんが、ここのところは鋭意努力をして、そうした理解を得る努力を市長部局としても支援をしていきたいと、こんなふうには思っています。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） これからでなくて、

協議をしてから、1年なり、2年なりをかけて協議をして、それで何も今合併して2カ月ちょっとしかたないのに、すぐそれを統合に踏み切るのだということは、やはりそういうこだわりなどがあるので、2年なり、3年なりをかけて、そこに住む親たち、または職員なりとも協議した中で進めてほしいというのが私のお願いなのです。それがやはりこだわりなりが解決する一番いい道かなと。だから、先ほど施設が統合しないとあれだから、衛生面であるからと言ったのですけれども、私友人がいます、保健所の方行ってまいりましたけれども、風連の学校給食センターで給食をつくったらだめとは言いません。ドライ方式があるなら、できるのならそうしてほしいのだと。だけれども、それは衛生上支障があるからやめろとは言いません。もう1年か2年たったらだめなのですかと言ったら、それはそういう決めはないですから、今までどおり別に注意してやっても構いませんよという話を聞いてまいりました。先ほどの答弁ですと、そういうような衛生上があって、食中毒いろいろありますから、統合しなければならぬと言っていましたけれども、それでもやれるのです。許可おりののですから。そういう中で、そこでやっていただいて、その間に2年なり、3年なりをかけて、地域住民との話し合いを持って、そして合併した後の施設の統合に踏み切っていたきたいというのが私のお願いなのです。

先ほど教育長がおいしい、おいしくないという問題を言っていましたけれども、それも風連の学校の先生からそういうふうな要望書が上がってきていると思うのです。たしか先生からお聞きしたのですけれども、風連の学校給食は、私たちは転勤族でいろんな学校行っただと。今まで行ったところで食べた給食の中で一番おいしいという評価をしたと。谷内さん、何とか風連で今これを当面の間続けていただきたいという話も聞いております。これはなぜおいしいのか。名寄の私は知りませんが、おいしくないとは言えませんが、

わからないのですけれども、ただ私言えるのには風連の場合は小回りがきくと言ったらそれまでのことなのですけれども、食材が違うのです。仮にイチゴを出すとしたら、朝3時からイチゴとって、朝7時に給食センターに届けて、それを調理して出すのです。アスパラだってそうなのです。名寄のものをこれ見ていくと、全部市場経由で入っていますよね、市場経由。こちらは、農家の人がセンターに届けるのです。そういう観点からいっても、やはりイチゴは糖度が下がらない、日が上がらないうちにとるような形でやっていると、それをすぐ持ってきて食べるなり、メロンにしても同じなのですが、そのような農家と給食センターの努力があるからそうなったのだらうと私思うのです。だから、そのおいしい、おいしくないというのはともかくとして、私が今申し上げましたように何とか2年なり、3年なりをかけて、風連地域住民との協議を調えた中で統合という形に踏み切っていたきたい。そのような形で、市長、そういうことになりませんか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議の中では、いろんな施設等の合併効果を求める協議も当然あったわけでございます。この学校給食センターについては地域密着型ということで、今発言がありましたように非常に新鮮な野菜等を食材に使っているというお話も伺いました。その中で、私は合併効果をしっかりと出すのも執行者の責任であると、こういうふうに思っております。地域の皆さん方等の理解を得るようにこれから積極的に努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何とかそのような形で協議をして、その中で協議が調った中で統合していただきたい。このように私は、でないとう理解できませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど言った三つ目の親のことについて、

P T A、教職員に説明をしたかということは、これは今クリアされたかと思しますので、これは割愛させていただきますけれども、その後に職員の今後の対応なのですけれども、風連には4人の方が職員で、3人の方がパートでいるというふうに7名がいるのですが、その雇用の方法なのですけれども、前回のときに風連の方に来て説明されたそうですが、そのときに説明の中で、私自身本当にかかりましたのですけれども、こんな言葉をここで申し上げたくないのですけれども、あえて申し上げます。4月14日のときに説明に行きますけれども、そのときに風連の職員からどうしても名寄まで行くから雇ってほしいという要望があったようです。そのときの説明では、4時間か5時間ぐらいのパート賃金しか払えませんよと、それでも名寄に来るのですかと言ったと。これは、その言葉を私聞いたときに、本当にこの人たちは雇用するような気持ちがあるのか、その職員たちにただ不安を残すだけでないですか。そんなようなことを説明したということは聞いております。これは間違いなくそのときに参加していた人から聞いたのですから。だから、そういうことの中で、今後その職員の人たちをどのような形で統合した後に雇用するのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議を進めてきた立場でお話をさせていただきたいと思しますし、また合併が現実になりまして、各施設、職員もそうありますけれども、各職種の臨時職員、嘱託職員がおりますから、その取り扱いの経過も含めてお答えにさせていただきたいと思します。

合併協議の際に、やはり職員は継続して雇用していきましよう。これは、事務を継続していかなければならぬというのは当然であります。その1項だけの協議でありました。ただ、現実問題として臨時職員、嘱託職員、この方たちがたくさんいらっしゃるしまして、それぞれ待遇が違っておりますから、この待遇をどう統一するのかという

ことから出発しましたし、それ以前に本当に合併した後でその臨時職員、嘱託職員が現有の数だけ要るかどうかと、こういう協議から入ってまいりました。それで、必要数を割り出しまして、その必要数だけ雇用していこうと、こういうふうな協議から入ったわけでありまして、しかし現実問題といたしまして旧風連町も旧名寄市もそれぞれ臨時職員、嘱託職員の雇用をしていると、こういうことから、特に旧風連町の皆さん方は地元雇用ということにもかなりこだわっておりましたし、高卒の雇用口ということでもかなり対応しておりましたから、その対応については無にすることはできないということで、条件は多少変わるかもしれないけれども、雇用を約束した部分の継続をしていきましよう、こういう協議をさせていただいて今日に至っているわけでありまして。条件は、確かに賃金の問題、あるいは手当の問題で変わりましたが、しかし約束をした雇用は守っていきましようという立場で今日にきていますところでありまして。

学校給食センターも同じように今臨時職員、嘱託職員、パート職員いるわけでありまして、まずはどのくらいの数で合併した場合に要するのだろうか。それで、給食センターとしての余剰人員を抱えるというわけにはいきませんから、それでは現在働いている人たちのもし余剰になった場合にはどういうふうに対応していったらいいのだろうか。おっしゃったように条件が変わりますよ、あるいはこういうことですよとまだ決めていないことでもありますから、これから臨時職員、パート職員の雇用についての協議をしていくと。例えば場所が変わった場合どういふふうに対応するのだろうか、こういうふうになっていくのではないかというふうに思っております、そのところは原則は一たん切れるわけでありまして、一たんそこで終止符を打つわけでありまして、しかし経過措置というのを十分に考えていかなければならないというふうに思っております。合併

した後もそのようにしてまいりました。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その説明の中で、これも確かなことなのですけれども、名寄に来たときには全部パート職員だと。それで、1時間は930円だよと言っていますよね。勤務時間は4時間から5時間、失業保険だけ加入させると。手当などについては、夏14日、冬16日、1日4時間勤務と計算すると。そして、5万円から6万円の手当を年2回支払うと、ここまで言っているのです。本当に職員も含めて7名全部パートという形の雇用になるのですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） それは、現在の名寄市の給食センターのパート職員、あるいは臨時職員の扱いのことを説明したのではないかというふうに思っております。したがって、先ほど言いましたように名寄市は合併して500食の食がふえましたと。それから、幼稚園食など、そういうようなことでどのぐらいの人数が必要なのかという割り出しもまずしなければならぬというふうに思っております。割り出しをする際に、今いる職員全体合わせての職員全部そこで就業できるのか、でき得ないかという判断まずさせてください。その後、もしできないとすれば、それではどういう職場に移っていただくのか、雇用を確保するのかという協議に入っていきたいというふうに思っております。現在の名寄市の給食センターで行っております今おっしゃった待遇、時給、手当、休暇、それらについてはそのまま適用していきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ですから、それは現在パート職員はこうだというのわかります。ですから、風連にも4人の職員がいて、パートがいるよと。職員も同じですかと。今現在風連にいる4人の職員もこれ同じような形で雇用になるのです

かと、こういう説明したのですから。多分臨時、長期雇用ですか、そういうような形の中でパートとは違うのではないですか、その臨時職員であろうが今現在名寄市も採用しているのは。風連町は違うのですけれども、パートと臨時職員。その辺はなくて、ただこれだけで言っていたから、7名全員がこのような雇用になるのですかということを知りたいのです。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 少し説明が足りませんでしたけれども、合併する前に、2月段階でありませけれども、全体的な臨時職員、嘱託職員の雇用条件について両市町で協議をさせていただきました。学校公務補、用務員、それから特別養護老人ホームの職員、さらに一般事務補助員、給食、あらゆる職種の臨時職員、パート職員を統一していきましよう、待遇を統一していきましようということで協議をさせていただきました。その際に、学校給食センターの場合は現行の名寄市の学校給食センターの場合、これは風連町さんと比べてかなり単価が低いのが実態でありますけれども、そこで統一させていただこうと。学校給食センターで働く場合にはそこで統一させていただこうと、こういうことであります。再三申し上げますように、合併したら、何人必要なかという割り出しからまずいかなければならぬと。何人必要で、どういう条件なのかということを提示しながらいかなければならないというふうに思っております。それで、何人が必要ですと。それでは、今7名とおっしゃいましたが、7名のうち何人それでは余剰人員になるのでしょうかと。余剰人員については、今まで臨時職員の扱いについては約束した雇用は守っていきましようという立場で、条件は変わりますけれども、それは雇用をさせていただいております。こういうふうに説明をさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何とか統合したとき

に、風連にもやっぱり雇用対策というのがありますので、その辺で何とかそこで雇用していただけるような最大の配慮をしなければならないと私も考えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の方になりますけれども、5番、6番は同じなのですけれども、統合した後に我が町にある風連地区にあるもとの給食センター、今現在ありますセンターをどのようにこの後使うかということなのですが、できることなら先ほどありましたように、私の希望としては福祉給食が行われているならば福祉給食を風連でつくるような形をとれないのか。何かいろんな情報の中で、福祉給食は学校給食と離さなければならない、当然保健所などからの指導によってそうなるのだらうと思います、それはだめだということの指摘があるのですから。そうしたときにはそうならないかと。そうしたときに、一部の方からそうなったときには名寄市に別に建てるのだというような話も聞かされましたけれども、そうではなくて、何とか風連の地区の中で今ある既存のところ福祉給食やっていただければ、今の職員もそのまま雇用体制のままでしていけるだらうし、そのような形の中で考えられないのかということをもまず聞きたいのですが。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 福祉給食につきましては、先ほど福祉事務所長から答弁させていただきましたけれども、今までの議論経過少し申し上げて、御理解いただきたいと思ひます。

学校給食センターが児童数が減ってきたということで、他の給食業務を実施をさせていただいております。その中で、福祉給食をどうするかという議論、先ほど説明しましたように現状やっておりますけれども、これからの給食センターのあり方として、福祉給食をこのまま続けていくかどうかと。むしろ幼児給食、これは幼稚園の給食です。これなんかも要望がありまして、今就学前に学校

給食になれておきたいと、こういうことでやっている、限られた回数ですけれども、やっているのがありますけれども、そちらの方の業務をどうするのか。それから、アレルギー食どうするのか、それから福祉給食どうするのか。大きく分けまして、教育に関係する部分は学校給食センターを活用していいのではないかと。それから、福祉に関係する場合は、これからだんだんふえていきますから、民間活力を活用した方がいいのではないかと。という方向性だけは議論をしているところは事実です。お話がありましたとおり、福祉給食を別建てにして、別の建物をつくってやるという議論まではまだ及んでおりません。福祉給食の場合は、配達もきちっとしなければなりませんし、先ほど答弁させていただいたようにどのぐらい需要があって、月1回がいいのか、栄養のバランスからいったら週1回がいいのか、こういうことまでも検討しなければなりませんので、改めてそのところは配達は例えば民間の町内の方の力を利用できないかとか、社会福祉協議会の力を利用できないかとか、そういうふうに総合的に検討していく必要があるということで、現在の議論経過の中では、これはまだ万全ではありませんけれども、福祉給食はやや民間サイドでの実施ということがいいのではないかと。その際に、それでは今お話があった風連の給食センターが、私は老朽化と聞いていたわけですが、かなり設備的にはまだ新しいものがあるということで、使えるとすればどういう使い方をするのかということに結びついていくのではないかと。というふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） それは、委託のそれもわかるのですけれども、そこにある施設ですから、何とか有効活用をしていく、これがやっぱり行政でないですか。町が持っている施設、市が持っている施設というのは、それはやっぱり有効活用ですよ。それがまず一番だと思うのです。そのためにも何とかそういうような方法も検討すべ

きでないのかと。幼児教育にしても、風連につきましては幼保一元化の中で、それはそっちの方でつくっていますから、それはいいのですけれども、福祉給食はやめるといふならば、これは仕方ないことなのですから、今現在取り組んでいるのを急にやめることにならないだろうし、もし風連地区にもそれが希望があれば、それを含めた中でその福祉給食を継続的にやっていかなければならぬだろうと思うところなのです。その辺をまずお願いしたいと思いますので、まずうちの施設を有効活用していただくということで何とかお願いしたいと思います。

それで、先ほど教育長の答弁ももらっていませんでしたが、名寄市に給食費を払っていない方が何名いて、幾らの年間未収というのですか、未納金が出るのかということなのですか、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま名寄給食センターの未収納の現況についてのお尋ねがございました。平成17年度小中学校合わせまして122万6,971円が未収額でございます。この未収につきましては、御案内のとおり現校生、本校生である場合はそれぞれの学校が主体となり、そこに給食センター職員が加わる中で鋭意徴収に努めている、本校生である場合。それから、卒業した該当者の場合は給食センターが中心になって、そして徴収に努めているところであります。そういう中で、毎年相当数の納入額がございまして、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何件の方が、122万円ですけれども、それは何件というか、何人の方が未収なのか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ちょっと私の今手元の資料ではそれぞれ各学校の合計金額しか出ておりませんので、その中で何人がどれくらいの月数で

未収なのかはちょっと細かいデータがございせんから、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ちょっとおかしいのではないですか。何人いるから百二十何万円という積み上げできたのではないですか。ただお金だけが報告受けていますけれども、人数は報告受けていません。何人おったから、ここの学校で10人いるから、100円だったら1,000円だよとか出てくるのではないですか。その報告がデータがないから、資料がないからわかりませんというのはおかしいのではないですか。そのことをちゃんと前回の聞き取りのときに言ってありますよ、これは、この問題についてこうしてくれということ。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。未収金につきましては、人数が入っておりません。金額だけで集計しているものですから、先ほど言ったような数値になりますけれども、人数についてもこれは集計を行えば出ることになっていますので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 本当にこれなら聞き取りなんかすることないですよ。

それから、それは後で単価で割れば出てくるのを教えていただきたいと思いますが、それで給食費の単価なのですから、これも先ほど聞いたけれども、これもないのですが、風連の場合は小、中の中で計算されておりますけれども、名寄市の場合は学年ごとにおいて単価が違いますが、この辺を統合したときに幾らの単価になる、小学生が幾ら、中学生幾らという形になるのかをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども申し上げていますが、そこら辺についてはこれから学校運営委員会なり、給食会の理事会で調整をするということですが、確かに相違はございま

すけれども、そんな大きな相違はないというふう
に理解しておりますので、調整そのものはそんな
にかからないのではないのかなというふうに理解し
ています。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その運営委員会で協
議するというのですけれども、余り大きくならぬ
って、1円違ってもお金です。うちの役所のお金
が決算のとき1円違ってそれはいいのですか、
大きいお金でないから。そういう言い方はないで
す。1円違うから、大した金額でないからって、
そういうのはおかしいです。やはり1円でも合わ
なければ困るのですから、1円違おうが10円違
おうが、それが1年間何ぼだといったら、それら
を積み上げると相当な金額になると思うのです。
それでも名寄市では百二十万円も払わぬ人いるの
ですから。だから、1円違うと、それはわかるの
です。そうしたら、その検討委員会なり、給食の
委員会の中で協議するのですけれども、そういう
面についても決まったことは当然PTA、親、これ
らなどを交えた中で協議し、相談をして、理解
を得る、これは絶対やっていただきたいと思うの
ですが、これも踏まえて、先ほどから何回も申し
上げているように、やはりこういうものはそこに
住む住民との協議は大事だと思いますので、今後
そういうものを含めた中で検討委員会等で決まっ
たことを住民との間で協議をする考えはあるのか
ないか、これをお聞きして、私の質問を終わらせ
ていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 直接ではありませんけれ
ども、合併協議の中ですべて合併協議委員の皆さ
ん、それから小委員会の皆さん、それぞれ住民を
代表していただく、議会を代表していただくとい
う形で協議をさせていただきました。したがって、
その決まった結論については十分意を尽くして、
住民の皆さんに御説明を申し上げるということで
今日まで取り扱いをしてまいりました。もちろん

重要な課題については説明をし、協議をしなければ
なりませんけれども、基本的には合併協議の中
では住民の皆さんの代表で決めていただいたとい
う意を受けて、私ども最終調整をさせていただい
ているということでございます。給食センターの
給食費の問題につきましては、今話がありました
とおり、給食の運営委員会の中でまずは議論をし
ていただいて、調整をしていただくということが
大切だというふうに思っておりますし、その結果
についてはこういう理由でこの金額になりました
と、現在までに比べてこれだけ安くなりました、
あるいは何円か高くなりましたということも含め
て、これは十分に理解を求め得る説明を住民の皆
さん、父兄の皆さんにしていかなければならな
いのではないかと。これは、ほかの公共料金でも全
く同じだというふうに考えているところでござい
ます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 最後と言いましたけ
れども、今助役の考え、ちょっと私違うのです。
合併協議会の中で決めたことですから、住民代表、
地域代表、議員もいますよね。決めたことだから、
そこで決まったからいいと言いましたけれども、
私違うと思うのです。そこで決められなかったか
ら、先送りをして、今後協議をなさいよと残っ
たのでないですか、これ協定書の中に。そこで決
めたのならいいのです。何年何月に統合しましょ
う、合併しましょ、吸収させますと。給食費幾
らにします、未収金はどうします、全部決めたの
なら、その協議会で代表者が決めたのなら何も言
いません。そこで決めなかったから、先送りをし
て、その後で協議をなさいよと残ったものをそ
こで役所の職員がこれ決めたから、そこで決めたか
らいいということになりません。やはりそこで決
められなかったことは当然住民に周知して、住民
の理解を求めなければならぬのではないですか。
私はそうだと思うのです。そこで決めたのなら何
も言いません。決められなかったのですから、先

送りです。この辺をしっかりと助役認識してもらわなかったら、そこで決めたから、あとは合併後に協議しなさいというのは何をやってもいいのだと、そういうことになるのです。そこで決めたら当然住民に説明をする義務があると思いますが、違いますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議の中における各種料金等も同じようにそのように取り計らいをしてきたということで、一般的な事項を説明をさせていただきます。

ただ、おっしゃるように住民との協議というところが何を指すのかということも一つあると思いますけれども、やはり代表者がそれぞれ集まって話をし、その線で一応調整がついたなら、それをもって今度は住民の皆さん方に理解を得られるような努力をすべきと、こういうふうには当然考えております。したがって、合併協議で決めたら何でもいいと、あるいは決められなかったから、どういうふうに決めてもいいという意味で言っているのではなくて、合併協議の場合も、特にこの給食センターの場合は運営組織が違いますので、運営組織の中で十分に協議をしていただくと。しかも、課題もたくさんありますので、それは合併協議の中で当然できませんから、お互いに運営組織の中で調整をしていただくという意味で申し上げているところでございまして、決まったから押しつけると、こういう意味でなくて、やっぱり決まったことについては十分に理解を得るような説明なり、その努力は必要だというふうには考えております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうだと思うのだけれども、やっぱり住民を、私いつも考えるのですけれども、行政は何かと考えたときには、合併して3万2,000人の市民ができたなら、3万2,000人の幸せを守る、生活を守る、このために行政がサービスをする、これが行政の一番の仕事だ

と私思っているのです。ですから、決め事、あるいは何についてもただただこうなりましたからというのではなくて、やはり意見を聞くなり、そういうことを反映することによって、いろんな意見を聞いて、制度をつくるのならばそういう意見を聞いて、それを反映させていく、やっぱりこれが第一だと。それがなかったら、行政は成り立たないと私は思っているのです。ですから、やはり市民の理解を求めるのが第一ではないのですかというのを私は強く言っているのです。

また、何回も申し上げるようですけども、島市長の本当に風連町の住民の思いを酌んでいただいて、こだわりをなくして、一体感で何とかやっていきたい、それを解決したいということ、本当にありがたいことです。本当に私も感謝しているところなのです。ですけども、きのうですか、晩に智恵文の友人から電話いただきました。あなた方、まだ2カ月しかたたないのに、こだわりがとれるわけないだろうと。我々昭和の大合併でも何十年もたっているけれども、まだこだわりあるぞと、こんな電話もいただいたのです。本当にそうだと思います。本当にこのこだわりというのは、相当の時間をかけてやらなければならぬ。そのためには何だといったら、先ほど申し上げましたやっぱり対話、会って話をし理解を求める、これしかないのです、島市長。間違いなくそのこだわりを解決するのならばやっぱり対話をし、会って、そういうふうないろんな話をし、そして協働のまちづくりをやっていく、これがそういうこだわりを解決する一番いい方法だと思うから、あえて私は給食センターの統合については何とかもう少し時間をかけて協議をし、対話をし、その後でやっていただきたいということでお願いをしているところですので、よろしく願いしたいと思います。

この後同じような質問で同僚の宮田さんがしますので、そこにバトンタッチをしていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民憲章と都市宣言の制定について外2件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をいたしたいというふうに思います。

1点目は、市民憲章及び都市宣言制定についてであります。承知のように3月27日に旧風連、名寄市が合併となりまして、約2カ月半が経過をいたしました。既に新名寄市の象徴にもなります花木、鳥の選定につきましては、6月の広報にも折り込みがされていまして市民公募がされているところがございますが、市民憲章、都市宣言をどのように制定をしようかという中身についてまだ見えておりません。市民憲章は、承知のとおり旧風連町では1970年9月に制定をされ、旧名寄市におきましては6年おくれの1976年8月に制定がされております。旧市民、町民憲章の本文は、それぞれ歴史や文化の違いから若干内容が異なっていますが、市民憲章の制定は必要と考えます。市長の市政執行でも述べられておりますが、新しい名寄市が地域、住民が主体となった個性的なまちづくりへと転換するためにも市民の創意と工夫で市民憲章を制定する必要があると考えますが、作業の進捗状況をお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、町宣言、都市宣言についてもそれぞれ六つの宣言が制定をされておりました。古くは旧名寄市が1962年3月に制定をした安全都市宣言に始まり、交通安全の町宣言、公明選挙都市宣言、姉妹都市宣言、青色申告と諸税完納の町宣言、防

犯の町宣言、暴力追放防犯都市宣言、暴力追放の町宣言、平和都市宣言、米等主要農畜産自給確立の町宣言、非核平和の町宣言で、一番新しい宣言は旧名寄市が2002年12月に制定をいたしました健康都市宣言であります。直接宣言にはかわらないかもしれませんが、旧名寄市においては健康増進とスポーツ振興のまちとして、歩くスキーを中心とした市技スキーのまち振興を図ってききましたが、歩くスキーにつきましては現在市民のニーズに合わなくなっている現状にあるのではないかと考えておりますし、指導者の育成、確立ができないことにも起因しているのではないかと考えているところであります。宣言は、旧両市町の歴史の違いや市民、町民のニーズ、生活環境など、内容が大きく異なる宣言もあります。旧両市町の宣言を足して2で割るようなことにはなりません、市民が納得できる宣言の制定が必要と考えますが、理事者の考え方をお聞きをいたします。

2点目は、農業経営者のみならず消費者も関心の高い制度であります残留農薬規制強化、ポジティブリスト制度についてであります。旧名寄、風連におきましては、クリーン農業、イエス・クリーン農業の推進を展開をしております。残留農薬の規制が強化されても大きく影響が出ることは考えられませんが、しかしこれまでは280種類の規制対象から約800種の規制対象に変わりましたし、対象種類拡大されたと同時に基準も規制が大きくなりました。ポジティブリスト制度につきましては、先月末の29日から施行導入されましたが、農産物にとどまらず動物用薬品等にも含まれております。基準値を超えるものについては、市場に流通ができなくなるだけでなく、加工業者にもその影響が出てくるわけであります。営農者や畜産家への指導等についてどのように進められているのか、また進めていこうとしているのかお聞かせをください。

また、残留農薬の検体検査の体制がどのように

なっているのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、介護療養型病床の現状と今後の推移についてお聞きをいたします。介護療養型については、国政の医療施策の変更に伴い、介護型から医療型に変更する施設が多く見られ、結果として患者さんや家族のための療養施設が狭められています。特別養護老人ホーム、特養や老人保健施設、老健については、ベッドの空き待ちで簡単に入所できる現状にないと思っています。名寄市の高齢化率は、市政執行でも述べられておりますが、25.1%で、全道の19.6%平均を上回っていますし、全国平均の19.8%を上回っています。第3期高齢者保健医療計画、介護保険福祉計画の中では健康づくりが強調をされていますが、健康を維持することは重要であります。健康を回復することは簡単なものではないと考えています。保健医療だけではありませんが、国の施策によるものが大きいわけです。名寄市における介護療養型の現状と今後の推移と昨年の利用者数等についてお知らせをください。また、現時点での介護療養型と医療療養型の利用者負担の違いについてお知らせを願いたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま竹中議員の方から大きい項目で3点にわたりまして御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長から、3点目につきましては福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、最初の大きい項目の1点目でございます。市民憲章と都市宣言の制定についてお答えをさせていただきます。最初に、市民憲章についてでございますけれども、旧風連町では昭和45年9月に制定をいたしました4項目から成る町民憲章がございます。また、旧名寄市には昭和51年8月

に制定した前文と5項目から成る市民憲章があり、そのどちらも郷土愛にあふれ、発展を願う思いを込めて制定されたものであります。新市においてもこのすばらしい精神を引き継ぎ、合併後の新しい名寄市の発展を願う市民憲章が必要と考えております。その制定方法につきましては、できるだけ多くの皆さんの考えをお聞きし、市民の手づくりによるものが基本と考えております。今後風連地区、名寄地区の代表の皆さんによる起草委員会を立ち上げて、誕生した新市にふさわしい市民憲章をつくり上げていきたいと考えております。

また、各種都市宣言につきましては、双方の旧市、旧町に制定されていたもの、どちらか一方に制定されていたものがござります。いずれも時々の住民の願いや思いが込められたものであります。これらの都市宣言につきましても市民憲章同様市民の意見を聞いて、策定していかなければならないと考えております。宣言は、時の経過で宣言していると考えておりますので、旧市町で宣言していた各種宣言について検証するような、例えば意見を聞く会的な有識者会議を設置してはどうかとも考えているところであります。いずれにいたしましても、制定に当たりましては、今回市の木、花、鳥の制定でも実施しておりますはがきやファックス、メール等を使って、広く意見を求めるパブリックコメントの手法を取り入れてまいりたいと考えております。

また、合併前の名寄市では健康増進とスポーツ振興を図るため、市技としてスキーを制定しておりましたが、カーリング場の建設やスキー人口の変化などの環境が変わってきていることや合併前の風連町ではスケートが盛んだったことなども考慮しながら、新しい名寄市の冬を楽しく健康に暮らしていくためのウインタースポーツの指定などについて総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 大きい項目の2番目の一つ目でございますが、ポジティブリスト制度についての営農者への指導と対応についてお尋ねをいただきました。お答えをいたしたいと思えます。

本年5月29日の日にポジティブリスト制度が施行されまして、食品中に残留する農薬等が残留基準を超える場合、また残留基準が定まっていない農産物についても一律基準0.01ppmを超えて残留する場合にはその販売等が禁止されるなど、農薬使用に係る規制の強化が図られたところでございます。この新たな制度の体制整備として、今年5月、市、JA、農業改良普及センターなどを構成員とするポジティブリスト対策会議を5月13日付をもって設立をしたところでございます。そのうち6月13日ですが、第1回目の会議を開催し、地域における対策の検討、あるいはJAを通じながら生産者に対する指導、啓蒙等々について検討しているところでございます。具体的にはポジティブリストの制度概要の周知、生産履歴の記帳、新制度に対応するために必要な農薬散布の基本技術の確認、特に農薬使用基準の遵守と周辺圃場の作物への影響が危惧される農薬の飛散に対する注意の喚起と低減方策を指導してきており、今後とも引き続き同対策会議を通じましてポジティブリスト制度に対する体制整備と、それから生産者に対する指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のお尋ねですが、残留農薬検査の対応についてでございます。残留農薬検査の体制につきましては、輸入食品につきましては国が計画的に監視指導を行っており、ポジティブリスト制度の導入を踏まえまして、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大させることとしております。国内に流通する食品につきましては、都道府県が策定する食品衛生監視指導計画に基づきまして都道府県が検査を実施しており、道は本年3月末に平成18年度計画を公表いたしまして、

残留農薬については道立衛生研究所、または道立保健福祉事務所を検査実施機関として、穀物、豆類及びその他の加工品、さらには野菜、果物類及び加工品、合わせて428検体、試験件数でございますが、1万5,836件の検査を計画しているところでございます。

一方、生産現場における残留農薬検査につきましては、制度として義務づけがないことから、生産者、または集荷団体が自主検査として前述、前に申し述べたように道立衛生研究所や道立保健福祉事務所など国、道の調査研究機関、またはJA系統等の研究機関、さらには民間の検査機関に依頼し、検査を実施することとなりますけれども、既に小売業界などで残留農薬検査を導入している事例やポジティブリスト制度の施行に伴いまして、安全な産地の証明として、あるいは実需者が同制度への対応として自主検査の実施を求める機会が増加することが見込まれます。そんなことから、今後生産団体や集荷団体などを中心としながら、産地として計画的抽出検査などの対応を検討していかねばならないというふうに考えているところでございます。

以上、2点についてお答えを申し上げます。

○**議長（田中之繁議員）** 中西福祉事務所長。

○**福祉事務所長（中西 薫君）** 介護療養型病床の現状と今後の推移についてということで、3点にわたり御質問をいただきました。介護療養型病床の利用度についてお答えをさせていただきます。

介護療養型医療施設につきましては、介護保険3施設のうち一定の医療行為が必要な人のための施設として位置づけられており、旧名寄市におきましてもこの施設は老人福祉施設や老人保健施設と並んで在宅介護では行き届かないサービスを受けられる施設として、市民及び当地域の住民の方々に頼られ、利用されてきたところです。

当該施設の整備状況と利用状況を申し上げますと、平成17年度当初では4施設、201床が指定整備をされておりました。これらの施設のここ

3年間の年度ごと利用者につきましては、平成15年度は86名、平成16年度、93名となっております。平成17年度末では2施設の133床が介護療養型の指定を辞退したことから、2施設、68床となり、63名が利用されております。辞退した施設に介護保険で入所されていた方々は、そのまま引き続き同施設で医療病床扱いとして医療保険適用で入院されております。

次に、介護療養型病床の今後の推移についてということでお答えをさせていただきます。厚生労働省は、全国に14万床ある介護療養型病床を2011年度、平成23年度末で廃止することといたしました。これは、現状介護型療養病床と医療保険が適用される医療型病床の双方に必ずしも医療を必要としない人が入っているなど、入所、入院の区分があいまいになっており、介護医療の役割分担を明確にする必要が出てきた理由によるものです。これが廃止されますと、同病床を抱える施設には医療の提供を受ける必要はないが、自宅に戻りづらいなどの理由で入所している方が約5割に上るとされ、高齢者の行き場がなくなるのではないかと危惧されております。こうした社会的入院の次の対策として、厚労省は医療行為の必要の低い人を有料老人ホームへ転換する政策を検討している模様です。当市においても、現実的には前段御説明いたしましたように当該施設では医療保険に変更しての継続入院や医療病院としてふだんの入院手続を進めていくとのことですので、今後厚生労働省の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

現時点での利用者の負担額の違いについてということで御質問をいただきました。この件につきましては、個人ごと、介護度ごとなどで口頭で表現するのは極めて難しいところでございまして、あえて標準的な例を申し上げますと、65歳以上で住民税非課税世帯の方が多床室で原則として介護、医療行為が同じと仮定した場合で比較をさせていただきます。介護ベッドでの利用料金は、介

護サービス費の自己負担上限額2万4,600円と食費が1万5,210円、合計で3万9,810円となっております。これに対しまして医療ベッド利用料金の内訳は、高齢受給者の自己負担額限度額2万4,600円、食費1万5,210円とその他負担金として1万5,210円が加算され、合計5万5,020円となります。したがって、差し引き1万5,210円程度医療保険の方が負担が多いということになりますが、この差額は主におむつ代などの実費によることとなります。このように単なる一例ではございますが、いろんなケースがあるかと思しますので、施設側と十分お話し合いをいただければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、再質問をさせていただきますというふうに思います。

市民憲章については、起草委員会をつくりながらということですから、それはそれで理解をいたしますが、宣言についても市民の意見を聞きながらということ、パブリックコメント等という中身になって、そういう答弁はいただきましたけれども、実は約2カ月半がたって、名寄市役所の前にも宣言が過日までありました。文化センターにも同じように宣言が掲げられておりました。本来ですと、3月27日に失効したはずの宣言がなぜ2カ月半も放置をされていたのか理解ができません。これは、風連まで行って調べていませんから、風連があったかどうかは私はちょっと今のところ承知をしていませんが、そんな状況だったのだらうと思います。なぜそのような状況に2カ月半も放置をしていたのかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今竹中議員のおっしゃるとおりでありまして、3月26日に終わっている宣言でございまして、27日には撤去がされているのが当然ということだというふうに思い

ます。しかし、これらにつきましては、弁解をするわけではございませんけれども、そのことも担当職員は早期の撤去というふうなことで庁舎前、文化センター、さらには大学公園、国道40号の砺波ですか、何カ所かありますけれども、遅くなったわけではございますけれども、撤去をさせていただいたという状況でございます、言われればそのとおりということではございまして、申しわけございません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 何か今の答弁、腰折られたような状況ですが、実は宣言、市民憲章等々については、多くは公共施設中心にあるのだろうというふうに思いますが、ただ一つまだ実は市民憲章上がっているところあるのです。西條の駐車場の看板に市民憲章もろに上がっておりまして、あれは西條さんがつくったのか、市でつくってあそこに上げたのか承知をしません、あれの撤去はいつごろになるのか、それもちょっと後で御答弁をいただきたいと思ひますし、市章の関係、旧名寄市の市章、これは公共施設中心にしてあったと思ひますが、そのほとんどはもう撤去されているのだろうと、かえられているのだろうと思ひますが、一つ大きなことがありまして、コンクリートや大理石でつくられているものもあるわけがあります。例を言いますと、文化センターのところに夏になると水入れて置いてあるところがありますが、あそこには名寄の市章をかたどった大理石のものがありまして、あれについていつまで実はあのままにしておくのでしょうかねと。文化センターですから、名寄の人だけではありません。周りの方も来るわけでありまして、視察にあそこまで来るかどうかはわかりませんが、そういうことからすると建立されているものについて、どこが建立したかちょっと承知を私はまだそこまで聞いておりませんが、もし市が建立をしたということであれば、どのぐらいの時期にあのものを撤去する、あるいは切りかえるかということについて

お聞かせをください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 文化センターの南側のあれは噴水のところだというふうに今議員のお話から感じました。あれは、コンクリートで、そのままだと思いますけれども、これは市が設置をしたということではないと思っております、ロータリークラブかライオンズクラブからの寄贈で設置がされているのではないかと、このように理解しているわけでありまして、それら団体の方と御相談をすることに、御相談をさせていただくこのということにはなりませんけれども、新市の市章ではないわけでありまして、一応寄贈いただいた団体とも変更するときには変更しますということで、速やかに訂正をしていきたいというふうに思っております。まだ細かな部分ではあるのかもしれませんが、旧風連町の中にもそういう部分がありますけれども、合併の時期的な季節の状況の中で速やかに撤去ができなかったという場所もございまして、御理解をいただいて、撤去、または修正をするものについては速やかに対応していきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 文化センターにある表、上側は大理石ですが、市で建てていないことは承知をしておりますが、寄贈いただいた団体の方で撤去、また新しくということにもひょっとするとならないかもしれません。それはわかりませんが、旧名寄市の市章があんなのだったということで置かせてくれというのであれば、それはそれでもいいのかなというふうにも思っておりますが、しかし公共施設の多く市民、あるいは近隣の市町村から来るそういう施設でありますから、できればあのものは全部壊さないで、あのまんまどこか移動をして新しいものを建てるということの方が私はいいいのかなというふうに思っておりますから、関係団体とそこは話をさせていただいて、速やかな扱い方を求めておきたいというふうに思ひます。

次に、農薬のポジティブリストの関係であります。先ほど5月13日にJAと普及センターの方で協議会をつくったということですが、農薬の散布のあり方、方法について今いろいろとやっているという状況であります。中身的に粉剤と水和剤の飛散の違い、あるいは特にクリーン農業、あるいはイエス・クリーン使っている状況であります。殺虫剤、除草剤、それから殺菌剤によって残留濃度も変わってくるという状況だろうと思うのです。そんなところも含めて、率直に言って今JAさんが中心になって指導しているということですが、行政も中身的にはそんなところをきちっとやっぱり指導する必要があると思いますが、考え方を聞かせたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話がありましたように、5月13日の日にポジティブリストの対策会議をJAさんを中心に会議を開催をさせていただきまして、その構成の中ではJAの道北なよろ、あるいは普及センター、それから上川北農済、それから名寄市、その他関係機関等々で構成する中で会議をさせていただいているところでございます。

今お尋ねのように、ちょっと申し上げます、一つ目には制度の周知をまずは図ろうかということでございます。二つ目には、残留農薬事故防止に関する対策と啓蒙、三つ目には対象農産物の計画的抽出検査の実施の可能性、可能といいたいでしょうか、抽出検査のあり方、それから四つ目には事故発生時の緊急の対応、それから五つ目にはその他もろもろあるのですけれども、この適正な対応、その中には今すぐということにはなりませんけれども、保険という、万が一の場合の備えの保険というようなことも含めて検討させていただいているところでございます。

今お話ありましたように、まず圃場の方で低減する方策といたしましては、飛散しない、噴霧機

の口を狭めるといいたいでしょうか、広いものから狭めるというようなことが検討されておりますし、あるいは高圧から低圧の噴霧機にすると。余り強く噴射させないということが二つ目。それから、三つ目に、今議員からお話ありましたように薬剤を粉剤から水和剤、そういったもの、あるいは固形のもの、そういったものに変更する、そういったことを考えてございます。それで、お尋ねのようにこの中に名寄市も入って、行政も入って検討させていただいておりますから、その中でも議論をさせていただきながら、方策が出てまいりましたら問題点、課題等が出てくると思いますから、その段階で判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 特にクリーン農業、あるいはイエス・クリーンつくっている方にとっては、圃場によって、隣の圃場はこの農薬使えるけれども、隣の圃場では使えないという、そういう状況が実はあるわけです。稲作の隣に豆があると。豆には稲作の薬使えないのに飛散をすると、そういう状況が私は出てくるのだらうと思うのです。今答弁の中で、広角から狭い噴霧機に変える、あるいは高圧から低圧に変えるというふうに話がありましたけれども、それでは行政として、これは国の施策によって行われたものですから、では行政は農家に対するそういう補助というかをどういうふうに考えているのか。本人、農業経営だけではないのですが、施策によってその機具を変えなければならないという状況になるわけですから、そんなところの補助のあり方等々についてどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今申し上げましたように、比布あるいは東川あたりでは、そういった今申し上げましたような噴霧の口を狭める、あるいは粉剤から水和剤、あるいは固形といったことです。それから、粉剤を水和剤に切りかえます

とコストが高くなるというようなことでございますから、これらについての分がどういうふうなことで行政として支援をできるのか含めて、中央部の方も今検討しているようでございますから、そこらとも情報交換しながら、先ほど言いましたような会議の中で議論をしていただきながら、私もも入って議論いたしますが、議論した中での対策として受けとめさせてもらいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 農業関係では、今部長の方から話があった高圧から低圧のもの、あるいは広いものから狭いものということでありませうけれども、その扱いについて今答弁いただきましたので、中身的にはできる限り農業経営者に負担のかからないような方法で行政としても手を差し伸べてもらいたいというふうに思います。

もう一つ聞きたいことがあります、実は加工業者もこれにひっかかるわけでありませう。地場産を使っている企業、あるいは道産を使っている企業、名寄、風連合わせてどのぐらい業者があるのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お尋ねでございませうけれども、食品を製造、加工するそういった食品加工会社に影響を及ぼすわけでございませう、今お尋ねにありましたように、ちょっと申し上げたいと思いますが、お豆腐屋さん、納豆屋さん、そういう製造業に関係する会社が5社ございませう。それから、製めんが5社、それからお菓子、パン等の業者が11社、その他が2社となっております。そんなことで承知をいたしてございませう。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 直接加工業者のところですから、中身的に農薬が基準値を上回ったと、残留濃度が、そういった場合の扱いというのは、どこに責任を持って食品会社が加工した、どこが責任を持つのかということが一番気になるところ

なわけです。これは、後からもう既に出荷をしてしまっていて、口の中に入ったのに後から検査で出てきたという可能性もないわけではないと思うのです。抜き取りで検査された場合わかりませうから。そんなところの扱いの責任度合いというのは、どうということになるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 責任ということではなしに、今とりあえずそういう場面が出たときにはきちっとした扱い方のマニュアルというのはまだ承知はいたしていませんが、先ほど言いましたように北海道の段階ではそういった今申し上げました検体等を1万五千何力所の検査を、抜き打ち検査です、抽出検査を行うということにしておりませうから、それは食品を加工するところでございますけれども、そちらの方の中の結果次第によっては次の指導が食品を扱っているところではなくして、それを提供する側の食材といたしましませうか、そういうものがどこから入ってきたのかということが追跡調査されることになるというふうに理解しておりますから、そんなことでは食品会社が責任がどうのということではないというふうに受けとめております。したがって、加工されるときに搬入されるそういった食材といたしましませうか、それらに残留のものが入っていた場合については、一定の制約を受けるというふうに理解をしているところでございませう。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の中身からすると、加工業等に入る食材の扱いということでありませうから、生産者ということになるのでしょうか。そうすると、生産者の責任においてということになってしまうわけですね。ですから、逆に言えますますこの残留濃度の取り扱いとか、農薬の取り扱いが農業経営者にとっては大変な中身に私はなってくるのではないのかなというふうに思っているわけですね。ですから、先ほど言いましたように、散布機の取り扱いについても行政として力

を入れていただきたいというのはそこだというふうに思いますので、私はそういう意味からしてそういうところの手厚いところをきちっと行政で補っていただきたいというふうに思っているところでもあります。強くそのことについては求めておきたいというふうに思います。

次に、介護保険の改正に伴っての取り扱い等々含めて先ほど中西所長の方からいただきましたが、医療型療養については基本的に私は60日の療養かなというふうに記憶をしているのですが、もしそれでよければ、介護型から医療型に変わって、実はそれ以上の日数が療養できないという扱いになったときの、言葉は悪いですけども、たらい回しということになるのでしょうか、その辺の取り扱いも含めて、現状2社が、二つの法人が昨年10月から介護型から療養型に変わったわけですが、そんなところの扱いがどうなっているのかわかればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の御質問の向きにつきましては、後ほど議員の方に資料を精査しましてお届けさせていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、そのようにお願いをいたしたいと思います。

先ほど医療型と療養型の利用者負担額が違うということで、医療型については高い分はおむつ代かなというふうに答弁をいただきましたが、現実にはそうはいつでも医療型に入れない方も多くいるやに聞いていますから、過日の新聞では東病院は当面療養型ということでありましたけれども、5年後には療養型なくなると。そうなってくると、それまでに実は新しく今回策定をされた健康増進の運動というのですか、そんなところの取り扱いを、3期の事業計画の中でも健康増進ということをかなり強くうたわれておりますから、そんなところの施策を強く進めていかなければならないの

だろうと思いますが、ただ若干来週からの予算委員会の中でもちょっと聞きたいところがありますから省かせていただきますが、全体的な介護会計の予算と国保会計の予算がシフトされているわけですね。総額的に2億3,000万円か2億4,000万円のシフトがされていて、今後ますますこの扱いが強くなっていくのかなと。5年後には介護型なくなるわけですから、そういう意味でいくと国保会計がますます厳しい状況に置かれるのかなというふうに思いますが、国保会計の5年後の見通しもし頭の中にあればお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 5年後の予想ということなのですが、今介護から医療に移ったということで、医療費の伸びが出てくるというふうに予想されるわけなのですが、介護予防の観点に立っての重視ということで、医療費を抑えるべく高齢者にとっての健康増進ということでの今計画で進めているということでもありますので、これからどのぐらいというふうに言われてもちょっと今積算はできませんけれども、そういった状況になってくるとやっぱり医療費の伸びは避けられないのかなというふうに予想しております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 5年後の話といたら中期的な計画ですから、話せないのかもしれませんが、しかしそれぞれ2期、3期の事業計画では5年、5年の大体スパン、3年、5年のスパンですから、それは頭の中であって不思議ではないのかなというふうに私思っていますが、それはそれでいいとします。

もう一つちょっと聞きたいことがあります、社会福祉法人に補助が入っていると思うのですが、この補助がどの施設にどのぐらい入っているか、今わかればお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 社会福祉法人の

減免につきましては、各施設ごとに行っております。最初に、名寄社会福祉協議会につきましては、年間減免額が180万2,959円ありまして、決定額といたしましては86万7,000円、社会福祉事業団につきましては169人の延べ人数に対しまして年間減免額が503万6,379円ございまして、決定額といたしましては238万5,000円ほど、それから社会福祉法人札幌恵友会につきましては、対象人員が1名で減免額1万7,419円、決定額5,000円でございます。それから、社会福祉法人の西平和会というところがございしますが、こちらが1名で減免額が23万7,594円、決定額が6万円となっております。それから、恵望会というところがございまして、ここも対象人員が1名で、年間減免額が2,095円、こちらは補助金の方は行っておりません。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） これは、市からの補助だと思っておりますが、国からの補助も入っている施設はないのでしょうか。それはない。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 何回も申しわけございません。数字を調査いたしまして、精査いたしまして、後ほど資料をもってお答えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 資料、資料と言われると次続けられませんので、時間残っていますが、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

次に、あすの農業、国政の対応と新市の政策について外1件を、日根野正敏議員。

○7番（日根野正敏議員） ただいま議長よりお許しがありましたので、通告順に沿いまして御質

問をしていきたいと思っております。

まず初めに、あすの農業、国政の対応と新市の政策について4件からお伺いをいたします。平成15年5月に食品衛生法の一部改正が公布され、ポジティブリスト制度の審議が本格的に開始され、昨年11月に厚生労働省より法改正され、告示から6カ月間の周知期間を経て、先月5月29日、制度が施行されました。この制度は、各作物に登録のない農薬の残留が一律基準0.01ppm以下とドイツ、EUと並びこれは世界の中でも最も安全性の高い基準が設定をされました。農業者にとっては、高いリスクと責任が課せられることとなりますが、消費者にとっては国産農産物や地場産の生産物がいかに安全かが改めて証明をされます。この制度により、農業者だけが苦慮するのではなく、改めて消費者の方々にこのことを認識していただくよい機会にしないでほしいと考えております。しかし、まだこの制度の認識が農業者も含め足りないように感じております。告示から6カ月間、行政のこの制度の認識と見解、周知方法とこのことに対する支援策を考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、平成19年度より品目横断的経営安定対策が始まりますが、認定農業者と認定にできない非認定農業者では、この対策の対象品目を耕作した場合大きな所得格差が生じ、現在の生産費から勘案すると非認定農業者は専業で営農を継続するのは場合によっては厳しい部分もあるのではないかと感じております。その方々に対する対応策を考えておられるのか、また現在の認定になっていない戸数とその総面積をお伺いいたします。

続きまして、現在農業者の中には国の政策もあり、またみずからの経営安定のため規模拡大を図ってきたが、個人で経営できる耕作面積の限界を感じている農業者も数多くおられます。北国での約半年間の短い耕作期間で、より一層の規模拡大による経営安定を求めるなら、法人化が必須になってくると感じますが、そのための手法や有利な

支援の情報収集ときめ細かな指導、周知は必要と考えます。その見解とあわせて、専門知識を持った職員教育をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

農業関係では最後の質問になりますが、新規就農者等に関する条例について、新規就農要件に配偶者、または18歳以上65歳以下の同居親族を有しなければならないとありますが、この要件の意図するところの考え方についてお伺いをいたします。

続きまして、市営住宅の展望と定住促進について2件お伺いをいたします。旧名寄市のときに作成された住宅マスタープランについては、来年平成19年に5年目の見直しに向け、今後検討されるとのことですが、旧風連町については平成16年度に検討し、平成21年までの公営住宅建設計画を作成しています。新市になり、今後の検討に当たっては、風連地区の住民意識を踏まえた検討を望むものであります。また、市営住宅の入居に当たっては、その基準に名寄地区、風連地区に違いがありますが、今後どのようにされるのか。また、同じ基準にされるのであれば、その時期のめどがあればお伺いをいたします。

最後に、風連特例区の定住促進規則については、来年19年3月31日まで有効なので、市民にも限られた期間のうちに有効に利用していただくためにも周知、PRをすべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 2点について御質問いただきました。大きい項目の1につきましては私の方から、2につきましては建設水道部長からの御答弁となりますので、よろしくお伺いをいたしたいと思っております。なおまた、先ほど竹中議員の方から御質問がありましたものですから、その分につきましては重複を避けていきたいと思っております。

ポジティブリストの対応についてのお答えをさ

せていただきたいと思います。農産物を初めとする食品が生命の糧であるということを考えるときに、安全、安心の確保は優先されるべき課題であります。生産現場においては、新たな制度に対する理解やその対応に苦勞を伴うものというふうには認識をさせていただいております。また、ポジティブリストを初め食の安全、安心につきましては、道が平成17年4月に北海道食の安心・安全条例を施行していますが、消費者の視点に立った食の安全、安心の確保が重要であります。生産者のみではなく、消費者並びに食に携わる事業者などがその役割や責務を協働していく必要があるというふう考えております。

ポジティブリストへの対応といたしましては、今年6月、先ほど申し上げましたように農業関係団体の第1回目の会合を開催をさせていただきました。先ほどもお話ありましたように、JAを中心といたしまして対策会議を組織して会合を開かれたところでございます。その中では、生産者に対する制度の周知や農薬の散布時の注意などを促してまいりますけれども、これから防除期の本番を迎えるに当たりまして、同対策会議を通じまして制度の周知徹底と注意の喚起並びに地域における対応策や支援策等を検討し、生産者、関係機関、団体と協働のもとに安心、安全の信頼される産地づくりに向けて努力をしてまいりますというふう考えているところでございます。

2点目でございますけれども、非認定農業者に対する対応についてのお尋ねでございます。品目横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換として、従来の品目別に講じられている経営安定対策を見直しいたしまして、対象を担い手に明確化した上で、その経営の安定を図る対策へと移行するものでございます。現在JAと連携をいたしまして、対象者の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

本市におきましては、面積の要件の特例によりまして、6.4ヘクタール以上の認定農業者が新制

度の対象となります。対象者のリストアップ並びに認定農業者への誘導を図り、販売農家840戸のうち平成18年5月末での認定農業者数につきましては、525戸で531人ということでございます。これにつきましては、数字が違うということでございますけれども、これはある世帯、6世帯の中で重複して人数登録している方がいらっしゃると思います。12人いらっしゃるものですから、その分が差となっております。今後の見込みも含めると、556戸で販売農家戸数の65%になるというふうに受けとめさせていただいております。

また、対象5品目の作付者数につきましては611戸でございます。うち現時点で新制度の対象外となる作付戸数につきましては、米で114戸、それから麦では34戸、大豆では22戸、てん菜では4戸で、実作付戸数といたしまして138戸が対象外になるのではないかとこのように見込んでおります。5品目の作付面積につきましては、4,500ヘクタールでございます。うち現時点で対象外となる面積につきましては、米で326ヘクタール、麦につきましては72ヘクタール、大豆につきましては26ヘクタール及びてん菜でございますけれども、これは4ヘクタール、合計で428ヘクタールが対象外になるのではないかとこのように見込んでおります。これら新制度の対象外となる農業者につきましては、農業所得による特認の要件の活用並びに農地の流動化、さらには作業受委託等による経営面積の拡大などを視野に入れながら、引き続きJA及び関係機関と連携をして対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、3点目の農業法人化に対する方策についてのお尋ねでございます。農業経営の法人化は、農産物価格の低迷や生産調整の中であって、経営規模の拡大やコストの削減、経営の多様化などによる経営基盤の強化、あるいは地域農業が抱える担

い手不足の課題解消に向けて有効な手段の一つであろうというふうに考えております。これまで合併前の旧名寄市、旧風連町におきましては、北海道農業会議、上川農業法人ネットワーク及び農業改良普及センター等々の指導機関と連携を図りながら講習会の開催や、あるいは個別指導、情報提供等に努めてまいりました。現時点での法人の数につきましては13法人でございます。うち1戸1法人が七つございます。7法人でございます。新市におきましても引き続き指導機関との連携のもとに情報の提供や個別指導に努め、法人化への誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、職員教育についてのお尋ねでございますが、研修会等への参加を通じまして、職員の資質向上に努めてまいりますけれども、指導機関との連携をより密にし、専門的な指導及び法人化に関する情報提供を受けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、4点目でございますけれども、新規就農者に関する条例の要件についてのお尋ねをいただきました。新規就農者等に関する条例は、新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行うことによりまして、早期定着と経営安定を図ることを目的に制定されているものでございます。北海道農業担い手育成センターと連携をいたしまして、研修生の受け入れから就農に至るまで、関係機関や指導農業士で構成する名寄市農業担い手育成センターで協議検討して推進しております。平成10年度以降研修生の受け入れの分につきましては、2年から4年の研修を経て、平成14年度以降夫婦世帯で5戸10名、単身の親同居世帯で2戸の2名の合わせて7戸12名が新規参入し、頑張っ

ていただいているところでございます。これまでの受け入れの実績から、現実的に農業は単身で営むことは難しいというふうに受けとめておきまして、基本的には配偶者がいること、さらには配偶者候補者がいることが望ましいと考

えております。しかし、若い新規就農希望者の場合、そこまでの条件がとれないケースもございませぬものですから、その場合につきましては両親などの同居の親族を有していることを要件とさせていただきます。御理解をいただいているところでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

以上、4点について御答弁を申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市営住宅の展望と定住促進についてをお答え申し上げます。

初めに、入居基準の統一についてでございますが、住宅マスタープランは住宅行政全般における根幹をなすことから、合併により新たに名寄市総合計画をもとに作成しなければなりません。旧風連町におきましては策定がなされておられませんので、旧名寄市において平成14年度に策定をいたしましたマスタープランが平成19年度に見直しの年度であることから、この見直し作業と新たに風連地区の皆さんの住宅行政全般に係る調査及び検討をしております。この策定作業につきましては、市民代表組織による策定委員会及び作業部会の検討を経て、策定してまいりたいと思ひます。

また、現在両地域におきまして実施しております公営住宅建設の計画につきましては、公営住宅関連事業が平成17年度におきまして補助金制度から交付金制度への移行に伴い、新たに合併以前に両地域において既に地域住宅計画を策定し、新市においても継続して実施が可能となるよう計画をしております。新住宅マスタープラン策定時にはこの計画につきましても掲載をしていく、そのように考えているものでございます。

公営住宅の入居の基準につきましては、公営住宅法及び省令、規則で定められていることから、全国で統一されたものとなっております。名寄地区におきましては、それぞれ法に基づく改良住宅、シルバーハウジング、特別公共賃貸住宅があります。一方、風連地区におきましては、過疎地域の特例としての若者単身者を入居可能とする住宅が

ありますが、いずれも法に沿った必要な施策であることから、特定目的住宅として継続をしていくこととなります。

入居の運用につきましては、名寄地区では抽せん方式を、風連地区ではこれと異なる方式を採用していることから、既に申し込まれた待機者の方が多数おられますので、待機者に配慮をさせていただきます。3年後をめどに抽せん方式への全市的に統一することを検討しているところでございます。なお、本年度、平成18年度から新築住宅分の募集につきましては統一をさせていただき、抽せん方式を採用する、そのような予定を立てさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、風連特例区事業で行っております定住促進規則の住民に対する周知についてお答えを申し上げます。定住促進規則につきましては、旧風連町が定住の促進を図ることにより、地域の活性化を目指した事業でございまして、平成4年度から制度の変遷を経ながら継続され、平成18年度をもって終了をすることになっているものでございまして、合併協議の中では平成18年度は現制度で特例区事業として継続し、平成18年度終了後見直しをする、このようになっているところでございます。

特例区事業として平成18年度まで現制度が継続されることから、風連地区振興課で事務の処理に当たっているところでございまして、御質問の住民への周知につきましては、特例区内におきましては特例区の広報でございますお知らせ「風」の4月1日号で定住促進家賃助成事業の概要としてお知らせをし、さらに風連庁舎市民係の窓口に風連町定住促進補助金についてのお知らせについてのパンフレットを配置をいたしまして、周知に努めさせていただいているところでございます。また、旧名寄市民には広報なよろで周知を図りまして、風連地区の定住促進が名寄市全体の定住促進や市外からの移住促進が誘引されるように努めさせていただいているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） まず、ポジティブリストの関係の方から、先ほど竹中議員の方からも質問されておりましたので、なるべく重複を避けて再質問をしていきたいと思いますが、まずこの対策協議会が5月にできて、6月13日に1回目の会議を開いたということですが、実際にこの協議会が何か活動を、周知運動ですとかいろんな形で動き出すのはいつごろからの予定なのかお聞きをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお話しいたしましたように、6月13日の日に農協の方で会合をさせていただきました。その折に農協、あるいは農業普及センター等々の方々がお集まりをいただいているところでございます。今とりわけ共有しようということですが、それからほかの市町村の動き、こういったものを中心にしながら情報交換をして、第1回目終わっているところでございます。今後につきましては、そういったものを受けまして、今とりわけ先ほどもお話の中にありましたように既に営農がされて、そういった防除時期にも入ってくるものですから、できるだけ早い時期に先ほど竹中議員の方にもお話しさせていただきましたような、そういった防除の仕方の方法の部分について、あるいはやり方等々については急ぐものから順次協議を調えながら、普及センター等々の協力を得ながら、進めていきたいと思っています。

なお、いつまでにどうのということではないのですが、逐次時節、その適期に合わせまして、間に合うような形の中での対策といたしまししょうか、そういったものに依拠していきたいというふうに考えて、そして会議につきましては逐次開催するというように確認をさせていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） もう既にこの地方ではアスパラの出荷がピークを過ぎていると思うのですが、アスパラの出荷時には麦の防除がもう始まっているということもございまして、それから中国産の輸入農産物等もう既にこのポジティブリストにかかりまして、正式な発売禁止命令が出る前に自主回収をしているというような事例もございまして、何かもう少し早く危機感を持ってこの制度に対する対応をすべきであろうと思うのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大変申し上げづらいのですが、言いわけになるかと思いますが、御案内のとおり合併も含めまして立て込んでいた予定もございましたものですから、ちょっと取り組みについて正直言っておくれたなという印象は否めません。しかしながら、挽回するような気持ちで、これから精力的に関係者会合を開きまして対応してまいりたいと思っておりますので、何分とも御理解をいただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように全体的な議論もするのですが、今それぞれの月ごとに何をしなければならぬかというものを適切な時期に適当な方向で指導をしていきたいという、指導といいたましようか、お話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 何をしなければならぬというよりも、この制度をしっかりと農家の方々に伝えるというのが第一であろうと思っておりますので、この協議会を通じてやるということですが、行政は行政でできることもございまして、また農協はその前段にも動いておりますので、協議会を通じてでなくて、その部署、部署でできることをやっていくというのが筋ではないかなとい

うふうには思います。

それから、この制度は食に関することでもありますので、最初の質問にもありましたが、名寄市民にもわかりやすく、ポジティブリスト、0.0 1 ppmなんていってもなかなかわからないと思うのですけれども、このことをわかりやすく丁寧に消費者にも伝えるということが国内産の消費拡大、あるいはめぐって地場産の消費の拡大にもつながると考えますが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほどからいろいろと論議しておりますが、これは非常に大きな問題でございまして、今早急に取り組まなければならぬ問題としてあるわけでございます。しかしながら、会議等々を開き、そして全市民に周知できるまでに今ってございませぬが、農家にはとりわけ生産段階でどこをどういうふうにしていくのかという部分は、一番手っ取り早いところではその薬剤を売っているJAあたりが窓口で指導をしていくと、農家にきっちりと指導をしていくと、こういったこともあわせてやっていかなければならない問題としてあるわけでございます。したがって、この制度が始まって間もないわけですから、今後十分に連携をとりながら、農家の方にも周知をし、また市民にも理解を得られるような形で周知をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） ポジティブリストについては、先ほど竹中議員も支援の関係で御質問していたとおりで、私も同感でございまして、この辺に対する農家の負担というのは本当に大きなものがございしますので、要望をしておきたいと思っております。

続きまして、非認定農業者、この品目横断的な経営対策の関係でございしますが、これは国の制度でありますから、引き続き全力を挙げて対象者拡

大に向けて取り組んでいくというのが大前提だろうというふうに思いますし、また対象になりそうな人には周知を徹底して、指導しているということでもございますが、明らかにちょっと面積等もありまして難しいという人には余力を入れていないようでもございますが、ぜひそういう人にもこの制度をよくよく理解をしてもらうということが大事ではないかなというふうに考えますが、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 経済部、とりわけ農務課の段階でお話をさせていただいたり、あるいはJAの方とのお話も営農の方を窓口にししながら、お話をさせていただいているのですが、先ほど言いましたように面積要件でいきますと6.4ヘクタールという一つのラインがありますから、それらのところでボーダーラインと申すまいでしょうか、ちょっと低目の方々についての対応をどうするかと。それから、今日根野議員からお話ありましたように面積が比較的少ないようなの方々についてのこれらについてをどういうふうはこの認定農業者になり得る部分の中で組み込めるかというようなことで、常にお話をさせていただいております。作業の受委託等につきましても、これからちょっと検討を、検討と申すまいでしょうか、内部議論を踏まえまして、そういった方々リストアップしておりますものですから、そういった方の対応につきましてもこれからそういったJA等の打ち合わせの中でとりわけやれる部分につきましても最大限認定農業者の対象の枠に入れるような方向で努力をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 引き続き全力で努力をしていただきたいと思っておりますし、続きまして法人化に対する方策ということで再質問をさせていただきますが、先ほど答弁では行政側も協力をしていただけるということでもございますので、現在

ある程度規模を持った、もう保有した農家については、農業者の頭の片隅には法人化というのは常にあるのではないかなというふうに感じているわけですが、昔の法人化のイメージがあって、全部農地も出し合って、機械も出し合ってというようなイメージがあると思うのです。そういうことから、わざわざ本当の知っている人にまで聞きに行って、法人化について聞くというほどでもないというのが大多数ではないかなというふうに感じているところなのでございますが、昨年からことしにかけて法整備がされております法人制度のLLPとLLCという法人制度ができてきてございます。簡単に説明しますと、1部門の法人化、例えば農家に当てはめると豆なら豆だけの法人化、それから売の部分だけの法人化という1部門の法人化の方式なのでありますが、これは企業向けにつくられた法人制度ではあるのですけれども、農家にも当てはまるということで、中身については出資者が出資額までの責任しかなくて、法人税がないと。それから、そこで例えばその法人で損しても、その損の分は出資者の所得から引けると。また、プラスになっても出資者の所得になるという制度なのです。こんな制度もできておりますので、こんな制度だったら農家の人も始めてみようかなというふうな人は多いのではないかなというふうに感じているわけなのですが、こんな情報も本気で行政が協力するというのであれば発信をすべきと、またそれに対する職員の教育も必要ではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解を再度お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 法人化についての関係でございまして。今日根野議員より目新しい方法の法人ができてつあるということで、私どももまだ認識していなかったわけでございますから、そういった部門ごとの法人化ができるということであれば、活用方法がどんどん広がってくるのかなと。

そしてまた、部分的にこの部分はこっちの方の地域と連携していくと、こういった形でいろいろな選択方法が考えられるのかなというふうに今聞いておたわけでございます。これらもあわせて、私たちの方も内部で勉強させていただき、また毎年それぞれ法人化に向けて農業会議等々の協議しながら、講習会を開いているわけでございますから、こういった新しいものを取り入れた形で、さらに農業者の方に伝達し、そしてまた法人化に向けた取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

続きまして、新規就農等に関する条例についてですけれども、御答弁では単身で農業を営むのは基本的に難しいのではないかなというふうな御答弁でございましたが、確かに1人より2人、2人より3人いた方が仕事ははかどりますし、また励みにもなると思いますが、ただ逆の立場、就農する側の立場から考えますと、扶養者がいて、例えば奥さんなり、親を連れて、成功するかどうかわからないにもかかわらず農業をしたいという方については本当に貴重といたしますか、まれなことでも、私も農業やっているのですけれども、そこまで好きになってみたいものだなというふうに思っているわけなのですけれども、実際名寄では7戸12名の方が就農されているということですが、そこまでハードルを上げる必要があるのかどうか疑問を感じているところなのですが、その辺の見解をもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 新規就農の部分の若い方に限って今お尋ねでございまして、農業、単身でもいいのではないかなということでございますが、単身の方につきましては先ほどお話ありましたように同居の方といいたいまいしょうか、お父さんといいたいまいしょうか、おふくろさんといいたいまいしょうか、お母さんといいたいまいしょうか、そういった方々、同

居の親族を有していることを条件とさせていただいております。このことにつきましては、またこういった検討をする協議会などがございますから、またその機会にでも諮ってお話をさせていただいて、御意見をいただきながら、この扱いについては進めてまいりたいと思っております。今はとりわけこういった状態で進めて、18年度につきましてはその方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ちょっと補足をさせていただきます。私の担当分野ではないのですが、旧名寄市で新規就農の扱いをした経験からいいますと、やはりどうしても受け入れ窓口が農協、市、普及センターということで、地域の担い手センターをつくって、そこで審査をしていくと、資金の問題であるとか信用力の問題どうしても出てきます。そのときに、やはりおっしゃるように若い方が1人で立ち向かっていくということも大事なのでありますけれども、できるだけ長続ききちんとして、定着してしていただくという点では、やはり家族を含めて担保力といいますか、失礼ですけれども、そういうものも含めて就農していただくことが大事と、こういうことで旧名寄市の場合は運営をしてまいりまして、そのこともまた今回の新市においても同じ条例をつくらさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 扶養が担保なのかどうか私にはちょっと理解できませんが、ただ、今までの農家を見ても、今まで昔は農家の息子でなければ農家ができなかったということがあって、そういうことがずっと続いて、地方がどんどん人口が減ってきたということがかなり大きいのではないかなというふうに感じています。そういうことで、この新規就農条例、旧風連町にはなかったのですが、名寄市にはあるというこ

とで、大変いいことだとは思いますが、もっとよりよく、間口を広げて、制度を変えて、実際就農するまでのハードルを上げていけば、それほど借金してどこか行ってしまおうとか、そういうことはないのではないかなというふうに感じているわけですし、また例えば10人新規就農が入って、10人とも成功するなんてことは考える方がちょっと、ある程度それはリスクとして当然出てくることではないかなと思っております。例えばこの役場の職員にしても、入って、やっと10年ぐらいたって仕事ができるようになったときに、どこか違うもっといいところに入ってしまうと、それはこの職場の損でもあるわけですから、その辺のリスクは新規就農もどんな職業でも同じではないかなというふうに感じていますので、ぜひこの関係についてもつきつきと将来を見据えた新規就農条例をつくって、名寄市が人口がふえてくるような新規就農条例をつくるべきだというふうに考えておりますので、今後十分検討すべきだというふうに思っています。見解あればお願いします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 扶養が担保だということでは決してございませんが、状況はおわかりかと思っております。

経験からいいますと、やはり協議会をつくって、この方が新規就農にふさわしいかどうかという協議をすると、どうしても資金の関係は農協がバックアップをするということになっています。そのときに対応をどうするかということが一つあります。それから、例としてありますのは、やはり家族はいるのですけれども、単身赴任で来て、養豚をやりたいという方が入ってきたと。しかし、研修期間を待たずして、どうしてもまずくて帰ってしまったというようなことがあって、やはりどうしても根性据えてやっていくと言ったら語弊がありますけれども、というようなケースをきちんとつくりたいなというふうに思っております。

ただ、法人の中の一員として単身で新規就農という扱いというのは、これはまだ例はありませんけれども、方法としてはあるのかなというふうに思っております。あわせて、智恵文地区であったことでもありますけれども、リレー方式で新規就農をやっていただくと。つまりリタイアする農家に研修で入って、そのまんまそこで契約を結びながら、リレー方式で新規就農をしていただくと、こういう例もありますので、多様だというふうに思っているところでもあります。おっしゃるとおりなるべくハードルは全部下げないで、中途まで下げて、事前のハードルを高くしておいて、きちんと就農に結びつくようにすべきということだと思いますけれども、いずれにしても地域の担い手センターの中で協議をして、対応をしていくということになると思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

農業関係については終わりたいと思いますが、続きまして住宅関係でございしますが、先に1点確認をしておきたいのですけれども、風連町では21年まで住宅の関係は決まっているのですけれども、これも見直すということはあるのかなのかちょっとお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

今議員おっしゃっておりますのは、現在建てかえ中の西町団地、平成15年から21年までの建設事業のことだと思いますけれども、これは現在の計画どおり完了まで続けさせていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

最後ですが、特例区の事業で風連町の定住促進をやっているのですけれども、風連地区にはそれぞれ周知をされているわけなのですけれども、特

例区のこれは規則であります、大きく言えば新市の規則でもあるというふうに私はとらえているのですが、新市、旧名寄市民にもこのことを伝えて、有利な条例ですから、利用できるのであれば、あと短い期間ですけれども、利用してもらおうというのが筋ではないかなというふうに思って、この周知をすべきだというふうに思っているのですけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） これ特例区の事業として今やっているわけでごさいます、今年度、一応18年度をもって終了するというところで進んでおります。御案内のとおり今日日根野議員がおっしゃいました全市的な呼びかけをしたらどうだという意見には、私もそのとおりのことというふうに考えておりますので、それぞれ広報なよろ等を通じて全市民に周知をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

45分まで休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市給食センターの統合について外1件を、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 議長のお許しをいただきまして、さきに通告いたしました名寄市給食センターの統合についてと地方公務員災害補償法に伴う対応と経過について一般質問をいたします。答弁側の皆さんも長丁場のため大変お疲れでしょうが、私が一般質問の最終となりますので、ぜひとも市民の目線で考えた上で御答弁をいただくことを御期待しております。

第1点目に、給食センターの問題ですけれども、私はたまたま去年の9月に議員にならせてもらい

ました。それまでは、いろんな合併のことでは会議にも何回かお邪魔したりして、いろいろ質問もさせてもらった経緯がございます。そのころのスピーカー、話をする人というのは、合併してもほとんど変わらないのだよ、もう名寄市と風連町がやってもさほど変わらないのだ。特に給食センターの話もそういうときに話題になったときには、いやいや、合併したらすぐお金が入ってくるので、中学校の改築もある、そのときには給食センターもあわせてやったらどうかというような、何か耳ざわりのいいことばかり私たちが残っているのは、私は議員としてでなくて、一住民としてそういうぐあいに受けとめておりました。

しかし、今回平成17年2月28日、昨年のように風連町と名寄市の合併の協定が結ばれたわけです。その中で、今回教育長さんの教育行政執行方針を見ましても、住民の目の高さと一緒にして執行したいという考え方と、そして心の合併をしたい、非常にフィーリングがよくて、私も同意したときに拍手をして間違いなかったなと、そんな気持ちでいました。ところが、今回この予算を見たときに、私もよくわかりませんので、風連地域の方々、たくさんの方々にインタビューをしました。実際はどうだと思っていただくと。多くの方は、この給食センターの合併というのは当分ないだろう、特例区の5年間かな、いや、ひよっとしたら3年ぐらいかな、そんなのが大方の考え方でありました。中には、いやいや、中学校のときにそうやってやると言っていたよとか、そういう話も出てきて、ところが今回突如として予算に計上されたのには私は非常にショックを隠せません。ぜひこの合併の協定が本当に守られたのか、守られていないのか、同僚議員がさきに御質問しておりますけれども、ちょっと重なるかもしれませんが、そのことについてこの協定をきちんと守っているのだと言い切れるのか切れないのか、まず御質問をしたいと思っております。

2点目ですけれども、地方公務員の災害補償法

に対する対応ということですが、これも決してかなり古い時代の話ではなくて、ことしの2月21日、決して遠い話ではないのですけれども、そのときに風連の合併協議会のかなめとなって一生懸命やっていた総務課長さんが急逝されました。私は、一議員として、一人の人間としてどうしてもこのことをきちんと明らかにして、そしてなおかつ今後このようなことのないためにも、亡くなった人が草葉で喜んでもらえるようなためにも、事自分で身を落とすということになりますと、何かしらそれは自分だけの問題であって、そういう風潮があるわけですが、それに構わず私はどうしてもこのことを今回の議会でお尋ねをしたかったわけでございます。

その2点でございますので、ぜひ私に答弁をしていただくのも結構ですが、できれば住民の方々に語りかけるように、余分な説明は要りません。肝心なところだけ御説明いただければと思っておりますので、どうぞ御答弁のほどをよろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目の1、学校給食センターの統合についてお答えいたします。大きな項目の2については、総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いしたいと思います。

平成17年2月28日締結の名寄市、風連町の合併協定の遵守についてお答えいたします。学校給食センターの取り扱いにつきましては、平成16年10月27日の第13回基本項目検討小委員会におきまして、各種事務事業の取り扱い中教育部会の事務機構及び組織の取り扱いで協議を行い、風連町の学校給食センターの老朽化などや地域の実情を考慮した上で、一つに合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する、二つに運営組織、職員配置、配送方法、地場産品の活用などについては、新市において調整するとして幹事会提案の内容で承認されたところで

あります。また、この小委員会では新市においては官民それぞれが担うべき役割を明確にし、可能なものはNPOや民間などに移行すること、また行政全般にわたり一層の行財政改革を求めるとする意見が強く出されたのは御承知のことと思います。これを受けまして、平成16年11月9日に風連町福祉センターで開催されました第4回協議会におきまして同文提案し、御承認をいただいたところでございます。この協議結果を踏まえまして、旧風連町と旧名寄市は平成18年3月の合併を目指してとする住民説明会資料を作成し、11月29日から12月8日までそれぞれ住民説明会を行いました。説明会の状況につきましては、それぞれの議会の議員の皆様方に対しても報告されたものと考えております。

合併協議会での協議の結果につきましては、これを基本とすることは当然であります。この内容だけで今後の議論が全く不要とは考えておりません。教育行政を推進する上で必要な協議と説明責任はこれからも果たしてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、合併協議会の統合方針を引き継ぎ、風連地区の学校給食に対応すべく食器、食缶を保管する消毒保管庫を増設するための予算を計上するとともに、午前中の谷内議員の質問にもお答えいたしました。5月25日、翌26日に開催されました風連、名寄両地区の学校給食会の総会におきまして、19年4月の統合に向けての方針を説明いたしました。また、これから開催されます学校給食センター運営委員会や学校給食会理事会などにおきまして、運営組織、職員配置、配送方法、地場製品の活用などについて調整を進め、学校給食センターの統合に支障を来さないよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方から大きな項

目で2点目に御質問のございました旧風連町職員の公務災害補償についての新市への引き継ぎの件につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、請求者であります御遺族との話で、現時点では御遺族に請求される意思はないと引き継ぎを受けているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） ただいま宮田議員の2番目の地方公務員災害補償法の対応及び経過についての話なのですが、風連の総務課長が亡くなったことに対する議論がこれからされるというように思うのですが、これは個人の名前も出てくるわけですし、そういった意味では名誉毀損も含めて考えたときにはやはり本会議でやるべき議論ではないというように私は考えますので、ぜひ議長の方で精査しながら議事を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時29分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

小野寺議員から議事進行がありました件につきまして説明をいたします。

宮田議員からの質問は、新市にどう引き継がれたか、引き継ぎを受けてどう対応したかでありまして、質問の趣旨を小野寺議員、宮田議員も了解をいたしましたので、再開をいたします。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今の議長の裁きについては了といたしますけれども、それぞれ宮田議員が1回目に質問し、それに対して答弁を総務部長されまして、その時点で小野寺議員の議事進行

の発言については何が議事進行であったのか全く理解できないし、むしろ順調に進んでいる議事について妨害に当たるのではないか、あるいは発言の自由を封鎖させるようなことに結果的になっておりましたし、今何十分か休憩入りましたけれども、その辺についての整理をお願いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 若干休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時53分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

熊谷議員からの議事進行がありました件について説明をいたします。

小野寺議員の議事進行については、熊谷議員より議事妨害に当たるのではないかという発言を受け、小野寺議員も一部推測を交えて議事進行を求めたとの点があるとの釈明があります。熊谷議員、小野寺議員の双方の了解をいただきましたので、再開をいたしますが、議事進行について十分注意をするよう議長から特に求めておきます。

それでは、再開いたします。宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 御答弁いただいたわけですが、多分皆さんのお手元に合併協定書というのが、平成17年2月28日付の合併協定書というのをお持ちだと思いますので、私は今給食センターのお話をこれからさせていただくわけですが、こういう中で5項目に財産の取り扱い、これはお互いに風連も名寄も一つの新市にまとめるために公有財産だとか物品、債権、債務、権利及び義務も含めたものを新市に引き継ぐという私は理解をまずしております。今回この協定書というのは、地方自治法第252条の2項、または特例に関する法律3条に基づいて、いわゆる法のもとにおいて一つはこの協定書が結ばれたという理解をしており、特にこの協定書というのは当時の柿川町長さん、島市長さん、これがおのおの自筆で書いて、そして公印を押している書類であ

ります。また、この立会人としては、上川支庁長さん含め風連と名寄の本当にすばらしい代表者の方が力強くここにサインをしている。36名の方がこの協定書の内容を理解して、そしてサインをしたもの、これはいわゆる風連町と名寄市との合併に伴う大きなプロミス、約束事であったろうと私は思っています。

そういう理解の中で、今回の24の6に教育関係のところに学校給食センターの統合について協議する、当然その当時いろいろ問題もあって先送りされている問題もあったと思うのですが、ここで協議をするということで終わっている。先ほど部長さんの発言を聞いておりましたら、何かしらもう合併というのはこの協定書を無視してでも、早く言えば自分の思い込みかもしれませんが、統合はもう既に決まっているがごとく話になっています。これは、少なくともこの合併協定の合併の期日は18年3月27日ですから、それ以後いろいろ協議してやろうやというのがこの原点になろうかと思えます。もちろんこの仕事を進める以上は、地方自治法の32条には職務に専念する義務ということで、こういうものがあったら絶対間違わないで職務に当たるよと。当然のこと教育委員会の方は学校の先生まで指導する力を持っているわけですから、まさか法律を無視することはないと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま合併協定書にかかわる御質問をいただいたところでございます。先ほど部長の答弁にもございましたように、確かに合併協定書の中では教育関係にかかわって学校給食センターの統合について協議すると、お話のとおりでございます。しかし、これに係る教育関係の分科会等では既に名寄市学校給食センターに統合するというお話し合いがなされているということ、それからその後の住民説明会等でも同じ趣旨の内容で懇談会が進められてきている、こうい

うプロセスから受けまして、教育委員会としてはまず最初に名寄市の学校給食センターに統合するという大前提に立って協議を進めてきたということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ここで、先ほど同僚議員の谷内さんから話あったのですけれども、4月14日、たまたま風連の給食センターで、職員同士の打ち合わせということなら十分私も理解はできるのですけれども、そこで働くパートさんも含めて、来年の4月1日にニューオープンしたいのだという、人事の関係までお話をしたと。多分そのときは、だれがそれを指示したのかということをお伺いしたいわけですが、当然教育長さんはこの3月28日で失職しているわけです。そして、同意を得たのはその後になります。そういう形の中で、こういうことで多分後から書類や何か見ていると思いますけれども、そういう形の中ではどういう流れでその辺のことが進められたのか。一般住民に知らないよりも、そこで働いて本当に日々それで生活している人の前で言うということは、それはどういう条件下でそういうことが出たのか、そこを教えてください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 4月14日のこれは学校給食センターの所長が風連学校給食センターの方へ行って説明していることだと思います。これは、来年の19年4月1日に向けて統合の準備をしたいということ、そういう話し合いの中で、名寄市の給食センターの職員の勤務条件はどうなっているのかというようなお話が出まして、所長がその中で詳しく話したというふうに聞いております。それと、給食調理作業中の事故防止などもよく願いますと、そういうような一連の話の中で出てきたことにお答えしたことでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 私も働いている方に何人かにインタビューをしましたし、かなり精度の

高いメモや何かも見せていただきました。決してついでにその話をしたということではなくて、その会議の主たるものは4月1日にオープンすると、あなたたちはどうするのですかという言葉まで出ていますから、本当についでの話ではなかったように私は記憶しているのですが、間違いございませんか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） その中で、風連の給食センターの調理作業員のこれからの勤務は続けるかとか、雇用の問題も出てきております。所長の話では、所長の一存では雇用を継続するか、やめてもらうとか、そういうようなことはお話しできませんということで、ただ勤務条件等については話したというふうに伺っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 現況の勤務時間は8時から4時30分までということらしいのですけれども、名寄に合併すると4時間30分、約半分ぐらいになるよと。それは、働いている方にその話をするのが先なのか、一般の方々がこういう合併で、当然同じかまの飯を食うという言葉もありますように、食事をみんなが一緒にするということは基本的に私は賛成なのではございますけれども、そういうものが先行する。今質問していることは、こういう指示ということです。地方公務員や何かで上司の命に従うという形になっていますから、そういう中では担当者が思いつきでやったわけでないと思うのですけれども、それにしてもはちょうど失職中の教育長さんが指示したとも思われませんが、その辺はどうなっていますか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） これは、19年4月1日統合に向けて準備作業を進めてくださいということで私は所長の方に話しております。それを受けまして、所長の方では風連給食センターの方に行って実情などを皆さんとお話しした中で、先ほどの給与条件等についてとか、雇用のお話が出

たということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） この話はこれまでにしたいのですけれども、ぜひこれは考え方を最後に聞かせていただきたいのは、教育長さんは心の合併と、これを大きなテーマにしているようだけれども、本当に心の合併ということであるならば、今までの経過も私お話ししましたとおり、合併前と合併後になってくると風連の町民は何となくのみ込まれてしまうのではないかという意識は物すごく高いわけです。そのためにもぜひPRだとか、条件だとか等々をきちんと説明して、納得のいくいわゆる来年のオープンということにこぎつけていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまのお話のとおりでございます。先ほど谷内議員にもお話し申し上げましたが、教育委員会として来年度統合という形で手がける大きな理由としては、一つには子供たちが等しい給食を食べるというこの大前提がございました。もう一つは、食育にかかわる早期取り組みが合併がというか、統合が始まることによってさらに一層進められることができると。ことし風連学校給食センター、それから名寄学校給食センター、この両方の栄養士が栄養教諭の資格を取る予定になっております。それで、それを一緒にした中で、新しい名寄市の小中学校の食育がしっかりと進められる、そういう基盤づくりにぜひ早い方がいいという、そういう私たちの判断でございました。それとあわせて、幸いにも合併特例債の中でもこのことが認められたということも19年度に向けて統合する、そういう営みをしたところであります。

ただし、今お話ございましたように、一つには先ほど谷内議員からもお話ございました給食費の問題などもございます。19年からスタートするためには、やはり現在の名寄市学校給食センターの未納額等についてはしっかりと整理をしなければ

ならない、こんなことを当然考えているわけでございます。そういうことで、今内部協議も進めております。全く未納のない風連の給食センターとかなり多くの平成17年度で言えば120万円ぐらいの未納のあるのが一緒になるということにはやはり少々問題がございますので、これはやはり未納のないそういう状態でぜひ統合したいということも考えておりますし、早急に幼稚園の給食についても今後学校給食センターで検討していかなければならない、こんなこと、あるいは搬送の業務についても課題がございます。それから、福祉給食の取り扱いなどについてもまだ課題が残っております。福祉給食については、生活福祉部ともこれからまたしっかりと議論を進めていかなければならない。そんな課題もある中で、雇用問題についても同様でございます。この辺も市長部局ともしっかり協議をしながら、今お話しのようにある程度はっきりしたそういう形を示せるように、しかも早急にこういう取り組みを進めるように努めてまいりたいと。そういう中で、風連地区の方がそういうそごを来さないように私たちも努めてまいりたいと、こう考えておりますので、御理解をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 次に、質問させていただきたいのですけれども、総務部長さんのお話では本人の奥さんの方から静かにしたいと、だからこのことはいいよということの御説明だったのですが、そういうことでよろしいですね。わかりました。

ところで、これは既に終わったことなのですが、18年3月2日、議会で、風連の議会なのですけれども、当然先ほども話ししましたようにすべてのものが新市に引き継がれるというセンスからいきますと、今回答弁するに当たっては議事録だとか、そういう関係の書類だとかというのは十分熟知されて御答弁するという考え方ですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

引き継ぎはさせていただいております。請求者であるということでの話はさせていただきました。今御質問にありました3月2日の旧風連町におきます第1回定例会の中で、宮田議員が質問をいただいていると、理事者もそれにお答えをしていると、その部分についても文書で引き継ぎをいただいておりますし、また御遺族に対する市職員が出向いた説明の状況についても引き継ぎをさせていただいております。また、災害補償基金協会の方との災害の内容等についての協議といたしましょうか、確認をした事項についても引き継ぎをさせていただいているところであります。新市におきましては地方公務員災害補償法の第31条の規定による遺族補償の請求期間が第36条の規定によりまして5年間となっております。ですから、この間に御遺族から請求があった場合には最大限誠意を持って対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 私がお尋ねをしたいというのは、最終的に末尾に私が書いております名寄市職員の衛生管理規則なのですけれども、こういう中でこういう事故が出たと。それに対してどこまで調査をされたのか。これが一つの起点になって、今働いている名寄市の職員の方々が安全に守られるのか、すばらしい環境で職務ができるのかというのが私の最後の落ちなのです。そこに持っていきたいわけですがけれども、その過程の中で奥さんの方からるいいのだということですがけれども、私はどうもそこが不思議でならないのです。私も勤めをさせてもらったことがありますけれども、多分御存じだと思いますけれども、地方公務員法で服務の中でいわゆる秘密を守るという義務があります。当然職場であったことをうちに帰って奥さんにすべてを話をすることになったら、これは一種の守秘義務違反になるわけです。

ですから、職場で一生懸命働いて、もうどこも吐きどころがなく、多分奥さんに亡くなられた原因も職員の方がいろいろ聞いているようですけども、これは奥さんがわからないのが当然で、法律上わかっているといけないことになっているわけです。それを単に奥さんの方からそういうことは言われたから、うちの方でやりませんよと、言っているのか言っていないのかちょっとその辺が定かでないのですけれども、その辺のことはどうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 引き継ぎを受けている中での内容でございますけれども、御遺族の方にはそのような状況についてもしっかりと説明をしています。その災害補償の部分についての内容等についても、しっかりと内容を御説明してあります。さらにまた、御遺族の方の御家族も御相談をした結果このことについては現時点では請求をする意思がございませんと、このように出向いた折に確認をしたと、このように引き継ぎをさせていただいております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうしてもまた話が食い違ってしまうのですけれども、私の言いたいのとは今までの議事録を見ますと、すべて執行部の方は非を認めているわけです。何点か例を挙げた方がかえってわかりやすいと思いますので、当然風連町にとって合併というのは未曾有とも言える大事業です。百何年の歴史を閉じて、こういう合併という仕事をするのは大変な仕事です。そこで、衛生管理だとかそういうものがどうであったのかということ、答弁されている方は事実上名前だけであって、中身の無い活動状況で、極めて表面的な活動をしておりました。執行部側の方の言葉なのです。職場内でもメンタルの健診については、私どもは極めて低調だと言わざるを得ません。極めてあってはならないことがあった。総務課長については、ほとんど土曜日も日曜日も出てきているような状態だったと。一般企業でしたら、労働安

全衛生法に基づいているんなことをやるわけですが、どちらかというとな役場の方はこういうことはふなれというのですか、余りやっていないようにも私思えるのですけれども、非常にこういうときに本人というのは一生懸命頑張ろう、一生懸命やろう、ですから一生懸命やるところに一生懸命仕事は回ってくるようなものです。

ここまでは私は言うてはいけないかなと今思っていますけれども、理解をいただくのならこの言葉は絶対残しておきたいのです。少なくとも本人の初孫、私には孫いませんから、孫の気持ちはわかりません。しかし、初孫がこの2月1日に生まれたのです。そして、亡くなる日まで一回も手にもほおにも触れることなく亡くなったという現実を見たときに、情景としては非常にこの方が苦勞をしてなつたと。そのほかに他の問題でももしあったらとしたなら、私はこの話はおりますけれども、今まで聞いたところで、多分私たちも調べたところではそういうほかに要因を持ったことがないということで、本当に一生懸命やって、一生懸命頑張って、一生懸命やった人にはいいのだわというような話には私はなり得ないと思ひまして、この議事録を総務部長さんは読まれて、どんな感じをされましたか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この件につきまして、私も合併協議会の準備室の事務局長という立場で、また旧風連町の課長さんにあつては次長という立場で、同じ合併に向けての協議をしてきた仲でございまして、大変このことについては私も悲しいなという思ひでいっぱいでございます。要因はいろいろあつたというふうに思ひますけれども、そのことで私の方からコメントするという場にはないと思ひますので、差し控えさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 私元同僚という形でこの3月31日まで風連に在職しておつた関係で、私

が人事管理する立場ではございせんでした。しかしながら、当時は同じ課長ということで、それぞれ私が3階、彼は1階という形で仕事を進めていたわけでございせんけれども、今までの議員には何名かこういう御質問されて、議員の心情もわかるわけでございまして、また理事者の答弁の中にもそういった部分が多く語られているかなというふうに思ひしております。しかしながら、今合併して名寄市の方に引き継ぎなされた状態で、そしてこれから新たにこの問題が出てくるとしたら、当然私も旧風連の職員として最大限努力してまいりたいなと、このように思ひしておりますし、私の知っている範囲の中の経過の中でも若干客観的な情勢が抜けているような部分があるのではないかなというふうに私も思ひしておりますけれども、この辺はこれから総務部の方とも連携しながら、事実確認をさせていただき、もし遺族の方でこういった請求あつたときには最大限努力して対応してまいりたいなと、このように考へておりますので、御理解願ひたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ありがとうございます。ぜひともこれを契機に、職員を管理するトップの方々もぜひこれを一つの材料として、職員の健康だとかそういうものを守っていただきたいと。

それと、もう一つ、これはお願いなのですが、質問するときお願いしてはいけないということになっているのですけれども、ぜひお願いがあるのは、多分いろんな裏づけ条件をつけるために私たち元議員でも結構です。OBの方でも結構です。そういう請願だとか嘆願だとか、そういうものに惜しみなくサインをするはずで、ぜひそういうものも十分集められて、ぜひともこういう形が奥さんがどうであつても役場の職員がほとんど書類をつくつてあげて、そして優しい気持ちでその対応をしていただきたいと。これができないということであるならば、市民に対して何をやるかにやるという論議から外れるわけでござい

す。ぜひとも心に命じていただいて、ひとつやっ
ていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質
問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より21日までの5日
間を休会といたしたいと思えますが、御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より21日までの5日間を休会す
ることに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はす
べて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 林 寿 和

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月22日（木曜日）午後2時50分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名		
日程第2	平成18年第1定付託議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）		平成18年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員会報告）
	平成18年第1定付託議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）	日程第3	議案第17号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	平成18年第1定付託議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）		議案第18号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
	平成18年第1定付託議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）	日程第4	議案第19号 工事請負契約の締結について
	平成18年第1定付託議案第10号	日程第5	議案第20号 工事請負契約の締結について
	平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）	日程第6	議案第21号 工事請負契約の締結について
	平成18年第1定付託議案第11号	日程第7	議案第22号 名寄市農業委員会委員の推薦について
	平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）	日程第8	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
	平成18年第1定付託議案第12号	日程第9	意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書
	平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）		意見書案第2号 最低賃金の引き上げを求める意見書
	平成18年第1定付託議案第13号		意見書案第3号 アメリカ産の牛肉輸入再開に関する意見書
	平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）		意見書案第4号 耐震構造偽装問題の再発防止を求める意見書
	平成18年第1定付託議案第14号		意見書案第5号 JR三島・貨物社にかかるとる支援策に関する意見書
	平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）		意見書案第6号 「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書
	平成18年第1定付託議案第15号		意見書案第7号 脳脊髄液減少症の研究

究・治療等の推進を求める意見書
 意見書案第8号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書
 意見書案第9号 郵便局の外務事務を統合する計画に反対する意見書
 意見書案第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書
 意見書案第11号 自治体財政の充実・強化を求める意見書
 意見書案第12号 道路整備に関する意見書
 意見書案第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
 意見書案第14号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書

日程第10 委員の派遣について

日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 平成18年第1定付託議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第10号

平成18年度名寄市下水道事業特別会

計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第11号

平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第12号

平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第13号

平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第14号

平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第15号

平成18年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成18年第1定付託議案第16号

平成18年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

日程第3 議案第17号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 議案第18号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第19号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第20号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第21号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第22号 名寄市農業委員会委員の推薦について

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

日程第9 意見書案第1号 基地対策予算の増額

等を求める意見書	2番	佐藤	靖	議員
意見書案第2号 最低賃金の引き上げを 求める意見書	3番	竹中	憲之	議員
意見書案第3号 アメリカ産の牛肉輸 入再開に関する意見書	4番	岩木	正文	議員
意見書案第4号 耐震構造偽装問題の 再発防止を求める意見書	5番	駒津	喜一	議員
意見書案第5号 JR三島・貨物会社 にかかる支援策に関する意見書	6番	山口	祐司	議員
意見書案第6号 「がん対策推進法」 (仮称)の早期制定を求める意見書	7番	日根野	正敏	議員
意見書案第7号 脳脊髄液減少症の研 究・治療等の推進を求める意見書	8番	林	寿和	議員
意見書案第8号 若者の雇用対策の抜 本的強化を求める意見書	9番	木戸口	真一	議員
意見書案第9号 郵便局の外務事務を 統合する計画に反対する意見書	10番	植松	正一	議員
意見書案第10号 医師・看護師等の 大幅な増員を求める意見書	11番	高橋	伸典	議員
意見書案第11号 自治体財政の充実 ・強化を求める意見書	12番	猿谷	繁明	議員
意見書案第12号 道路整備に関する 意見書	13番	黒井	徹	議員
意見書案第13号 出資法の上限金利 の引き下げ等、「出資の受入れ、預り 金及び金利等の取締りに関する法律」 及び「貸金業の規制等に関する法律」 の改正を求める意見書	14番	渡辺	宏治	議員
意見書案第14号 「JR不採用問 題」の早期全面解決を求める意見書	15番	田中	好望	議員
日程第10 委員の派遣について	16番	野本	征清	議員
日程第11 閉会中継続審査(調査)の申し出につ いて	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村	勝	議員
	26番	中野	秀敏	議員
	28番	村端	利克	議員
	29番	川村	正彦	議員
	30番	福光	哲夫	議員
	31番	斉藤	晃	議員
	32番	武田	利昭	議員
	34番	三宅	幹夫	議員
	35番	小野寺	一知	議員
	36番	大久保	光義	議員

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝

書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助役 今 尚文 君
助役 小 室 勝治 君
総務部長 石 王 和行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君
市立総合病院 佐 藤 健 一 君
事務部長
市立大 学 中 尾 裕 二 君
事務局長
監査委員 森 山 良 悦 君

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 日根野 正 敏 議員

25番 野々村 勝 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 平成18年第1定付託議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算、議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第12号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第13号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第14号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第15号 平成18年度名寄市病院事業会計予算、議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、黒井徹委員長。

○予算審査特別委員長（黒井 徹議員） 御指名をいただきましたので、今定例会におきまして予算審査特別委員会に付託されました議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算及び議案第7号から議案第16号までの平成18年度各特別会計予算並びに各企業会計予算11件について、委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、6月5日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長に私黒井が、副委員長に林寿和委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回委員会は19日に開会いたしまして、審査日程を19日から22日までの4日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただきまして、慎重に審査をしたところであります。

その経過につきましては、詳細に御報告を申し上げるところでございますが、当委員会では全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただきます。審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号から議案第16号までの平成18年度各特別会計予算並びに各企業会計予算10件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上を申し上げて、簡単ではありますが、委員会の審査結果とさせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました平成18年第1定付託議案第6号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成18年第1定付託議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成18年第1定付託議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成18年第1定付託議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算外9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、平成18年第1定付託議案第7号外9件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第3 議案第17号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第17号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

私は、名寄市立大学、名寄市立総合病院にかかわる財政負担及び交付税、各種税の減収が今後見込まれる中、地域経済、景気の状態を考え、みずからの給料の削減を選挙公約といたしました。また、本年6月12日に開催されました名寄市特別職報酬等審議会におきましても私の考えに一定程度御理解をいただいたものと思っておりますので、今回一般職の職員との均衡も考慮し、特別職の給料月額について当分の間市長につきましては現行86万2,000円の20%を削減し、68万9,600円、助役につきましては現行69万円を10%削減し、62万1,000円にしようとするものであります。また、教育長の給与月額についても

当分の間現行60万2,000円を5%削減し、57万1,900円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、議案第17号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番(齊藤 晃議員) ただいま特別職の給与に関する条例の一部改正が提案されたところであります。既に説明で市長が申されましたように、選挙公約の大きな柱であったことは市民広く周知のところであります。演説、さらにまた市広報での大きな見出しにびっくりした市民も少なくないわけであります。

そこで、今市長は大学運営、そしてまた交付税の削減など、厳しい財政事情があるだけに、みずから削減を行って寄与していくと、こういうふうには述べられたように理解するわけでありますけれども、本当に今の大変な実情の大もとが、苦しい根源の大もとがあるわけでありまして、何といたしても交付税の法を無視した削減があるわけであります。それと比べても余りにも大きくはない額と言っては語弊ありますけれども、それで果たして住民の願う市の経営に寄与されるのだろうか。それよりも、そういう国の悪政に対してきっぱりと物を言いながら、住民のために努力をしていくというスタンスを示してこそ市民の協力も得られていくのではなかろうかと、こういうふうには私は考えておたわけでありますけれども、まずこの市長が言われるどれぐらいの財政貢献をこの減額によって図っていくことができるというふうを考えておられるのか。

また、二つ目には、12日の報酬審議会に諮問をし、賛同を得たと、こういうようなお話でございますけれども、きっとこれによりますと、この額になりますと島市長の全道市長会における位置は最下位と、こういうふうには聞くわけでありまし

て、そういうふうな形まですることによって今度は一緒に働く特別職の方たちも下げていくと、こういうふうなことになって、果たして十分なお仕事をしていただけるのかなと心配する市民の声も率直にあるのです。それで、そういうふうなのを逆にこにして、別なことを考えていくのではないのかというような危惧をする人もいるわけでありまして、そういうような危惧の中で、報酬審議会ではどのような審議が行われたのか。全体的な全道のそういうふうなランク、あるいは名寄市の位置などを見て結論を出されたと思いますけれども、その範囲、あるいは論議の内容をできればお知らせをいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 報酬審議会の審議内容については、総務部長から答弁をさせていただきます。

今齊藤議員から市長の報酬削減について、全道の均衡も含めてのお話や、あるいは助役や教育長に及ぼしたことも含めての御意見も含めてのお尋ねだったと受けとめております。私は、今地方自治体が置かれている共通の苦悩というものは、やはりバブル経済以降の日本経済の低迷から脱し切れない状況がなお続いていると、このように受けとめております。とりわけ北海道の経済というものは、1次産業を中心にして非常に苦しい中で皆さん頑張っているわけございまして、そういう中であっていかにこの苦境から脱出をするかと、ここが官民ともに問われているのではないかと、こんなふうに思っております。

加えて現在名寄市の置かれている状況は、予算委員会の中でも御議論がありましたけれども、病院の運営に対する医師の確保が十分に整わないと、こういう苦しい現況で病院の運営を続けております。私は、この病院の運営についてはいまだ底だというふうに受けとめておりますけれども、しかし現状は平成16年度、17年度、2カ年、約4

億円ずつの収支不足があったのは現実でございます。18年以降これらを含めて早急に中長期計画を立てて、改善計画を進めていかねばならないと、このように思っておりますし、いま一つは4年制大学の開学に伴って、教員等の先行採用と申しましょうか、当然必要な教員について採用しているわけでありましたが、学年の4年生までそろうまでの間は、今回の予算の審議でもございますように財政調整基金等を取り崩しながらの財政運営ということで、綱渡りでございます。この中で、市民の皆さんには当然多くの御意見が予算委員会の中でもありましたように多岐にわたって我慢をさせていただく部分があるわけございまして、この苦しみを市民の皆さんと一緒に共有をせねばならぬと、こういう気持ちで、助役あるいは教育長にも私の選挙公約の理解をいただいて、今回の条例改正の提案をさせていただいたものでございます。

なお、関係する一般職員等については、職員組合とまだテーブルには着いておりませんが、一定の給与等について見直しを図っていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から報酬審議会等の審議内容等について御報告をさせていただきます。

審議会は、6月12日に開催をさせていただきました。今回新市になったということに伴いまして、委員7名の方に委嘱状の交付をさせていただきました。委員構成は、旧名寄市から4名、旧風連町から3名の委員ということで、委員の互選によって会長、そして会長代理を選出いただいた後、議事に入りました。

事務局より特別職の給料等につきまして、道内都市における状況の資料を提出をさせていただきました。説明をさせていただいたところでございます。事務局の資料説明後、それぞれ審議ということになります。その前段でございまして、島市長も出席をいただきまして、市長の方からも

市長の削減の考え方をそこで委員の皆さんにもあいさつの中で触れさせていただいている状況でございます。

主な委員さんからの審議の意見ということでございますけれども、一つは市長の20%削減は選挙公約であるけれども、他の特別職まで同様の削減というのはいかがなものかというふうな意見がございました。また、それらにかかわって一般職に波及すると、地域経済にも影響が出ると。また、働く意欲が減退するおそれもあると、これは一般職にかかわった部分でございます。さらに、大学、病院等現在の市の財政を考えると、市長の思いも理解ができるという内容がございます。また一つですが、特別職が一般職より年収が低いということにはならないのではないだろうか。助役、教育長は切り離して、一般職を下回らないというようなことを検討すべきであると。さらに、平成17年に給与月額報酬を2%引き下げをしているので、一般職との均衡を考えると最大でも5%引き上げが考えられるというふうな御意見もございました。さらに、合併し、より一層の行政手腕が期待をされている市長に現行給料月額については決して高い金額とは言えない、妥当な額であると思うと。その上で、市長の給料の20%削減についてはみずから選挙公約として掲げたものなので、状況的には理解はできると。市長の意にということであります。さらに、助役、教育長については、昨年削減したことも踏まえて、一般職との均衡を考慮して最大でも5%削減というふうな御意見をいただきまして、13日に答申という形で承った内容でございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ市長の意を受けて、報酬審議会でもおおむねいろんな意見があったものの理解をした答申をしたと、こういうふうに伺いまして、一定の合意がとれてきているのだなというふうに認めざるを得ないわけであり

ます。また、先ほどの説明のように市長みずからの選挙公約ということでありまして、前段申しましたようにそれよりもっと住民の願いにこたえた働きというものではなかろうかという思いもありますけれども、しかし市長の提案でありますので、あえて私もそういう方向が望ましいという問題を提起しながら、市長の提案にあえて反対はしないことを表明して、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 私も今回の島市長の報酬削減の提案については大変敬意を表するものではあります。しかしながら最終的に納得することができません。理由と申しますのは、今終了いたしました新年度の予算委員会を通しまして、市側あるいは市の理事者の考え方の一貫したものは、例えば農政問題につきましても農業振興計画をもってしっかりとした形で、一貫性を持った形で取り進めていく、そういう答弁で終始しております。私は、財政については、財政のプロ中のプロであります島市長に大変心苦しいではありますが、余りにも今回の提案については拙速過ぎる、それからさらに言えばせつなである、もっと言えばパフォーマンスに過ぎるのではないかというふうな正直な思いを隠すことができません。

行財政改革につきましては、しっかりとした計画のもと、例えば行財政改革推進計画なるものをもって市民の皆さん、そして市、それから私たち議会が三位一体となって効果ある計画を取り進めていくのが本来的なもので、それが何ら制定されることなく、一方的に市の理事者だけが削減に及ぶというのは余りにもあえて言えば人気取りに過ぎる、私にはそういうふうには映ってなりません。そんな意味から、私はしっかりとした計画に基づいて次の世代にしっかりとした名寄市を渡していく、そういった計画に基づいて市長以下すべての名寄市民が健全財政のもとに取り進んでいくべきだというふうな考え方を持っておりますので、私

は今回の提案については賛成をすることができません。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 栗栖賢一議員。

○2番（栗栖賢一議員） この提案につきまして私は、選挙の市長の公約ですが、これは市民の市長の今回の選挙に支持を与えた一つの大きな柱であるというふうに理解しております。これは、今考えついたことではなくて、選挙公約をつくるに当たって市長はそれなりにいろいろ考えられたことと思うわけでありまして。これから財政の問題等、この今の市長の、あるいは特別職の報酬削減がどうリンクするかということとはまさにこれからだと思うのです。今いみじくも市長が言われましたが、今は特別職でとどまっておりますが、これから大きな課題はやはり職員の人件費の削減、そういうことが大きなテーマになってくると思われすし、また行財政改革をするに当たって、そこは本当にこの職員の方にはつらい思いをさせますが、避けては通れない問題でございます。しかも、今職員のいわゆる給与体系について国も地域の格差をつくらねばいかぬと、全国一律はどうなのだというふうな問題提起もこれから本格的になってくると思います。そういう中で、市長がそういうことを先取りして、みずから削減の公約に踏み切ったということは、私は非常に先進的な考え方がそこにあるということで、非常に賛成でございます。かつまた、今の報酬審議会をパスしたわけでございますから、私は心から拍手を送って賛成にしたいと思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第17号外1件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第19号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

名寄市屋内南プール建築主体工事について、本年5月30日に5社による指名競争入札を執行した結果、日本体育施設・大野土建経常建設共同企業体が1億7,620万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税881万円を加え、1億8,501万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を松尾建設水

道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市長提案の追加説明を申し上げます。

旧市営南プールは、防衛施設局の補助を受けまして昭和48年に建設されまして、30年以上経過しており、鉄骨支柱のさび、亀裂、腐食等で老朽化が進んでおりました。また、平成16年9月の台風18号によりまして上屋シートの破損、鉄骨支柱のゆがみ等の被害を受けまして、昨年は上屋シートなしで開設をしたところでございます。台風被害後に防衛施設局の補助対象となるべく協議を行ってまいりました。今年平成18年4月17日にプールの長さ25メートル、6コースで加温式、子供プール、管理棟を備えた屋内プールの補助申請を行い、名寄市屋内南プールの新設工事に着手をするものでございます。

本日議会議決をお願いいたします事業の概要について申し上げます。新南プールの主要構造は、管理棟が鉄筋コンクリート造、プール棟が鉄骨造の平家建てでございます。床面積は、管理棟251平方メートル、プール棟767.62平方メートルでございます。延べ床面積が1,018.62平方メートルでございます。南プールの外部の仕上げにつきましては、管理棟屋根はアスファルト露出防水とし、プールと屋根につきましては断熱型の屋根材、アルミトップライトを使用いたします。外壁の部分は、コンクリートの打ちっ放しの上に複層塗剤使用いたします。

管理棟部は、東側を出入り口といたしまして、ロビー、管理室があり、左側には会議、打ち合わせ等を目的としたミーティングルームがあります。また、男女更衣室、男女トイレ、男女シャワー室、男女採暖室がありまして、更衣室には男女それぞれにロッカー40人分を設置いたします。管理棟には車いす利用者にも配慮いたしまして、屋外スロープ、多目的トイレを設置しております。プール棟部につきましては、FRP構造で、一般用プールと子供用プールがありまして、一般用プー

ルサイズにつきましては長さ25メートル、幅13メートルの6コースで、水深が1.1から1.2メートルであります。子供用のプールサイズにつきましては、長さ13メートル、幅が4.5メートル、水深が0.5メートルでございます。また、プール水をろ過いたしまして、塩素消毒し、水質の安全を確保いたします。さらに、ボイラーで水を加温いたしまして、屋根は強化合わせガラストップライトを使用し、プール室内に太陽光を取り入れ、温室効果により大幅な利用の期間延長を図ろうとするものでございます。

機械設備につきましては、市の水道から直接貯水槽に給水をいたしまして、温水ボイラーで加温を行いまして、ろ過処理をして、プールへ給水する、そのような構造でございます。電気設備につきましては、受電設備及び管理棟、プール棟への配線工事を行います。

なお、本年度の南プール整備につきましては、建築主体、機械設備、電気設備の各工事を分けて発注をいたしました。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築主体工事の1件についてでございます。

ここで入札の経過と結果について申し上げます。入札は、建築主体工事で、指名競争入札で行いました。入札参加指名委員会で市内及び近隣の建設業者5社を指名し、5月10日に指名通知をいたしました。縦覧期間を5月12日から5月29日までといたしまして、5月30日に入札を執行したものでございます。入札の結果につきましては、第1回の入札で日本体育施設・大野土建経常建設共同企業体が消費税込みで1億8,501万円で落札をいたしました。

なお、工事の期間につきましては、議会議決をいただきまして、契約締結の翌日から平成18年11月30日までを予定といたしております。

次に、お手元の説明資料につきまして御説明をさせていただきます。図面1番をお開きください。全体の位置図でございまして、網かけで示す部分

が新南プールでございませう。新南プールは、旧南プールを解体撤去しまして、同じ位置に新築工事を行い、管理棟とプール棟の平家建てでございませう。なお、図面上が北側で、左の西側にはスポーツセンターがあります。駐車場は、普通車25台程度が駐車できるように、また駐輪場につきましては自転車50台程度が駐輪できるようにそれぞれ整備をいたします。

図面2番をお開きください。新南プールの平面図でございませう。平面図の上の段が管理棟部でありまして、管理室、ミーティングルーム、薬品庫、多目的トイレ、男女更衣室、男女採暖室、男女シャワー室、機械室をそれぞれ配置をいたします。平面図の下の段がプール棟でありまして、一般用プール25メートル6コースと子供用プールを配置をいたします。なお、図面上が北側になります。

図面3番をお開きください。新プールの立面図でございませう。上の段の左が東側、右が南側の立面図でございまして、中段の左が西側で、右が北側の立面図でございませう。

以上、追加の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませうか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 一つには、指名参加業者のお名前をお願いをしたいのと、2番札以降の札入れの状況についてお願いをしたいと思ひませう。それから、予定価格、落札率、ちょっと私聞き落としたのかもしれませんが、お答えをいただきたいと思ひませう。

それと、二つ目に、日本体育施設、そして地元の大野土建経常企業体ということですが、いわゆる地元では対応できない技術的な部分があるという前提の企業体なのか、その辺についてと、地元業者で対応できないような技術的な部分というのは、この南プールの関係でいくとどういふような工事が存在するのをお知らせをいただきたいと思

ひませう。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 入札の状況でございませうけれども、2番札につきましては1億8,574万5,000円でございまして、1番札との差につきましては73万5,000円でございませう。なお、予定の価格につきましては、1億9,058万5,500円でございまして、落札の状況につきましては、先ほど御報告いたしました状況下での落札率につきましては97.1%でございませう。

それから、地元企業と技術難度の関係の御質問でございませうけれども、体育施設、特に水を使用しているということでの技術的に非常に難しい内容があるというふうに判断してございませう。そこで、地元企業の積極的な受注の意欲等によりまして、専門の業者の方との共同企業体を組まれる動きがありまして、このような指名と入札結果になったということでございませう。

以上でございませう。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（松尾 薫君） 失礼しました。指名業者につきましては5社指名させていただいてございまして、落札をいただきました日本体育施設、大野土建の共同企業体が1社でございまして、長谷川体育施設、五十嵐組の共同企業体、2社目でございます。そして、株式会社坂下組、株式会社大野組、中館建設株式会社の以上の5社でございませう。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 地元同士のジョイントもあるのですね、今聞きますと。ないですか。坂下、大野というのなかったですか……聞き間違えませう。

それぞれ技術難度の面で、水に関する部分でどうしても企業体を組まざるを得ないということですが、契約金額の1億8,500万円の中での比率というのは、いわゆる地元業者ではこういう施工

が難しいという部分とそうでない部分との比率というのどの程度のものになるのかお知らせをいただきたいと思います。

あるいは、この種の工事がこれからもずっと地元ではもうなかなか対応が難しいという代物なのか、あるいは地元企業の育成という問題との関係について改めてお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 予算内訳の比率でございますけれども、手元に資料がございません。予算内訳書によって区分しなければ算出できないというふうに思っておりますので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

また、この種の施設等の改修に当たりましては、当分の間はこういう状況が続くというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 質問ではございませんけれども、当初2年がかりというような予定もありましたけれども、来シーズンのスタートから使えるというようなことなんかもございまして、できるだけ安心、安全で、喜ばれる施設の施工に努力をいただければと思っています。

終わります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

名寄下水終末処理場内排水ポンプ場電気設備更新工事について、本年6月20日に指名競争入札を執行した結果、三菱電機株式会社北海道支社が2億4,900万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税1,245万円を加え、2億6,145万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市長説明の追加説明を申し上げます。

下水処理場は、昭和55年3月の供用開始以来重要なライフラインとして毎日汚水、雨水処理の稼働に努めているところでございます。現在の電気施設は、昭和52年から55年の処理場建設時に設置をしたものでございまして、これらの機器も製造から30年近くたちまして機器の製造が中止され、部品の調達が困難となってまいりました。近年の情報機器の発達に伴い、小型化され、高性能な機器に変わっている状況でございます。この

たびの電気設備更新工事として、中央監視制御設備と運転操作設備を更新をしようとするものでございます。

本日議会議決をお願いいたします工事の概要について申し上げます。電気設備の中央監視制御設備は、処理場の監視室にありまして、汚水処理場、雨水ポンプ場のそれぞれ施設稼働の状況を監視制御する設備でございまして、また運転操作設備につきましては汚水処理場、雨水ポンプ場の機械を運転するための設備でございます。耐用年数につきましては、国土交通省が定めております標準年数は15年間でございますが、現施設につきましては26年から29年使用しておりまして、ほぼ耐用年数の倍近く使っている、そういうものでございます。なお、汚水処理場、雨水ポンプ場の電気設備につきましては、今年度より5カ年計画で機器更新をしようとするものでございます。

ここで入札の経過と結果について申し上げます。入札は指名競争入札で行いました。北海道に支社、支店のある重電メーカー6社を6月1日に指名通知いたしております。縦覧期間を6月2日から6月19日までとし、6月20日に入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、第1回の入札で三菱電機株式会社北海道支社が税込みで2億6,145万円で落札をいたしました。

なお、指名通知後に3社の入札辞退がございましたので、結果といたしまして3社による競争入札となったところでございます。

次に、お手元の資料につきまして御説明をいたします。図面ナンバー1をお開きください。これは、電気設備の更新模式図でございまして、図面の左側が現在使用しているシステムでございまして、上から監視操作室の中央監視制御設備でございまして、この中のおおむね5分の2程度が雨水処理関連の機器の割合となっております。この機器は、昭和52年製の機器でございまして、製造より29年経過したもので、手動機器から右側の新システムに更新をして、電子化の表示画面による

監視装置とするものでございます。また、中段と下段の電気室、現場操作盤の運転操作設備につきましては、現在と余り変わりませんが、コントローラーと計装変換器を装置することによりまして、今まで多くのケーブル本数でつないで稼働しておりましたけれども、1本の光ケーブルで数十本のケーブルデータを送ることが可能になると、そのような状況になります。

図面ナンバー2をお開きください。現在の処理場監視室の中央監視制御設備の状況でございます。

次に、図面ナンバー3をお開きください。更新後のイメージでございまして、これが小型化された設備に更新される、そのような予定となっております。

以上、追加の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第21号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

名寄下水終末処理場滞水池土木工事について、本年6月20日に6社による指名競争入札を執行した結果、五十嵐・桜井・ユニテック北土経常建設共同企業体が2億9,200万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税1,460万円を加え、3億660万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市長説明の追加説明を申し上げます。

公共下水道は、昭和46年7月に事業を着手して以来生活環境の改善を図り、下水道の施設の拡充によりまして事業の推進を今日まで進めてまいりました。名寄市の公共下水道計画区域は、935ヘクタールでございます。このうち昭和46年から58年度におきまして、市街地の一部203ヘクタールにおきまして汚水と雨水を1本の管で収集できる合流式の下水道により施工いたしております。合流式は、経済的に有利であること、また工事期間が非常に短縮される等の理由で施工したものでございます。その後、国の政策によりまして、汚水管と雨水管を分けて収集する分流方式で整備をしております。近年全国的に浸水、水質汚濁等の問題が発生しておりまして、名寄市におきましても雨天時に未処理水の一部が豊栄川に放流される状況がございます。この改善対策として、このたび下水処理場のグラウンド横に3,100立

方メートルの貯水容量を持つ滞水池を設けまして、未処理水の一部を処理する計画でございます。

本日議会議決をお願いいたします工事の概要につきまして申し上げます。合流改善は、下水処理場におきまして雨天時に処理能力を超えて流入する一時的な大量の雨水を一部貯留をいたしまして、合流式による弊害を緩和しようとするものでございます。計画の検討、決定に当たりましては、過去の集中豪雨のデータを参考に分析し、平成16年10月に開催をいたしました名寄市都市計画審議会委員によりますアドバイザー会議の意見を聞きまして、このたびの滞水池による工法の選定になったところでございます。

なお、合流改善工事につきましては、今年度より3カ年の計画で実施する予定でございます。

ここで入札の経過と結果について申し上げます。入札は指名競争入札で行いました。入札参加指名委員会で市内の建設業者6社を指名をいたしまして、6月1日に指名通知をいたしました。縦覧期間を6月2日から6月19日とし、6月20日に入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、第1回の入札で五十嵐・桜井・ユニテック北土経常建設共同企業体が税込みで3億660万円で落札をいたしました。

なお、指名業者の6社でございますけれども、五十嵐・桜井・ユニテック北土経常建設共同企業体のほかに大野組・昭和・北建経常建設共同企業体、そして第一建設株式会社、橋場建設株式会社、中館建設株式会社、株式会社林建設でございます。

なお、本工事の予定価格につきましては、3億1,934万7,000円のところを先ほどの価格で落札をしたところでございまして、落札率につきましては96.0%でございます。なお、予定価格との差につきましては、1,274万7,000円の差となっております。さらに、2番札につきましては、3億922万5,000円でございます、1番札との差262万5,000円となったところでございます。

次に、お手元の資料につきまして御説明を申し上げます。図面ナンバー1をお開きください。これは、下水処理場の全体の位置図でございます。図面右側が北方向になりまして、上の西側には処理水を排出する豊栄川が流れております。また、図面右下に下水処理場がありまして、図面左上から斜めに処理場へ入る点線は、合流区域の雨水、汚水を流す管渠を示しております。図面左側の下の段に分流区域の汚水管と雨水管渠が入っております。赤色の部分が今年度実施をする合流改善工事の地下埋設型の滞水池でございます。計画の滞水池は、雨天時において初期の濃度の濃い汚水を一時的にストックし、その後赤線に沿って流し、処理場で処理をする構造となっております。草色の部分は、平成19年度に計画をしている左側の流入管と右側の地上部を示している建築の施設でございます。

図面ナンバー2をお開きください。この図面は、前ページを拡大した滞水池の平面図でございます。縦が34メートル、横が26.3メートルと20.8メートルでございます。最大3,100立方メートルの貯水量を持つ大きな地下埋設型のボックスとなっております。

図面ナンバー3をお開きください。この図面は、図面ナンバー1の北側のA方向より見た滞水池の側面図でございます。上の段の図面につきましては中央部の水色の部分に雨天時の初期汚水をためることができる構造となっているものでございます。下の段の図面につきましては、ナンバー1の図面のB方向より見た断面図でございます。左側の壁の中間が汚水の流入口となっております。深さが6メートルで、壁の厚さは1メートルでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、旧名寄市の議会の所管委員会でも情報は聞いて、確認はしていますけれども、名寄川、天塩川に挟まれたエリアで、工事現場の下流側には流通団地なり、あるいは民家が何戸かございますけれども、名寄川と天塩川の水脈、地下水の関係で影響は地形的には出ないのではないかという想定で聞いていますけれども、この図面を見れば十四、五メートルぐらい掘削することになっていきますので、後々水脈に影響が出るとすれば、その補償関係については発注元の責任での対応ということになるのかなというふうに思いますが、結果出なければわからないと思いますけれども、その辺についての考え方だけ、あるいは地元地域の対応などについてお知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 十分な御答弁にはならないと思うのですが、前提としてそういう周辺の水脈には影響はないというふうに考えております。壁の厚さ1メートル、そして外部との例えば地下水等との遮断はしっかりできるというふうに考えておりますので、完全な地下埋設型の大きなボックスというふうに考えておりますので、そのように答えさせていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 申しわけありません。ちょっと質問の趣旨を間違っておりました。

それにつきましては、ちょっとどのようになるか現在はわかりません。周辺に流通団地もございますので、その辺の影響がどうなるのか、しっかりと御意見等もいただきながら見定めていきたいと、そんなふうに思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 今までの下水道工事の例でいきますと、まちの中、市街地での下水道工事

でも地下水の流れが変わって、その地下水を使っていた人が水がれができた場合は水がれ補償しておりますので、その考えが前提になると思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○助役(今 尚文君) 今でも下水道工事によって水がれ補償をしておりますので、その考え方が前提になるということでございます。

○議長(田中之繁議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第7 議案第22号 名寄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託、討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成18年9月30日をもって関口芳子委員及び安澤純子委員が任期満了となります。本件は、再度両氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第9 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書、意見書案第2号 最低賃金の引き上げを求める意見書、意見書案第3号 アメリカ産の牛肉輸入再開に関する意見書、意見書案第4号 耐震構造偽装問題の再発防止を求める意見書、意見書案第5号 J R三島・貨物会社にかかる支援策に関する意見書、意見書案第6号 「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書、意見書案第7号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める

意見書、意見書案第8号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書、意見書案第9号 郵便局の外務事務を統合する計画に反対する意見書、意見書案第10号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書、意見書案第11号 自治体財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第12号 道路整備に関する意見書、意見書案第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書、意見書案第14号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書、以上14件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 佐藤勝議員。

○17番(佐藤 勝議員) 私もうっかりしていたのですが、議長にお取り計らい願いたいのですが、意見書案の第6号なのですが、これは今国会で成立しているのではないのでしょうか。ちょっと御確認願いたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時06分

○議長(田中之繁議員) 再開をいたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外13件は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第10 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第11 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 以上で今期定例会に付託されました案件は全部議了しました。

これをもちまして、平成18年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 日根野 正 敏

署名議員 野々村 勝

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成18年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	小野寺 一 知 (P 37)	<p>1. 平成18年度市政執行に当たっての諸課題について</p> <p>(1) 合併後の市政運営と対応について</p> <p>ア 合併初年度の重要課題と、その対応について</p> <p>イ 合併特例債の考え方について</p> <p>(2) 行財政改革について</p> <p>ア 具体的な行政改革と主な課題について</p> <p>イ 財政改革と見通し、対策について</p> <p>(3) 18年度予算について</p> <p>ア 本予算を組むに当たっての視点をどこに置いたか</p> <p>イ 今後の交付税についての考え方、及び合併による交付税はどのように推移するのか</p> <p>(4) 総合計画の策定について</p> <p>ア 具体的なスケジュールは</p> <p>イ 策定に向けた取り組みと重点課題について</p> <p>(5) 道立公園オープンセレモニーの準備状況について</p> <p>(6) 高速道路の整備について</p> <p>(7) サンプルダムの早期完成に向けて</p> <p>(8) 農業関係について</p> <p>ア 新名寄市の基幹産業である農業の確立のためにも、農業振興計画を、早期に策定すべきである</p> <p>イ 担い手対策として、新規就農及び後継者育成確保等の支援を積極的に行うべき</p> <p>ウ 北海道は、「食料、環境基盤緊急確立対策事業」の取り組みを決定したが、名寄市の取り組みとその規模、事業内容について</p> <p>(9) 名寄市立大学について</p> <p>(10) 豊栄川の改修及び40号線陸橋工事の進捗状況について</p> <p>(11) JPD0の進めるガス発電所の現況と誘致について</p> <p>2. 平成18年度教育行政執行方針について</p> <p>(1) ゆとり教育に対する評価は</p>

		<p>(2) 学力低下に対する対応は</p> <p>(3) 安全・安心の環境づくりに向けて</p>
2	林 寿 和 (P 54)	<p>1. 島市長の市政推進について</p> <p>(1) 市民の一体感の形成について、具体的な行動は</p> <p>(2) 総合計画の策定スケジュールは</p> <p>(3) 自治基本条例の策定手法の進め方・考え方</p> <p>(4) 行財政改革の取り組みについて</p> <p>2. 基幹産業である農業の振興について</p> <p>(1) 新・名寄市の農業の将来展望</p> <p>(2) 次代を担う若い後継者の育成を</p> <p>(3) 農業振興センターの今後の運営について</p> <p>(4) 美しい農村景観づくりについて</p> <p>3. ごみのないきれいな名寄市を</p> <p>(1) 一般廃棄物最終処分場の現状</p> <p>(2) ごみ分別のさらなる徹底を</p> <p>(3) ごみ収集の名寄地区と風連地区の違いについて</p> <p>(4) 市民に対するきれいなまちづくりへの取り組みを</p> <p>4. 風連地区の三大事業について</p> <p>(1) 市街地再開発事業の現状について</p> <p>(2) 道の駅の進捗状況とオープン時期</p> <p>(3) 風連中学校の改築について</p> <p>5. 新市の教育行政について</p> <p>(1) 食育の取り組みについて</p> <p>(2) 風連高等学校の将来について</p>
3	熊 谷 吉 正 (P 73)	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>(1) 市長選挙に臨んだ政策的公約は</p> <p>(2) 市政推進の基本的スタンスは</p> <p>(3) 平和憲法の理想や基本理念を市政にどう生かすか</p> <p>2. 06年度市政執行方針について</p> <p>(1) 新市建設計画について</p> <p>(2) 新総合計画の策定について</p> <p>(3) 合併後の行政改革と組織機構の課題について</p> <p>3. 06年度予算編成について</p> <p>(1) 06年度予算案と今後の交付税等の動向について</p>

		<p>(2) 合併特例債の基本的活用策について</p> <p>4. 今後の主要課題について</p> <p>(1) 自治基本条例及び地域自治区の基本的考えと取り組みについて</p> <p>(2) 今後の福祉行政について</p> <p>(3) 中心街活性化及び駅前再開発事業について</p> <p>(4) 国の医療制度改革と市立病院等の課題について</p> <p>(5) 今後の普通建設事業と財政計画の位置づけについて</p> <p>(6) 季節労働者の冬期援護制度と雇用対策について</p> <p>(7) 基幹産業農業の振興について</p> <p>(8) 人口定住対策について</p> <p>(9) 住民基本台帳の個人情報保護について</p> <p>5. 教育行政執行方針について</p> <p>(1) 教育基本法を生かす教育行政の現状は</p> <p>(2) 学力二極化「進行」の現状は</p> <p>(3) 教育予算確保の現状と教職員の勤務実態について</p> <p>(4) 教育相談センターの位置づけと課題は</p> <p>(5) 特別支援教育の充実体制について</p> <p>(6) 高校の学校規模の適正化素案と新名寄市の対応は</p>
4	野 本 征 清 (P 97)	<p>1. こち良いまちづくりについて</p> <p>(1) 具体的な政策展開について</p> <p>2. 介護予防と高齢者福祉について</p> <p>(1) 第3期介護保険事業計画の基本理念は</p> <p>(2) 地域支援事業等の高齢者福祉施策について</p> <p>3. 行財政改革について</p> <p>(1) 推進計画策定に当たっての主眼はなにか</p> <p>4. 風連市街地再開発事業について</p> <p>(1) 進捗状況とその課題について</p> <p>5. 風連地区の振興について</p> <p>(1) 規約事業の枠組みは</p> <p>(2) 均衡のとれた振興策を</p> <p>6. 国際パイプライン事業について</p> <p>(1) 事業の現状に対する考え方について</p> <p>7. 児童生徒の安全対策について</p> <p>(1) 安全対策の現状と今後の取り組みについて</p> <p>8. 高校教育の指針について</p>

		(1) 風連高校存続のための対応について
5	武田利昭 (P110)	1. 行財政の長期展望 (1) 合併特例債 (2) 市長の報酬削減 2. 事務事業評価の今後について 3. 名寄市立総合病院の現状と課題 (1) 医科大学の医師派遣の中止とその影響について (2) 常勤医師の確保について (3) 市立総合病院の経営健全化対策 4. 風連地区事業の予算編成 (1) 風連中学校の改築構想について (2) 道の駅整備事業について

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成18年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	高 橋 伸 典 (P 1 2 1)	1. 「食育推進計画」制定について (1) 小・中・高等学校の朝食の欠食の状況について (2) 学校給食における地場産品の使用割合について (3) 本年の教育ファームの取り組み状況について (4) 栄養教諭の配置の考えについて (5) 本市の「食育基本法」への取り組みについて 2. 職員アイデアで経費削減を (1) 公用自転車の利用について (2) 封筒の複数回数利用について (3) 郵便物の持参について 3. 働く場の確保について (1) 名寄地方の景気に対する見解と支援について (2) 建設労働者の現状と今後の見通しについて (3) 建設事業の早期発注の考えは 4. 学童保育施設の利用状況と充実について (1) 三学童保育施設の利用状況について (2) 他校・遠距離から通う児童への配慮は (3) 各学校に学童保育的待機施設の「子どもプラン」配置の考えは
2	斉 藤 晃 (P 1 3 1)	1. 新市長の所信表明について (1) 暮らし、住民自治、平和について 2. 合併効果と施策について (1) 切り下げた施策の復活を 3. 大学運営と医療、福祉、教育のまちづくりの連携について 4. 農業の安定経営の基本について (1) 品目横断的経営安定対策について (2) 各整備事業による農家負担と経営向上について 5. 教育行政について (1) 多くの教育課題が教育基本法改正で解決されるのか

		(2) 高校再編と市内4高校の展望について
3	渡辺正尚 (P145)	<p>1. 名寄市の保健福祉施策について</p> <p>(1) 障害者自立支援法の施行における弊害について</p> <p>(2) 東病院の今後について</p> <p>2. 公共施設管理について</p> <p>(1) 名寄公園の維持管理について</p> <p>(2) 市有林(カラマツ)の維持管理について</p> <p>3. 新しい公共交通を計画しては</p>
4	東千春 (P154)	<p>1. 名寄市立総合病院の将来展望と名寄市の医療体制について</p> <p>(1) 地域の人口減少と高齢化に対応した医療体制について</p> <p>(2) 救命救急医療の将来展望について</p> <p>(3) 精神科病棟の老朽化と将来展望について</p> <p>(4) セカンドオピニオンに対する考え方は</p> <p>(5) ジェネリック医薬品の院内、院外処方に対する考えは</p> <p>(6) 患者の死亡疾病原因にみる課題は</p> <p>(7) 研修医確保の将来展望と指導医について</p> <p>(8) 在宅医療のあり方と、在宅看護との連携について</p> <p>(9) 看護職員の資格と状況について</p> <p>(10) 職員の接遇対応について</p> <p>(11) 職員研修のあり方について</p> <p>(12) 地方公営企業法の全部適用について</p> <p>(13) 職員の人事考課のあり方について</p> <p>(14) 事務管理部局のあり方について</p>
5	村端利克 (P165)	<p>1. 道の駅の店舗建設と規模について</p> <p>(1) 駐車場と並行して開発局からの移管時期は</p> <p>(2) 新市の南玄関口としての店舗建設と完成予定は</p> <p>(3) 商品販売と直売店の考え方は</p> <p>2. 風連地区における市街地再開発事業の促進について</p> <p>(1) 駅前地区再開発事業の取り組み状況は</p> <p>(2) 商工業者及び地権者との話し合いは</p> <p>(3) 診療所の改築及び保健センター建設の予定は</p> <p>(4) 福祉住宅建設及び公営住宅の移設の考えは(中心市街地区)</p> <p>(5) JA道北なよろとの話し合いの現状は</p>

		<p>3. 風連中学校と風連中央小学校の建設計画実施の時期について</p> <p>(1) 風連町学校校舎建設検討委員会の答申の経過は</p> <p>(2) 風連中学校の建設時期と見通しは</p> <p>(3) 老朽化が進んでいる中央小学校の建設計画は</p> <p>(4) 北部地区で模範となるような一貫校の建設計画は</p> <p>4. 風連高等学校の存続について</p> <p>(1) 名寄市内の4校の高等学校としての存続の基本は</p> <p>(2) 風連高等学校としての今後の存続見通しは</p> <p>(3) 新市の南玄関口の高等学校として考えは</p> <p>5. 風連地区のパークゴルフ場の管理・運営について</p> <p>(1) 風連地区のパークゴルフ場の管理・運営のあり方について</p> <p>(2) 愛好会及び老人クラブ等による管理のあり方について</p> <p>(3) 今後増設されるパークゴルフ場の管理・運営に対する考え方は</p> <p>6. 名寄警察署の移転計画について</p> <p>(1) 老朽化が進んでいる警察署の移転についての話し合いは</p> <p>(2) 北部地方での防犯・交通事故防止の拠点对策は</p> <p>(3) 名寄警察署の早期移転先の考え方は</p>
6	佐藤 靖 (P175)	<p>1. 先の市長選挙の投票率について</p> <p>(1) 初の合併市長選挙の投票率の評価について</p> <p>(2) 投票時間の繰上げにかかわる協議と結果について</p> <p>(3) 投票率を高める取り組みについて</p> <p>2. 人材育成について</p> <p>(1) 技能者の確保取り組みについて</p> <p>(2) 名寄市中小企業振興条例の改正の必要性について</p> <p>(3) 人材開発センターの将来像について</p> <p>3. 市立総合病院の将来像について</p> <p>(1) 17年度決算見込みと今後の状況について</p> <p>(2) 医師確保、特に精神科病棟の将来について</p> <p>(3) 市民、近隣市町村と一体となった運動を</p> <p>4. 教育行政にかかわって</p> <p>(1) 教育委員会機構の将来像について</p> <p>(2) 小学校区再編について</p> <p>(3) 子ども達の安全確保について</p> <p>(4) ブック・スタートの取り組みについて</p> <p>(5) 名寄岩生誕100年に向けて</p>

7	田中好望 (P187)	<p>1. 農業振興センターの運営について</p> <p>(1) 新たな運営委員会、委員の詳細について</p> <p>(2) 人件費市50%JA50%、経費市70%JA30%について</p> <p>(3) 旧風連町で行っていた主たる事業のほか、新市として新たに取り組む事業は</p> <p>(4) 3年前に購入した土地の利用について</p> <p>(5) センター職員1名増で新たな事業を行えるのか</p> <p>(6) 担い手、後継者対策は</p> <p>2. 食の安全・安心、クリーン農業・有機農業の取り組みについて</p> <p>(1) クリーン農業は、名寄市農業の振興になくてはならないものであるが、加入組織の現況と、今後の推進について</p> <p>(2) 収量の不安定性や、労働時間・資材の増加により生産コストが高いため、取り組む農家や生産量が少ないが、これをどのように解消し、生産者に理解を求めめるか</p> <p>(3) クリーン農業・有機農業の農産物を地産・地消を含め消費者にどのように販路拡大をするのか</p>
8	岩木正文 (P199)	<p>1. 学校教育について</p> <p>(1) 特別支援教育への取り組み</p> <p>(2) 小学校の英語必修化について</p> <p>2. 次世代育成支援について</p> <p>(1) 子育て支援センター「ちゅうりっぷ」への対応</p> <p>(2) 幼保一元化について</p> <p>(3) 麻疹・風疹の接種制度変更への対応</p> <p>3. もったいないの実践について</p> <p>(1) 地球温暖化への名寄市の取り組み</p> <p>(2) もったいない運動の促進を</p>
9	谷内司 (P210)	<p>1. 風連学校給食センターの統合について</p> <p>(1) 何年に統合する計画なのか</p> <p>(2) 合併協定書にある、問題点は今後協議となっているが、協議したのか</p> <p>(3) 統合後、センターの職員はどうなるのか</p> <p>(4) 風連地区のPTA、教職員との協議は</p> <p>(5) 統合後の風連学校給食センターの利用は</p> <p>(6) 福祉給食はどうなるのか</p>

10	竹中憲之 (P223)	1. 市民憲章と都市宣言の制定について (1) 市民憲章の制定の考え方は (2) 都市宣言の制定の考え方は 2. ポジティブリスト制度について (1) 営農者への指導と対応は (2) 残留農薬検査の対応は 3. 介護療養型病床の現状と今後の推移について (1) 介護療養型病床の利用度について (2) 介護療養型病床の今後の推移について (3) 現時点での利用者負担額の違いについて
11	日根野正敏 (P231)	1. 明日の農業、国政の対応と新市の政策について (1) ポジティブリスト制の対応について (2) 非認定農業者に対する対応について (3) 農業法人化に対する方策について (4) 新規就農等に関する条例の要件について 2. 市営住宅の展望と定住促進について (1) 入居基準の統一について (2) 風連特例区の定住促進規則の周知について
12	宮田久 (P239)	1. 名寄市給食センターの統合について (1) 平成17年2月28日締結、名寄市・風連町の合併協定の遵守について 2. 地方公務員災害補償法の対応及び経過について (1) 地方公務員の災害補償等の対応について (2) 関連する法令及び規則等 ア 労働安全衛生法 イ 地方公務員災害補償法 ウ 名寄市職員衛生管理規則

第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 8 年 6 月 5 日～平成 1 8 年 6 月 2 2 日 1 8 日間
本会議時間数 2 2 時間 2 5 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	名寄市総合計画策定審議会条例の制定について	18. 6. 5	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 3 号	名寄市総合療育センター条例の一部改正について	"	"
議 案 第 4 号	名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について	"	"
議 案 第 5 号	名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 6 号	平成 1 8 年度名寄市一般会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原 案 可 決
議 案 第 7 号	平成 1 8 年度名寄市国民健康保険特別会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原 案 可 決
議 案 第 8 号	平成 1 8 年度名寄市老人保健事業特別会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原 案 可 決

議案第9号	平成18年度名寄市介護保険特別会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第10号	平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第11号	平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第12号	平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計 予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第13号	平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会 計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第14号	平成18年度名寄市食肉センター事業特別会 計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決
議案第15号	平成18年度名寄市病院事業会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6. 22	原案可決

議案第16号	平成18年度名寄市水道事業会計予算	18. 6. 5	予算審査特別委員会 設置・付託
		18. 6.22	原案可決
議案第17号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	18. 6.22	原案可決
議案第18号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	”	”
議案第19号	工事請負契約の締結について	”	”
議案第20号	工事請負契約の締結について	”	”
議案第21号	工事請負契約の締結について	”	”
議案第22号	名寄市農業委員会委員の推薦について	”	”
諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	”	適任と認める
意見書案第1号	基地対策予算の増額等を求める意見書	”	原案可決
意見書案第2号	最低賃金の引き上げを求める意見書	”	”
意見書案第3号	アメリカ産の牛肉輸入再開に関する意見書	”	”
意見書案第4号	耐震構造偽装問題の再発防止を求める意見書	”	”
意見書案第5号	J R三島・貨物会社にかかる支援策に関する意見書	”	”
意見書案第6号	「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書	”	”

意見書案第7号	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	18. 6.22	原 案 可 決
意見書案第8号	若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書	”	”
意見書案第9号	郵便局の外務事務を統合する計画に反対する意見書	”	”
意見書案第10号	医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書	”	”
意見書案第11号	自治体財政の充実・強化を求める意見書	”	”
意見書案第12号	道路整備に関する意見書	”	”
意見書案第13号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書	”	”
意見書案第14号	「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書	”	”
報告第1号	平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	18. 6. 5	報 告 済
報告第2号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第3号	公害の現況に関する報告について	”	”
報告第4号	名寄市土地開発公社の経営状況について	”	”
報告第5号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	”	”
報告第6号	株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	”	”

報告第7号	株式会社ふうれんの経営状況について	18. 6. 5	報告 済
報告第8号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	”	”
	委員の派遣について	18. 6.22	派遣 決定
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査(調査) 決 定